

8

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2287 to 2294 inclusive

28 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Manchuria Year Book, 1933, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940; Japan-Manchukuo-China Industrial Year Book, 1939, 1940

Date: as above Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Economic Aggression in Manchuria

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Manchurian Yearbook contains information on the following: Manchurian history, geography, politics, finance, defence, commerce, social organization, etc., and a list of banks and companies with their capitals. The books are published by the MANSHU-NICHI-NICHI-Press in DAIREN. Assigned document numbers as follows:

Japan-Manchukuo-China Industrial Yearbook (for dates see above) is published by the Japan-Manchukuo Industrial Press in OSAKA. Contains articles on the industrial world of the three countries, laws of the three nations pertaining to economy and finance, industrial statistics and tables, etc.

Copies of these documents can be obtained in the Document Division by asking for the following document numbers for corresponding years:

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl
Page 1

Dec. Nos. 2287 to 2294 incl - Page 2 - SUMMARY Cont'd

Dec. No. 2287	Manchurian Yearbook	1933
Dec. No. 2288	" "	1936
Dec. No. 2289	" "	1937
Dec. No. 2290	" "	1938
Dec. No. 2291	" "	1939
Dec. No. 2292	" "	1940
Dec. No. 2293	J.M.C. Industrial Yearbook	1939
Dec. No. 2294	" " "	1940

Analyst: Lt Wilds

Dec. Nos. 2287 to 2294 incl
Page 2

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2287-2294
incl

Date 27 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Manchuria Year Book, 1933, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940; Japan-Manchuria-China Industrial Year Book, 1939, 1940.

Date: as above Original () Copy () Language: Japanese

Has it been translated? Yes () No ()
Has it been photostated? Yes () No ()

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Economic aggression in Manchuria.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

~~Doc. No. 2287-2294~~ Manchuria Yearbook (~~for years~~ see above) contains information on the following: Manchuria history, geography, politics, finance, defense, commerce, social organization, etc., and a list of banks and companies with their capitals. The books are published by the MANSHU-NICHI-NICHI-Press in DAIREN. Assigned document numbers as follows:

Analyst: J. Wilds

Doc. No.

~~2287~~
~~2288~~
~~2289~~
~~2290~~
~~2291~~
~~2292~~
~~2293~~
~~2294~~

~~Japan. Manchukuo - China~~

Industrial Yearbook (for dates see above) is published by the Japan-Manchukuo Industrial Press in OSAKA. Contains articles on the industrial world of the three countries, laws of the three nations pertaining to economy and finance, industrial statistics and tables, etc.

^{these documents}
~~These~~ Copies of ~~the~~ ~~Industrial Yearbook~~ can be obtained in the Document Division by asking for the following Document numbers for corresponding years.

<u>Doc. No.</u>		<u>Year</u>
<u>2287</u>	Manchurian Yearbook	1933-
<u>2288</u>	"	1936
<u>2289</u>	"	1937
<u>2290</u>	"	1938
<u>2291</u>	"	1939
<u>2292</u>	"	1940
<u>2293</u>	J.-M.-C. Industrial Yearbook	1939
<u>2294</u>	"	1940

2287,
2294.
wil

P. 249. JAPAN-MANCHUKUO-CHINA Industrial Year-Book
(1939 Edition).

Published by JAPAN-MANCHUKUO Industrial Press.
Kitadori Edobori, Nishi-ku, Osaka.

Contents:-

1. Articles on general survey of industrial world
in JAPAN-MANCHUKUO & CHINA
2. Various laws, ordinances, rules of three nations.
(like General Mobilization Law etc and
other control ordinances, rules concerning
especially industry, economy & finance)
3. Various industrial statistics & tables
4. List of names and addresses of industrial and
commercial concerns and bodies (like
chambers of commerce, etc)

P. 249. Same as above, but 1940 Edition.

P. 456. MANCHURIA YEAR-BOOK, 1936 Issue

Published by: MANSHU NICHU-NICHU Press, Ltd.
No. 31 Higashi-Koencho, DAIREN.

Contents :-

1. Outline of history of MANCHURIA
2. Geography with explanations on main cities & towns
3. Politics
4. National defense
5. Financial administration
6. Finance and currency
7. Trade
8. Commerce
9. Industry
10. Stock-breeding
11. Forest industry, fishing & mining industries.
12. Immigration
13. Transportation & Communication.
14. Religion, publication and Education.
15. Social problems

(2)

16. Sports
17. Brief outline on NORTH CHINA
18. Laws and ordinances passed in previous year.
19. List of main banks & companies, with capitals, etc.
20. Public holidays, postal charges and travel guide, etc.

P. 456 1937 Issue

P. 456 1938 "

P. 456 1939 " (Two volumes)

P. 456 1940 "

Note: The Contents of the above four year-books are almost same as stated under that of 1936 Edition.

P. 456. MANCHURIA YEAR-BOOK, 1933 Issue.
(Former MANCHURIA-MONGOLIA YEAR-BOOK)

Published by: MANCHURIA CULTURAL ASSOCIATION
(a juridical Body), situated at DAIREN.

Contents:-

1. General survey of MANCHURIA (founding and history of MANCHURIA)
2. Geography
3. Politics
4. Economy.
5. Transportation & Communication
6. Social Problems
7. Education and Religion
8. Arts.
9. Sports & Pastime.
10. Supplement: List of names and locations of industrial concerns.
List of public holidays.
Weight & measures in MANCHURIA.

#2287

昭和八年

滿洲年鑑

滿蒙年鑑改題

普及版

Proj. No. 256
S. A. No. 1044B
Sack No. 3.5
Item No. 23

法蘭西滿洲文化協會發行

P
456

2287

滿洲文化協會發

編著者	書目	定價	送料
總說・論叢			
滿鐵經濟調査會編	事變前 に於ける 東北四省行政機構	0.40	0.04
千葉豊治著	滿洲に於ける日本の地位	0.50	0.04
佐藤四郎著	滿蒙新國家と我生命線	0.50	0.04
大形孝平著	日本の滿洲開發	0.50	0.04
金崎賢著	滿洲新國家經綸の精神	0.50	0.04
伊藤武雄著	滿洲文化の發展	0.50	0.04
難波勝治著	滿蒙移植民問題	0.50	0.04
竹内克巳著	滿洲での日米外交戦	0.70	0.04
佐藤四郎著	滿洲に於ける日本及日本人	0.50	0.04
佐田弘治郎著	日支關係の心理的研究	0.50	0.06
關東廳編	關東州事情上、下	14.00	0.54
滿洲評論社編	建國批判論集	0.20	0.02
同	奉天事件の検討	0.20	0.02
滿鐵調査課編	支那航行權概論	0.70	0.02
滿鐵經濟調査會編	列國の對滿資本輸出に就て	0.40	0.04
東亞經濟調査局編	支那産業革命概觀	1.00	0.06
滿鐵調査課編	支那の擾亂と山東農村	1.20	0.06
同	國民政府の産業政策	2.50	0.10
東亞經濟調査局編	支那社會の史的分析	1.50	0.06
布勢信平著	滿蒙權益要錄	2.50	0.08
滿鐵經濟調査會編	滿支經濟の一考察	0.40	0.04
同	滿洲に於ける小作様式とその性質	0.15	0.02
同	社會理想の法理學的研究	5.00	0.18

行・發賣圖書目錄

編著者	書目	定價	送料
滿鐵經濟調査會編	増訂 支那關稅制度綱要	0.40	0.04
滿洲文化協會編	文國支那の建設	0.50	0.06
滿鐵調査會編	關東州土地制度論	0.80	0.06
大藏公望著	ソウエート聯邦の實相	6.00	0.65
高柳保太郎著	支那の歩み	1.50	0.06
同	新興支那とは何ぞや	0.50	0.04
滿洲評論社編	更生滿蒙の展望	0.20	0.02
高柳保太郎著	五色旗たふる(日英兩文)	0.60	0.06
滿洲書院編	滿洲國職員錄	2.00	0.10
滿鐵農務課編	滿洲の農業移民	0.25	0.02
末光高義著	支那の秘密結社と慈善結社	2.50	0.12
關東廳編	關東廳職員錄	1.20	0.06
法制・財政・金融・貿易			
滿鐵調査課編	滿洲に 於ける 領事裁判權撤廢に就いて	0.20	0.08
同	中華民國憲法	1.50	0.08
同	中華民國民法對譯	1.70 0.60	0.08 0.04
滿鐵經濟調査局編	滿洲に 於ける 通貨及金融の概要	0.50	0.04
川村宗嗣著	支那現行民事法法則	3.00	0.18
滿鐵調査課編	黑龍江省の財政	0.85	0.06
滿鐵商工課編	滿洲輸出入商品の取引と建値	1.20	0.08
滿鐵經濟調査會編	支那に於ける契約類集	0.50	0.08
滿鐵調査課編	各國の植民地銀行制度	1.30	0.06
同	混保大豆規格調査	2.50	0.06
同	大連を中心 として見た 銀市場と銀相場の研究	1.50	0.06

滿洲文化協會發

編著者	書目	定價	送料
滿洲文化協會編	大連の銀取引と其關係市場	0.50	0.04
安盛松之助著	滿洲幣制の現在及將來	0.50	0.04
滿鐵調査課編	滿洲の社會及經濟に及ぼせる影響	2.00	0.14
同	滿蒙に於ける鐵道の概要	0.45	0.04
同	上海港	1.00	0.06
同	山東避難民記實	0.25	0.02
滿鐵經濟調査會編	列國の對滿資本輸出に就て	0.40	0.04
同	滿洲國稅關輸入稅率一覽	1.50	0.08
年鑑・要覽・統計			
滿洲文化協會編	昭和八年滿洲年鑑	1.50	0.10
滿鐵經濟調査會編	昭和六年滿洲經濟統計	1.10	1.04
關東廳編	關東州紀要(英文)	2.00	0.10
同	關東廳統計要覽	0.50	0.04
同	昭和四年關東廳人口動態統計	0.90	0.08
同	昭和四年關東州貿易統計	3.50	0.14
同	昭和四年關東廳第二十四統計書	5.00	0.20
滿鐵調査課編	昭和六年滿洲貿易詳細統計	8.80	0.20
藤原謙吉著	滿蒙視察要覽	0.50	0.04
露西亞事情調査會編	ソウエート聯邦年鑑	2.00	0.16
滿鐵調査課編	昭和六年滿洲貿易年報	1.50	0.08
農業・林業・水産			
滿鐵農務課編	滿洲の果樹園經營	1.50	0.10

行・發賣圖書目錄

編著者	書目	定價	送料
滿鐵農務課編	滿洲の水田	0.80	0.08
滿鐵商工課編	大豆の加工	2.50	0.20
同	大豆の栽培	2.50	0.10
滿鐵調査課編	滿洲粟の鮮内事情	0.80	0.04
荒木正信著	結球白菜栽培法	1.50	0.08
滿鐵農務課編	滿洲の大豆	0.50	0.04
黃越川著	東三省水田誌(華文)	0.70	0.04
同	滿洲煙草栽培指南(華文)	0.50	0.04
同	東三省畜産誌(華文)	0.70	0.04
滿鐵調査課編	滿洲及北支那に於ける獸骨と骨粉	0.80	0.04
同	滿洲の水産業	1.50	0.10
三箇功著	滿洲の農畜産業の現勢	0.50	0.04
滿鐵農務課編	滿洲の農業	0.50	0.04
同	滿洲養豚手引	0.50	0.04
工業・鑛業			
滿鐵調査課編	南滿洲工業事情	0.40	0.04
同	續南滿洲工業事情	0.40	0.02
同	吉林省の鑛産	2.00	0.12
坂本俊雄著	滿洲の鑛産資源	0.50	0.04
木村忠雄著	油母頁岩工業	1.50	0.10
滿鐵調査課編	滿洲の纖維工業	0.90	0.08
加悦秀二著	滿洲大豆及其工業の前途	0.15	0.02

滿洲文化協會發

編著者	書目	定價	送料
地理・歴史・交通			
八木 笑三郎著	支那住宅志	4.20	0.18
滿鐵調査課編	滿洲舊蹟志 上、下	6.00	0.32
同	續滿洲舊蹟志	2.50	0.08
同	濟南舊蹟志	3.80	0.12
星田 信隆著	滿蒙鐵道網と交通問題	0.50	0.04
滿鐵農務課編	大和尙山	0.50	0.06
峰 旗 良 充 著	吉林省を中心として見たる滿洲民族變遷史	1.00	0.10
田 口 稔 著	滿洲の地方色	1.20	0.08
滿鐵調査課編	奉天昭陵圖譜	20.00	0.80
難波 勝治著	新天地を求めて	2.50	0.08
滿鐵調査課編	長春沿革史	0.60	0.06
滿鐵弘報係著	南滿洲鐵道旅行案内	1.00	0.08
佐藤 四郎著	北滿草創	1.00	0.04
大隅 爲三著	滿蒙美觀	2.00	0.10
地圖・寫真帖・繪葉書			
滿鐵調査課編	山東省詳密圖 十二枚一組	10.00	0.45
同	滿蒙西北利大地圖	5.00	0.15
滿鐵經濟調査課編	滿洲國地圖	0.70	0.04
廣瀨 編纂	滿蒙概念圖	1.00	0.04
滿鐵總務部編	滿洲其變寫真帖	1.00	0.10

行・發賣圖書目錄

編著者	書目	定價	送料
滿鐵弘報係編	滿洲寫真年鑑	3.00	0.18
滿鐵經濟調査會編	滿洲可耕地對既耕地割合圖	0.40	0.02
滿鐵調査課編	滿洲風俗エハガキ	0.15	0.02
滿洲文化協會編	滿蒙風景寫真帖	0.50	0.04
滿鐵弘報係編	滿洲美術寫真エハガキ	0.15	0.02
雜之部			
村上 信太郎著	注音符號の解説	1.30	0.08
滿洲文化協會編	趣味の滿洲	1.00	0.08
金丸 精哉著	滿蒙の地より利國の友へ送る書	0.25	0.02
滿洲文化協會編	中國電報發音字彙	1.50	0.06
同	大連に於ける中國人の生活狀態	0.50	0.02
同	中國人ボーイに關する調査	0.50	0.04
同	和漢現代支那研究書目	0.30	0.04
大連圖書館編	大連和漢圖書分類目錄 三編	2.00	0.63
平野 博三著	滿蒙物産案内	1.80	0.10
佐々木 盛一著	日語華譯教科書	2.50	0.10
滿鐵鐵道部編	米突法換算表	0.50	0.02
石田 吟松筆	滿洲畫帖	4.00	0.20
羅 振 玉 著	本朝學術原流概略	0.30	0.02
田中 清之助著	華語辭典	3.50	0.10
村上 信太郎著	書翰文各文體と作り方	2.50	0.10
佐藤 潤平著	滿蒙の野外花卉	3.00	0.10
滿洲文化協會編	支那交際上の習慣	0.20	0.02
關 東 廳 編	關東廳土曜講座講演集 1	0.80	0.02
		1.00	0.02

社 團 人 滿 洲 文 化 協 會
法 人

◆本協會の事業

1. 調査事業 滿洲及び其の接壤地方の學術調査並びに其の對策研究をなし正確なる資料の蒐集と適正なる輿論の指導に任ず
2. 紹介事業 誤りなき滿洲事情を内外に紹介するために展覽會、映畫、講演會、視察旅行等の勳務並びに案内を爲す
3. 親善事業 日滿兩國人の隔意なき親善を促進せしむるため日滿交誼會の開催或は日滿人間の爭議を調停和解せしむるために努力す
4. 教育事業 滿洲側女子の向上發展のために大同女子技藝學校を經營し教育事業の助長に努む
5. 出版事業 各種文化の促進に必要な資料圖書及び地圖の編纂並びに出版をなし廣く發賣頒布す
6. 雜誌發行 本協會の目的を遂行する爲に毎月雜誌「滿蒙」半月刊「大同文化」を發行すると共に隨時パンフレットを發行して會員に頒分す
7. 各地支部 本協會は本部を大連に置き支部を新京、奉天、旅順、ハルビン、東京、大阪、下關に設置す

◆本協會會員の特典

1. 施設利用 研究會、講演會、映畫等の聴講觀覽に對し無料又は割引入場等の特待を受く
2. 雜誌供與 本協會の機關雜誌月刊「滿蒙」半月刊「大同文化」及び特種刊行物並にパンフレットの無料配付を受く
3. 圖書割引 本協會員に限り各種出版物の特價提供を受く
4. 調査應答 滿洲に関する凡ゆる事項に對する調査問合せに就ては最も正確詳細なる報告を無償にて迅速に受く
5. 旅行便宜 視察旅行者に對し大連は本部、新京、奉天、旅順、哈爾濱は各支部に於て案内を引受け其他旅程の作成、旅館の紹介、船車の聯絡等旅行に關し無償便宜を受く



昭 和 八 年

大 同 貳 年

滿 洲 年 鑑

“滿蒙年鑑”改稱

1933



社 團 人 滿 洲 文 化 協 會
法 人

凡 例

1. 本年鑑は滿洲國創設と共に従來“滿蒙年鑑”と稱して居たものを、‘滿洲年鑑’、と改題し、滿洲が持つ最も完備した國際年鑑たる機能を發揮するやう充分注意を拂ひました。従つて分類、資料は勿論編輯から印刷に至るまで一切を更改して従來の缺を補ひ長を採ることに努力しました。

2. 本年鑑の固有名詞(地名人名)の讀み方は、従來日本人間に使はれて居るものを採用しました。尙地名に對しては最新呼稱の外、慣用されて居る舊稱をも用ひました。

新 舊

(例) 新 京 長 春

3. 本年鑑には本名稱以外、略稱で通用するものは適宜にそれを使用しました。

(例) 滿 鐵=南滿洲鐵道株式會社
東 拓=東洋拓殖株式會社
鮮 銀=朝鮮銀行
管 內=關東廳管轄內

4. 本年鑑の編輯に當つては、關東軍司令部、關東廳、外務省關係、滿鐵會社、商工會議所、滿洲國政府官署、竝に露西亞側の懇篤なる御援助を得たことを銘記して感謝いたします。

5. 本年鑑に就てお氣附の點は御指示を得たいと存じます。

社団法人 滿洲文化協會編輯部

滿洲年鑑目次

分類

1. 滿洲大觀	(1)
2. 地 理	(3 0)
3. 政 治—外交・軍事・行政・法務・財政	(4 0)
4. 經 濟—通貨・金融・商業・貿易・農業・ 畜産・林業・水産・鑛業・工業	(1 4 6)
5. 交 通—鐵道・水運・道路・航空・通信	(3 9 4)
6. 社 會—社會事象・衛生・社會施設	(4 8 1)
7. 教育・宗教—教育・宗教	(5 3 6)
8. 藝 術—文藝・映畫・美術・寫眞・音樂	(5 7 5)
9. 運動競技	(5 9 2)
附 錄	(6 0 5)
滿洲知名事業者名鑑	
滿洲國官署休日表	
滿洲國の年中行事	
日滿露度量衡	
讀史年號早見表	
滿洲國圖	
滿洲クラブ	

第一 滿洲大觀 (1-29)

(一) 滿洲國創成	1
(1) 新生滿洲國の前途	1
概説, 樂土の願現, 王道の地, 日滿交流, 光明ある其前途, 日本の立場	
(2) 滿洲國誕生前記	2
概説, 滿洲國の誕生, 滿洲國の機構	
(二) 滿洲建國の歴史	(7-14)
(1) 民族の變遷	7
概 説	
(2) 滿洲國の建設	7
概説, 肅慎國, 高句麗の建國, 渤海國の建設, 遼(契丹)の建國, 金の建國, 元の滿洲統治, 明代の滿洲, 清の滿洲統一, 滿洲は古來獨立國, 外人の錯誤, 溥儀氏出山の意義, 滿洲建國の理想	
(三) 日滿關係主要日誌	(14-29)
昭和六年十月, 十一月, 十二月, 昭和七年一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月	

第二 地 理 (30-33)

(一) 滿洲國の地勢	(30-33)
概 況	30
滿洲國の位置, 地勢, 地質, 地層及岩石, 山脈, 河川, 湖沼, 沼澤	

(二) 滿洲國の氣象	(33-35)
(1) 概 説	33
特長, 氣温, 雨量, 乾燥	
(2) 日滿觀測事業	34
關東廳觀測所名稱及位置, 發報信號標	
(3) 昭和6年滿洲氣象概況	35
平均氣温, 風速, 風向, 氣壓, 降水量及降水日數, 濕度, 雲量, 快晴, 曇天, 暴風, 不照日數	
(三) 滿洲國の面積及人口	(35-39)
(1) 面 積	35
概 説	
(2) 人 口	36
滿洲現住人口, 縣別人口統計, 日本行政管內人口靜態總數, 日本行政管內現住戶口, 在滿洲國奧地居住者人口	

第三 政 治 (40-107)

(一) 滿洲國建設經過概要	(40-47)
(1) 建國運動	40
奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 熱河省, 蒙古	
(2) 滿洲國に對する批判	44
(1) 知識階級 (2) 一般民衆 (3) 滿洲旗人, (4) 下層階級 (5) 蒙古各王公, (6) 國民政府及張學良の阻止運動, (7) ノ聯邦の態度	
(3) 滿洲國の成立經過	44

執政の就任, 建國祝賀, 民衆の對新國家態度

(二) 滿洲國の承認……………(47—62)

(1) 滿洲國の對外通告…………… 47

(2) 承認迄の經過…………… 47

軍事行動, 政治的建設, 各省政權の確立, 滿洲國の建設, 地方自治組織の建設, 經濟的建設, 關稅の獨立, 鐵道の統制, 對外關係, 聯盟調查員

(3) 日本滿洲國を承認…………… 51

日滿議定書內容

(4) リットン報告書…………… 52

概要

(5) リ報告書に對する吾意見書…………… 56

概要

(三) 滿蒙關係主要條約及聲明書(62—66)

(1) 滿洲事變の聲明書…………… 62

(2) 講和條約…………… 63

(3) 滿洲善後條約及附屬協約…………… 64

(4) 滿洲五案件に關する協約…………… 64

(5) 南滿洲及東滿に關する條約…………… 65

(6) 華府會議と滿蒙關係…………… 65

(7) 租借地及外交關係…………… 65

(四) 在滿洲國外交機關……………(66—69)

(1) 日本側外交機關…………… 66

概説, 在滿日本帝國領事館

(2) 滿洲國側外交機關…………… 67

概説, 領事官職務, 領事官官制, 滿洲國領事館成立, 外交辦事處撤廢, 條約訂正準備委員會

(3) 在滿外國領事館…………… 68

(五) 軍 事……………(69—74)

(1) 滿洲國の軍政…………… 69

東北陸軍の崩壞, 滿洲國の陸軍, 陸海軍條例, 滿洲國軍の警備司令區域, 軍政部, 陸軍の等級制, 滿洲國偵察隊, 滿洲國國境監視游動警察隊, 間島軍事特務員, 滿洲國治安維持會成立, 滿洲國軍官學校, 滿洲國陸軍中央訓練所, 被服廠, 軍隊服裝統一, 寬城子飛行場

(2) 日本側軍備…………… 73

關東軍司令部新京移轉, 關東軍司令官親補, 駐劄師團, 獨立守備隊, 旅順要塞司令部, 關東憲兵隊, 關東陸軍倉庫, 衛戍病院, 衛戍刑務所, 海軍防備

(六) 行 政……………(75—95)

(一) 滿洲國の行政…………… 75

(1) 概 況…………… 75

沿革

(2) 政府組織…………… 75

(1) 執 政…………… 78

(2) 參議府…………… 78

參議府, 參議府會議

(3) 立法院…………… 78

立法院, 立法院秘書處

(4) 國務院…………… 79

國務院, 國務院會議, 總務廳分科, 需要處分股, 大同學院, 法制局官制, 統計處, 國都建設局, 國都建設計畫諮問委員會, 逆產處理委員會, 積缺善

後委員會, 國務院各部, 民政部, 民政部分科, 土地局, 土地局分科, 首都警察廳, 中央警察學校, 特殊警察隊, 外交部, 北滿特派員辦公處, 領事官, 軍政部, 財政部, 稅捐局, 稅務監督署, 直屬諸機關, 實業部, 交通部, 直屬諸機關, 司法部, 文教科, 教科書編審委員會, 興安總署, 興安總署分科

(5) 監察院…………… 85

監察院

(6) 法 院…………… 85

法院の構成

(3) 地方行政組織…………… 86

(1) 縣…………… 86

自治縣, 縣自治委員會, 縣財政, 縣 縣公署, 奉天全省各縣, 吉林全省各縣, 黑龍江省各縣

(2) 特別市…………… 87

滿洲國特別市政, 特別市, 特別市公署, 哈爾濱市政籌備所, 哈爾濱市政籌備委員會

(3) 省…………… 88

省公署, 警察廳, 興安省三分省, 興安分署公署, 興安分署公署分科, 各分署公署所在地

(4) 各 旗…………… 89

興安分署各旗々地, 旗制, 東南分省公署臨時辦事處, 各分

省及各旗の區劃, 興安省の各分省及び各旗の區劃, 興安省各分省旗長氏名

(二) 日本側の行政…………… 91

(1) 概 況…………… 91

沿革, 關東廳の組織

(2) 關東廳行政機關一覽…………… 91

歴代關東都督及長官一覽

(3) 地方行政…………… 92

概況, 市制, 市の事業, 市の財政

(4) 會制度…………… 93

制度, 會の事業, 會の財政, 會屯數

(5) 滿鐵附屬地行政…………… 94

沿革, 地方事務所

(七) 法務及警察……………(95—107)

(一) 滿洲國の法務制度…………… 95

(1) 司法制度…………… 95

概況, 司法部, 司法部分科, 司法部法令審議委員會, 各省監獄の改良, 疏通監獄辦法廢止, 司法部豫算

(2) 法 院…………… 97

廷及推事, 各級檢察制度の改稱, 新京地方法院, 檢察廳, 司法行政改革, 法官の任用, 滿洲國法院編成法, 法制局, 統計處, 裁判所の印紙制度

(3) 警察制度…………… 98

警察管轄權限の區劃, 首都警察廳, 新京の警備司令部, 中央警

警察學校 特殊警察隊, 特殊警察隊名稱及位置, 警官の留學, 保甲制度	財政部, 財政部分科, 稅捐局, 稅捐局分課, 稅捐局名稱位置及管轄區域表, 稅務監督署, 稅務監督署分科, 稅務監督署名稱及位置及管轄區域表, 確鑄局及火柴公賣局, 阿片專賣籌備委員會, 專賣公署官制
(4) 重要法令.....100 大赦令, 滿洲國行刑制度改革, 暫行懲治叛徒法, 暫行懲治盜匪法, 滿洲國治安警察法	(3) 租稅制度.....114 稅制改正の奉天省省稅稅目表, 奉天市政公署徵收稅目表, 瀋陽縣公署徵收稅目表, 縣市に委讓せる稅目表, 廢止せる稅目表, 國地兩稅劃分辦理方法, 滿洲國阿片制度, 暫行阿片收買法, 暫行阿片收買法施行規則, 暫行阿片收買法手續, 滿洲國印花稅票法, 印花稅票引換, 煙草專賣法
(5) 治外法權撤廢問題.....101	(4) 鹽稅の獨立.....121 鹽務署, 吉黑樵運署
(二) 日本側法務制度.....102	(5) 海關の接收.....122 外債擔保負擔額, 海關の機構, 稅關と稅率, 滿洲國海關收入外債償還率, 關稅改正
(1) 司法制度.....102 概況, 沿革, 現行司法機關	(6) 滿洲國彩票.....126 彩票條例, 彩票條例施行細則
(2) 關東廳法院.....103 地方法院, 高等法院覆審部	(7) 建國公債.....127 發行規定
(3) 訴訟及檢察.....103	(8) 大同元年度豫算編成.....129 滿洲國大同元年度歲入豫算書, 同歲出豫算書
(4) 司獄.....103 概況, 沿革, 新受刑人員, 入監出監人員, 在監人及在監患者送人員, 在監人員, 在監人作業及工錢	(二) 日本側の財政.....123 概況.....133
(5) 領事裁判.....105—106 概況, 領事裁判適用法規, 附屬地と領事裁判	
(6) 警察.....106—107 概況, 現制, 滿洲の治安根本方針, 警察官署, 警察職員	
(八) 財政.....(108—145)	
(一) 滿洲國の財政.....108	
(1) 概況.....108 建國當初の準備時代, 月豫算時代, 年度豫算の確立, 滿洲國財政の將來	
(2) 財政組織.....109	

沿革, 現制, 租稅, 特別會計, 特別會計歲入歲出三年比較表, 地方費會計, 地方費會計收入支出決算三年比較表, 昭和7年度關東廳特別會計豫算, 昭和7年度地方費收入豫算, 昭和7年度地方費支出豫算, 官有財產	洋錢, 小洋錢, 銅元, 私帖, 救濟券, 流通券, 金票, 鈔票
(三) 自治體の財政.....135	(2) 通貨の流通高.....151 概況
(1) 市の財政.....135 概況, 現制, 市稅の内容, 大連市歲入歲出, 大連市特別會計歲入出決算, 大連市特別會計歲入出豫算, 旅順市歲入歲出	(3) 滿洲主要通貨の相場.....152 概況, 滿洲に於ける貨幣平均相場比較表
(2) 會屯の財政.....138 關東州各會歲入歲出決算	(4) 滿洲國成立と幣制統一.....151 概況
(3) 滿鐵附屬地歲計.....140	(5) 滿洲國金融機關.....153 (1) 滿洲中央銀行 (2) 其他の金融機關, 滿洲側主要銀行一覽, 舊式金融機關, 新式金融機關, 中國銀行, 交通銀行, 滿洲國金融組合, 商工銀行, 中小資本金金融機關
(四) 稅率.....140	(6) 外國銀行.....163 概況, 露亞銀行, 極東銀行, 滙豐銀行, 渣打銀行
(1) 關東州稅率.....140 概況, 國稅, 地方稅, 營業稅, 雜種稅, 土地增加稅	(二) 金融.....(164—174)
(2) 滿鐵附屬地課金戶數割賦課率.....144	(1) 日本側の金融.....164 概況, 沿革, 近況, 日本側銀行總括表, 昭和7年金融統計, 滿洲に於ける日本側主要銀行表, 其他の金融機關, 金融組合, 聯合會, 村落金融組合, 都市金融組合, 東洋拓殖株式會社, 東洋拓殖株式會社貸出金, 無盡會社狀況, 質屋, 質屋の貸付金, 郵便爲替受拂狀況, 郵便貯金, 郵便貯金預入拂戻, 郵便振替貯金, 滿洲の手形交換高, 滿洲に於ける手形交換高, 滿洲の
(3) 滿鐵附屬地課金.....144 課金の種類	
第四 經濟 (146—393)	
(一) 通貨.....(146—164)	
(1) 滿洲國の通貨.....146 概況, 奉天票, 現大洋票, 吉林官帖, 吉林大洋票, 哈爾濱大洋票, 黑龍江官帖, 江省大洋票, 黑龍江省四盤債券, 銀平銀, 過爐銀, 大	

金利	概況, 地方別開市場, 市場制度
(2) 滿洲の銀市場.....171	(5) 外商の活躍.....190
概況, 銀塊及爲替平均相場, 資本 逃避豫防案	外商の潛勢力, 米商の勢力, 英 商の勢力, 獨商の勢力, 佛商の 勢力, ロシア商の勢力
(3) 對外爲替關係.....172	(6) 商業機關.....192
概況, 在滿銀行對外爲替受拂三箇 年比較表, 在滿銀行內地向爲替受 拂三箇年比較表	商工會議所, 滿洲日本人商工會 議所一覽, 商工會議所内容, 諸 組合, 同業組合, 滿洲輸入組合, 滿洲各地輸入組合狀況一覽表, 市場, 滿洲各地市場, 滿洲見本 市, 日本側取引所, 官營取引所 一覽, 官營取引所先物取引, 官 營取引所現物取引, 官營取引所 錢鈔先物取引, 民營取引所, 商 品出來高及受渡高, 株式出來高 及受渡高
(三) 商業..... (175—209)	(7) 保險事業.....193
(一) 滿洲國の商業.....175	日本側の保險, 保險事業發達の 概要, 保險業成績, 簡易生命保 險, 郵便年金, 滿洲國側の保險, 華東保險公司
(1) 滿洲の商業現態.....175	(8) 倉庫業.....200
概況	滿洲の倉庫業, 保稅倉庫計畫, 滿鐵の倉庫, 混合保管, 滿鐵社 外線の混保制, 日滿倉庫, 滿洲 國側の倉庫, 海關保稅倉庫
(2) 日滿經濟關係.....176	(9) 物價.....203
日本の經濟的寄與, 滿洲の經濟 的寄與, 日滿經濟關係の清算	日用品物價, 滿洲各地小賣物價 一覽, 滿洲主要都市滿洲國人生 活必需品小賣物價一覽表
(3) 日滿單一經濟.....181	(10) 合辦事業.....206
(4) 滿洲國の商業.....182	
商店組織, 取引経路概観, 商業 機關, 滿洲國商會一覽	
(5) 滿洲國の商業統制.....184	
概況, 商標法立案, 全國各省商 會長會議開催, 實業局の設置, 實業部の組織	
(二) 滿洲の事業界.....186	
(1) 經濟界展望.....186	
概況	
(2) 昭和6年の事業界.....186	
概況, 在滿會社數, 會社組織別, 會社營業種類別	
(3) 昭和7年の事業界.....183	
概況	
(4) 滿洲國の開市場.....189	

日滿合辦, 日滿合辦事業一覽, 日露合辦, 其他諸國の合辦	莊港輸移出入品價額國別二年比 較, 牛莊港對支那諸港輸出入品 價額二年比較
(四) 貿易..... (210—234)	(三) 北滿洲の貿易.....220
(一) 全滿の貿易.....210	哈爾濱, 瓊瑤貿易.....220
日滿貿易關係接近.....210	概況, 南滿經由貿易, 對蘇聯邦 貿易, 哈市の密輸入, 對外蒙貿 易, 哈爾濱管區輸移出入貿易額 累年比較, 哈爾濱管區輸移入品 數量及價額二年比較, 哈爾濱管 區輸移出數量及價額二年比較, 哈爾濱管區輸出入品價額國別二 年比較, 哈爾濱管區對支那諸港 輸出入品價額二年比較, 瓊瑤輸 移出入貿易額累年比較
概況, 海關兩對外國貨幣平均相 場表, 全滿洲輸移出入貿易額三 年比較	(四) 東滿洲の貿易.....234
(二) 南滿洲の貿易.....211	龍井村, 珲春貿易.....234
(1) 大連港貿易.....211	現勢
概況, 關稅收入, 大連海關收入 累年比較, 國別貿易, 主要品貿 易, 大連港輸移入貿易額累年比 較, 大連港輸移入品數量及價額 二年比較, 大連港輸移出品數量 及價額二年比較, 大連港輸出入 品價額國別二年比較, 大連港對 支那諸港輸出入品價額二年比較	(五) 農業..... (235—250)
(2) 安東港貿易.....218	(1) 滿洲國の農業.....235
概況, 輸入貿易, 輸出貿易, 安 東港輸移出入貿易額累年比較, 安東港輸移入品數量及價額二年 比較, 安東港輸移出入品數量及 價額二年比較, 安東港輸移出入 價額國別二年比較, 安東對支那 諸港輸出入品價額二年比較	概況, 拓殖過程, 農業地帶, 自然 的條件, 農村狀況, 農業組織, 農 地經營法, 滿洲の農業恐慌, 邦人 農業移民, 拓務省移民及武裝移民, 日本との關係
(3) 牛莊港貿易(營口).....223	(2) 耕地及主作物.....243
概況, 經濟背後地, 輸入貿易, 輸出貿易, 牛莊港輸移入品貿易 價額累年比較, 牛莊港輸移入品 數量及價額二年比較, 牛莊港輸 移出品數量及價額二年比較, 牛	耕地面積, 作付面積, 耕作物の種 類, 昭和7年收穫豫想, 品種別作 付面積及豫想收穫高
	(3) 普通作物.....245
	大豆, 高粱, 粟, 玉蜀黍, 黍, 小 麥, 陸稻, 水稻

(4) 特用作物.....249
大麻, 青麻, 苧麻, 苧, 煙草, 棉花, 落花生

(5) 果樹.....250
概況, 果樹, 關東州果樹組合, 日滿人別果樹栽培成績, 支部別出荷數, 出荷賣捌内譯

(6) 養蠶.....251
家蠶, 關東州に於ける養蠶状態, 柞蠶, 社團法人滿洲養蠶會, 滿洲蠶絲株式會社

(7) 農業施設.....256
概況, 滿鐵農務課, 滿鐵農事試驗場, 關東廳農事試驗場, 大連農事株式會社, 東亞勸業會社, 農業教育

(六) 畜産.....(259—267)

(1) 滿洲國の家畜.....259
家畜の種類, 滿洲國の家畜頭數表, 馬, 騾, 牛, 羊, 滿洲國綿羊分布狀況表, 豚

(2) 畜産物.....261
乳及乳製品, 肉及肉製品, 毛及毛製品, 皮革及毛布, 獸骨, 畜産市場及輸出狀況

(3) 羊毛.....262
滿洲羊毛主要取引市場及集散數量

(4) 牛肉.....263
出題, 滿蒙に於ける畜牛主要市場及集散頭數表, 消費, 滿蒙に於ける屠牛頭數表, 肉質

(5) 牛皮.....264
出題, 滿蒙産牛皮の市場別集散數

量表, 皮質

(6) 畜産施設.....264
概況, 滿鐵農事試驗場畜産科, 公主嶺農事試驗場綿羊改良試驗成績表, 種畜場, 關東廳農事試驗場, 畜産部, 關東廳種馬所, 臨時馬政委員會, 滿鐵獸疫研究所, 農會畜産部及畜産部及畜産組合, 競馬會

(七) 林業.....(268—286)

(1) 滿洲國の林業.....268
沿革, 滿洲林業の實態, 在滿林業會社一覽表, 共榮起業株式會社關係林業場内容, 日支合辦富寧造紙有限股份公司, 華森製材公司, 黃川探木有限股份公司, 豐材股份有限公司, 興林造紙股份公司, 鴨綠江探木公司, 中東海林探木公司, 吉省松江林業公司, 日露支合辦札免探木公司, 興吉公司

(2) 滿洲の森林.....272
概況, 森林面積及森林蓄積, 滿洲の森林面積並其立木蓄積, 主要樹種

(3) 鴨綠江(右岸)及渾江流域の森林.....273
概況, 林況, 大江右岸森林蓄積, 渾江流域森林蓄積

(4) 松, 豆, 牡丹流域地方の森林.....275
松花江流域の森林, 豆滿江流域の森林, 牡丹江流域の森林, 林況

(5) 拉林河流域(四合川)森林.....277

(6) 中東鐵道東部沿線の森林.....277

概況, 林況

(7) 中東鐵道西部沿線の森林.....278
林況

(8) 三姓地方の森林.....278
概況, 林況, 森林の蓄積

(9) 大興安嶺の森林.....280

(10) 小興安嶺の森林.....280

(11) 滿洲材の生産狀況.....280
木材の生産及び需給狀況, 輸出入數量, 吉林材, 鴨綠江材, 安東省木材内譯累年比較表, 北滿材

(12) 關東州の林業.....285

(八) 水産.....(286—301)

(一) 滿洲國の水産.....286

(1) 概況.....286

(2) 南滿洲.....287

(3) 北滿洲.....287
漁期, 漁撈法, 魚種, 産額

(4) 滿洲國の鹽業.....289
沿革, 鹽田現況, 鹽田面積推定表, 鹽田, 製鹽法, 最近5箇年生産高累年比較表

(5) 東蒙鹽湖の概況.....290

(6) 鹽政機關.....291
鹽務署, 鹽務局名稱及位置表, 鹽務局管轄區域表, 製鹽掛私局名稱及位置表, 製鹽掛私局管轄區域表, 吉黑樵運署

(二) 關東州の漁業.....291

(1) 概況.....291
漁場, 關東州の地位

(2) 日本側漁業.....292

概況, 延縄漁業, 機船底曳網漁業, 捕鯨業, 打網湖漁業

(3) 滿洲國人漁業.....293
概況, 風網漁業, 網延繩漁業, 太刀魚延繩漁業, 駐木網漁業, 蠟網漁業, 桁曳網漁業, 網子網漁業, 黃華魚漁業

(三) 關東州漁業統計.....293
漁業者戶數, 漁業従業人員, 漁船及漁具, 地方別漁獲高, 魚類別漁獲高

(四) 水産物製造業.....296
概況, 種類, 地方別水産物製造高, 種類別水産物製造高

(五) 水産施設.....297

(1) 關東廳水産試驗場.....297

(2) 關東州水産會.....297

(3) 關東州機船漁業組合.....297

(4) 旗大魚市場.....297

(5) 日滿水産株式會社.....297

(六) 製鹽業.....298
關東州の製鹽.....298
概況, 産鹽地, 生産狀況, 州廳と曹達工業, 輸出鹽の検査, 再製鹽並加工鹽業者, 製鹽の輸出獎勵, 製鹽輸出獎勵金下附者及金額, 鹽業調査及試驗, 關東州の製鹽, 東拓の鹽田計畫

(九) 鑛業.....(302—334)

(一) 滿洲國の鑛業.....302

(1) 滿洲の鑛産物.....302
滿洲鑛産統計表

(2) 滿洲鑛業の沿革.....306	(14) 札賚諾爾炭礦.....322
(3) 滿洲の鑛業と外國資本.....308	復興問題提起, 埋藏量
露國の鑛業權, 日本の鑛業權, 其他外人の鑛業權, 土著資本と 鑛業法	(15) 鶴立崗炭礦.....323
(4) 滿洲國の鑛業政策.....311	鶴立崗煤鑛公司.....323
國營方針, 新鑛業條令, 滿洲國 炭山開發 奉天省の鑛山整理 礦産の中央直轄及販賣禁止	(16) 新邱炭田.....323
(二) 炭 礦.....313	(17) 其他の炭田.....324
(1) 撫順炭礦.....313	(三) 鐵 鑛.....324
位置, 炭層, 炭質及埋藏量, 撫 順炭平均分析表, 事業沿革, 營 業收支, 出炭狀況, 出炭高各坑 別, 撫順炭内地輸入制限問題, 賣炭箇所別, 撫順炭地賣價格値 下, 撫順炭好況, オイルシエール	(1) 鞍山鐵鑛.....325
(2) 本溪湖炭礦.....319	位置, 鑛床, 品位及埋藏量, 事 業沿革
位置, 炭層, 炭質及埋藏量, 本 溪湖石炭分析表, 事業沿革	(2) 廟兒溝鐵山.....326
(3) 煙臺炭礦.....319	位置, 鑛床, 品質及埋藏量, 事 業沿革及現狀
(4) 五湖咀炭礦.....320	(3) 弓張嶺鐵鑛.....327
(5) 牛心臺炭田.....320	位置, 品位及鑛量
(6) 西安炭田.....320	(4) 歪頭山鐵鑛.....327
西安炭礦剝土作業	(5) 其他の鐵鑛.....327
(7) 田師付溝炭田.....320	(四) 金 鑛.....328
(8) 八道溝炭坑.....321	(1) 分布狀況.....328
(9) 穆稜炭礦.....321	黑龍江砂金鑛, 吉林省砂金鑛及 金鑛, 奉天省砂金鑛
(10) 火石嶺炭礦.....321	(2) 著名産金地.....328
(11) 蛟河炭田.....321	漠河, 遼源金廠, 興安金廠, 太 平金廠, 庫瑪爾河, 清原縣に於 ける金鑛發見
(12) 老頭兒溝炭礦.....321	(五) 其他金屬及非金屬鑛.....330
(13) 密山炭田.....322	(1) 輕金屬原料.....330
	マグネサイト, 耐火粘土
	(2) 製鐵及鑛業原料.....330
	石灰石及方解石, マグネサイト, 矽石, 滑石, 長石, 螢石
	(3) 銀, 鉛, 亜鉛鑛.....331

(4) 銅 鑛.....332	柞蠶製絲, 副産物及製品, 安東 柞蠶絲工場一覽表
(5) 黃鐵鑛.....332	(2) 綿糸布業.....346
(6) 天然ソーダ.....332	滿洲紡績會社工場, 内外棉金州 工場, 滿洲紡績會社工場, 滿洲 棉花株式會社, 奉天紡紗廠
(7) 滑 石.....333	(3) 製麻業.....348
(8) 石 綿.....333	(4) 毛織業.....348
(9) 重晶石.....333	滿蒙毛織株式會社
(10) モナザイト及ザーコン.....333	(四) 食料品工業.....349
(11) 拓榴石.....333	(1) 製粉業.....349
(12) 黒 銀.....333	哈爾濱に於ける製粉工場, 松花 江製粉工場賣却, 北滿製産高, 北滿製粉工場生産高, 南滿洲に 於ける製粉業, 南滿洲製粉工場 一覽表, 事變以後の長春製粉界
(六) 地質調査機關.....333	(2) 製糖業.....352
滿鐵會社地質調査所.....333	南滿洲製糖株式會社, 呼蘭製糖 廠, 阿什河製糖廠
(十) 工 業.....(334—336)	(3) 釀造業.....353
(一) 滿洲國の工業.....334	高粱酒, 遼陽に於ける燒酒, 紹 興酒の釀造獎勵, 造酒工場, 北 滿の酒精工場, 味香醬油, 味香 醬油製造工場
發達過程, 日滿工業統制, 滿洲國 新工業條令	(4) 精米業.....356
(二) 大豆工業.....335	精米工場
(1) 油坊業.....335	(五) 化學工業.....357
滿洲各地油坊現況, 沿革, 滿洲 油坊界の現況, 滿洲油坊豆粕生 産數量, 滿洲大豆及製品の輸出 數量, 豆粕各港積出別一覽表, 豆粕需要地別輸出數量一覽表, 豆油輸出數量一覽表, 豆油輸出 の最近の傾向, 大豆豆粕豆油の 滿洲貿易上の地位, 大連油坊聯 合會々員豆粕製造高年表, 遼口 の油坊界, 月別製造高, 北滿の 油坊界, 昭和5年度北滿油坊生 産高	(1) 燐寸工業.....357
(2) 油脂工業.....343	滿洲燐寸工業現勢表, 東北火柴 公賣局
(三) 纖維工業.....344	(2) 油母頁岩工業.....358
(1) 柞蠶業.....344	製油工場作業成績, 大規模製造 計畫, 販賣高内譯表
	(3) 曹達工業.....359

曹達灰工業會社創設
 (4) 硫安製造工業……………300
 滿洲硫安の對外大量引合、滿鐵
 硫安會社新設
 (5) 染料製造業……………301
 滿洲ペイント株式會社
 (6) 石鹼製造業……………302
 在哈爾濱石鹼工場
 (7) 染料製造業……………302
 大和染料株式會社
 (8) アルミニウム及マグネシ
 ム工業……………302
 (9) 窯業……………303
 セメント、石灰、淺野セメント
 進出、鎮洋セメント、煉瓦工場
 大連窯業株式會社、陶磁器及硝
 子
 (10) 製藥業……………305
 甘草エトキス、火藥
 (六) 雜工業……………306
 (1) 煙草製造業……………306
 東亞煙草株式會社、秋林商會、
 ロバート株式會社、英米煙公司
 (2) 製材、製紙工業……………309
 製材業、製材工場、製紙工業
 (3) 畜産加工業……………309
 皮革、骨粉、滿蒙畜産株式會社
 肥料工場
 (4) 印刷工場……………371
 (七) 機械工業……………371
 滿鐵×道工場、改造及修繕車輛數、
 大連機械製作所、機械工場
 (八) 製鐵及鋼業……………372
 (1) 鞍山製鐵所……………373
 概況、製鐵工場、五百噸熔鑪爐
 作業成績、鍊鐵工場成績、鍊鐵
 販賣高、選礦工場成績、煉炭工場
 成績、化學工場生産高、製鐵業
 業收支

(2) 本溪湖煤鐵公司……………375
 概況、鍊鐵分析表、休止中の鎔
 鑪爐火入
 (九) 電氣瓦斯工業……………376
 (1) 日本側電氣事業……………377
 (2) 南滿洲電氣株式會社……………378
 事業用發電設備電氣供給狀況、
 電燈及電力供給狀況、營業收支、
 電車、運轉狀況
 (3) 撫順電氣事業……………383
 撫順電氣工業成績
 (4) 鞍山製鐵發電所……………384
 鞍山電氣作業成績
 (5) 滿洲國電氣事業……………384
 滿洲國電氣事業統制方針、電力
 國有案、日滿合辦延吉電業公司、
 各地の電氣事業、滿洲國側電氣
 事業一覽
 (6) 南滿洲瓦斯株式會社……………390
 瓦斯製造及供給狀況
 (十) 工業施設機關……………391
 (1) 滿洲中央試驗所……………391
 大豆油酒精抽出試驗工場、滿洲
 石炭液化、沙河口研究所
 (2) 工業博物館……………392
 工業館、滿蒙館、交通館、交通
 分館
 (3) 工業家團體……………393
 大連工業會、南滿工業者懇話會、
 其他の團體、滿洲電氣協會擴大

第五 交通 (394—480)

(一) 鐵道……………(394—423)
 (1) 滿洲の鐵道……………394
 滿蒙既成鐵道一覽……………394
 (一) 南滿洲鐵道株式會社……………396
 (1) 概況……………396
 會社の設立、資本及株式、社
 債、利益配當、事業費、會社

の事業、貸借對照表、歴代の
 主腦、現在の首腦者、滿鐵會
 社の組織、職制改革
 (2) 鐵道事業……………400
 鐵道事業營業成績、營業成績、
 旅客運輸成績、旅客等級別成
 績、取扱貨物輸送總數、貨物
 運輸成績
 (3) 倉庫事業……………404
 (4) 了場事業……………404
 (5) 港灣……………404
 埠頭設備……………404
 (6) 鹽業……………405
 (7) 製油……………405
 (8) 製鐵……………405
 (9) 地方經營……………406
 (10) 其他事業……………407
 電氣、瓦斯、旅館、傍系會社
 (二) 中東鐵道……………407
 (1) 概況……………407
 附帶事業
 (2) 資本借款收支……………403
 (3) 營業成績……………409
 中東鐵道旅客貨物進展成績
 表、鐵道營業收支
 (4) 營業運賃率……………410
 東鐵貨物運賃率例表
 (5) 營業狀況……………411
 累年營業收支狀態、鐵道線路
 延長
 (三) 吉長古敦鐵路……………411
 (1) 概況……………411
 (2) 資本及借款……………412
 (3) 運賃率……………413
 (四) 四洮鐵道……………413
 (1) 概況……………413
 (2) 資本及借款……………414
 (3) 營業成績……………415

營業收支成績、營業概數、普
 通旅客運賃率、貨物運賃率、
 累年營業收入
 (五) 洮昂鐵道……………416
 (1) 概況……………416
 (2) 資本及借款……………416
 (3) 營業狀況……………416
 (六) 奉天鐵道……………417
 (1) 概況……………417
 營業成績
 (2) 資本及借款……………418
 (3) 運賃率……………418
 (七) 瀋海鐵道……………420
 (1) 概況……………420
 (2) 資本及借款收支……………420
 (3) 營業狀況……………420
 (八) 其他の既成鐵道……………421
 (1) 金福鐵道……………421
 營業收支
 (2) 呼海鐵道……………421
 (3) 吉海鐵道……………422
 (4) 齊克鐵道……………422
 (5) 洮安鐵道……………422
 (6) 程棧鐵道……………422
 (7) 綏立鐵道……………422
 (九) 工事中の鐵道……………423
 (十) 未成鐵道……………423
 (二) 水運……………(424—459)
 滿洲國の水運……………424
 概況、滿洲國置船、關東州置船
 船
 (一) 大連港……………424
 (1) 概況……………424
 位置、沿革、各港との距離
 (2) 大連港の管理……………425
 概況、埠頭の經營、海事行政
 (3) 大連港の貿易……………426
 (4) 營業及作業……………426
 概況、埠頭營業、省産料及轉裝

料、貨物の搬送及保管、倉庫營業、倉敷料、鐵道運送營業、作業組織

(5) 港灣施設……………423
航路標識、海上設備、着離及碎氷小蒸汽船、海上荷役設備、陸上設備、港灣附屬設備

(6) 輸出入貨物……………430
大連港出入船舶國籍別三年比較

(二) 旅順港……………432
(1) 概説……………432
沿革及現勢

(2) 施設概要……………434
現況、港界と水面積、港内設備

(3) 埠頭諸掛……………435

(三) 安東港……………435
(1) 概説……………435
沿革及港勢、港灣としての價值

(2) 各港との距離……………436

(3) 港灣設備……………436
概況、鋪地、荷役設備、淺瀬の箇所、錨場間の距離、倉庫

(4) 日本側の諸掛……………437

(5) 滿洲國側の諸掛……………437

(6) 安東港の現況……………437
安東港出入船舶國籍別貿易額三年比較

(四) 營口港……………438
(1) 概説……………438
沿革及港勢、現況、各港との距離、營口港對日本、戎克航路

(2) 埠頭設備……………440
概況、港内各埠頭、下流港外各埠頭、上流港外各埠頭、河北各埠頭、埠頭苦力

(3) 諸掛……………443
繫船料、荷役費、解纜、水先案内料

(4) 牛莊港出入船舶國籍別三年比較……………444

(五) 其他港灣……………444
(1) 大東溝……………444
沿革、概況

(2) 葫蘆島の深港……………445

(3) 東崗貿易港……………446
龍井村、龍井村管内出入船舶國籍別三年比較、琿春、琿春管内出入船舶國籍別三年比較、清津港

(六) 松花江……………449
(1) 概況……………449
可航區域、沿革、航行權回收

(2) 水運……………450
航路、埠頭所在地及區間、哈爾濱より水路各市に至る距離、船舶の種類、航運界の現況、帆船の種類及積載力、帆船數、航行日數、運賃率、哈爾濱管區出入船舶國籍別三年比較

(七) 遼河……………452
(1) 概況……………452
水系、現況、船着場及航行日數

(2) 水運……………454
船種及隻數、流氷及結氷

(八) 鴨綠江……………454
(1) 概況……………454

(2) 水運……………455
水路、各港との距離、船舶の種類、鴨綠江貨物運送船組合

(九) 黑龍江……………457
(1) 概況……………457
沿革

(2) 水運……………458
滿洲國側の航業、航行日數、航行狀態と埠頭、滿洲國側の主要埠頭

(十) 嫩江……………458
(1) 概況……………458

(2) 水運……………459

(三) 道路(附バス)……………(459—467)
(1) 滿洲國の道路……………459
滿洲國の道路政策、滿洲國の道路網、交通機關

(2) 關東州及鐵道附屬地の道路……………465
大連、旅順、州内市外、旅周道路、旅順一大連道路、大連—普蘭店道路、甘井子道路、周水子飛行場道路、鐵道附屬地、道路延長坪數表、橋梁延長表

(四) 航空……………(467—468)
日滿航空事業……………467
總説、大連飛行場設置、日本航空輸送株式會社、滿洲航空輸送會社、滿鐵の航空路計畫

(五) 通信……………(469—480)
(一) 滿洲國の通信……………469
(1) 郵政接收経緯……………469
概況、奉天、新京、安東、營口、鳳城縣郵政局、吉黑郵務管理局

(2) 通信の現状……………470
概況、郵務司、電政管理局、電政管理局分科、各地の驛站、郵便葉書及切手、郵便爲替印紙、日滿通信會社計畫、奉天沿線通信線の改修、米國對滿洲國通信關係、日滿郵便電話條約、水災電報無料取扱

(3) 航空郵便……………472
航空郵便線路

(二) 日本側の通信……………472
(1) 現況……………472

(2) 制度……………473

(3) 通信機關……………473
中央機關、地方機關、通信機關累年比較

(4) 郵便……………473
郵便料金改正、小包通關、郵便線路里數、郵便物數、航空郵便料金、小包郵便、速達扱、速達料金、飛行便と汽車便との比較

(5) 電信……………477
有線電信、電信線路里數、電報通數、清津郵便局、大連大坂間有線直通電信線敷設、無線電信、連哈連絡

(6) 電話……………479
日滿支連絡電話、朝鮮連絡電話、主要地間朝鮮連絡電話料金、電話線路里數、電話加入者數及通話度數

(7) 放送無線電話……………480

(8) 郵便電信局所名改稱……………480

第六 社 會 (481—535)
(一) 社會專章……………(481—503)
(1) 滿洲國協和會……………481
概況、活動の狀況、設立委員會議、創立宣言、綱領、章程、滿洲國協和會組織體系圖表、滿洲國協和會役員、發會式

(2) 自治指導部の榮光……………484

(3) 滿洲青年聯盟……………485

(4) 匪賊の剷滅と治安維持……………486

(5) 北滿の水害……………486
哈爾濱地方、松花江下流地方、呼海線地方、中東鐵路南部線地方、中東鐵路西部線、中東鐵路東部線

(6) 滿洲國の水災救濟策……………489
中央政府水害救濟辦法、奉天水害救濟籌備委員會、水災賑濟彩票の發行

(7) 朝鮮人問題……………491
朝鮮人遭難事情、鮮人遭難民概數、朝鮮人運動

(8) 滿洲共產黨運動……………492
概況、共產黨事件

(9) 勞働事情.....494
 工場及鑛山勞働者, 普通勞働者, 自由勞働者, 工場勞働者調, 工場經營者別數, 普通勞働者調, 普通勞働者經營別數, 自由勞働者調, 勞働者の移動, 南滿洲主要都市勞働, 勞働時間, 滿洲出稼移民の入滿, 經營別仕出地別入滿數, 應滿移民數, 經營別仕向地別離滿數

(10) 勞働運動.....500
 概説, 勞働團體, 勞働團體調査, 勞働爭議, 經營者別同盟罷業數, 同盟罷業の原因並結果一覽表, 同盟罷業の經營者別に依る罷業日數, 同盟罷業累年數

(二) 衛生.....(503-515)

(一) 滿洲國の衛生.....503

(1) 傳染病豫防.....503
 虎列拉防疫暫行令, 共同防疫暫時辦法, 共同防疫

(2) 滿洲赤十字社.....504

(二) 日本側の衛生.....504

(1) 行政機關.....504

(2) 審査機關.....504
 保健調査會, 滿鐵衛生研究所, 滿鐵防疫研究所, 滿洲風土病研究機關設立

(3) 診療機關.....505
 診療機關表, 病院及醫院診療患者病別, 大連醫院, 取扱患者數, 大連聖愛醫院, 滿洲保健院

(4) 防疫機關.....507
 海港檢疫, 法定傳染病狀況, 法定傳染病患者及死亡者數, 昭和7年コレラ大猖獗, 昭和7年コレラ發生數, 種痘, 結核豫防, 花柳病豫防

(5) 保健.....511
 鑛山・工場衛生, 學校衛生, 海濱,

温泉, 山間聚落, 飲食物, 物品取締, 飲食物, 物品検査, 牛乳取締, 屠獸取締, 賣肉取締

(6) 藥品, 賣藥取締.....512
 藥劑師規則, 藥品規則, 賣藥營業規則, 藥品巡視施行成議

(7) 阿片, 癲醉劑取締.....513
 阿片, 關東廳專賣局, 癲醉劑

(8) 救護運動.....514
 蒙古診療團, 巡迴醫療班, 娘々廟會醫療班

(三) 社會施設.....(515-535)

(一) 滿洲國人側社會施設.....515
 大連宏濟善堂, 大連臨時貧民庇寒所, 滿洲人職業紹介所附設家庭ボ-イ養成所, 中華青年會, 露天市場, 大連車夫合宿所, 大連馬車收容所, 碧山莊, 華工歡樂園, 大連中華青年會附設會立小學校, 天足會, 遼東育英會, 大連山東同鄉會, 救養工廠, 大連同善社, 世界紅卍字會大連分會, 世界紅卍字會營口分會, 紅卍字會新京分會, 同善堂, 奉天聖愛職業學校, 新京救養工廠, 新京濟良所, 新京介紹承保會, 新京慈善會, 新京戒烟酒會, 東省特別區平民工廠分廠, 哈爾濱特別市施診所, 東省特別區市立第一施診所, 濱江游民習藝所, 特別市政局慈善救濟所, 濱江公安局濟良所, 濱江市立救養所, 滿洲慈善聯合總會哈爾濱分會, 營口市救濟院, 開原縣救養工廠

(二) 日本側社會施設.....519

(1) 一般社會施設.....519
 A 文化機關.....519
 滿洲社會事業協會, 大連海務協會, 滿洲技術協會, 滿洲建築協會, 滿洲農事協會, 社囀

法人滿洲電氣協會, 滿洲體育協會, 滿洲土木建築協會, 滿洲文化協會

B 社會教育機關.....521
 大連基督教青年會, 大連海務協會海員會館, 甘井子海員俱樂部, 敬老會, 基督教婦人矯風會大連支部, 大連禁酒會, 大連兩親再教育協會, 帝國軍人後援會滿洲支部, 大連軍人後援會, 全滿婦人團體聯合會, 青年團體, 少年團體

C 育英機關.....524
 振東學社, 田崎育英會, 新京教育獎勵會

D 保護機關.....524
 習光院無科宿泊所, 勞働保護會, 新京勞働保護會, 撫順救世會, 奉天勞働救濟會, 安東朝鮮人授產會, 安東朝鮮人會授產場, 爲仁會, 撫順鴻慈院, 旅順聖德會, 大連聖德會, 新京聖德會, 鎌倉保育會旅順支部, 救世軍育兒婦人ホーム, 大慈院, 滿洲託兒所, 小谷育兒ホーム, 仁和院

E 救療機關.....527
 日本赤十字社滿洲委員部, 滿洲結核豫防會, 大連聖愛醫院, 沙河口簡易救濟會, 鞍山濟生會, 鐵嶺慈善團, 安東慈善團

(2) 滿鐵會社福利施設.....528
 共濟, 社宅配給, 滿鐵社員消費組合, 住宅組合, 滿鐵獎學資金財團, 社員會其他, 慰安施設

(3) 官公經營社會施設.....531
 A 恩賜財團.....531
 恩賜財團慈善資金, 恩賜財團兒童獎學資金, 恩賜財團教化事業獎勵資金

B 關東廳社會施設.....532
 概説, 關東廳方面委員, 關東廳救療所, 關東廳盲啞學校, 關東廳職員大連購買組合, 逕信局職員購買組合

C 旅順市社會施設.....534
 概説, 市營住宅, 公會堂, 兒童園

D 大連市社會施設.....533
 概説, 社會事業補助金, 市營住宅, 常盤賓館, 大連職業紹介所, 簡易宿泊所, 大連市授產講習所

(三) 外國人側社會施設.....534
 英國女施醫院, 英國基督教會附設華文女子小學校, 益華小學校, 東省特別區平民工廠總廠, 營口普濟病院, 老人院及嬰兒院, 鐵嶺施醫院, 天主堂孤兒養老院, 奉天群月重明女學堂, 遼寧救濟院, 營口育嬰堂, 營口養老所, 營口養老院, 仁世會, 猶太人會

第七 教育・宗教 (536-574)

(一) 教育.....(536-574)

(一) 滿洲國の教育.....536

(1) 概況.....536

(2) 教育行政機關.....537
 文教部, 大同學院, 教科書編審委員會, 滿洲國童子團, 滿洲國教育行政組織一覽

(3) 全國教育機關.....539
 全國教育機關生徒教員數及開校狀態, 奉天省教育概況, 奉天省內各縣開校狀況表, 吉林省の教育機關, 吉林省各縣教育局, 吉林省立各學校, 黑龍江省, 黑龍江省各縣教育局, 黑龍江省各縣立中等學校以上學校, 黑龍江省

立各中等學校、東省特別區、新
京特別市、新京特別市市政公署
各學校

(4) 教育體系……………544
國民學校、實務學校、實業學校、
實業大學、公務學校、公務大學、
教員養成所、學術研究機關、資
格審査委員會

(5) 私立學校……………547
滿洲鏡泊學園、黑龍江民衆日語
學校、滿蒙人學校

(二) 日本側の教育……………547
(1) 教育制度……………547
概況、日本人教育、滿洲國人教
育、關東廳經營の學校、大連市
經營の學校、滿鐵會社經營の學
校、居留民會經營の學校、東洋
協會經營の學校、日滿協會經營
の學校、教科用圖書

(2) 教育系統……………549
概況、幼兒教育

(3) 日本人初等教育……………549
日本人小學校

(4) 滿洲國人初等教育……………550
公學堂(校)、公學堂校一覽、普
通學堂、關東州普通學堂、書房
及私立學校、關東州內私立書房、
日語學堂

(5) 中等教育……………551
中學校、中學校一覽、高等女學
校、家政女學校、家政女學校一
覽

(6) 師範教育……………552

(7) 實業教育……………552
實業學校一覽、農商工業實習所

(8) 專門教育……………552
南滿工業專門學校、滿洲教育專
門學校、日露協會學校

(9) 大學教育……………553

旅順工科大学、滿洲醫科大学

(10) 補習學校……………553
補習學校施設、大同女子技藝學
校

(11) 實業補習教育……………554
實業補習學校

(12) 滿鐵會社補助……………554
滿鐵會社補助學校一覽

(13) 軍事教育……………555

(14) 青年訓練所……………555

(15) 教育助成機關……………555
兒童獎學資金、滿鐵獎學資金、
大連獎學會、金州獎學會、普開
店獎學會、旅順興文會、教科書
編輯部、教育方針の改革

(三) 社會教育機關……………557
(1) 關東廳圖書館……………557
(2) 滿鐵圖書館……………557
滿鐵圖書館一覽表
(3) 關東廳博物館……………558
(4) 滿蒙資源館……………558

(二) 刊行物……………(559—568)
出版物取締、新聞、通信事業、時事
掲載出版物調、定期出版物調、日本
側發行時事掲載出版物一覽表、日本
側發行定期出版物一覽表

(三) 宗教……………(568—574)
(一) 在來の宗教……………568
由來と現状……………568
概況、寺廟觀祠、在來寺院廟宇
數、佛教、道教、儒教、回教、
喇嘛教、雜教、道院と世界紅卍
字會

(二) 日本人側の宗教……………571
宣布の方法……………571
概況、神道、佛教、基督教、寺
院教會布教所教、神社、神職、
滿洲の神社一覽、滿洲神社建設
計畫

第八 藝 術 (575—591)

(一) 文 藝……………575
(1) 總 說……………575
(2) 小説、戯曲……………575
(3) 評 論……………576
(4) 隨 筆……………577
(5) 詩……………577
(6) 短 歌……………577
(7) 俳 句……………578
(8) 川 柳……………578
(9) 童話、童謡……………579

(二) 映 畫……………580
(1) 概 說……………580
時局の影響、常設館の傾向、不
況と映畫界
(2) 主なる上映洋畫……………581
主なる米國封切映畫、歐米物竝
ソヴェート封切映畫、主なる再
上映洋畫
(3) 滿鐵映畫の活動……………581
(4) 滿鐵協和會館の功績……………582
(5) 映畫人の來滿一瞥……………582
(6) 映畫關係團體の設立……………582

(三) 美 術……………(582—583)
概況、展覽會

(四) 寫 眞……………584
概況、滿洲寫眞美術展覽會、寫眞
材料の暴騰、國產寫眞材料の滿洲
進出、小型カメラの擡頭、寫眞研
究俱樂部の盛衰、光影俱樂部同人
展、アマチュア小型映畫、滿洲寫
眞作家協會の結成、展覽會

(五) 音 樂……………585
(1) 洋樂會……………585
總說、大連音樂學校、プラスパ
ンド、滿鐵音樂會、ヤマトホテ
ル管絃樂團、大連高等音樂學院、
合唱を楽しむ會、奉天音樂學院、
奉天醫大交響樂團、日本交響學
協會大連支部、シヤートリカル、
ビニューロー、音樂會

(2) 邦樂界……………586
總說、謠曲、仕舞、狂言、長唄、
鳴物と舞踊、三曲、義太夫、清
元、常磐津、小唄、筑前琵琶、
薩摩琵琶、邦樂研究會

(3) 兒童舞踊……………591
大連舞踊研究所、銀鈴少女會、
青い鳥舞踊研究所、陸舞踊團、
カナリヤ子供會、サキ舞踊研究
所

第九 運動競技 (592—604)

(1) 滿洲國の體育……………592
(2) 滿洲體育團體……………592
(3) 體育施設……………592
(4) 滿洲公認記録……………593
(5) 武 道……………594
(6) 水上競技……………596
(7) 野 球……………596
(8) 庭 球……………599
(9) 陸上競技……………600
(10) スケート……………601
(11) ラグビー……………602
(12) 蹴 球……………603
(13) 籠 球……………603
(14) 排 球……………604
(15) 相 撲……………604
(16) レスリング……………604
(17) 拳 闘……………604
(18) 卓 球……………604

附 錄 (605—630)

滿洲知名事業者名鑑……………605
滿洲國官署休日表……………626
滿洲國の年中行事……………626
度量衡……………628
(1) 民國權度量……………628
(2) 日滿度量衡比較……………629
(3) 滿蒙主要地方日滿度量衡比較……………629
讀史年號早見表……………630

滿洲知名事業者名鑑索引

(1) 大連の部 (五十音順)

アンドリュウス商會.....005	大連鐵工所.....609
伊賀原組.....005	大連蒸業株式會社.....609
出光商會大連支店.....005	泰信錢莊.....609
泉商店.....005	泰東興信所.....609
A タクシー.....005	辰巳銀二商店.....609
永順洋行.....005	臺山蒸製陶所.....609
永和公司.....005	田村商會.....609
小野實雄法律事務所.....005	宅の店.....609
岡組.....006	多田工務所.....609
大倉商事株式會社大連出張所.....006	中日實業興信社.....609
大阪商船株式會社大連支店.....006	朝鮮火災海上保險株式會社大連出張所.....610
大内成美法律事務所.....006	テキサス會社.....610
川北電氣 ^商 土木 ^事 株式會社大連出張所.....006	鳥羽洋行.....610
加藤洋行大連支店.....006	東亞印刷株式會社大連支店.....610
金鳳堂書店.....006	東亞土木企業株式會社.....610
後藤風雲堂大連出張所.....006	東亞ペイント製造株式會社大連出張所.....610
鴻業公司.....007	東京電氣株式會社大連出張所.....610
肥塚商店大連支店.....007	中村商會.....610
三共藥品販賣所.....007	南昌洋行大連支店.....611
坂本商店.....007	西川商店.....611
澤田組.....007	西森造船所.....611
新宮商行大連出張所.....007	日清印刷所.....611
昌光硝子株式會社.....007	日清製油株式會社.....611
進和商會.....007	日本タイプライター株式會社大連支店.....611
島津製作所大連出張所.....007	日本實業株式會社大連支店.....611
珞和商會.....008	日本棉花株式會社大連支店.....611
大華蒸業公司.....008	日本郵船株式會社大連出張所.....612
大信洋行.....008	日通通信社.....612
大德洋行.....008	模造洋行.....612
大陸蒸業株式會社.....008	服部皮革店.....612
大正堂商店.....008	花乃屋支店.....612
大連火災海上保險株式會社.....008	濱恒材木店.....612
大連工業株式會社.....008	原田組.....612
大連製材株式會社.....009	日立製作所大連販賣所.....612
大連精糧株式會社.....009	二葉成文堂.....613

復州鐵業株式會社.....613	滿洲電氣合資會社.....615
福井組.....613	滿洲報社.....615
福井高梨組.....613	滿洲棉花株式會社.....615
福盛號.....613	滿洲ペイント株式會社.....615
福昌華工株式會社.....613	マンチュリヤ・デーリー・ニュース社.....615
藤川商店.....613	増井洋行.....615
藤澤友吉商店出張所.....613	水上洋行.....615
藤沼洋行.....613	三好内科醫院.....615
古河電氣工業株式會社大連販賣店.....614	南滿洲瓦斯株式會社.....615
扶桑海上火災保險株式會社大連出張所.....614	南滿洲硝子株式會社.....615
保祥公司.....614	南滿洲倉庫建物株式會社.....616
星ヶ浦土地建物株式會社.....614	南滿洲電氣株式會社.....616
丸二商會.....614	森洋行.....616
丸山洋行.....614	山下汽船株式會社大連支店.....616
滿洲金物株式會社.....614	山本錢莊.....616
滿洲技術協會.....614	大和染料株式會社.....616
滿洲起業株式會社.....615	橋濱渡談製造株式會社大連出張所.....616
滿洲製麻株式會社.....615	渡部商會.....616

(2) 奉天の部

淺野蒸業部.....617	七福屋.....618
一厘堂.....617	瀋陽館.....618
岩間商會.....617	成久號.....618
大倉商事株式會社奉天出張所.....617	盛京時報社.....618
大野一誠堂.....617	田村商會奉天支店.....619
大矢組株式會社奉天出張所.....617	申和藥局.....619
嘉多商行.....617	東亞勸業株式會社.....619
義道洋行.....617	東亞煙草株式會社奉天支店.....619
木村洋行.....617	東省實業株式會社.....619
九州館.....617	同和興業株式會社.....619
熊野商會.....617	那須藥局.....619
源隆洋行.....618	南滿印刷社.....619
弘文堂書店.....618	橋口洋行.....619
弘利洋行.....618	福本裝飾店.....619
國際運輸株式會社奉天支店.....618	福來永銀號.....619
小杉洋行.....618	奉天絨索製造公司.....620
小村洋行.....618	奉天取引所信託株式會社.....620
櫻屋商店.....618	奉天蒸業株式會社.....620
三民藥房.....618	前田商店.....620
	松尾大正堂.....620

滿洲市場株式會社.....620	滿洲土地建物株式會社.....621
滿洲航空株式會社.....620	南滿洲電氣株式會社奉天支店.....621
滿洲自動車株式會社.....620	茂生洋行.....621
滿洲製氷株式會社.....620	森洋行.....621
滿鮮印刷所.....620	桃井洋行.....621
滿洲土木建築業協會奉天支店.....621	大和屋洋品店.....621
滿洲蒸業株式會社.....621	山本寫真館.....621
滿蒙毛織株式會社.....621	吉川組.....621

(3) 沿線 其の他

旅 順	開 原
滿洲蠶絲株式會社.....622	開原取引所信託株式會社.....623
周 水 子	開原電氣株式會社.....623
小野田セメント製造株式會社大連支店622	四 平 街
滿洲福紡株式會社.....622	信和洋行.....624
金 州	四平街取引所信託株式會社.....624
內外綸株式會社金州支店.....622	四平街輸入組合.....624
谷本果樹園.....622	公 主 嶺
三 十 里 堡	公主嶺取引所信託株式會社.....624
野田果樹園.....622	公主嶺電燈株式會社.....624
熊 岳 城	新 京
鷹野農園.....622	新京輸入組合.....624
熊岳城殖産株式會社.....622	安 東
營 口	文榮堂書店.....624
滿洲新報社.....622	滿鮮杭木株式會社.....624
鞍 山	本 溪 湖
野毛商會.....622	弘文堂書店.....625
遼 陽	溪城濠路公司.....625
遼陽電燈公司.....622	本溪湖石灰公司.....625
撫 順	哈 爾 濱
撫順市場株式會社.....622	哈爾濱堂書店.....625
鐵 嶺	國際運輸株式會社哈爾濱支店.....625
大矢組株式會社.....622	內 地
鐵嶺電燈局.....622	ヒシヒラ商會.....625



滿洲國要人

1 溥儀 執政

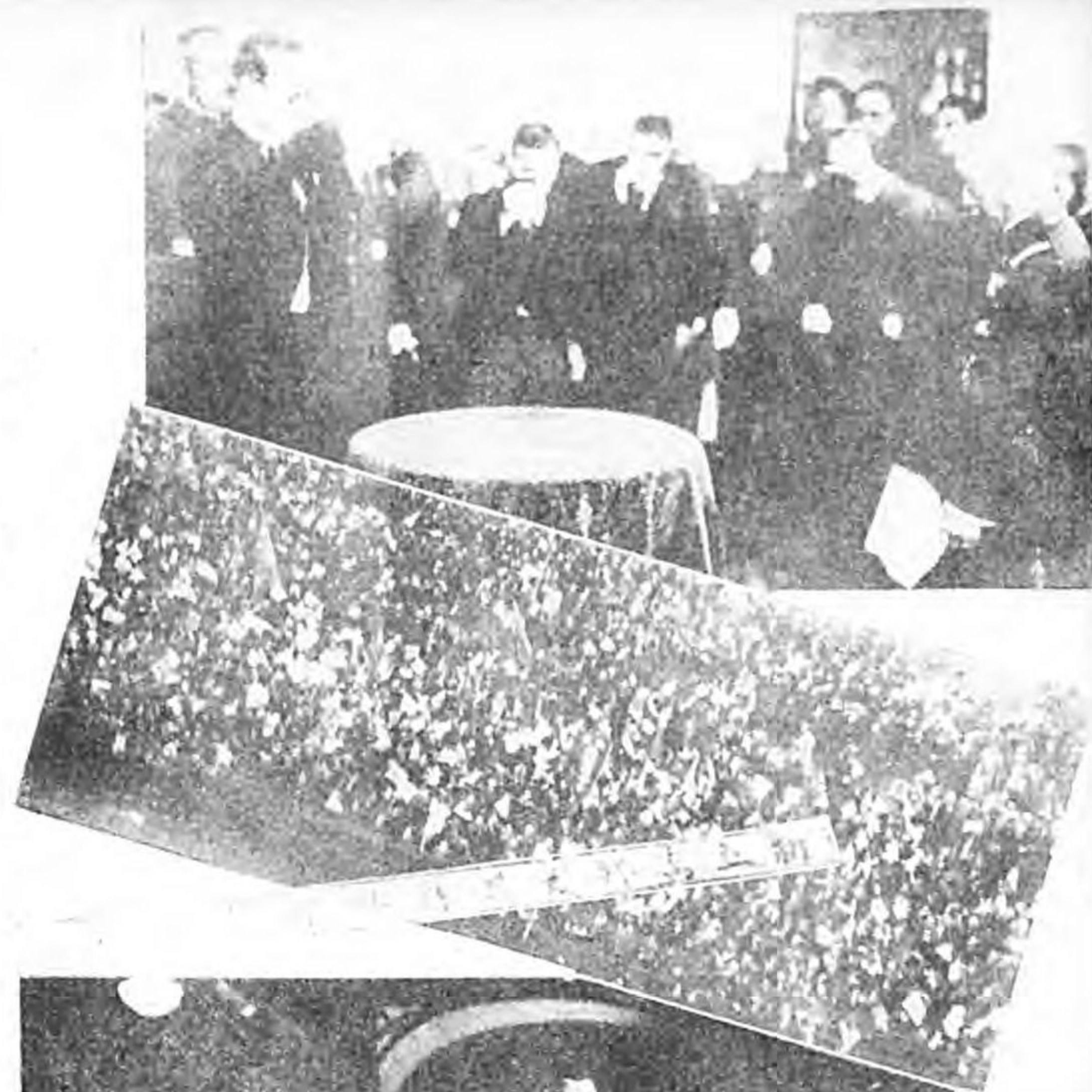
- 6 熙洽 財政部總長
- 7 滿鐵 滿洲國司法部長
- 8 丁惟汾 交通部總長
- 9 張景惠 實業部總長
- 2 西澤廣 國務總理兼外交部總長
- 3 臧式毅 民政部總長
- 4 謝介石 外交部總長
- 5 張景惠 軍政部總長



(上) 滿洲國承認決定書調印(武部全權と林滿鐵總理)

(中) 左より小磯團東軍參謀長、武部團東軍司令官、林滿鐵總裁、八田
新鐵副總裁

(下) 滿洲號と航納式(武部團東軍司令官と小川大連市長)



「滿洲國承認決定書調印式」(武部全權と林滿鐵總理)
 調印式に於ては日滿大勳章
 奉呈の儀に於ては武部全權と林滿鐵總理



(上) 匪賊の兵に反撃と討した旅順城内邦人唐館

(中) 奉天に於ける全滿日本人大會 (中右) 一月九日打虎山に京軍を襲撃した支那軍の兵

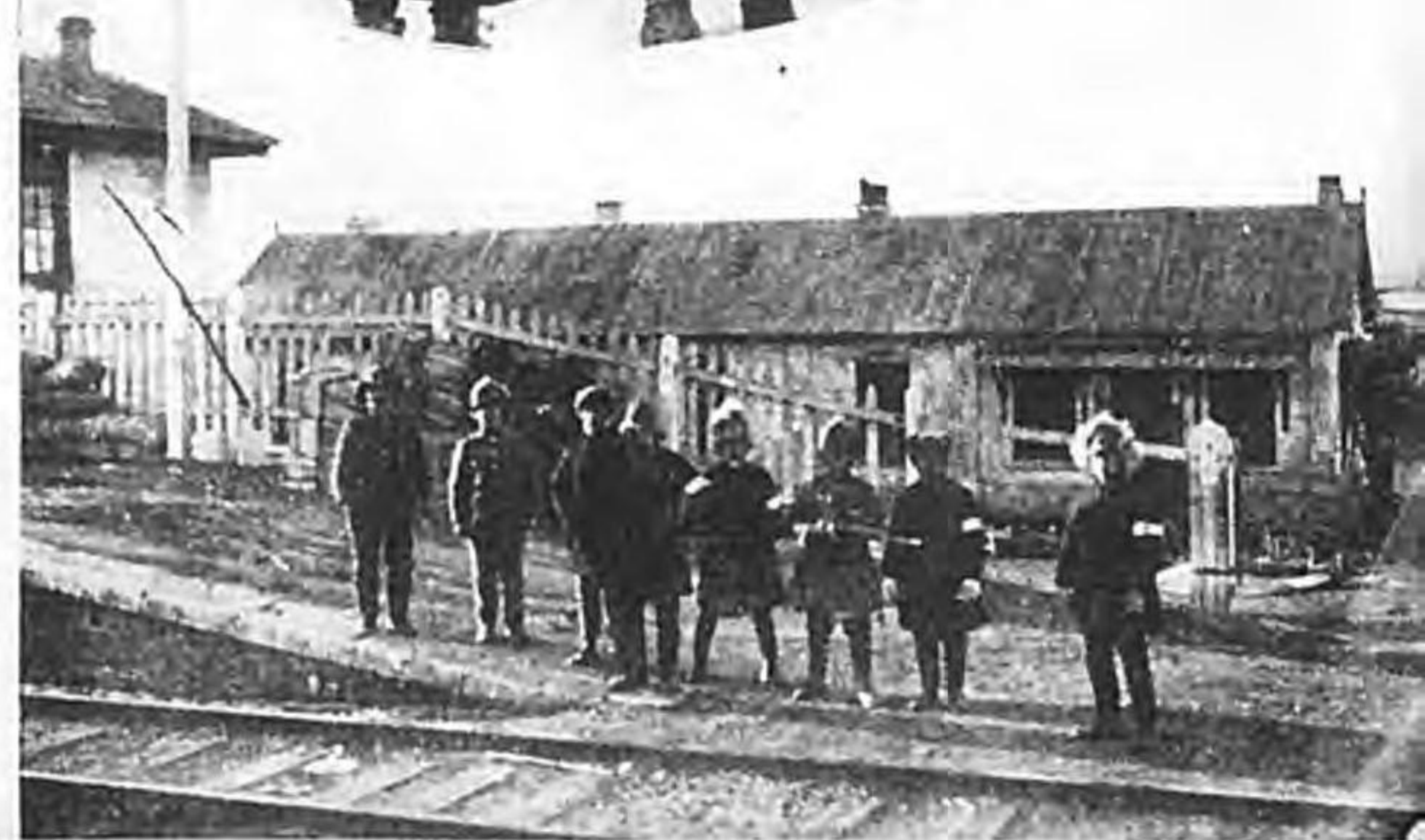
(下) 京軍の關州入城

(上) 匪賊の兵に破壊された滿鐵社宅



(中) 打虎山の京軍を襲撃した支那義勇軍の捕虜

(下) 中間驛に勤務する滿鐵社員の決死的警戒





(上) 學員軍が爆破した女兒河鐵橋の修繕 (中) 齊々修繕
 現場の修繕 (下) 五城村に冬日なき夜甲車

(上) ハルビン傳家祠第八區附近の水害



(中) ハルビンの水害(キヤモルカヤ街)

(下) 齊克線泰安鎮附近の洪水



第一 滿洲大觀

(一) 滿洲國創成

(1) 新生滿洲國の前途

概説 昭和7年3月1日滿洲國の新生が傳へられた。

其發祥は實に、其國土の抱擁する三千萬民衆の總意によつてのみでなく、東亞全局の榮光に守られて誕生したのであつて、誠に人類愛のために、世界平和のために理想郷の具體的現示に外ならず、吾人は共に共に其の誕生に對して萬端の敬意と祝福とを捧げざるを得ないのである。

我等の滿洲執政は宣して——道徳、仁愛を以て主とし、種屬の別、國際間の争を除き、王道樂土の實現を期す——と。まことに我等は此建國宣言をして如實のものたらしむべく、上下相互して其顯現のために歩武を進めねばならないのである。

樂土の顯現 如何なる時世に於ても、如何なる人類と雖も、現世に悩みを有つてゐる。そして個人的に、家庭的に、社會的に、人は各々樂土の顯現を望み、望み、そして希つてやまない。國家が民族がさうした樂土の建設に大衆の總意を受けて邁進すべきは當然であり、さうあるべきであつた。が然し現代はあまりに國際的であり、世相はあまりにも、神經的失禮化し過ぎてゐた。然も支那は幸か不幸か既往何千年來の歴史に之れを徴するも國際に亞くに國際の累戦であり、征服又征服でしかなかつた。之を所謂過去の東三省に極すれば張作霖、學良の專政的暴虐時代であつたと云ひ得るのである。換言すれば滿蒙地方は經濟力が發展したに拘らず、此の力を毫も内政の改良に用ゐず、全然之れを國際の榮光と争奪銃劍

の費に傾注したのであつた。三千萬民衆は働けば働いただけ搾取され、もがけばもがいただけ自らを感する事になり、安全もなければ、希望もなく、永劫に互つて白日を仰ぐ機會も與へられない人類として氣の毒千萬な状態におかれたのであつた。然しさうした張家一門の虐政に沈淪しあへいでゐた民衆にとつて、日本軍の出動は全く濟家救國の絶好機會であつて與へられた新國結成の歴史的機會に於て能く内を治め、能く外に交はり、列國共通に負擔する苦惱から解放された樂土建設理想郷の現頭を庶幾するの無理からぬ事であらう。

人類は須らく道徳を重んずべきである。——執政の宣言はさう冒頭してゐる。道徳は人類の大本である。他を壓し、他を排しては其處に關争を生ずるは明かであつて、種屬の別を離れ、自他を超越する其處に人類の共存の大本となるべき徳が重んぜられねばならぬは當然である。

人類は須らく仁愛を重んずべきである。——人類愛に立脚した大衆の總和こそ道徳と並行して、新生滿洲國の基本たるべきは職方であつて、執政の宣言は此處にも亦人類協和の樂土を説いてゐるのである。種屬を曰はず、民族を問はず政治法律の資格に等差なく、共存共榮であり、機會均等であり、協調共和、滿洲國が其誕生に當つてかく中外に之れを闡明したのは、誠に意味深き事であつて、東亞の中央に樂土平和境の出現は、極東大同團結のためにもまことに救世的出現であらねばなるまい。

王道の地 滿洲國の政治の基本は大衆の至福である、至幸である。即ち民本主義で

(上) ハルビン松花江鐵橋附近の水害



(中) 東支線土境より見た松浦北方の浸水



(下) 鴻島橋第三橋梁水害後の修理



ある。

もと王道主義とは孔孟の唱道した處のものであつて、民衆が安樂に生活し得る政治の意である。其外ではない。武力又は武力を背景とした政治を否認し、排撃し、群ら文徳による治世の云ひである。これによれば萬物は天の支配を受くるもので、就中人類は天の特別な恩寵を受くるものである。天は人類を愛護して其幸福を謀り、且人類をして天理を遂行せしめむが爲めに直接に天命を受けて民衆を指導する人物を選ぶ。之れ聖人であり天子である。聖人の陳べる處に親應なく、天子の政治に親應はない。故に民衆は絶対に天子の命令には服従せねばならぬ。然も亦民衆の爲めにもそれが至大至高の幸福なのである。此の天子の政治が即ち王道である。全然天命による政治で、人意を少しも入れない。即私念を少しも交へないのである。それにそ取りも直さず、人民の爲めには最大級のためになる政治なのである。支那に於ては此の王道政治は古來に行はれたが、後世に廢たれたと信ぜられ、王道回復を以て民族の要求として、野心家は常に其願を突いて革命に次ぐに革命を以てし、人心が去つたのは天命が別人に下る兆とし、勝つたもの即受命者として統一の任に當り、それが同一民族中でなく外來の征服者でもよく、其點は可成自由を考へて來てゐた。之れ即支那民族の天下主權の一面であつて西洋に發達した國家主義とは甚だ趣を異にしてゐる。然し勝つたものは即ち天命を受けたものとして來たものの、如何に美辭を以て粉飾したにしろ、王道の眞正政治は實際に於て行はれた例はなかつたのである。其處には常に私權私利に没頭して、無智な民衆の膏血をしぼることで終始して來たのであつて、滿蒙の天地はそのお蔭を蒙つて、過去數十年間は他國の棄ざる處となり、極東の平和はその故に常に脅かされつつあつたのである。若しも其處が

從來とても保郷安民を旨とし、愛土愛民の政令を行つてゐたならば日露の如き交戦の要がなかつたであらうし、日本の文化もとくに及んで聖代を禮讃してゐたに相違ない筈だつたのであるが、住民の膏血は絞られ、財政は荒れ、民衆は常に横行するばかりではなく、排外政策を強調して、國際平和の亂行を行ひつつあつたと云つても不可ない状態であつた。そこに機會は絶對權をふるつてゐた張學良の覆没となつたのであつて、民衆本位の政治が叫ばれ、王道政治の復興を要せられるのも當然であらねばならぬ。然し民衆の殆どは無智であつて、自から自己の政治を組織する力を持つてゐない。だから知識階級が奮起して、其良心に倣つて此處に王道政治の新生を見たのである。

日滿交流 滿洲國の新生に對しては、日本が其重要役を勤めたわけであるが、日本にとつての滿蒙の地は單に接壤地と云ふばかりでなく、其生命ともすべき重要地として關心を持つてゐる爲に、其結成と成育とに非常な努力を惜まなかつた處であつた。

もともと日本と朝鮮とは古代から經濟的にも文化的にも甚だ密接な關係をもつてゐたが、朝鮮は又同時に支那と、經濟的にも文化的にも密接な交流關係にあつた。それは又時に日本に隸屬し、時に支那に屬してゐたとも云ひ得る。そして近年になつて日清戦争は支那が朝鮮を版圖にしやうとした事から發生し、次いでロシアが極東に進出して、其結果として日本の生存に、そして東亞の平和に脅威を與へることとなつた。自衛上ばかりでなく日本が極東の爲めに鉅額を取つて立ち日露の交戦となつたことは周知の處である。斯の如く日本が過去その生命線としての接壤地を守ることで巨額の國幣を注下し、多數同胞赤子の精血を以て購つた其地であるに拘らず、國民黨及舊東北政權は、自然に進行し、日本の勢力を排撃

することではなかつたのである。其處に破綻が生ずべきは自問の理である。過般の事變の惹起を見たのは當然である。然し萬事は好轉して居つた。正しい針路をとつて誤まらなかつた。滿洲國の獨立となつたのであるが、此處に至つて日滿關係は漸に戻つて膠膝のものとなるは豫想に難くなく、其第一著手として、日本は世界の列國に先んじて、獨立の承認を與へたのである。此の事は滿洲國の嚴たる存在を世界に表明することであつて同時に又列強は遅かれ早かれ其獨立を承認せざるを得なくなつたのである。

光明ある其前途 滿洲國の領土は廣い、日本の2倍に近く、獨逸と佛蘭西とを併せた程の廣さである。人口は三省併せて3,400萬位である。つまり面積は日本の2倍と云ふのに、人口は其倍度半分である。然も資源は極めて豊富である。鐵もある。石炭もある。此項は石油も出来る。林産と農産も心配はいらない。今後は遂の如き暴虐無雙の軍閥政治から脱がれて、王道による善政が布かれて十年二十年と安樂を保ち、日本の開發が順調に結實を見るならば、驚くべき國家が出来上る事であらう。

もと支那は大國である。四百餘州にも互つて全國和平統一は殆んど一日としてなかつたとも云はれる。あまりに其版圖大なるが故に、帝王の威令が隅々まで到底達しなかつたのである。と云ふよりも其一部に反亂があつても何の痛痒を感ずる事なしに過ぎて來たのである。それが滿洲國の大きとなると大き過ぎることはないし、小さ過ぎもしてゐない。人口こそ稀薄であれ、教育程度、文化の程度が低かれ、今後王道治下に幾何かの年月をかすならば、其前途は測り知るべからざるものがある。

歴史は語る。兵亂は常に窮乏に端を發してゐる。日本が過去に於て巨額の投資を注下して取て尙足らずとした所以のものは、人口過多にして資源枯れ、到底自給自足をなし得ぬ處から、其打開策の一途として考

へられて來たのである。それに対する滿洲國の資源は尙開發の餘地の大部分を残してあると云つてよく、今後の發展に對し日本の責務も亦重且大と云はねばならぬ。

日本の立場 近次の滿洲事變は單なる舊東北軍閥下の一兵卒の愚戯であつたかも知れないが、其處から端を發して、滿洲の事變を一新したのみでなく、日本の世界觀を一變し、日本國民の外交常識を根柢から變革したのである。

滿洲事變前の日本國民は藩邦の兇暴に隱忍し、其自覺と反省を待望することによつて東亞の康寧を實現せんとして努力して來たのである。と同時に世界列強と協調して國際信義の増進各國の共存共榮を招來せんとしたのであつた。併し隣邦に對する隱忍と努力と自制協力とは隣邦國民の反省自覺に効果せずして日本の脅威日本國民の生存の否定となつて酬らられたのである。國際協調、就中國國際聯盟に對する多年の貢獻と、米國に對する協調的誠意とは、極東平和の協力者となつて現はれずして、日本に對する惡意の批判者、吾日本の地位立場の否認者として我々の眼前に出現したのである。寛容の精神を以て隣邦の親交を維持せんとせる期待も、國際信義の尊重、國際協調の増進に依つて、世界の平和に寄與せんとしたる努力も、全然水泡に歸するの結果を發見したのであつた。換言すれば日本の忍辱は他國の増長する結果となり、又日本の努力は他國の平和と繁榮とに寄與したけれども、日本自身の爲めには却つて有害の結果となつて現はれた。滿洲事變の結果はそうした實物の教訓をして與へたのである。日本及日本國民は隣邦に親切を施して遂に煮湯を飲ませられたのであつた。第三者たる列強は正當な載きのかほりに、爲めにする處があつて不正者の行爲を以て、正しと批判したのであつた。此處に於て日本及日本國民は始めて眼覺めたのである。

日本は東洋平和の擔當者であり、日本國民の生存は極東平和の爲めに擧げられてある。とするならば自らの信念、自らの正義觀念自らの平和精神に立脚して、此の時局に善處する處に何物もたのむべからずと知つたのである。斷じて行ふ以外に何物もないと悟つたのである。信ずる處に従つて善處し邁進することが妥當であると知つたのである。敢然として日本は方向を轉じて對支絶縁よし國際聯盟衝突よしの積極手段をとる事に思ひ當つたのである。

隣邦のみならず世界から裏切られて敢然として立つた日本の進姿は、一大偉觀であつて、世界をして唖然たらしめた事は云ふまでもなく、曾て拏日、侮日を事としそうすることで當面を誤魔化してゐた支那として、支那國民をして一大反省を促かした事は無論であるが、世界に於ける日本の全信用、全面目を賭して宣戰布告をしたと同斷であつて、日本は日本自身滿洲國の新生によつて極東の平和の立役者たる重任を負ふたのである。換言すれば日本は、極東の中央、支那、ソヴェトとの中間控領地に極東平和を保證する大なる樞を打ち込むたのである。滿洲國なる平和境の新生を守り育て、その平和精神を極東全般に擴充する約束をしたのである。尙之れを要約すれば日本は一方に滿洲國を擧げ、他方支那を抱擁して世界列強の重壓に當らざるを得なくなつたのである。否其覺悟を定めたのである。一方に滿洲國の建設と完成とを雙肩に義務付けられ、他方反覆なき支那を控えて、遠く歐米と堂々の歩武を示して行かうと云ふのである。日本の責務や大なりと云はざるを得ないのである。

(2) 滿洲國誕生前記

概説 1931年9月18日、支那軍兵の瀋陽鐵道橋は益にゆくりなくも東亞に一大變革を興へる端緒となり、日支兩軍の衝突、支

那軍各地の増減、惹いて東北府政權の崩壊となり、東三省の天地は急轉直下して無政府状態の現出となつたのである。然しそれも度河ならずして獨立を宣言して自治を謀る團體共處此處に擡頭し、中には舊政權の回復まで實際的に民政を處理しやうとするものもあれば、中には又舊政權を排除して後日獨立する地歩たらしめむとするものもあつた。事實日支の衝突から軍權の離散によつて中央との聯絡全く杜絶し、自然的に獨立を宣言するまでもなく、幾つもの勢力に分割せられたのであつて、それも暫くにして、新國家樹立の機運醸成され、獨立政權を形成した大小政治軍事機關はその大勢に順應し、相合流を謀り協調を整へて新國家を作る事に一致を見たものである。

9月18日以後の重要運動を擧ぐれば下の通りである。

9月20日 吉林省主席張作相留守居參謀長照治獨立を宣言す。

9月23日 哈爾濱の特別行政區長官張景惠東省特別區治安維持會を作る。

9月24日 事變直後日本土肥原大佐臨時市長として奉天市政を預つてゐた處、袁金鎧を主とし、于沖漢、關朝麗、丁鐵修等より名地方自治維持委員會を組織して安寧を維持する機關を作る。

11月6日 袁金鎧、于沖漢、關朝麗等相謀り遼寧省の獨立の聲明書を發し、人民に對し布告を發す。それによれば遼寧省の政權を代行する新政府を作つたので、張學良の舊政權、並で南京政府との關係を脱して獨立したものであるが、中華民國より離脱したことは明言されてない。

11月10日 遼寧省政府及地方自治指導委員會の成立式前に開庭式を舉行した。そして政府委員長は袁金鎧であつた。

11月20日 遼寧省政府は遼寧省を奉天省に改稱する旨を布告した。

11月15日 奉天城に奉天省代表會議を開

き、地方維持委員會を發して奉天省政府が組織された。そして省長には前遼寧省政府主席臧式毅が推戴され、16日就任式が擧げられた。奉天省政府の基礎愈々固まるの感があつた。

1月6日(1932年昭和7年)張景惠齊々哈爾濱に入つて7日黒龍江省長に就任した。

1月16日 奉天の臧式毅、吉林の照治、哈爾濱の張景惠、齊々哈爾濱の馬占山の間に新國家建設の相談進められ2月中旬議熟し、17日東北行政委員會の成立となり、新國家建設に關する重要事項の決定を見た。

滿洲國の誕生 1932年2月17日奉天省政府内に於て、東北行政委員會が組織され、委員長を張景惠とし臧式毅、馬占山、照治、張景惠、湯玉麟の顔振れによつて、新國家建設の爲めの根柢となるべき重要事項の決定を行ふこととなり、同日東北行政委員會の名に於て、新國家建設宣言文が發表された。

此の宣言は二段に分れ前段には委員等は東北各地方の民衆に推舉されて領袖となつたものであるが、其等の地域を一躍めにして新政を布き、黨國政府より全然脫離する事を決議した旨を陳べ、後段には新政の使命を陳べてゐる。

其地域は東北4省一特別區及蒙古各王旗である事、各委員が其民衆に推された事を明白にした事は從來の如き軍閥の私慾的自立と遺を興にする事を諒かにしてあつて、臧式毅が奉天省を、照治が吉林省を、馬占山が黒龍江省を、張景惠が哈爾濱特別區を、湯玉麟が熱河省を、そしてコロンバイルの張景惠、哲里木里の齊王が蒙古を夫々代表してゐるのである。後彼の使命として擧げたる中主要なる三點は

- 1, 民衆の安寧善政を布く事
- 2, 外國に對して親睦を念とし、いやくも排外的ならず、平等的なる門戶開放機會均等の主義を持して、世界の各國々民と共に共存共榮を樂しまんとすること

3, 内を安んじ本を治め、利益を社會各界に均霑せしめ階級闘争などの起らぬやうになすべき事

即之れに據れば、新國家は個人の私念から發生するものでなくして民衆の意志によつて作らるるものである事、其國家は或特殊階級例へば軍閥官僚等の如きものの機關でないのみならず、商、工、農乃至は又資本家勞働者等何れか一方の利益に偏するものでない事が明かにされてある。同時に外面自國だけが此地域に立て籠つて利益を貪るのではなくて、各國人に均しく開放して、幸福享受に均等な機會を興ふべき事、換言すれば獨り國內の安寧共存を得るのみでなく、世界各國と共に共榮共存を謀るといふ事を周到に述べたものである。尙此處に注意を要する點は、此の宣言中黨國政府と關係を脱するといふ事は明示してゐるが、また中華民國より分れて獨立國となる旨は表明されてはない。

此の宣言の聲明と共に決定された重要な事項は、國號を「滿洲國」とする事。元首を「執政」と云ふ事、年號を改めて「大同」とし、國旗を新定の「新五色旗」とし、首都を長春に定める等の事であつて、2月25日の發表である。

建國委員會に於ける上記事項の決定には何れも多少の曲折があつた事は勿論であるが、前清皇帝溥儀を元首として迎へる事は大略決定してゐたものであり、年號「大同」と定めたのも新政は王道を基本とするに因んだものである。國旗の五色は舊五色旗の意味してゐた漢、滿、蒙、回、藏の五族共和を表現した意味もあるであらうが、赤は情熱忠誠、青は發軔新興、白は博愛平和、黒は克己、黃は聖福を夫々表徴したもので、首都の長春は舊軍閥と因縁を斷つ意味もあり新政には新都を必要とする事古今の通義であるといふ事からといふてある。

超えて3月1日建國宣言は發布を見、「三千

萬民衆の意向を以て即日中華民國と關係を絶ち滿洲國を創立す」と堂々と宣明され、新國家の眞々の聲であつたのである。

顧みれば滿洲事變以來約半歳、張家10數年來の暴政亡び、王道主義による經世濟民の施政方針の確立を見、學良が作霖の後を承けて東北保安總司令となつてより丸3年餘、東北が中央と合體して排日鼓吹を行つてより1年有半、青天白日旗は全滿の地より影を殺し、滿洲を逐はれて20年の溥儀氏、再び清廟殺祥の地に返り咲くこととなりかくて滿蒙の地は始めて平和の光が射すことになつたのである。

此の建國の宣言は滿洲國政府の名を以て公布された最初の公文であつて堂々數千言に渉り、前半は建國の理由を陳べ、後半は新國家の抱負を明かにしたものである。此の宣言中には王道主義を鼓吹して東洋固有の政治主義の精神に立ち歸り、教育は禮教を崇び、輕佻な舶來的新思想に騙られず古來の禮教を蔑視する近代支那の弊を改めん事をも述べてある。

新國家の推戴すべき元首溥儀執政は3月2日吉林代表張燕翔始め各省區代表として趙仲仁、董康、馮漢清、張蔭桓、蘇寶麟の5名によつて其閉宮に出置懇請を受け、更に張景惠を推戴使とする代表3名の再度の懇請を受けて漸くその出處を應諾された。そして夫人、舊臣の一行3月6日出發、一旦瀋陽子に休息し、新都に於ける迎接の準備成るを待つて8日出發一行茲に華々しく歴史的の新京入りを爲したのである。

執政の新京入りの翌3月9日、新元首の執政就任式を行ひ、引續き滿洲國の建國式典が執行され、此時執政より人類は必ず道徳を重んずべし。然れども種族の見あれば則ち人を抑へ己を揚ぐ。而して道徳薄し。人類は必ず人愛を重んずべし。然れども國際の争あらば則ち人を損じ己を利す。而して仁愛薄し。今我を立つるに道徳仁愛を以

て主と爲し、種族の見國際の争を除去す。王道樂土當に諸を實事に見るべし、凡そ我國人、望むらくは共に之を勉めよ。

と宣言された。言文極めて簡であるが、新國家建國の意義と其抱負とを陳べて餘りあるべく、新國家の建立は人類の幸福を達成するにあり、人類の幸福を達成する爲めには新國家の執るべき政治の根本則は道徳と仁愛とにあり、而も終局に實現せんと欲するものは王道樂土であると述べられ、樂土建設を高らかに標榜されてゐるのである。元來近代國家は何れも覇道によつて立ち王道に則つてゐない。だから種族間には差別があり國際間には抗争があり、眞の人類愛もなければ平和も望めないのである。其處で新國家は王道政治の範を示し四海同胞、世界大同で、此處に世界の樂土を實現し、人類の幸福を達成せんとし、大抱負を披瀝したものである。

滿洲國の機構 新國家建國の基本である國號、元首、年號、國旗等の問題は2月25日東北行政委員會の名に於て發表されてゐる。其第3條及第4條に

- 3 條 執政は全人民に對し責任を負ふ。
 - 4 條 執政は全人民之れを推舉す。
- とあり、即國體を君主國に爲すべきか、民主國に爲すべきかに就ては、宣統帝を元首に迎へるといふ事から君主國説もあつたが、結局民主國に決定を見、上記の如く條令に據つて之れを明かにしたのである。

政體は立憲政體であつて、執政は國家の統治者であり、代表者であるが、立法權を行ふには立法院の覆費を経ねばならず、行政權を行ふには國務院に依らねばならず、司法權を行ふには法律に則つて法院をして行はしめなければならぬのである。更に人民の權利義務に就ては、人民保障法によりて規定され、人民の身體財產は法律によりて保護せられ、宗教は自由とし、種間的差別を受ける事はない事を明かにしてゐる。又

公務に参加する權、官公吏に任ぜらるる價、請願を爲す權、裁判を受くる權、公費施設の利益を享くる權等も規程されてゐる。

建國基本條項 2月25日發表

- 1 新國家を滿洲國と呼稱す。
- 2 新國家の政治は民主主義による。
- 3 滿洲國の元首を、執政と呼稱す。
- 4 滿洲國國旗を新五色旗と呼稱す。
- 5 新國家成立と同時に從來の年號たる「民國」を廢し大同と新稱す。

6 執政は人民に推戴せられ立憲制により統治す。

7 將來民意に基き憲法を制定す。

8 執政政治は憲法制定に至るまでの統治形態とす。

9 首都を長春に定む。

而して中央政府組織法は、同年2月29日發表され、爰に新滿洲國は滿蒙の天地を、王道治下の樂土たらしむるべく、創建の緒についたのである。

(二) 滿洲建國の歴史

(1) 民族の變遷

概説 民族上より觀察すれば現代滿洲の民族は大部分漢民族である。然し乍ら漢族以前の居住民はウグース族であつて、古くは肅慎、濊貊、扶餘、高句麗、靺鞨、渤海、女眞(金)近くは滿洲民族皆之に屬し之等民族の興亡隆替の歴史は約三千年に及んで居る。今其の變遷の跡を見るに下の七期に分ける事が出来る。

- 1 周秦時代……肅慎—扶餘
- 2 漢、三國、晉、隋、唐時代……高句麗—靺鞨—契丹
- 3 宋時代(西紀11世紀)……女眞(金)—元(蒙古1206年)
- 4 明時代
- 5 清時代(1600年)
- 6 民國時代(1912年)
- 7 滿洲國時代(1932年)

然して之等民族の興亡史を概説する前に最近滿洲國政府民政部文教司(現在文教部)の發表にかかる滿洲建國の歴史的意義を爰に再録せば次の如くである。

(2) 滿洲國の建設

概説 新滿洲國の建設は要するに、滿洲人民の自主的精神の發露に基き、世界大

戰以後、歐洲に簇生したる幾多の新國家と同様の性質を含み、滿洲居住民族の大同團結を具體化せしめたものに係り、此間亦何等特種理由の存するものではない。偶々滿洲事變の勃發して、多年東北に蟠居し、暴虐行爲を肆行せる張學良一派の軍閥が、日本軍の自衛權發動に依つて、完全に擊滅され、其の勢力を喪失するや、滿洲人民は、此の絶好機會に乘じ、奮然駭起し、同志を糾合し、竟に新國家を組織し、宣言を發表し、斷然支那政府と關係を脱離した。一方其の有力者等は協議の結果、古來滿洲と最も密接の關係ある 前清遜帝溥儀氏を推戴し、新國家の元首と爲すに決定し、代表者を派遣し、溥儀氏に謁見せしめ、其の出山を懇請したのであつた。溥儀氏は之に對し最初固辭せるも、該代表等の熱誠眞摯なる懇請と、先人故土の現狀に鑑み、慨然出山を承諾し、挺身滿洲國執政に就任し、都を長春に奠め、中外に向つて滿洲國の建設を聲明し、新政を開始するに至る。是れ則ち天下周知の事實である。

最近南京及び北平方面よりの消息に據れば、國民政府當局は、滿洲新國家の建設を以て、支那に對する叛逆行爲と稱し、又張學良一派は依然として東北の舊地盤に暫戀し、滿洲奪還を公言し、惡逆極りなき陰謀

手段を弄し、滿洲各地方の擾亂を企圖しつつあるは、明瞭なる事實である。然も此事たるは國民政府當局及び張學良等が、時代の趨勢を解せず、滿洲に對して認識不足の結果、滿洲を以て依然支那の領土と爲すの錯誤に起因するものであつた。本來滿洲建國の理想は、軍閥多年の惡政を剪除し、極度に衰弊せる人民を救済し、根本的に改造し、一大衆土を創設することに存する。史を按ずるに、滿洲は古來嘗つて支那の領土たりし事實を發見し得ない。漢民族とは全然種族を異にする所の通古斯族及び其他に依つて統治された歴史を有し、支那人の所謂邊疆の異民族として獨立し、支那本部とは何等關係はなかつたのである。支那人既に自國の歴史を知悉せず、滿洲を以て漫然自國の領土と主張するも、悠久三千年に亘る滿洲の歴史は、下記の如く有力に之を否定して餘りあるものである。

肅慎國 (上古より夏商時代まで) 春秋戰國時代(西曆紀元前4百年頃)に於ける滿洲は、單に肅慎の名を以て傳り、今日の奉天省南部が朝鮮と稱し、遼西地方に山戎と呼ぶものあり。今日の吉林、黒龍江方面に亘る廣大の地域には東に肅慎、西に濊貊の據る所であつた。此の肅慎と呼び、濊貊と稱するは、地名と言はんよりも寧ろ民族の名と言ふべきものであつた。禮志(卷三十地輿の項)に「山林の間に處り、常に穴居し、大家は深さ九椽、多きを以て好と爲し、其俗養蜂を好み、其の肉を食ひ、其の皮を衣し、冬は豬膏を以て身に塗り、厚さ數分、以て風寒を禦ぎ、夏は即ち裸袒、尺布を以て其の前袋を懸し、以て形體を蔽ひ、其人不潔……其身長さ四尺、力種之如く矢は特を用ひ、長さ尺四寸、青石を鏃と爲す、古の肅慎長の國なり」云々とある如く、彼等は漢人種とは全然風俗習慣を異にしたる東北の蠻夷であつた。當時の支那人(漢人)は僅かに其の名を傳聞したるのみにて、未だ彼等

が如何なる地方に住居せる民族なるかすらも詳かにする所がなかつた。然し其の人種が後世の記録より逆推して、所謂通古斯族、即ち滿洲人の祖先であつたことは明白である。秦代に於ては驢古の英傑始皇帝が支那を統一するに至れるも、如何せん彼の勢威を以てしても、滿洲蒙古は、其支配下に置くことが出来なかつた。反つて蠻夷北狄の支那本部に侵入するを防ぐ爲に彼の有名なる萬里長城を築きて北狄との境界とした。之を一面から觀れば、今日の滿蒙が支那の領土ではないといふことを、三千年の昔に於て既に明示したといふことが出来る。此後支那人は長城以内を中國と稱し、長城以外は化外の地とし、以て夷狄蠻奴の居住地域と爲し、全然顧みる所がなかつた。

漢代に於ては、支那本部は屢々北狄の侵襲を受けたので、漢武帝は兵を出して、當時遼東に國を建ててみた朝鮮を征し、一時其勢力を朝鮮の北半部に及ぼしたる事あるも、滿洲に於ては依然肅慎の後である挾婁と、濊貊の後である扶餘とが北部を佔據してゐたので漢の勢力と云ふものは、奉天省の南部に限定され、極めて微細なものであつた。斯くして漢人の遼東征服は、高句麗の勃興によつて完全に失敗に終つた。

高句麗の建國 (BC37-AD668) 今を昔に遡る約三千年前、滿洲に始めて建設された強大なる獨立國は高句麗である。高句麗は扶餘民族の一派にして始め現在の奉天省東邊、佟佳江流域に據つた滿洲族である。前漢の末頃より著はれ漸次勢力を伸張し遼東に侵入せる漢の勢力を壓迫し、漢元帝の建昭2年(BC37)東明王朱蒙、遂に高句麗國を建設するに至つた。三國時代を経て東西時代西曆4百年前後)に及ぶや、其の國は朝鮮の北部と奉天省全省に亘り最も大の勢力を振ふた。然も其の北部には、依然挾婁扶餘の民族が占據してゐた。就中扶餘は今哈爾濱以南、農安、長春附近の大

平野に住居せる民族であつた、南北朝時代を経て、隋代に至るや、挾婁族は勿吉より靺鞨と改稱され、依然滿洲北部に據り、南滿洲も亦依然高句麗の領土であつた。然も高句麗は現今の奉天省遼寧縣附近の丸都城に都し、十八王、705年の久しきに亘り覇をとなへたるも、末年皇はず、唐の高宗總章元年(AD668)に至り滅亡した。之が滿洲に建設された最初にして最古の國家であつた。

渤海國の建設 (AD713-926) 高句麗の滅亡後復何もなく、粟末靺鞨の酋長であつた大祚榮(渤海の高王)は挾婁の故地に國を建て、自ら震國王と稱した。唐の玄宗、開元元年(AD713)祚榮を封して、渤海郡王と爲すに於て、之より渤海を以て國號と爲す。元來此の靺鞨は當時七部に分れ此中黒水、粟末の二部最も著はれ、黒水靺鞨は黒龍江の下流に居り、粟末靺鞨は松花江上流に據れるものである。初め都を松花江の支流フルカ河の上流域に定めたも、文王欽茂の時代に忽汗城に移つた。今の寧古塔西南にある東京城といふは、其の遺址である。祚榮の後は武王武基、宣王仁秀の諸王、益々其の疆域を廣大し、南は朝鮮半島の北半を占め、鴨綠江と兩江の朝鮮沿岸から、西は契丹に連り、今日の奉天、吉林兩省に亘る一大王國を建設し、國內に5京、15府、10州を設け、五大交通路を開き、唐の文物制度を採用し、文化燦然たる國家を形成したのである。その對外關係は頗る文化的、平和的であつた。

日本に對しては聖武天皇の神龜4年(AD725)使軍を派遣遣貢して以來日渤海兩國の人民相互に往來し、醍醐天皇の延長末年最後の來朝まで、此間約2百年に亘り親善關係を持續したのである。然も後唐明宗の天成元年(AD926)に至り、契丹の太祖耶律阿保機のために滅ぼされた。此間14王、216年に亘り渤海は滿洲に勢威を張つたのである。

遼(契丹)の建國 (AD907-1113) 渤海に代り、東北に國を建て遷徙せるものは、遼帝國であつた。遼は唐代の契丹にして東胡の遺種、即ち通古斯族の一派である。唐末にあたり其の酋長耶律阿保機は諸部を一統し、逐年征戰に従ひ、北は室韋を降して、黒龍江流域を併吞し、西は天山の東より青海地方まで征服し、南は支那本部に侵入した。後梁末帳の貞明2年(AD916)自立し契丹國皇帝と稱し、都を臨潢に定めた。其後10年にして遂に東渤海を滅するに至る。

斯くして内蒙古及び全滿洲に亘る所の大帝國を建設した。太宗に至り支那東部深く侵入し、國號を改めて遼と爲した。9帝、210年に亘り、滿蒙及支那北部の一部を支配せるも、宋徽宗の政和3年(AD1113)に至り、北滿に勃興した金の爲めに滅ぼされた。

金の建國 (AD1115-1234) 遼に次で朝を滿洲にとなへたるものは女眞の酋長阿骨打即ち金の太祖である。女眞は前代の靺鞨と同種の滿洲民族にして渤海の滅亡せし頃その名起り、ついで熟女眞、生女眞の名あり、蓋し契丹(遼)に接近し能く命に従ふ者を熟女眞と稱し、然らざる者を生女眞と呼んだ。當時生女眞完顔部の酋長烏古述は殆んど女眞全部を服従せしめ遼より生女眞節度使に拜せらる。其後阿骨打に至り益々盛んとなり、遼に叛いて兵を擧げ今の農安附近の曷龍府を陥れ、南進して遼陽を取り、轉じて遼の上京臨潢府を陥れた。更に中京大定府を取り一代にして遼の天下を覆し、宋必徹の政和5年(AD1115)自立して國を大金と號し帝位に即く。哈爾濱の東方阿城縣の白城は金の上京會寧府の遺址である。其子孫皇帝兵を支那本部に出し、宋を江南に壓迫し其領土は黄河南北に亘り、滿洲蒙古を併せて空前の大版圖を形成した。元の太宗8年(AD1234)金は遂に蒙古のために滅ぼされた。10王、129年の社稷を維持するに過ぎなかつたが、女眞民族として中原占據の先

國者であつた。

元の滿洲統治 (AD1279-1367) 滿北に崛起して歐亞兩大陸に跨る大帝國を創建した蒙古民族は漢人の所謂東胡、鮮卑、契丹と稱した異民族である。國勢10萬、金を滅し南宋を征服し、大元帝國を創建するや、滿洲は既に其の統治下に歸した。爾來約百年、滿洲は蒙古民族に支配されたのである。明の太祖朱元璋滿洲に崛起し北伐軍を起し順宗を蒙古に驅逐するに於て、元の社稷は10帝、89年を以て滅ぶ。時に元の順宗至正27年(AD1367)である。

明代の滿洲 (AD1368-1626) 元朝が支那東部より蒙古に退却するや滿洲方面も又元の遺臣之に據りて明に降らず獨立狀態を留めた。明成祖永樂年間(AD1403-1424)兵を遼東に送り征服を企て移民政策を取つたが結局成功するに至らなかつた。明の威令は僅に遼河の下流地域に互る小部分に限定された。渤海、金の系統に屬する女眞民族は東北全體に歸屬し、明の正朔を奉せず獨立の姿を呈してゐた。明廷は之に對し都督指揮其他の官名を授け、懷柔政策を取つて表面を馴服せるに過ぎなかつた。明の中世以後成祖の設置した衛、所帯の大半は全く有名無實と化し女眞は野人、建州、海西の三大部に分れ西北には明朝に抗する蒙古民族の割據するありて各顧りに明の邊境を侵掠した。明の君臣は百方その防衛と招撫と政策を講究したるも議論徒らに壯んじて成案を得ず遂に失敗に終つた。即ち明代に於ける滿洲は女眞民族の割據時代にして明朝の政令は殆んど全滿洲に及ばなかつたといつて差支へはない。

清の滿洲統一 (AD1616) 女眞民族は金の滅亡以後、滿洲各地に分立して集團的勢力を形成し得ず、久しく沈淪せるも建州女眞の一派より清太祖奴兒哈赤の崛起するに於て、亦勃然として舊勢力を恢復し女眞民族本來の面目を發揮することとなつた。

清太祖奴兒哈赤は興京附近を中心として漸次四方に割據せる女眞族を平定統一し、遂に遼東に侵入せる明の勢力を完全に驅逐し、南北滿洲を統一し、東部内蒙古の蒙古民族をも歸屬せしめ、明神宗の萬曆44年(AD1616)奴兒哈赤、自立して後金國汗と稱し年號を天命と定めた。金の滅亡以後約4百年にして滿洲は再び女眞民族によつて完全に統一されたものである。是時に於ける滿洲は愛親覺羅氏の私有領土となり、漢民族の居住せる支那本部とは別個の國家を形成するに至つた。

順治元年(AD1644)清朝第三代の世祖が北京に遷都し中原に君臨するに當り、當時の滿洲民族は人口僅に百萬内外にして壯丁僅に20萬に過ぎなかつた。斯る小民族を以て數百倍の漢民族を支配せねばならぬ關係上、滿洲民族は支那本部に移住し壯丁20萬は滿洲八旗として首都其他主要都市に分駐し漢民族の叛亂に備へた。此のために滿洲は空虛となり荒廢する所となつた。

然も清朝は滿洲を以て祖宗發祥の故地として尊崇し且つ中原と統治に失敗した場合の退却地として保存するために、漢人種の滿洲移住を嚴禁し所謂滿洲封禁の政策を勵行したのである。清高宗の乾隆11年(AD1746)山海關に關を設けて漢人の往來を嚴査し其移入を制壓し路票(官府發行の通行券)を所有しないものは總て處罰した如きは其の左證にして、清廷は滿洲を以て其の私有領土と爲し支那本部とは全然別個のものとして支配して居た事は明白なる事實である。

滿洲は古來獨立國 上述の如く滿洲は有史以來、常に支那本部と對立した所の獨立せる一特種地域であつた。即ち古來滿洲に佔據し建國した所の各民族を系統的に觀るも、次の三系統の範圍を出でない。

- 1 肅慎—挾婁—勿吉—靺鞨—渤海—女眞—清國の系統
- 2 濊貊—扶餘—高句麗—遼東の系統

3 東胡—鮮卑—契丹—蒙古の系統

此の三系統の中第三項の蒙古系統がブリヤード種及び其の他の混血種に屬する以外第一、第二の兩系統は日本民族と均しく通古斯種に屬し漢人種とは全然相異なれる所の民族である。従つて滿洲の地たるや遠く肅慎の時代より滿洲の土著民族に依つて高句麗、濊、遼、金等の獨立國が建設され元、明二代の雄伏時代を経て清朝の勃興に至るまで滿洲と支那本部との關係は始終對等であつた。未だ嘗て一度と雖も漢民族に占據され、或は統治された事實はない。況んや契丹、女眞の如きは反つて遼金の國號を稱して支那本部の北半を佔有し滿洲、蒙古に互る大國家を建設した。更に清朝に至りては支那本部全土を征服し、古今未曾有の大帝國を形成し、中國の俗を寫へて胡服胡語せしむるに至つた。此時の滿洲人は支那本部の征服者にして、支那人は其の被征服者であつた。由是觀之に滿洲は古來漢民族とは風俗習慣すべてに相異なる滿洲土著の民族によつて支配され來り、漢民族とは何等の關係もなかつた事は之によつても充分に瞭解されることが出來ると信ずる。且つ此次滿洲國の建設に際し、滿洲及び東部内蒙古を合せ、滿洲國と稱するに至りし理由は、現代に於て滿洲、蒙古と呼ぶも、一定せる境界なく、此の間滿漢蒙三民族の居住地錯綜し、歴史的及び地理的に觀るも、密接不可分の關係にあり、古代に於ては滿蒙の區別なく、民族の分布上より論ずるも、總て之を滿洲と稱することの妥當且つ適切なるを認めたる結果に外ならぬ。

外人の錯誤 然らば近代の支那人は何故に滿洲を以て、支那の領土と主張するであらうか。之は支那人が清朝建國の本義を知らない結果の錯誤である。元來滿洲は清の太祖太宗によつて完全に征服され、愛親覺羅氏一族の私有領土として取扱はれて居た關係上、清朝が勃に乘じ入關し、中原を

底定して支那本部に君臨するや、其の私有に屬する滿洲領土は、新に征服した所の支那本部とを併せ俱に大清帝國の版圖に歸屬せしめられた。是時に當り其大版圖上に於ける滿洲の地位は支那本部を領有する主人公であつた。則ち支那本部は滿洲人に征服せられ、支那人は滿洲人の君主に對して北面臣服した。故に是時の滿洲は支那人の稱する如く、支那の領土ではなくて、反つて支那が滿洲の領土となつたのである。即ち滿洲と支那本部との關係は中間に清廷の介在することによつて聯繫されたものである。それで愛親覺羅氏が支那本部に君臨するの期間、滿洲も亦其の版圖の一部と爲るも若し清廷が中原の政權を放棄し、大清帝國が瓦解した場合に當つては、滿洲と支那本部とは當然關係を脱離し分立すべき性質のものであつた。但し滿洲の宗主權は依然清帝に存し、支那側は之に對し何等容喙の權利なきものである。從來支那人の滿洲に對する根本的觀念は即ち此點に於て非常な錯誤に陥つて居るのである。蓋し3百年來滿洲人の君主を奉戴して支那の君主と爲して居た結果、本來滿洲君主の領有してゐた所の滿洲までも、反つて支那の領土と混認するに至つたものである。是れ即ち國民政府が從來清朝に服従せるも、支那人に歸屬することを肯んじなかつた蒙古に對して、依然支那の宗主權を主張するのと大した差異はない。單に支那人に限らず、西洋人等が滿洲を以て支那本來の領土なるかの様に混認してゐるのも大體上述の理由に基づく。即ち當時清朝が滿洲皇帝として支那を支配して居たので、西洋人は之を支那皇帝と稱し、その支配せるすべての領土はすべて之を支那と言ひ、之を地圖上、或は外交文書の上にも表明したのである。西洋人等には清朝の皇帝が滿洲を清朝特別の領土として支配し、之を支那の領土として支配して居たものでないといふ様な複雑な點は理

解し得ず、滿洲を支那の一部と誤認するに至つたものである。之に反し古く十七世紀の後半から十九世紀の上半にかけて支那に入つた西洋人等は、滿洲を決して支那とは稱してゐない。明代に蒙古を韃靼と稱してゐた關係上滿洲は亦東韃靼と呼ばれてゐた。例へば明末清初の戦亂を歐洲に傳へた耶穌會士 Martin Martini (漢名衛匡國) の『De Bello Tartarico Historia』(俗に難題戰記といふ)には、滿洲を指して韃靼と稱して居る。また百曆1682年(清康熙21年)康熙帝の滿洲巡幸に扈從した耶穌會士 Ferdinand The Verbiest (漢名南懷仁) の旅行記(History of Two Tartar Conquerors of China)の如きは、滿洲を明かに「東部韃靼即ち女真地方」と記して支那とは呼んでゐない。尙ほ此外の西洋人も滿洲は滿洲人の居住地であり滿洲人によつて支配されてゐる事實を見て滿洲國と稱し支那の領土と認めたものはない。

一方また支那人は滿洲に於ける漢民族の多數移住せる現状より觀て宗主權を主張する一理由となすも、漢民族の集體的滿洲移住は僅々150年内外の歴史を有するに過ぎない。明代遼東に漢人の居住せる事實あるも清朝が滿洲を統一し次で入關以來滿洲を封鎖し漢民族の移住を嚴禁せる期間は何等の交渉もなかつた。十九世紀の初め支那本部に於ける人口の増加は、漸次生活を壓迫するに至り、漢人の滿洲移住を希望する者増加し、遂に政府の禁令を犯して密かに滿洲に侵入し農耕する者あり、清廷も亦時代の趨勢に鑑み、嘉慶8年(AD1803)に至り、滿洲の一部を開放したるを最初として漸次滿洲封禁の令を解き、漢人種の移住を許すに至つた。爾來漢人の滿洲移住は年と共に増加し今日に及ぶ。河北、山東兩省方面より移住した漢人は、純朴無習の土著民族を排除し主客顛倒、其の地位を變ふるに至り、漢人種は恰かも往古から滿洲を佔據せ

るかの如く稱するも、歴史は雄辯に之を否定するものである。勿論此間滿洲と漢人種との關係は既述せる如く、多少の關係はある。全然没交渉と云ふ意味ではない例へば後漢の末、遼東太守として遼陽に據つた公孫康の如きは、父祖三代に亘り勢威を振ひし事あり、或は唐太宗は朝鮮征伐によつて遼東の南部地方を、其の勢力範圍に收めたる時代あり、或は又明代に於ては遼東に地盤を開拓し、唐代と略同地域を佔めたる如き事實あるも之は單なる一時的現象に過ぎなかつた其の地域にしても今日の奉天省南部、主として遼河流域に限定せられ、未だ嘗て滿洲全部を掌握支配したと云ふ事實は絶無である。若し支那人が是等の事實を以て、「滿洲古來支那領土であつた」と主張するものとすれば、それは非常なる錯誤といはなければならぬ。且に滿洲の歴史を熟思すれば、此點は自ら明瞭となるものである。

溥儀氏出山の意義 更に此次滿洲國の建設に基く溥儀氏の執政就任と國民政府との關係に就て歴史的及實際的より之を觀るに、對内對外均しく重大の意義を含有して居る。即ち辛亥革命(AD1911)にあたり、清廷當局と革命軍間に和議交渉が成立し、革命軍が皇帝優待條件を承認し、皇帝の尊嚴維持と優待年金4百萬兩の交付及其他を保障するに於て清廷は遂に其の政權放棄を聲明し、五族共和に基く中華民國の成立を認め、同時に清廷私有領土の滿洲をも亦支那本土と均しく中華民國の版圖に歸屬せしめた。之に依て革命政府は完全に大清帝國の全版圖を繼承するに至つた。若し是時清廷當局に大局を洞察するの大政治家があつて宗社黨一派の進言を嘉納し、政權交還の範圍を支那本部のみに限定し、滿洲の宗主權は依然之を保有し、毅然として滿洲退讓の意思を表明し、革命軍に對して中原統治の大權のみを交付し、然る後、宣統皇帝を奉

戴し遼東の故土に廻り東北信安の清國を維持し滿洲を統治するに於ては、清朝衰頹の餘りと雖も尙3百年霸業の餘威あり且つ相當の實力を擁有してゐたから滿洲に於て清朝の社稷を存續することは決して困難事ではなかつた。當時の革命政府は中原の恢復を以て主要目的とし、徹底的に清廷を迫窮するの企圖はなかつた。それで若し清廷が滿洲退讓策を採取せば革命軍も亦恐らく異議を挟むことなく清朝の滿洲歸還を歡送したに相違ない。當年此の政策が採用されて居たものとせば、滿洲は順治元年秋(AD1644)世祖入關遼都前の形勢に復歸し、滿洲蒙古を併せたる獨立國が今尙持續せること必然である。清廷當局は此種政策を採用せず、革命軍の誓約を極度に過信し其の政權を放棄するに至つたのである。

然も清廷の政權交還に就て、理論上より之を觀るに、當時の革命軍政府の權利を繼承して存續せる國民政府は、清廷に對して依然和議條件を履行すべき義務を負ふものである。若し國民政府が其の誓約條件を履行しない場合、清廷は國民政府に對して誓約の履行、或は政權返還を要求するの權利がある。但し此事は實際上實現し難いが、理論上決して不合法の主張ではない。例へば國際間の條約にしても、一方が任意に條約を放棄しても他の一方が之に反對する場合、其の條約は依然效力を有するものである。之を以て國民政府の溥儀氏に對する態度と、溥儀氏の滿洲國執政に就任せることを對照觀察すれば、國民政府は溥儀氏に對し年來優待年金を交付せず且つ其の尊號を振奪し、並に官關より驅逐する等の暴民的行動を取る事は完全に辛亥革命時の誓約に違反し、弱者に對して極度の暴虐を發揮して居る。そこで國民政府は清廷の版圖を繼承する資格は全然ない。從て滿洲に對する宗主權の如きも亦當溥儀氏の掌中に復歸すべき性質のものである。若し溥儀氏が

重兵を擁し國民政府に對し、誓約不履行の理由を以て政權返還を要求し、積極的に行動を開始したと假定せんか、國民政府は之を以て尙ほ歡迎と認むるであらうか。溥儀氏に斯くの如き意思のないことは、國民政府としては寧ろ大いに感謝すべきものである。然も溥儀氏の滿洲國執政に就任せるは清室の復辟に非らず、又自動的の行動でもない。純然たる滿洲人民多數懇請の結果に關し、國民政府が溥儀氏及び其一派を攻撃し、支那の叛賊と稱するは全然見當違ひの議論である。之は全く滿洲人民の總意を無視した暴論に過ぎない。溥儀氏と滿洲國との關係を雲へていへば、茲に3百年來連續と繼體した一老商舖があり、其主人は始め幼弱の孤兒にして家業をも經營することを得ない結果、其隣人に對して一定の條件を以て其老舖の權利を譲渡した、然るに其後該隣人は誓約に違反せるところか、全く之を履行せず、利へ其本家を強奪するに至つた、そこで多年忍忍した孤兒は既に成年に達したので、決然奮起し斷然不法の隣人を齟齬し祖業の一部を奪還し、躬親ら之を處理するに至つたとせば如何。國民政府は其隣人にして溥儀氏は其功主に相當する、溥儀氏が先人の故土に復歸し、元首の地位に就任することも當然の歸結といはねばならぬ。換言すれば滿洲現在の狀態は20年前(辛亥革命當時)の形勢に復歸せるものである。殊に此次溥儀氏が出山を決行するに至つた根本原因が、國民政府の誓約不履行に基因せることに見るも、國民政府夫れ自體が今日の結果を招來せるものと斷言することが出来る。

一面之を滿洲人側の立場からいへば、過去20年に亘り張作霖、張學良父子が東北に蟻卵し惡業を累積し、無辜の人民をして殘炭の苦境に陥らしめた所の反感は異常に強烈なものがある。今軍閥の失勢に乗じ、民族自決の精神に基き滿洲を以つて眞に滿洲

人の滿洲ならしむる目的の下に新國家を組織し、其の主權者として最上の資格を具備せる溥儀氏を推戴して執政となすことは正當の措置である、之を張學良等に干渉する理由は秋毫も存在しない。況んや張學良等に対しては滿洲國側よりこそ、反つて幾多の申分があるものである。

滿洲建國の理想 要するに之を約言すれば、滿洲と云ふものは古來其の歴史に現はれてゐる如く悠久の千年の久しきに亘り、時に興亡隆替は免れなかつたが、常に滿洲土著の民族に依つて完全に支配されて來たものである。言葉を換へていふならば、滿洲は古今を通じて滿洲人の滿洲であり、斷じて漢民族の領土と稱すべき性質のものではなかつた。之は既往の歴史に照し病乎たる事實である。

さりながら此度新に建設した滿洲國は時代の趨勢に鑒み且人民の總意に基き「滿洲人の滿洲主義」を以て建國の根本方針と定め、保境安民の理想を遂行する爲に、滿洲モンロウ主義を以て國是とするものである。茲に所謂「滿洲人の滿洲主義」といふは、古來滿洲の歴史に見るやうに、單一民族を本位として滿洲の實權を壟斷し、他の民族を排除せんと企圖するが如き狹義的の意味で

はない。總稱して滿洲人と呼ぶは、現在滿洲及び蒙古に居住する人民全部を指すものである。漢人たとふると滿洲人たとふると、果た又蒙古人たとふると論せず、此外すべての人民を包容し、一律平等、何等の差別を設けず、之を以てすべて新國家を構成する所の一分子と認むるものである。即ち滿洲に居住する凡有人民を打つて一丸となし、渾然融和し共存共榮の實を擧げ、新國家の健全なる發展を期するものである。莊子天地篇に「不問同、之、之謂大」とある如く、滿洲國の年號を定めて大同と稱する所以も亦、此點に存する。従つて滿洲國は、唐代滿洲の地に建國した所の渤海國が完全なる一大獨立國として、文化的、平和的の政策を取り、西は唐朝と修交し、東は日本と使節を往來し、親善關係を持続し、210餘年に亘り雄然たる文化を此土に榮いた先例に倣ひ、三千萬民衆の福祉増進と理想的な平和郷を出現せしむることを以て最終の目的とするものである。以上説くが如く、滿洲國の建設は歴史上及び實際上より觀て必然の歸結である。今後の滿洲は、既に完全なる一國家として獨立したる以上、民國政府が斷じて之に干渉すべき性質のものに非らざることとを特に聲明するものである。

(三) 日滿關係主要日誌

(自昭和6年10月至昭和7年9月)

昭和六年十月

- 一日 瀋陽縣政府は行政事務を開始した。口張海勳洮南にて獨立宣言を發した。
- 三日 敗殘兵の暴動甚しく鮮人の擄殺される者既に 6,700 名に達し我軍は舊軍憲の掃蕩を期すべく積極的行動を開始した。
- 四日 關東軍司令官は我が軍の警備區域内にては、一切の政治運動を許さずと、嚴格なる布告を一般民衆に發した。

- 十日 湯玉麟熱河獨立に準備中であつた口日本側援助の下に官廳近く開業すべく協議した。
- 十一日 聯盟事務總長は占據地接收に關する國民政府の要求を各理事團に通達した。
- 十二日 通遼に支那兵數千侵入物體懸然とした。口奉天を距る5里興隆店に馬賊團が襲來した。口黑龍江官銀號支拂を停止した。
- 十五日 瀋陽線治安維持委員會組織され運

- 動を開始した。口奉天官銀號、邊業銀行閉業。
- 十九日 遼寧省財政廳開辦さる。口趙欣伯博士遼寧市長に決定した。口國際聯盟理事會にて芳澤代表撤兵不可能を聲明し尙議長に最後の條件を提出した。
- 二十日 遼寧市長就任式行はる。
- 二十一日 大汎河に敗殘兵大舉し瀋陽線を橫斷せんとし交戦、亂石山で警備隊應戦す。口奉天實業廳、財政廳は閉廳した。
- 二十三日 聯盟理事會で支那は決議案を受諾せるも日本は修正案を提出し芳澤代表決議案に對し宣言を朗讀した。口日支代表妥協案は立消え現事會の表決により日本案否決され聯盟案採擇となり決議は不成立となつた。
- 二十四日 四洮線へ日本軍出動。
- 二十五日 奉天地方維持委員會は省政府樹立に決定した。
- 二十七日 鐵嶺に王以哲殘兵鐵路を橫斷せんとし交戦す。
- 二十九日 新東北交通委員會成立す。口奉天地方維持委員會遼寧省樹立の大綱を完成した。
- 三十日 通遼、錢家店鐵橋破壊さる。口東北純正民意獨立研究會は宣言を發した。
- 三十一日 馬占山對日全戰論を高唱す。

十一月

- 一日 東北交通委員會發會式は奉天に於て舉行された。口瀋陽鐵道收受貨幣を現大洋及現大洋票に限ることとした。
- 二日 吉長、吉敦兩鐵路局合併終了、事務開始せるが名稱は吉長吉敦鐵路管理局とし、職制は五處とし、各處長は總務組總長、警務對元總、運輸中川代表(兼務)、工務田邊總工程師(兼務)、會計谷澤。
- 三日 鹿巖基氏はドラモンド氏に對し文書を以て滿洲の現状を述べ、日本軍は撤兵せざるのみならず盡く侵略的行爲を退

- ふしてみると恐へ、而もチチハルを占領せるなど捏造の報告をなした。口洮陽線江橋鐵橋の修築作業に對し、黑龍江軍は日本側の行動を何處までも妨害せるため我軍は嫩江の對岸に待機した。口我軍通遼線作業地隊は通遼停車場を占據せる敵を完全に擊退し、同驛を占據した。
- 四日 袁金鎰、趙欣伯、關朝暉の三氏は地方維持委員會の省政府代行に關し伊重に協議を重ねつつあつたが愈々斷行に決定した。關氏は公安總局長に就任し自衛警察を 4,000 名に増加し之に保安隊 200 名を加へ奉天省域内外の治安維持に當らしめた。
- 五日 モスクワ政府は在滿自國領事に對し日本の滿蒙政策を靜觀し遺憾なきを期すべしと訓令した。口江橋に於ける日支衝突事件に關する陸軍當局の聲明によれば馬占山は清水領事、林駐在武官と共に自己の參謀長以下數名を橋梁に派し日本軍に抵抗の意志なき事を通告せるため我軍嫩江支隊の一部は布氣に向ひたるに同地の馬軍の突如砲撃をうけ一時後退主力の到着を待ち必要の兵力を以て適當の自衛策を講ずるの已むなきに至つた。口在ハルピンの丁超氏はかねて馬占山援助を主張してゐたが終に黑龍江軍援助に決定した。
- 六日 張景惠氏はチチハルを兵火の巷より救ふべく哈爾濱鐵路司令丁超氏を馬占山の許に派遣下野を促し時局收拾の最後の勳告を試みた。口鞍山西方の匪賊約 1,200 名の大集團掃蕩に大石橋守備隊 400 名出動之を擊退し大部隊の賊を全滅すべく前進した。尙奉天にある一團騎隊は海城發敵の後方を絶つべく出動した。
- 七日 事變後閉鎖中の吉林外交部駐吉辦事處は開設され謝介石氏が就任した。口吉長、吉敦兩鐵路の合併により従來の吉敦滿道との連絡規定は廢止され吉長鐵路

との連絡規定を今回吉長、吉敦鐵路に用ひることに決定11日より實際することとなつた。

八日 大興附近の戦闘に於て支那軍は豫想外に頑強な抵抗をつづけたがその後我が軍に於て戦況取調の結果馬占山軍は時局切迫するヤシベリヤ方面から送られた赤衛隊軍から選抜された支那軍人を多數帶同してチチハルに來り更に大興に参加することが明白となつた。

九日 于冲漢氏遼寧省自治指導部長に就任本部は新行政監督機關で遼寧代理政府の管轄下の外にあり寧ろ之と對立し省内各縣政の指導 啓蒙に當る 重要機關である。尙政民廳も復活に決し廳長は未だ發表されず。

十日 遼寧地方維持委員會長袁金鎧氏は財政整理委員會を開催新に民國20年度遼寧省實行豫算並に税制整理を審議可決決定した。吉林政府は省民の苦痛を軽減する爲め従来の軍費附加税を二割減、地租附加税1畝50仙を30仙に減税し、枕木に對する課税を免除した。元省政府跡にて遼寧省政權代行の式典が盛大に舉行された。

十四日 遼寧省政府は事變後經費節約のため財政局と税捐局、農會、實業總と商會、教育會と教育局、公安局と公安隊を合併に決した。馬々溪附近の黑龍軍の情勢に付き關東軍司令部發表の要旨によれば嫩江鐵道修理並に洮昂鐵道の運行を完全ならしむるためにチチハル林少佐をして馬占山に對し日本軍の攻撃を避けんと思はせ速かに誠意を披露すべき旨通告し回答を要求したが日本側の希望を求めたるため少佐個人の意見として平和的解決方法は馬の下野前に張海勳に政權を授受するのが良策なるべしと述べたが馬は11日清水領事より外務大臣の平和的解決提示及12日軍司令官再度の和平通告に關しても同意

せず益々敵對行動を執り挑戰的態度を示した。口林少佐はチチハルに留り關東軍司令官代理として交渉を繼續したが馬の不誠意な態度に對し最後の通牒を交付し清水領事以下館員全部と共にハルビンに引揚げた。

十七日 滿洲向輸入綿絲布取引は事變勃發以來一時停頓状態に在つたが其後治安の維持共緒に就かんとし銀價の奔騰に接して華商一般の買氣を転換し本月に入りて以來依然綿絲布に對する需要を喚起するに至つた。

十八日 國際運輸會社は例年四航、洮昂、齊克各線出廻り大豆に對し混雜混合保管制度に準據して混保制度を施行し來つたものであるが今年は先づ瀋海線の大豆に對し之を施行することになつた。

二十日 遼寧省政府は20日附を以て奉天省政府と改稱すると同時に遼寧省を奉天省と改名した。口財政廳長恩翁裕氏は新税制を發令した。

二十七日 關東軍司令部は天津方面の危急と支那軍憲の暴狀に對し 所要の對策及部署をなすに決し各軍に行動開始を命令し奉天駐屯の某部隊及鈴木旅團司令部並に遼陽撫澤大縣等は某方面へ向つて出發した。

二十九日 齊克、洮昂兩鐵道の連絡が完成したので支那側商民は特産買付に大活動を開始し大豆の出廻を控へて同地方一帯に商況頗る活氣を呈して來た。

十二月

一日 軍事參議官會議で軍部會議への訓令要綱は次の如くである。

1. 我陸軍は露、支を對照とするが兩國の態度如何により調印す。
2. 我陸軍の新兵器並に航空兵力に列強に比し非常に劣勢なるに付帝國獨自の立場による最高兵力を主張す。

3 我陸軍豫算は對内的原因に因り縮少されあり今後の新兵備完成の要あるに付所要豫算を主張す。

二日 馬占山は最近軟化し張景惠氏と連絡を取りつつあつたが本日主戰論者徐寶珍及騎兵隊第5團長を罷免し二旅長を新任し何れも服命したので海倫に引返した。

三日 馬々溪附近の戦闘にて學良別動隊が我軍の後方攪亂の爲め滿鐵沿線附近に出沒した件數は正に341件に達した。

五日 南京外交部は席代表に對し次の訓電を發した。

1. 錦州中立地帯設置反對
2. 中立國視察員派遣承認
3. 錦州軍は進駐せしめず
4. 錦州軍關内撤退反對
5. 奉天新政權と日本軍憲との交渉は一切認めず。

七日 關東軍發表、滿鐵技術員伊藤萬治中村殿藏兩氏は吉長、吉敦鐵路の願により敦化東方地區の交通狀況調査中支那側より阻撃を受け即死した。

八日 張海勳氏が去月20日易幟斷行の際長文の獨立宣言を發し民國20年間の蔣、張の失敗を糾弾した。口奉天の軍當局は滿洲航空路開設に關し協儀中の遼奉天、長春、ハルビン、チチハル間の定期航空路開設の運びとなり奉天、チチハル間隔日一回とし追て京城、大連に延長する事に決定した。

九日 錦州中立地帯問題に關し幣原外相は芳澤代表に訓令を發したるため同問題は理事會の議題から消滅した。

十日 滿洲事變によつて内地、鮮滿間電話連絡の必要を益々痛感し遞信當局は明年度に於て對馬、釜山間の工事(目下對馬迄完成)を完成することになつたが經費10萬圓を投じ關鉄電信線を利用し關鉄電話工事を完成遅くも明春4月には開通

するべく應急工事に着手した。

十五日 前遼寧省主席臧式毅氏は奉天省法團の推戴を受け正式に奉天省政府主席に就任し同時に地方維持委員會は解散された。

十六日 奉天省主席袁金鎧氏は商民窮境打開の爲め東三省官銀號に命じ期間1箇年年利1割で現大洋200萬元を貸與せしむる事となつた。

十七日 陸軍省發表滿洲増兵は開議に於て決定され、第十師團及近衛、第一、第十二各師團より特殊部隊を派遣し第五師團よりは天津方面に派兵することとなつた。口國民政府は張學良の副司令を免じ10日綏靖公署主任に任じた然るに17日辭職通電に接したが之を許可せず其任に當るべしと電命した。口東北電政管理局では局長金壁東氏と顧問櫻井通信局長との間に滿蒙に於ける各主要都市に電信機關を置き和文電報を取扱はせる計畫實現に努力中であつた。

二十日 關東軍は遼西一帶の匪賊討伐に行動を開始した。口東北三省の最高政治を統治する統治部を關東軍司令部に設置することとなつた。

二十一日 從來未解決の懸案となつて居たハルビンの特別區に於ける外人の土地不動産所有權一切を承認する件は最近支那側と我當局間に交渉進み25日全部の問題の解決を見た、同區に於ける各國人所有土地不動産は約3,000萬圓に上る。口森獨立司令官は滿鐵棉昌關、開原、鐵嶺西方地區に蟄居する賊軍7,000義勇軍3,000の混成軍に對し總攻撃を開始し飛行艇も出發した。

二十三日 我軍は匪賊を討伐し田庄臺を占領した。口湯玉麟は張學良の錦州増援の嚴命を拒絶したのみか却て部下に對し錦州軍熱河省へ逃亡の場合には武装解除すべしと命令を下し獨立の態度を表明した。

二十六日 關東廳は時局の爲め奉天警察署
樓上に出張所を設置し各方面より連絡を
執ることとなつた。
二十七日 陸軍省發表、時局不安の爲め更
に朝鮮より師團司令部及混成約一旅團増
派を關議に於て決定した。
二十八日 撫順オイルセール工場では從來
重油に特種の臭氣あり引火點低く危険率
多かつたが之が化學的研究完成の故に遠
し高價な各種の輕油を遊離し引火點高く
全く危険なき重油を得るに至り我海軍
の注文を充し得る様になつたので解氷後
第一次約15萬圓を投じ輕油分離工場を建
設することに決定した。
二十九日 威式發氏は本庄司令官に對し匪
賊討伐に關する請願書を呈出した。
三十日 我旅團は白旗堡を占據打虎山に入
つた。口多門師團の前衛は溝堡子を占領
し北寧線より進軍の室師團も同時に占據
し連絡更に一部隊は大凌河へ向け前進し
た。

昭和七年一月

二日 室師團の先鋒部隊は午前六時錦州
に入城した、敵は去20日夜以來北寧線一
帯より順々關内に向ひ撤退し占據の敵は
支那兵は一兵も歸なかつた。
三日 室師團長は錦州入城と同時に本庄
關東軍司令官の日華兩國民親善就業せよ
との長文の布告を出し市中に各種宣傳ビ
ヲを貼付し保安隊及自警團の武裝解除を
命じた。
四日 錦州入城の室師團の主力は一部を
西方地區に派遣し盛大なる入城式を舉行
した。
六日 奉天省政府は錦州に臨時辦公處を
設置することとなり新に省政府治下とな
つた17縣に對し數名の慰問委員を派し統
治上の調査を爲さしめ同時に自治指導委
員40餘名は政治指導に當る爲め奉天を出

發した。
七日 關東廳外事課長及大連海關長の盡
力に依り大連港二重課税問題は解決し今
後は上海で輸入税納付證明書を交付した
るものは其儘當地を通關し、夫以前の無
證明輸入貨物に對しては滿鐵で納付済證
明をなす事となつた。此課税廢止に依る
過去一年間に於ける大連港の輸入減は約
1,000萬圓に達した。口拓務省に於ては滿
鐵の事業監督、產業、移民問題に付實際
の調査、獎勵の目的で奉天に局長級の人
物を長期駐在員として派遣する事に決定
した。
九日 奉天省政府管轄と爲つた奉天、山
海關の北寧鐵路を奉山鐵路と改稱し局長
には四統鐵路局長關鐸氏が任命された。
口同鐵路は14日から旅客列車の運轉を開
始することとなつたが當面の財政打開の
爲め12日不取敢省政府より10萬元融資
した。
十四日 滿洲事變前から支那側は公然滿鐵
併行線に關する日支密約の存在を否定し
來つたので外務省は日滿條約及其附屬協
定を發表した。
十五日 奉天省長威式發氏は官銀號資金を
以て臨時穀物を買収保管し要價を昂揚せ
しめ農民を救済するべく各縣に對し布告
を發した。
十六日 滿鐵に於て金州北方約4里大霧家
屯會の某地點で製鋼に必須的且埋藏量無
限にして復州産より遙かに良質の優質耐
火粘土あるを發見した。
十八日 吉林省主席熙洽は遊張學良一派張
作舟、丁超等討伐の剿匪軍を起し其本據
榆樹城を占據し之を潰滅歸順せしめた。
二十二日 滿洲軍の戦死傷者は1月20日迄
901名内戦死者は499名。口葫蘆島梁港は
東北交通委員會に接收し輕費は奉山鐵路
局の利益金より支出することとなつた。
二十四日 室師團は打虎山、溝帮子以西の

哩以内の匪賊大討伐の行動を開始した。
二十七日 滿鐵では鄭家屯に農務課管轄の
産業調査所を設置し、内蒙の種畜場、種
羊場を通じて蒙古の牛羊改良普及に積極
的に著手することとなつた。
二十九日 ハルビンへ出動の我軍は松花江
第二鐵橋前に於て鐵路破壞の爲め前進を
阻止せられ同處占領中の反吉林軍を擊退
哈市入城を目指し北進を繼續した。
三十日 國際聯盟は支那代表の上海事件に
對する規約第十五條適用方申出に接し上
海に國際的上海事件調査委員會組織に決
定日本代表は右規約適用に反對留保を爲
したるも調査委員會其ものには同意した
口上海の我軍停戰條件 (1)關北は日本軍
警備す (2)支那軍は上海特別市より撤退
す (3)郵便局は日本で管理するに對して
は支那側は絕對反對を表明した。

二月

一日 大阪商船は滿洲國成立後の状態に
投ずるため四月から大連定期船を從來の
四隻を六隻に三日置出帆を隔日出帆とし
本月中旬より奉天に出張所を置くことと
なつた。
二日 長春待機中の多門師團は雙城堡へ
出發、天野〇團は3日出動することとな
つた。
四日 我政府は上海事件に對し英佛米の
停戰提議に次の如き要旨の回答をした。
(1)支那軍敵對せざれば戦闘を中止す然
らざる限り日本軍の自由行動を保留す。
(2)支那側從來の不信行動及現状の重大
に依り今後の動員又は戰備中止は不可能
となつた。(3)日支の一定距離の撤退及
中立地帯設定に關し出先軍憲と各國領事
との交渉に異存なし。(4)日支間の總て
の紛争解決に就ては滿洲事件は聯盟の調
査に任じあり、列國の参加に關しては受
諾し得ざる事は日本の既定方針なり。

六日 東拓會社は事變後事業更正の見込
つき新に奉天に本社直屬の臨時調査部を
特設することとなつた。口吉林省政府で
は官銀號をして官帖を濫發せしめ盛んに
特産を買占め一月中の買占り千餘車、約
千億盾を發行し、ために同地方の特産商
は半年の6分の15百車内外の買付に過ぎ
ず、省政府は農民救済のためと稱するも
通貨の膨脹物價の高騰となり反つて農民
の苦痛となるので全滿商議書記長會議に
陳情せるため直ちに其筋に事情を具申し
た。口對朝鮮人問題に付ては朝鮮總省府
の方針決定を俟ち滿鐵側でも東亞動業の
協力により遊離鮮農中興地に歸還し得ざ
る者に對し近く瀋海沿線、滿鐵沿線通遼
附近に約70町歩の水田適地を選定し之
等を收容し一戸當2.4—2.5町割當約百戸
宛集團移民をせしむる事に決定將來は細
作も獎勵することとなつた。
十一日 張學良は河北省政府を天津より平
漢線保定に移轉せしめた。
十二日 奉山鐵道、北山鐵道の連絡交渉圓
滿に終了し13日に山海關迄運轉を開始す
ることとなつた。
十三日 多年の懸案であつた東三省内地
と關東洲、滿鐵附屬地、日本内地、朝鮮
間の和歌文及支那文電報取扱に關し關東
廳關係者と東北電信管理處當局との間に
協定が成立した。
十八日 滿蒙新國家建設のため奉天省政府
内に東北行政委員會を組織成立し、委員
長張景惠、委員威式發、馬占山、熙洽、
凌陞(蒙古王族)齊王、湯玉麟の諸氏内蒙
と無河は代表者を出席せしめ、尙馬占山
は黒龍江省長に就任ハルビン特別區は廢
止された。口東北行政委員會に於て張景
惠は六氏連署を以て新國家三大使命に關
する長文の占言文を發表したがその要旨
は(1)東北四省、特別區及蒙古各王侯よ
り組織し黨國政府の官制を輕脱し完全に

獨立す (2)民衆に對する善政 (3)共存共榮門戶開放機會均等 (4)庶民平等民情暢達。

二十日 一面被を占領せる反吉林軍は更に帽兒山驛を占領し既に東部線の三分の一は其手に歸し日鮮人の家屋は掠奪された。口今後の在滿鮮人問題に關し朝鮮總督府に於ては將來は成可く集團移民とし 200 萬圓の經費を以て大部落には普通學校、小部落には新式書堂を急設普及し簡易醫療機關の普及充實を圖る等の施設を行ふべく經費は特別議會に要求することとなつた。

二十三日 關東軍行原參謀の上京に依り滿蒙新國家成立後の軍部對案は大體中央でも是認したが次の如くである (1)新國家に對し日本に干與せず好意を以て接す。(2)治安維持に對しては日本も協力す。(3)これに於て三箇師團及鐵道守備隊を常駐す。(4)新國家の推移を見て在滿帝國諸機關の統一を圖る (5)新國家成立後の利益は一部資本家の獨占に委せざる様統制す。

二十五日 東北委員會は新國家領域全體に次の如き通電を發した (1)國號を滿洲國と稱す (2)政治は民意主義 (3)元首を執政と稱す (4)國旗は新五色旗 (5)年號は大同と稱す (6)首都は長春に定む。

二十八日 滿洲新政權樹立により我政府は農林、拓務、外務、協力して集團移民を計畫既に吉林方面に約 250 萬町歩の借入契約も出來た。

三 月

一日 滿洲國大同元年 3 月 1 日を以て滿洲國政府の名に於て東北行政執行委員長張景惠氏より新國家建國宣言を發表した。同時に 3 月 18 日以來組織の東北行政委員會は凡ての協議を了り解散した。

四日 溥儀氏第二次推戴使張蔭桓氏一行

は更に其出處を懇請した結果次の條件付で承認を得た。(1)一箇年間試行的に政治をみる (2)今後の政體及憲法の運用に於て予の施政が國民の期待に副ひ得ざる場合は辭任する。口聯盟總會一般委員會開催次の決議文を滿蒙一致可決した。(1)日支は上海停戰實施に必要な處置をとること (2)各關係國は其實施状況を報告すること (3)日支は日本軍撤退に關し各國と協力し善後交渉開始方を勸告す。

五日 滿洲の治安維持不確定のため生活に脅威を受ける惧ありといふ理由の下に東北交通委員會では既に滿洲出稼移民漢人の特別割引運賃を廢止したので滿鐵でも 3 月 10 日から廢止と決定した。

八日 滿洲國元首溥儀氏一行は特別列車で瀋陽より長春迄日滿官民熱誠歡呼の裡に參議府に入つた。

十日 執政政府總務處に於て滿洲國政府關係を任命夫々發表したが三院七部の外に參議府である。

十一日 滿洲國政府は執政の名に於て政府組織法、人權保障法、國務院官制、監察院法、省公署官制、國務院各部官制等を發表した又勅令(勅令)を以て大赦及極刑者に對する赦免を行ふ事を發布した。

十二日 政府は滿洲新國家に對し滿洲國を當分地方政權として承認に決定同政府の充實を俟て正式に承認の旨で今後の對策に就ては滿蒙の情誼に基き 正當なる財的、人的援助を與へ滿蒙懸案の交渉を繼續する此の如く陸、海、外、務、拓五省よりなる滿蒙委員會に於て政府の方針を決定した。口滿洲駐屯第二師團部隊兵及獨立守備隊兵申時局に因る服役延期者は夫々初年兵第一期教育終了者と交代除隊する事となり、尙朝鮮部隊も今月末に原駐地に歸還し交代として既に先發の第〇〇團を派遣する事となつた。口滿洲國政府は溥儀執政の名に於て獨立國宣言を各

列國に通告し併せて外交部長の名で外交方針を通告した。

十三日 滿洲國陸軍は執政直屬とし徵兵制を原則とし各省に 1 師團を分駐禁衛軍は 1 團旅(既設)とし各軍より優秀者を選派し併ら匪賊討伐に當り司令官は帷幄上奏權を附與されとの事であつた。口滿洲國では今後建設に伴ふ經費に充當するため日本より 2 千萬圓借款する事に交渉中であつた。口滿洲國政府は法制局官制、統計局官制、興安局官制、資政局官制等を發表し之にて全官制の發表を見た。内蒙は齊王興安局總長に就任し自治指導部は解散して資政局の下に活動する事となつた。尙内蒙は興安省として熱河省と共に新國家は五省となつた。滿洲國成立によつて我政府は今後の移民方針を次の如く決定した。(1)自作農創設を目的とし中産階級以下の生活難緩和を期す。(2)大集團主義をとり一村一團體全部移住せしむ。(3)文化施設の完備其他移民の收入増加に關する施設 (4)移民の素質向上のため特殊移民教育機關を設く。

十五日 滿蒙林業開發のため東拓、王子製紙、秋田木材、滿鐵、拓務其他林業關係者協議の結果夫々協定を爲し新國家に對し製紙用林の權利を出願する模様であつた。口滿洲國政府は排他的教育を排し將來教科書は國定とし統一して隣邦特に日本國情を周知せしむるため日本語を必須科目に設定する様各省に通告した。口滿洲國政府は大同 2 年度豫算編成に着手したが概算總額約 1 億 2 千萬圓と見られけ額は約 1 億圓で不足は公債發行又は借款に依ることになつた。

十六日 滿洲國政府は首都長春を「新京」と命名するに決定發表した。口滿洲國政府は將來戶籍法を制定する事に決定した。

十九日 拓務省は經費 200 萬圓を以て滿蒙局新設と決定特別議會に提出に至るべく

滿蒙移民案は次の如くである (1)集團移民 (2)補助金を與へ金融の便を圖る。(3)屯田兵を置き移民の保護をなす (4)拓務監督の拓植會社を設立し移民との契約をなす。

二十四日 奉天省長臧式毅氏は農民の播種期に迫り種子なき慘狀に鑑み 6 萬圓の耕作資金を省下 20 餘縣の各村に一律に付種子 1 石銀 1 元で貸與し收穫期に無利息にて回収するに決定種子預貸與辦法を發表し同時に各縣に調査委員 22 名を派遣した。口滿洲國政府は外交總長謝介石氏の名で各國に通電されたが國民政府に對しては 3 月 1 日の獨立宣言で明なりとし改めて通告せざる事に決定した。口滿洲國政府は關稅問題に付開議で次の如く決定した(1)滿洲國は現行中華民國の關稅制度を繼承し當分現行稅率を課す (2)外國借款の擔保となれる關稅收入は毎月總稅務司に送付す (3)以外の剩餘金は滿洲國の收入とす。尙大連海關は日本の行政權内にあるため近く總稅務司團と折衝することとなり大連、安東、營口、ハルビン、龍井村、煙臺各海關の行政を統轄する旨の關稅獨立聲明をなした。

二十五日 滿洲國政府は從來の土地租佃權を改め私有權を認むる法令を發布することに内定した即ち自由に土地の賣買處分權を認めることとなり正確な地籍簿の作成に着手した。

二十六日 滿洲國政府戶籍法制定は差當り 15 歳以上の男子を調査し隨いて一般の戶主家族の調査を行ふこととなつたが調査には指紋法により戶籍に登録洩れの者又は登録を拒む者は國外に退去を命ずる豫定で戶籍簿完成の上は人權保障局を設置し保障條令を適用することとなつた。

二十八日 滿洲國政府は將來金本位制とするため兌換準備金鑄造用地金鑄は外國に屬するもの以外の金鑄及未開發の金鑄は

悉く政府所有となし一般の發掘を禁ずることとなつた。口滿洲國政府外交部の名に依て滿洲國領土内に於ける墾務行政獨立を聲明し従来の事務を接收し外債擔保を繼承し従来の従業員は其意志に従ひ適宜處理する旨を明かにした。口滿洲國政府閣議に於て内蒙古を興安省とし省長に齊王を任命し其下に東南北部各分省長を夫々任命した。

三十日 滿洲國政府は東支鐵道の利益折半金を舊來の如く軍費に使用せず特別區市政府當局の收入として市政局の諸税金、地方税、教育税、警察料金を廢し國税を低減統一し住民の負擔を減ずると共に特別區警察官の俸給を増額し官吏の規律を肅正することとなつた。

四 月

一日 滿洲國政府は張學良政府直轄下にあつた郵便、電信、電話に關する郵便權を接受回收する事に決定奉天、ハルビンの郵務電政處を回收して交通部直轄とし郵便切手印紙は新に發行する事となり萬國郵便條約に基き瑞西の萬國郵便聯盟本部に通電した。尙日本とは當分日支郵便條約を繼承處理されることとなる。

三日 關東軍司令部では内鮮人移民計畫に就き拓務部を設置し拓務、外務より事務官委託を招き拓務指導に當る事となつた。

四日 滿洲國內の土地商租に就て奉天商工會議所よりの照會に對し滿洲國當局の回答は土地の内外人公私享有權は認むるも法制の具體化を見る迄は大正4年日支條約第2條により日本人は土地の購入不可能なるも土地の商租はなす事を得る。

五日 營口海關監督は舊京政府の砂糖輸入税倍加實施に就ては新政府に於て認めず従前取扱ふ事を布告した。滿洲國中込2千萬圓借款に對しては三井、三菱に

於て引受ける事となり共處置は大蔵省に一任となつてみたが次の如く決定した。(1)融通總額2千萬圓(2)擔保價税(3)利率年5分(4)取扱銀(5)期限5年(6)年据置年賦償還)。口朝鮮二十師團司令部及混成第三十九旅團を原駐地へ歸還せしめ第八、第十兩師團の殘留部隊及若干の特殊部隊を派遣せらるる事となり師裁可の上發令せられた。

六日 江口滿鐵副總裁辭職し貴族院議員八田嘉明氏が起用された。

十二日 淺野セメント會社は滿洲國の將來に著目し吉林附近に200萬圓のセメント製造會社を設立することになり解氷期より著工する。

十三日 滿蒙の氣象觀測に就き關東廳では既成計畫に中央氣象臺長、東大教授藤原博士等の研究案を併せ實際計畫案を得著手することとなつた即ち既設の旅順、大連、營口、奉天、長春及新設の四平街等の臨時觀測所の完備、更にチチハル、哈爾濱、龍井村、延吉、海龍、洮南、龍州、山海關、赤峰、張家口、饒漢に普通觀測所の新設、經費數十萬圓。

十四日 滿洲國政府は閣議に於て各軍の分擔區域及其所屬軍隊を決定した即ち(1)洮遼警備司令區域、張海勳軍(2)奉天省警備司令區域、張軍所屬以外の在奉天省内の全部隊(3)吉林省警備司令區域、吉林省軍(4)黑龍江省警備司令區域、張軍を除く黑龍江軍。

十五日 滿洲國政府民政部地方委員會に社會課を設け郡賣制、重要産業國營化、勞資問題、産業紹介、貧民救濟、孤兒院經營、保健衛生施設、移植事業完成を期し同部に社會部を置き部長の下に活動することとなつた。口滿洲國政府は溝鐵執政の名を以て滿洲國建國精神の作興と施政機運を圖るため滿洲協和黨設立の政書を發し執政自ら總裁に當る。

二十日 滿洲國軍政部は陸軍條令を發布した。

二十四日 滿洲國々境監視遊動警察隊は人員500名を一團とし三部隊を先づ設置したが同隊の任務は(1)地方巡視、中央命令の徹底の點檢(2)地方警察の巡視(3)小部隊匪賊の討伐、大匪賊の根據地偵察等である。

二十五日 奉天省五十八縣滿洲農民代表はヤマトホテルに聯盟調查團を訪問舊軍國の批政を暴露し新國家歡迎の陳情を提出した。

二十七日 黑龍江省長馬占山病氣請假中の省政は警備司令官程志遠氏を臨時省長代理とし代行せしむる事に決定發表された

三十日 聯盟臨時總會開會、ランプソン案を取入れた決議案及混合委員會の報告を全會一致可決し只日本代表のみは決議に加はらず棄權した。口聯盟調查員は聯盟本部に對し滿洲問題中間報告書を發送した。

五 月

一日 全滿農民代表400名の決議により聯盟調查團に事變前の批政將來の期待に付陳情文を手交した。口聯盟調查團一行は奉天發長春へ向つた。

二日 聯盟調查團は滿洲國外交總長謝介石氏と正式會見、外交總長は滿洲國の成立過程施政方針國家發生の必然性對日關係等に付説明した。

三日 リットン卿一行は公主嶺農場を視察した。

五日 聯盟調查團は執政府謁見室にて滿洲國元首溥儀氏と正式會見、執政は新國家建設の意義、王道政治の精神を説明した。

六日 滿洲國對聯盟調查團の顧維鈞問題は、圓滿解決するところとなり、同氏一行は、調査團と同行することとなつた。

七日 聯盟調查團は吉林著石射吉林總領事、吉林實業廳長孫氏を訪問其他民間の陳情をうけ又教育廳長榮氏の訪問をうけ教育狀況の説明をうけ歸長した。

八日 外務省は前駐滿大使田中郡吉氏の歸朝を待ち在滿機關擴充を決定したが領事館増設候補地は敦化、洮南、龍州、一面坡、海林、寧古塔、扶餘、三姓、臨江、海倫。

九日 滿洲國では巡警25名を選設し警務司勤務中半田信人氏引率の下に東京警官講習所入所一箇年間留學のため出發した

十日 滿洲國では國務院管下に國都建設局を新設都市計畫事業執行に伴ふ土木建築事業を管掌せしむることとなつた。

十三日 聯盟調查團は小松原特務機關長と會見、反吉林軍の現状並に支那軍隊の性質に付説明を聞いた。尙三井物産支店長と會見した。口關東廳昭和7年度滿洲事件費に關しては拓務、大蔵兩省協議の結果警備500名増員經費200萬圓と決定した。口滿鐵疏安は遼工省に於て内地新業者保護のため外國品扱ひとしてみたが農林省との協議の結果外國品と認めざる事となつた。口滿洲國自動車道路橋樑十箇年計畫は完成せるも原則として鐵道と併行せず、且荷馬車と競争せざる旅客輸送を本位とし目下試驗的に實施し有利と決定すれば順次實施するが經費は賦金制度により支出せんとする方針である。口聯盟調查團は馬占山との會見を希望し大橋司長を通じ便宜取計方を申込んだが謝外交總長は絶對拒絶し強いて主張せば國外退去を求むべく間接に聲明した。

二十五日 東拓では高山總裁現地調査の結果、先づ關東州鹽田擴張及ハルビン酒精工場の擴張を行ふ事となつた。

二十六日 馬占山は黑河に於て萬福麟系軍のために監禁されたため軍政部總長を罷免し國務院總理鄭孝胥氏兼任することと

なつた。口聯盟調査團専門委員等は大连滿鐵社員俱樂部に於て滿鐵専門委員と第一次會見をなし打合を行つた。口ランブソン英公使も來連した。

二十八日 滿洲國政府は國勢調査を行ふと同時に中國共產黨、國民黨其他政治的不良支那人には國籍を與へず國外へ追放する方針決定した。

六月

一日 聯盟調査團の一部は昨日の會見に引續き奉天日本側代表藤田、庵谷、野口氏等と會見、荷リットン卿以下全員は撫順炭坑を視察した。

二日 我軍はハルビン對岸松浦線に襲來せる馬占山軍を撃破後呼海線及齊克線より北進大部隊を以て反軍を徹底的に掃蕩すべく作戦中であつた。

三日 撫順炭の有力なる競争炭たりし北票炭は滿洲國政府に回收され奉天鐵道局を煮む事となつた。

七日 滿洲國では沿岸の密輸入及海賊等の取締のため新に水陸兩用飛行機2臺を活躍せしむる事となつた。口東亞勸業公司では三月嵐石山嶺西方に1200天地を買収避難鮮農200戸に開墾せしめつつあるが今後は鮮農をして各地未墾地を開墾せしめ來年度の内地移民の足場を作る事となつてゐる。口滿洲國民政部の要求に依り共同防疫に關し關東廳、滿鐵、軍部の助力を求めたるに依り主要都市に公立病院地方には公醫配置案を立てしも醫術なきため滿洲國大専門部を復活し四年修了として關東廳が日本開業醫の免許状を與へることになつた。口滿洲國外交總長謝介石氏は挨拶を兼ね滿洲國承認問題に就き旅大各關係方面歴訪のため來連した。

九日 滿洲國政府は馬占山逃亡の経緯につき委細發表した。

十日 東京大連間夜間飛行計畫の懸案に

對し電氣關係者は航空燈塔納會を組織し全國電氣關係會社より35萬圓を寄附することになつた。

十三日 滿洲中央銀行條例は財政部より發表された。本店を長春に置き全滿170餘箇所に支店を設け7月1日開業。資本金3千萬圓兌換準備金8千萬圓、紙幣發行額共3億3400萬元を限度とし差當2億圓を發行と決定、兌換標準は各紙幣最近2箇月の平均相場に據り算出することとなつた。

十五日 滿洲國は新京に鐵道學校を開設し優秀技術家を養成することとなつた。

十八日 滿蒙毛織は事變以來事業繁忙生産力不足のため増資問題も既に諒解済で未拂込株金徴收の上同社は更に資本金35萬圓の滿蒙毛織百貨店計畫を樹てゐる。口滿洲國政府は財政部總長熙洽氏の名を以て大連海關初め全滿各海關接收に就て南京政府に重大聲明を發した。

二十日 滿洲國協和會では日滿親善を圖るため日、鮮、滿各2名の少女使節を日本に派遣し郵務總理の日本少女に對するメッセージを送ると共に一行は日滿人15名で三大都市其他で滿洲國承認促進運動をすることとなつた。

二十一日 滿洲國監察院では官吏の不正行為に對し斷然肅正を計るため全國所屬機關及各國體に對し嚴重なる布告を發した

二十二日 東支の滿洲國側幹部は從業員中赤系を除く滿洲人、白系露人の内で國民黨、共產黨及反逆軍關係者又は政治運動をなすものは全部掃蕩する事となつた。

二十三日 國民政府は日本を除く支那に關する九箇國條約締約國に對し日本の滿洲國承認は本條約違反に付事前に阻止する標同文通牒を發した。

二十五日 奉天大連稅關長龍光に就て外務省は日支協定、違反なりと國民政府に抗議した。之に因り浪蕩したる日本人稅關

員5名は結束辭任すると共に上海總稅務司宛絶縁通電を發し同時に滿洲國海關の爲に全力を盡すべき旨の宣言書を發した

二十七日 大連の滿洲國海關は差當り財政部關稅徵收處と稱し滿鐵埠頭事務所に事務を開始した。

二十八日 南京政府交通部は滿洲國海關接收の報復手段として(1)全滿郵便局を封鎖し從業員の關内引揚を命ず(2)滿洲國切手を貼附せる郵便物は取扱はず(3)歐洲行郵便物の滿洲經由を停止し一切海路を取ると決定したが専門家は實行不可能と見てゐる。口在北平聯盟調査團は山海關經由赴日の途に上つた。口滿洲國政府は中央銀行開業に伴ひ舊貨幣整理辦法を發布し新換算率を7月1日より實施することとなつた。

七月

一日 滿洲國訪日代表丁鑑修一行15名普京宮城を遙拜靖國神社、明治神宮に參拜後首相官邸に於て各閣僚に挨拶し陸相官邸歓迎晩餐會に臨席した。

二日 内田滿鐵總裁はウヰリー丸で全滿邦人の熱誠なる期待の下に東京へ出發した。口滿洲國財政部は從來の各省財政廳を廢し稅務監督署を設置し稅捐局其他徴收事務の適否を監督せしめ收入は國庫に收納せしむる事となつた。

四日 滿洲國特別市政は開議に於て決定した即ち當分新京、奉天の二市に適用し直接民政部總長の指揮監督を受け自治委員會(市會)を設け委員は當分官選とし定員15名2箇年以上の居住者中より種族の別なく選拔することとなつた、但しハルビンのみは市政籌備所を置き1箇年後特別市に編入することとなつた。滿洲國政府は稅務監督署官制稅捐局官制等を發布した。口關東州農船底曳網漁業組合を解散し新に發動機漁船當業者を網羅し關東

州農船漁業組合を組織する事となり創立總會を舉行した。

五日 内田伯は外務大臣に任命せられた口茨城縣友部國民高等學校加藤完治氏は折務省の依頼を受け北大營附近に先發移民として活動中であるが近く200名の農村青年及在郷軍人を選抜し官有地百町歩を借受丁抹式試驗耕作に従事せしめ、公主嶺農業實踐所宗氏の指導により實地教育を受ける。

七日 滿洲國奉天錦州州に領事館開設の旨公布された。

八日 滿洲國松花江航運處では滿江八區埠頭の東支商業部代辦處を閉鎖し區域外に取除いた。

十二日 滿洲國交通部では8月1日より新製郵便ハガキ5種、切手18種を發賣と決定した。

十四日 聯盟調査團は内田外相と第二次會見を行ひ日本は陸運滿洲國を承認する所存で斷じて九箇國條約、聯盟規約第10條に違反せざる旨強調し覺書を交附した。

十五日 滿洲國中央銀行は休業中の上海、天津其他南支方面の舊官銀號支店が舊軍閥に利用され強制借款をなしたる事實明瞭となつたので斷然絶縁し不正債務を負はざる事に決定した。尙朝鮮、正金、中國各銀行と爲善取扱業務順調なるに鑑み上海、天津、東京、大連等に支店を開設する旨。

十六日 内地石炭礦業聯合會と滿鐵との間に制炭問題に付協議中の處内地大手筋80萬噸、撫順炭20萬噸制炭と決定した。

十七日 滿洲國交通部では郵政權接收のため奉天郵政局長ボリテイ氏と折衝中の處同氏初め副局長以下南京系4名辭職を決意し現業員側は滿洲國に引繼ぐ事となつた。尙ハルビン其他も接收する事となつた。

十九日 滿洲國政府は豫めて計畫中の大航

空會社設立準備完了し半官半民の株式會社で資本金五百萬圓の中百萬圓政府補助とし本社を奉天出張處を長春外市廳區に設置し日滿連絡に一層完備を期する事となつた。

二十一日 滿洲國政府では舊軍閥時代の行刑制度改革に付極力調査中司法部内の分は大體完了故首銜を廢止し電氣刑を實施と決定各地方法院に通達した。

二十二日 滿洲國財政部に於ては彩票制を取る事に決定大體9月1日より施行する事となつた。口國民政府は滿洲國海關閉鎖を決し實行期を外交財政兩部に一任した。

二十四日 國民政府交通部は滿洲國の郵政接收復手段とし全滿の郵政閉鎖を實施と決定中國各地と滿洲國の郵便物、郵便爲替は取扱中止となる。口全滿郵政事務は閉鎖せられたので滿洲國で各地とも著々接收に言手した。

二十五日 滿洲國協和會發會式新京で舉行された。

二十六日 滿鐵後任總裁は貴族院議員林博太郎伯に決定した。

二十九日 張學良は熱河問題に備ふるため省境に數師團を集中し尙南京政府よりも援助すべしと述べ北支各將領も援助を誓ひ日軍一箇師に對し三箇師を以て當る戰略方針を決定した。

三十一日 河北將領會議の結果5項に亘る決議をなし一致國難に當る宣言書を発表したが滿洲に對しては義勇軍を活動せしめ張學良に一任熱河危急の際は河北各軍團結して日軍に對抗し外交は凡て南京政府に一任し洩の態度を監視する事となつた。

八月

一 長春取引所にては従来の官帛哈大祥建制を廢止し中央銀行券(國幣)に便

更した。

二 日 札尙公司は大正11年創立以來支那側と東支の妨害で操業中止の滿洲國成立と同時に復活し費に東支が切斷せる伐木權も復舊することに決し伐木を開始することとなつた。

三日 滿洲國國務院は興安局を興安總署と改稱した。

四 日 拓務省決定追加豫算滿洲移殖民費30萬圓は一家族200圓見當で將來大移民計畫實施の前提とし指導移民150家族を本年度送らんとするもので尙陸軍省の武裝移民案は在郷軍人を1回500人宛年2回募集先づ依歸方面より行ひ1箇年1戸當1,000圓乃至1,500圓十箇年繼續事業とする。

五日 7月以來の降雨松花江洪水のため呼海、齊克線一帶浸水哈爾濱市浸水全市大混亂となつた。

七日 山岡關東長官は辭表を提出した。

八 日 8月1日附陸軍大將武藤信義氏は關東軍司令官に視補せられ特命全權大使關東長官を兼任することとなり優渥なる勅語を賜つた。前司令官陸軍中將本庄繁氏は軍事參議官に視補せられた。同時に陸軍定期異動に依り小磯陸軍次官は關東軍參謀長、岡村少將は同副參謀長となつた。口第〇〇團は馬占山の死體捜査中安古鎮東方地區附近にて埋彈死體を發見馬を熟知せる馬津通譯其他滿洲人の檢死の結果馬に相違なき事が判明した。

十日 滿洲國實業部電政管理局は新京に設置され、有力民間會社に委託し全滿電氣事業を統制する事となつたが孰化の電燈設備は滿電によつて會社の設立を見る事となり實業部より許可された。

十二日 清津郵便局では清津、大飯間無電計畫に關し準備中の處り月上旬より一般取扱を開始する事となつた。

十三日 勞農と日本との間過去一箇年半の

交渉の結果日蘇漁業條約は正式調印を見るに至つた。口滿洲國內東北義勇軍は國民政府義勇軍に任命された。口滿洲國政府は民間土地買收の交渉成立し寬城子に飛行場を設置する計畫を樹てた。

十五日 滿洲中央銀行は爲替及資金關係から東京、上海支店開設は上海は當分實現の見込なく東京は開店の運びとなつた。口滿洲國政府は在哈蘇國總領事に對し蘇國民の滿洲國入國條件を通告した。

十六日 洮昂、齊克兩線は其後減水及復舊工事の進捗で齊克線は全通したが洮昂線は江橋附近を除く外大體復舊完成することとなつた。

十九日 日蘇間交換の小包郵便條約は8月23日より實施されることになつた。口武藤全權一行は東京發赴任の途に就いた。口滿洲國顧問フアーイースタン、レビュウ社長米人ブロンソン、リー氏は滿洲國のためジュネーバに於て活躍すべく出發した。

二十二日 滿洲國では農民及小商工業者に對し應教的救恤の外永久的對策として金融組合を設立する事となつた。

二十三日 豫ねて滿鐵より出願中の雄基羅津間15キロの私鐵敷設は8月10日付允許され懸案の終端港は羅津と決定した。

二十四日 滿鐵農務課に達したる北滿水害の被害状況は各種農作物中大豆が萬噸を初め合計130萬噸の減收となり、滿洲總産額の1.3割に當り小麦は96%の損害見積金額8,100餘萬圓、家畜被害は合計50餘萬頭1,100餘萬圓、滿鐵及持産界ひいては海運界に及ぼす影響は相當甚大と見られる。口新京の警察廳は縣と市を含み警察總廳は現修長餘氏警務、特務、外事、保安、司法、衛生の6課を置き市及び縣に警察署5箇所を設け之に要する人員約3千人。

員約3千人。

二十五日 滿洲國は全滿鐵道敷設と共に統治、産業方面より全滿道路網建設計畫は完成し全滿道路建設局新設の運びとなつた。

二十六日 武藤大將一行は安東著と同時に入滿挨拶としての聲明を發表した。口滿洲國司法部では裁判所に於ける罰金、訴訟等の現金取扱の弊害を認め印紙制度を實行することとなつた。

二十七日 滿洲國では新京に滿洲國民衆生計會を設置する事となり全國各省民衆代表により組織され溥儀執政總裁となり政府之を補助し政務を救済し慈善を實行し實業を振興するを目的とし事業費は義捐金又は事業の收入を充てることとなつた。口大連、大飯間有線直通電信線敷設に關し關東廳、朝鮮當局間に折衝中の竣工費2萬圓を以て起工昭和7年度中に竣工の豫定となつた。

二十九日 武藤大將著任に伴ひ本庄中將は離滿に際し在滿同胞及滿洲國人士に對し別離の挨拶を發表した。口滿洲國軍政部では被服廠令を以て軍隊の被服統一を圖つたが各省の被服廠を廢し奉天に被服總廠を設置し長春、チチハルに支廠を設け軍費の服裝を統一供給せしむる事となつた。

三十日 滿鐵では豫ねて邦人の滿蒙移民の生活様式及保健上に適切なる方策を提供せんため滿洲風土病研究機關設立計畫具體化し滿洲醫大を中心とし在滿各機關の權威者及衛生行政者を網羅し滿蒙風土病、家屋、食物、衣服等に亘り3年間調査する事に決定した。

三十一日 滿洲國司法部は、親身司法制度改革に著手し、弊害の弊害と不統一の根柢たる地方行政長官の處刑權廢止、又奉

天の監獄局、吉林の承審處、黑龍江の司法公署等を廢止し、地方法院に改め、中央政府指揮下に納め、看守所、監獄等は改革増設することとなつた。

九 月

- 一 日 關東軍では現在の奉天東塔飛行場を擴張し豫算約40萬圓にて飛行器製作所とし製作修繕等一切滿洲でなす豫定で新設を決定した。
- 二 日 前關東軍司令官本庄將軍は全市民萬歲裡にウスリー丸で離連した。
- 三 日 滿洲國軍政部で奉天に陸軍中央訓練所を新設し全滿洲國軍隊中より優秀將校を集め教練する事に決定した。口滿洲國軍政部では中等學校卒業生に對し軍官學校を設立明春より生徒募集を開始することとなつた。
- 四 日 滿鐵技術局では昭和8年度に於て理化學試驗所内に最優秀機關車製造を目的とし機關車製造工場を設置し又中央試驗所にて研究中の大豆油酒精抽出法は漸く具體化し百噸迄の生産能力を有する大規模の試驗工場を設置せんとしてゐる。口滿洲國では滿洲赤十字社支部の中華民國との關係を斷ち滿洲赤十字社として總裁に溥溥氏を推戴獨立することとなり正式にジュネーブ赤十字社本部宛加入申込み決定した。
- 六 日 武藤大將は來連關東長官として旅順に臨むに先たち州民に告諭を發した。
- 八 日 滿洲國では測候所設立計画中の盛大大體本年内に新京に中央氣象臺を全滿11箇所に順次氣象觀測所を設けることとなり經費約5,000萬圓と見られてゐる。口日本政府は聯盟の規約に基きリットン解

報告接受後意見書を6週間以内に提出する旨聯盟に報告した。即ち報告書と同時に審議さるべきもので可及的聯盟との衝突を回避する目的から充分聯盟に反省の餘裕を與へんとするもので支那も同様提出する事となつてゐる。

- 九 日 滿鐵では8年度豫算に經費30萬圓を計上し遼陽に水田約245町歩を米國大農式による機械農業を施行する事となつた。
- 十 日 滿洲の作物状況は南滿は平年作以上、北滿は小麦7,8割減、大豆、高粱、粟3割乃至4割減、輸出減は70萬乃至100萬噸の豫想である。口滿洲國の電信電話事業の方針は政府にて研究中日滿合辦官民合同事業として明年内に完成せしむることとなつた。
- 十一日 滿洲國司法部は日本の滿洲國承認を期待し治外法權撤廢の準備として奉天、長春、ハルビン、チチハルの監獄及看守所の根本的改良を計畫し尙書司法部長、阿比留總務司長は治外法權撤廢の内交渉を行ふため渡日することとなつた。口朝鮮終端港羅津の築港工事は滿鐵にて豫備的調査を進め完成迄の總工費約2,500萬圓外に雄基、羅津間の鐵道工費を加へ約3,000萬圓を要し昭和12年の第一期工事完成後は裏日本との交易吞吐能力一箇年300萬噸、雄基、清津兩補助港の百萬噸を加へ400萬噸を吞吐するものと見られる。
- 十三日 滿洲國成立前採掘許可されたる礦區奉天省にて300箇所、滿洲國成立後6月30日迄の新礦區出願數270餘に達し新礦業條令發布後は更に夥しき出願あるものと見られる。口大日本水産會は資本金

- 1千萬圓の日滿水産株式會社設立計畫を立て第一回相談會を開いたが日滿捕漁公司の權利を繼承し本社を大連に置き奉天、新京、安東、營口に營業所を置くこととなつた。口滿洲國政府實業部では日滿合資により積極的炭山開設に盡す事となつた。
- 十四日 滿洲國民政部は牛莊より寬甸縣に至る國道六線の修築を計畫し豫算454萬圓餘を計上し漸進的に著手する事となつた。武藤全權は全權部及關東軍司令部の隨員を從へ新京に到着した。
- 十五日 滿洲國財政部では各種稅捐の徵收に一律國幣建とするに決し各省に發令した。
- 十七日 中東鐵路保護の爲日本軍が膠路軍と警備することとなつた。口滿洲國外交總長謝介石氏は露領領事館開設に關する宣言を發した。
- 十八日 滿洲國はブラゴエチェンスタに領事派遣と決定領事實地氏副領事吉津清氏一行は赴任したが其他順次赴任する。
- 二十日 日本の滿洲國承認の結果滿洲國政府は新に日滿郵便、電話條約締結の必要を認め、陸原交通部郵務司長を東京に特派日本當局と折衝せしむることにした。口奉天に本部を有する滿洲國偵察隊は日滿協定書の趣意に鑑み日滿兩國の反日滿分子の策動取締のため日本側と協力滿洲國內にては各國境方面及主要都市に又日本の重要都市に隊員を配置取締に任ずる事となつた。
- 二十一日 滿洲國政府は9月25日より山海關稅關を開設又熱河にも1箇所新設する事となつた。口滿鐵の羅津築港に關し鐵

- 道引込線、上屋倉庫等の諸用地の買收豫定地は賣買値段を參酌の上買收に著手することとなつた。口滿洲國奉天電政管理局では奉天沿線電信、電話線の改修工事を著工することとなつた。
- 二十三日 滿洲國では國內阿片制度の改善統一前提として暫行阿片收買法を10月1日から11月19日迄50日間實施と決定した。次年度よりは阿片收穫期前より實施し完全に統一する。口米國通信省は滿洲國に對し小包郵便及送金爲替は取扱はざる旨發表した但し信書は取扱ふ。
- 二十四日 滿洲國政府財政部は10月1日から半箇年分の豫算收入を約5千5百萬元とし國稅、地方稅の範圍を協定し省縣には適當豫算を配布し各省には豫算收入の分擔を決定した。口南京政府は滿洲海關封鎖を宣言し9月25日より支那海關に於て滿洲移出入品に對し轉口稅を課し大連經由商品に對し外國稅とし輸入稅を課することとなつた。
- 二十五日 裏日本の日滿連絡命令航路に就て遼寧省に於て調査中の遼基點は内地關敦賀、伏木とし朝鮮側は羅津を終點とし雄基、清津を補助港とし航路は敦賀、羅津間は遼寧省命令航路とし北日本汽船伏木、羅津間は地方廳命令航路とし北陸汽船と決定した。
- 二十八日 滿洲國政府は滿洲航空株式會社設立について發表した。
- 二十九日 昭和製鋼所と破安會社の明年度設立案は林滿鐵總裁の決裁を得た。
- 三十日 リットン報告書は上海から聯盟書記長アース氏一行携帶著京英國大使館に委託外務省に手交された。

第二 地理

(一) 滿洲國の地勢

概 況

滿洲國の位置 北緯28度45分—53度30分
東經度 115度20分—135度20分に亘る。日
本の岩手縣、乃至樺太が同緯度になる。

滿洲國の領土の形狀を單純化すれば不正
四邊形であつて、北にその頂點をかけて菱
形を吊下げてみると考へてもよい。北から

東南へ垂れた斜邊に隣接する國はソウェ
ト聯邦のシベリアであり、頂點から西南へ
垂れ下げた斜邊で境するものは主として民
國の蒙古である。そして底邊になる東南邊
は朝鮮に隣りし、西南邊は渤海と民國の河
北省と隣りしてゐる。即ち滿洲國は日本と
支那の接壤國としてその中間に平和の楔を
打つたことになり、ソウェトと支那の中



間に同じく平和を約束せしめるやうな楔を
打つてることになる。尙又之れを一言する
と日本と支那とソウェトの三國の接壤地
として相互に平和を保証する様な絶好の緩
衝地帯的存在を取てしてゐると云へる。

地勢 東に長白山系、北に小興安嶺山
系、西に興安山系、南に陰山山系の一端を
有し、南方の一部渤海に臨む外四圍山を以
て繞らすと看做してよく、遼河と松花江が
公主嶺一帯を分水嶺にして中央に沃野を展
開し、遼河は南方に流れて南滿を、松花江
は北方に發源して北滿平野を形成してゐる
換言すれば四圍に山を有し申凹みの地勢を
示し、その申凹みは公主嶺を申にして南北
兩方面に傾斜してゐることになる。

滿蒙の平原は上記の通り河流に沿ふて中
央に展開してゐるが、松花江、遼河流域の
外に、通霄、齊々哈爾一帯及興凱湖畔を主
なものとし北部滿洲の5分の3を占め、然
も未墾地多く其將來を期待されてゐる。

地質 滿洲の地質は下の諸層から成つ
てゐる。

- (1) 海成層の最も新しいものは上部が石
炭紀時代のもの。
- (2) それ以後は海成層を缺き、之に代る
に石炭及植物化石等を出す陸成層(主と
して湖其他淡水の沈積層から成つてゐ
る)

地層及岩石 今日迄の調査に據れば下記
12種類に分ける事が出来る。

- (1) 太古代層—片麻岩、片岩、結晶質石
灰岩。
- (2) 前寒武利亞紀層—片岩、苦土質石灰
岩、粘板岩、硅岩。
- (3) 寒武利亞紀層—苦土質石灰岩、頁岩
質石灰岩、硅質砂岩、頁岩。
- (4) 奥陶紀層—苦土質石灰岩、頁岩。
- (5) 古期古生層—苦土質石灰岩、頁岩、
片岩、礫岩。
- (6) 二疊石炭紀層—砂岩、頁岩、含化石

- 石灰岩、炭層。
- (7) 侏羅紀層—砂岩、頁岩、礫岩、凝灰
岩、炭層。
- (8) 第三紀層—凝灰岩、頁岩、砂岩、油
母頁岩。
- (9) 第四紀層—黄土、粘土、砂礫。
- (10) 古期酸性岩類—花崗岩、閃長岩、斑
岩等である。
- (11) 古期鹽基性岩類—玢岩、閃綠岩、輝
綠岩。
- (12) 新期噴出岩類—玄武岩、安山岩、石
英粗面岩。

尙化石は各地から發見され其の種類も少
くない。三葉虫、腹足類、頭足類、翼足類
等の如き古生代動物化石を初めとし、撫順、
煙臺、本溪湖、其他炭田からよく發見され
る諸種の植物化石、淡水産龜の化石、爬虫
類の卵其他哺乳類の齒牙骨骸等其種類は極
めて多い。

山脈 長白、興安、陰山の三山系中主
なる山脈と高山を擧げると。

- 長白山系
長白山脈—白頭山(2744米) 費德里山、伊
爾哈雅雅山脈、黑山、英額嶺
小白山脈—牡丹嶺、張廣才嶺、老嶺
完達山脈(ケンテイ山脈)—猴兒、石山、青
臺山、龍爪溝嶺、完達山、雙哥山、佛力
山
老松嶺山脈—哈爾巴嶺、長嶺子山、老嶺嶺、
墨嶺、大高麗嶺
- 長白山西支脈(吉林哈達連山)—薩哈亮山脈
—庫勒嶺、馬棚河嶺
- 南部分水嶺山脈—門山嶺、大嶺山脈、雲河
西部嶺、摩天嶺、千山山脈
- 興安嶺山系
大興安嶺山脈—西支脈—英吉里山、寧寧山、
雉鳴嶺山、托羅山、們都黑山
伊勒呼里山脈—呼瑪爾高峯、額爾古勒山、
烏雲和爾冬吉山、呼瑪山、肅慎山脈
小興安嶺山脈、瑪哈拉山—佛恩崑山脈、珠

第二 地理

(一) 滿洲國の地勢

概 況

滿洲國の位置 北緯38度45分—53度30分
東經度 115度20分—135度20分に亘る。日
本の岩手縣 乃至樺太が同緯度になる。

滿洲國の領土の形狀を単純化すれば不正
四邊形であつて、北にその頂點をかけて菱
形を吊下げてみると考へてもよい。北から

東南へ垂れた斜邊に隣接する國はソウェ
ト聯邦のシベリアであり、頂點から西南へ
垂れ下げた斜邊で境するものは主として民
國の蒙古である。そして底邊になる東南邊
は朝鮮に隣りし、西南邊は渤海と民國の河
北省と隣りしてゐる。即ち滿洲國は日本と
支那の接壤國としてその中間に平和の楔を
打つたことになり、ソウェトと支那の中



間に同じく平和を約束せしめるやうな楔を
打つてることになる。尙又之れを一言する
と日本と支那とソウェトの三國の接壤地
として相互に平和を保証する様な絶好の緩
衝地帯的存在を敢てしてゐると云へる。

地勢 東に長白山系、北に小興安嶺山
系、西に興安山系、南に陰山山系の一端を
有し、南方の一部渤海に臨む外四圍山を以
て繞らすと看做してよく、遼河と松花江が
公主嶺一帯を分水嶺にして中央に沃野を展
開し、遼河は南方に流れて南滿を、松花江
は北方に盤居して北滿平野を形成してゐる
換言すれば四圍に山を有し中凹みの地勢を
示し、その中凹みは公主嶺を申にして南北
兩方面に傾斜してゐることになる。

滿蒙の平原は上記の通り河流に沿ふて中
央に展開してゐるが、松花江、遼河流域の
外に、通遼、齊々哈爾一帶及興寧湖畔を主
なものとし北部滿洲の5分の3を占め、然
も未墾地多く其將來を期待されてゐる。

地質 滿洲の地質は下の諸層から成つ
てゐる。

(1) 海成層の最も新しいものは上部が石
炭紀時代のもの。

(2) それ以後は海成層を缺き、之に代る
に石炭及植物化石等を出す陸成層(主と
して湖其他淡水の沈積層から成つてゐ
る)

地層及岩石 今日迄の調査に據れば下記
12種類に分ける事が出来る。

(1) 太古代層—片麻岩、片岩、結晶質石
灰岩。

(2) 前寒武利亞紀層—片岩、苦土質石灰
岩、粘板岩、硅岩。

(3) 寒武利亞紀層—苦土質石灰岩、頁岩
質石灰岩、硅質砂岩、頁岩。

(4) 奥陶紀層—苦土質石灰岩、頁岩。

(5) 古期古生層—苦土質石灰岩、頁岩、
片岩、礫岩。

(6) 二疊石炭紀層—砂岩、頁岩、含化石

石灰岩、炭層。

(7) 侏羅紀層—砂岩、頁岩、礫岩、凝灰
岩、炭層。

(8) 第三紀層—凝灰岩、頁岩、砂岩、油
母頁岩。

(9) 第四紀層—黄土、粘土、砂礫。

(10) 古期酸性岩類—花崗岩、閃長岩、斑
岩等である。

(11) 古期礫基性岩類—玢岩、閃綠岩、輝
綠岩。

(12) 新期噴出岩類—玄武岩、安山岩、石
英粗面岩。

尙化石は各地から發見され其の種類も少
くない。三葉虫、腹足類、頭足類、翼足類
等の如き古生代動物化石を初めとし、撫順、
煙臺、本溪湖、其他炭田からよく發見され
る諸種の植物化石、淡水産龜の化石、爬虫
類の卵其他哺乳類の齒牙骨骸等其種類は極
めて多い。

山脈 長白、興安、陰山の三山系中主
なる山脈と高山を擧げると。

長白山系
長白山脈—白頭山(2744米) 費德里山、伊
爾哈雅達山脈、黑山、英額嶺

小白山脈—牡丹嶺、張廣才嶺、老嶺

完達山脈(ケンテイ山脈)—猴兒、石山、青
叢山、龍爪溝嶺、完達山、雙牙山、佛力
山

老松嶺山脈—哈爾巴嶺、長嶺子山、老嶺、
墨嶺、大高麗嶺

長白山西支脈(吉林哈達連山)—薩哈彥山脈
—庫勒嶺、馬樹河嶺

南部分水嶺山脈—門山嶺、大嶺山脈、靛河
西部嶺、摩天嶺、千山山脈

興安嶺山系
大興安嶺山脈—西支脈—英吉里山、寧草山、
堆錫嶺山、托羅山、們都黑山

伊勒呼里山脈—呼瑪爾高峯、額爾古勒山、
烏雲和爾冬吉山、摩爾山、肅慎山脈

小興安嶺山脈、瑯哈拉山—御恩嶺山脈、珠

石炭紀層—砂岩、頁岩、含化石

山山脈、瑯拉山、布倫山脈、薩哈連山、
白龍山、侯茲山、老龍山脈、克爾克爾圖
山、黑山山脈、達里帶山脈
陰山系

喀喇 明安山

七虎圖山脈

松嶺山脈—毛金嶺山 豐源山

河川 滿洲に於ける河川の代表的のも
のは黒龍江及其支流である松花江と遼河、
及鴨綠江とであるが、氣候乾燥して雨が少
く、酷寒の季節長く温度の變化による岩石
の崩壊作用著しき結果等よりして、其等河
川の水は常に濁流をなしてゐる。

黒龍江 全長約 1,100 邦里餘黒龍江の源
流に二ある。一源は什爾喀河と謂ひ其上流
は嫩嫩河及び因戈連河と稱する。他の一源
は額爾古納河にして其上流を克魯連河と稱
する兩河各東北流し支那領黒龍江省の西北
に至つて相合し其合流點以下を黒龍江と稱
す。

支流—ゼヤ河、ブレヤ河、松花江、ウス
リー江、アムダリヤ河。

松花江 黒龍江の支流であるが北部及
中部を瀧流する大河にして、その傾曲甚だ
しく、吉林省の東北部で黒龍江と合してゐ
る。上流は南北二派に分かれ北を嫩江と稱
し、南は松花江の本流である。嫩江は其源
を黒龍江省の伊勒呼里山脈に發し、本流は
長白山脈に發してゐる。

支流—拉發河、瑛廷河、輝發河、伊通河
拉林河、呼蘭河、阿什河、雅克圖河、輝
廣河、牡丹江、窩肯河等

嫩江 その源を興安嶺中の伊勒呼里阿
林に發し、二源を有する諸水を集めて齊々
哈爾濱管内に入り、蒙古旗内を過ぎ東南に流
れて松花江に合流する。

支流—雅爾河、綽爾河等。

洮兒河 興安嶺の東麓に源を發し諸源を
合せ南流し、祁連山北を過ぎ蘇鄂公旗を
橫斷して札賚特旗の南麓に至り月亮泡を形

成し、東流して下流嫩江に通じ、約 400 支
里の間は舟運に堪ゆる。

支流—圖河、交流河等。

烏蘇里江 全長 323 餘邦里、源を露領沿
海州の鶴羅山脈に發し、其源流は勻畢河及
サンダターウラへの諸河より成り合流して
烏蘇里江となりハバロフスタに於て黒龍江
と合流する。

支流—松阿察河、穆稜河、撻力河。

大凌河 源を穆克特寧山の北麓圖門山
に發し、東北流し、西に小凌河を合し東
三岔江を経て、北、萬里溝河を受けニコリス
タを経て東南流し、ラストリノエの西を経
て海に入る。

支流—湖佈圖河、佛爺溝河。

圖們江 全長約 300 邦里。朝鮮東北境と
滿洲及露領沿海州の分界をなす。源を長白
山の南麓及び分水嶺の東麓に發し諸水を合
して東北流する。嘎呀河の合流點より下流
江口に至る。

支流—嘎呀河、琿春河、密古河。

鴨綠江—全長 140 邦里、源を白頭山の西
麓に發し鮮支の境界をなす。同江南方より
遼川江を合せ、長津江を朝鮮より合せ且白
頭山脈の溪谷より發する幾多の小流を集め
て西北流し、滿洲より濶河を加へ、水量を
増し義州の上流にて濶河を容れ河は九里
島、於赤島、野定島、申江嶺等の沙洲の爲
に三派に分かれる。沙河瀆に至つて再び合
して一江となり更に咸化島を築橋して廣大
なる三角洲を形成し黃海に入る。

支流—潭江、大浦石河、豐河。

遼河 延長 8,900 支里と稱され其瀧流
面積は實に 35 萬支里に及ぶ。滿洲の西部に
ある奉天省の大河である。上流は東西の二
派に分かれ一を西喇木倫河(シラムリン)他
を東遼河と稱する。西遼河は内蒙古克什克
騰部内に發し老哈河を合せ、更に進んで東
遼河を收め、之より以下を遼河又は大遼河

と稱す。

支流—西喇木倫河、老哈河、東遼河、范
河、招蘇臺河、涼子河、清河、柴河、禪
河、蘇子河、太子河。

濶河 源を獨石口外東北 130 支里なる
巴爾屯圖古爾山に發し、多倫縣に入り費率
縣内察哈爾旗黃旗の境を過ぎ熱河行宮の禁
地界を經、順次諸水を集め遼安嶺を過ぎ
灤縣樂亭縣に至り分かれて二派となる。一
派は東南流し直に海に入り、一派は南流し
齊家莊を過ぎ東南流して海に注ぐ。

支流—伊遜河、熱河、豹河。

大凌河 源を建平縣内に發し二源ある。
一は平泉東北の樹樹嶺東麓に出で、一は松
嶺山脈中に發し三臺小嶺に至り第一源流に
會合し初めて大凌河と名附けられる。朝陽
縣を過ぎ遼東灣に注ぐ。

小凌河 本河は源を朝陽縣内の明安山に
發し東北流して木壘河を從へ、女兒河に會
流し哈柳圖河を合して柳邊を出で瀋陽の城
北を過ぎ海に入る。

湖沼 湖沼は甚だしい。たゞ平原地方
殊に東部内蒙古地方には雨季にのみ出来る
淺く且形狀不定の所謂一時的湖水(Playas)
が澤山ある。やがて乾季に入つて此の水が
蒸發すると天然草場が採れる。永久的な湖
水を舉ぐれば下の如くである。

興凱湖 (別名新開湖)吉林省と沿海州と
の境界線に跨り、北半部は支那領、南半部
は露領に屬する。周圍 5 里 10 町弱にて楕圓
形を成す。

達巴庫湖(別名小興凱湖或は小湖) 興凱

湖の北方に隣接し一小河に依り相通じ、周
圍 30 邦里。

必魯湖 (鏡泊湖)吉林省寧古塔の西南
10 數邦里に在る。牡丹江の注ぐ處にて周
圍約 10 邦里を有し北部を北湖、南部を南湖
と呼ぶ。

呼倫池 (達斡爾語)黒龍江省海拉爾の西
方を距る約 8 邦里、烏爾孫河に依つて貝爾
池と聯絡し海拉爾河の注ぐ處にある。南北
約 5 邦里東西約 2 邦里半、鹹湖である。

貝爾湖 上述呼倫池の南方に當る鹹湖で
あつて其の形瓜瓠の如く西南より東北へ約
50 支里東西 70 支里を有する湖である。

月亮泡 洮兒河が札賚特旗下に入つて嫩
江に注ぎ池となる。周圍凡そ 2 里半強(邦
里)にて頗る魚族に富む。

大魚壘 西札賚特旗下に在る。

達里諾爾 達里泊とも稱し内蒙古克什克
騰旗の西北凡そ 30 邦里、海拔 4,200 尺の高
地に在る。周圍約 30 邦里。

大布蘇諾爾 (ダブスノール)(別名チヨ
ンホルノール又はエーノジュール)西烏珠穆
沁旗の西北 9 邦里餘、浩齊特左翼旗の境に
ある。東西約 13 支里、南北 8 支里湖岸水な
き處には鹽塊が一望白皓の觀を呈す。

沼澤 沼澤は杜爾伯特旗、嫩江、松花
江、洮兒河乃至其他の河川に點在し其數枚
擧げない。殊に興安嶺東麓雅爾河に沿
ふ一帶に多い。

其中有名なるものに齊々哈爾の東南 10 數
里に在る察漢湖(南北 10 町餘東西 7—8 町)及
び齊々哈爾東門外にある狐狸泡である。

(二) 滿洲國の氣象

(1) 概 説

特長 大陸的である。即ち

1. 寒暑の差甚しい。
2. 乾季と雨季との差が著しい。

3. 一般によく乾燥する。

氣温 氣層の配置は年により多少の運
速あるが大體 10 月から翌年 4 月に亘り 10—
11 月の 2 箇月は其初期に屬し 3—4 月の二箇
月は終期に近く、而して最酷寒期は 1 月中

旬より2月中旬である。

寒候が漸く終れど氣温は急速に上昇し大...

之を要するに春秋兩季は氣候の變化比較...

いま之を地理的關係より同緯度の他地方...

1日中の氣温變化は夜の差の度に連する...

雨量 滿洲に於ける降雨量は平均して...

て稍多雨であるに過ぎない。乾燥 滿洲は何れの地方も日本内地より...

て稍多雨であるに過ぎない。

乾燥 滿洲は何れの地方も日本内地より...

(2) 日滿觀測事業

滿洲に於ける氣象觀測事業は大連、旅順...

現在滿洲に於ける我が氣象觀測は緯度東...

其他關東廳では目下氣象觀測に就き既成...

關東廳觀測所名稱及位置

(昭和7年11月1日現在)

Table with columns: 名稱, 所在地, 位置 (東經, 北緯), 海拔 (米), 觀測所設立年月日. Lists observation stations like 大連市八幡町35, 旅順市高崎町18, etc.

(備考) 關東廳告示第184號により昭和7年11月1日より長春支所が關東廳觀測所新京支所となる

警報信號標

(昭和7年10月現在)

Table with columns: 名稱, 所在地, 位置 (東經, 北緯), 標柱の高, 設立年月日. Lists warning signal posts like 大連市八幡町35, 大連市八幡町35, etc.

(3) 昭和6年滿洲氣象概況

昭和6年度中に於ける滿洲の氣象を總覽するに、氣壓は平年と大差なく、氣温は一般...

平均氣温・風速・風向・氣壓 (昭和6年中)

Table with columns: 地名, 氣温 (攝氏), 風速 (米/秒), 風向 (度), 氣壓 (h). Lists data for 大連, 旅順, 天津, 新京.

降水量及降水日數 (昭和6年中)

Table with columns: 地名, 降水量 (mm), 日數. Lists precipitation data for 大連, 旅順, 天津, 新京.

温度・雪量 (昭和6年中)

Table with columns: 地名, 温度 (℃), 雪量. Lists temperature and snowfall data for 大連, 旅順, 天津, 新京.

快晴・曇天・暴風・不照日數 (昭和6年中)

Table with columns: 地名, 快晴, 曇天, 暴風, 不照. Lists weather frequency data for 大連, 旅順, 天津, 新京.

(三) 滿洲國の面積及人口

(1) 面積

概説 最近の諸調査を綜合するに滿洲

國(奉, 吉, 黑三省のほか興安, 熱河兩省を含む)の總面積は7萬7千餘方里を有してゐる。即ち之を省別せば次の推定となる。

日 本 行 政 管

地 方 別	戸 數									
	日 本 人				日 本 人					
	内地人		朝鮮人		内地人		朝鮮人		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
關 東 州	市 部	2,546	18	3,493	5	6,057	6,137	5,720	36	78
	市 部	140	7	15,027	2	15,178	292	248	21	19
	計	2,686	25	18,518	7	21,223	6,429	5,977	67	98
	大 市 部	23,023	259	29,526	107	53,017	53,839	60,232	623	721
大 市 部	955	15	19,373	23	20,356	1,944	1,717	36	35	
計	23,983	271	48,899	230	73,383	55,783	61,949	669	756	
關 東 州	金 州	476	28	17,555	1	18,061	1,031	954	69	55
	管 縣	357	34	20,753	—	21,144	685	637	77	89
	子 縣	367	26	19,592	—	19,934	723	650	61	78
	計	27,878	394	126,516	239	155,815	64,658	60,167	923	1,074
	瓦 戶	990	36	1,500	—	2,526	1,955	1,691	69	69
大 石	992	48	835	—	1,835	2,036	1,844	114	114	
管 縣	670	59	224	3	936	1,502	1,411	155	176	
山 陽	1,698	79	1,571	1	3,519	3,543	3,221	192	170	
附 屬	993	93	691	—	1,762	1,935	1,763	214	185	
南 滿 洲 鐵 道 附 屬 地	家 屯	496	4	299	—	793	1,149	965	13	11
	本 溪 湖	6,161	215	2,931	211	9,548	15,219	13,393	700	985
	鳳 城 東	695	32	388	—	1,115	1,493	1,363	103	76
	安 東	294	83	530	—	907	712	544	211	194
	計	2,647	2,311	8,703	3	13,009	5,927	5,701	5,729	4,930
南 滿 洲 鐵 道 附 屬 地	順 天	3,962	673	6,003	7	10,645	9,403	8,697	1,756	1,518
	順 天	847	25	491	—	1,353	1,597	1,443	123	37
	平 街	629	438	2,478	—	3,548	1,354	1,269	1,146	1,046
	公 平 街	1,196	134	2,030	2	3,332	2,462	2,154	350	331
	計	650	111	1,674	—	2,433	1,266	1,148	634	252
關 東 州	家 屯	142	4	692	—	839	335	240	11	10
	計	3,310	497	3,107	121	7,015	7,842	6,169	1,325	1,118
總 計	84,210	8,701	159,618	616	219,542	124,467	115,188	13,367	11,746	

(備考) 本表には郵船、艦船

在 滿 洲 國 奧 地 居 住 者 人 口

(昭和 6 年 末 現 在)

地 方	内 地 人			朝 鮮 人			總 計
	男	女	計	男	女	計	
牛 港 奉 天 鐵 道 長 官 官 署	261	248	509	527	458	985	1,494
莊 陽	53	49	102	120	88	208	310
大 烏 嶺	1,645	1,503	3,148	41,840	36,478	78,318	81,466
家 屯	1,159	1,097	2,256	209,017	185,920	394,937	597,193
管 縣	311	332	643	4,460	3,953	8,413	9,056
屯 街	123	109	232	913	723	1,639	1,871
計	159	191	370	1,033	909	1,942	2,512

(備考) 本表は各領事館管内の人口にして關東州及鐵道附屬地内居住者を含まない。而して外國人の

内 現 住 戸 口

(昭和 7 年 9 月 末 現 在)

地 方	人 口						前 月 比 増 減			
	滿 洲 國 人		外 國 人		合 計		戸 數	人 口	増 減	人 口
	男	女	男	女	男	女				
關 東 州	12,146	6,212	8	7	18,327	12,026	30,353	(-) 29	(-) 115	
	53,926	52,580	3	2	54,242	52,848	107,190	27	152	
	66,072	68,792	11	9	72,509	64,874	137,445	(-) 2	37	
關 東 州	121,715	47,331	357	337	176,534	99,621	275,155	31	(-) 1,617	
	63,917	47,671	40	36	65,937	49,459	115,396	(-) 31	(-) 440	
	185,632	95,002	397	373	242,471	148,080	390,551	20	(-) 2,067	
關 東 州	61,834	55,426	—	1	62,914	56,436	119,370	17	167	
	80,911	73,633	—	—	81,674	74,409	156,083	(-) 31	651	
	77,116	67,609	—	—	77,906	68,337	146,243	30	(-) 141	
471,568	350,512	408	383	537,554	412,136	949,690	34	(-) 1,343		
南 滿 洲 鐵 道 附 屬 地	5,851	2,737	—	—	7,885	4,497	12,382	31	12	
	3,740	1,703	—	—	5,890	3,666	9,556	1	29	
	3,043	275	3	1	4,703	1,838	6,586	19	(-) 25	
	6,625	2,721	3	4	10,363	6,118	16,481	(-) 12	(-) 297	
	4,148	1,254	—	—	6,357	3,202	9,559	(-) 394	(-) 1,481	
1,082	672	—	—	2,244	1,609	3,852	233	1,005		
14,270	4,229	472	356	30,690	19,369	49,048	205	864		
1,419	631	—	—	3,005	2,120	5,126	9	13		
2,029	1,164	—	—	2,952	1,932	4,884	19	23		
26,461	14,785	8	3	38,124	25,469	63,593	78	229		
31,850	9,406	14	12	43,021	19,623	62,646	(-) 1,183	(-) 5,985		
2,914	796	—	—	4,614	2,276	6,910	(-) 56	198		
10,798	4,993	—	—	13,299	7,309	20,608	154	852		
9,291	3,475	2	2	12,015	5,932	18,027	54	114		
7,114	2,716	—	—	8,614	4,116	12,730	40	161		
2,836	1,117	—	—	3,192	1,367	4,649	(-) 8	63		
15,965	4,929	230	225	25,362	12,440	37,802	48	473		
149,376	87,649	732	603	222,361	121,948	344,308	(-) 762	(-) 3,727		
20,941	408,161	1,140	986	769,915	534,081	1,293,998	(-) 728	(-) 8,070		

及利稅所に在る者を計上してない。

地 方	内 地 人			朝 鮮 人			總 計
	男	女	計	男	女	計	
青 島	460	431	911	10,433	7,299	17,732	18,643
哈 爾 濱	2,249	2,059	4,308	19,533	12,991	32,524	36,830
大 連	148	152	300	5,745	3,733	9,479	9,779
長 春	106	129	235	79	92	171	406
計	31	17	48	625	609	1,454	1,482
總 計	6,871	6,414	13,285	516,441	272,983	589,424	602,709

調査を缺く

第三 政治

(一) 滿洲國建設經過概要

(1) 建國運動

奉天省 昭和6年9月18日滿洲事變突發と共に張學良の舊軍閥の敗退となり、多年壓制下に呻吟してゐた東北省民は舊政と絶縁して民衆を基礎とする新政府組織の氣運漸く濃度を加へつつあつた。そして遼寧省民は文治派と提携して9月24日袁金鎧を委員長とする地方自治維持會を成立して、先づ爲政者を缺く天下に金融治安の事に當ることとしたのであるが、次第に政治的濃度加はり同月27日には(1)武斷政治の排除(2)民族自治主義(3)民意により東三省若くは遼寧省の獨立宣布——以上の3要項を決定して之れが實現を期する處があつた。一方武派も敗兵を掃蕩した上で之れと合流することとなつた。基礎愈々鞏固となり省政府の職権を代行する事となり、11月7日には遼寧省政府として布告を發するに至つた。が然し省政府の獨立であつて新國家建設の氣運とまでは及んでゐなかつた。然るに11月19日黒龍江省の反軍も敗退し、各省連繫の曙光を見出した爲11月24日に

1. 奉、吉、黒、熱は聯省自治とし各省は省内自治體系を整ふべし。
2. 兵匪掃蕩には適當の手段を構す。
3. 前各項の目的を達成する爲四省代表會議を開くべし。

以上3件を決議し、12月10日臧式毅は奉天全省民の懇請により主席に就任し、愈々正式に省政府を組織することとなつた。

一方東北四省を打つて一丸とする新國家を建設する希望は、次第に上記新政體要人に論議され、共國體問題に就て各々論據を持し、武人派は帝政を主張し、文人派は

共和制を主張する等であつた。然し大勢は共和制に歸し、東北四省大同團結して行はれん氣勢を示してゐたのであるが、11月に至り黒龍江省も新政體に参加することとなり國體に対する是非の論が一層喧しくなり、要は3千萬民衆の自主獨立を目標とし、中立國の建設、樂土現出にあつたことは云ふまでもない。

12月1日于沖漢は故山遼陽を出て善奉自治指導部長に就任した。そして8日には部長の名に於て東北各縣に細心的に自治制を布き新國家の基礎たらしめようとした。

12月16日臧式毅が奉天省政府主席に就任すると共に建國運動は漸く準備時期に達したかの感があつて、新國家に關する具體的意見が發表されるやうになつた。

明けて昭和7年になり1月17日に洮南にあつて獨立宣言を發した張海勳は奉天に來て新政體参加を表明し、内時に内蒙古王侯も参加を表明した。

斯く上よりは國體政府に關する計畫が迫られ、下よりは自治指導部により地方自治の組織が進められた。

2月5日張作相系反吉林軍敗退し北滿の時局安定したので奉天省長臧式毅は新國家建設に關し、極秘裡に省長秘書長趙勳弟を北滿に派し、照洽、張景惠、馬占山と打合はしめ、別に熱河省主席湯玉麟、蒙古哲里木盟長齊默、特色木丕勒(俗稱齊王)及呼倫貝爾副都統貴福と連絡せしめた。

新國體建設に對する氣運は日一日と濃度を加へて居つたが、之れに對し東北首腦者一黨に會して會議することとなり、照洽、張景惠、馬占山相次いで來奉し2月10日午後8時より西華地趙勳伯邸に集合し、並に歴

史的の建國會議が開かれた。會する者は上記三名の外臧式毅、趙勳伯等であつて、新國家を帝政にするか、共和制にするかに就ては各持説を主張して譲らず、趙勳伯の調停も及ばず、翌日午前4時に至つて一先づ散會となつた。

2月17日正午から新國家宣言を趙勳伯邸で起草することとなつた。之れに参加した委員は奉天省政府參議金鏡璽、吉林省教育廳長榮孟枚、東省特別區政務廳長宋文林の3名で、18日を期して之れを發表することとなり、同日午後2時より前日の續會を張景惠公館にて催はし、取り敢へず張景惠を委員長とする東北行政委員會を組織することとし、省政府に至つて之れを公布することとなつた。そして開會第一議案として馬占山を黒龍江省長に任命した。

2月18日、前に起草した建國宣言文を臧式毅、張景惠、趙勳伯の審査を受けて内外に發表した。

獨立建國宣言文

東北に事變發生以來國意の間に既に數月を經たり人民は平和の望むを望むの情願なること飢渴に清水を求むるに同じ此の更始一新の間に眞理のいとよき復活の情願切なるものあり

最善等よかたにけなくも推舉せられ者其の領袖となるを改め新を興す責任は他に歸す所なく此處に大計を協議するの一團に合同せるが昔曰く「築國なる難事有るに非ざれば以て全局を計るに足らん人民の公道に基くに非ざれば以て新猷を建つるに足らん」此處に於いて東北四省——特別區及蒙古各王侯より成る一團を組織し東北行政委員會と名せり本會の成立と共に内外に通告を發し之より舊政府の官制を廢絶し東北省區は完全に獨立せり

更に獨立の精神を以て努めて行政改善を圖るべし先に軍閥政を掃蕩し民衆は熱火燎水の内に在るが如く殆ど生命さへも保持し難ざる状態にて農村の貧めし綿畜の没落と較ぶず虎狼に等し爪牙の餘方尚存せり斯は當に激動的に掃除すべき處にして再度復讐を生じて憂慮せしむべからず占據に曰く「民を撫するを國を立すは民を立す之を王といふ」一一般民衆が發生して安寧を希は善良の政治は即ち完成するものとすこれ本會の第一使命なり

近來良民を虐める專制政治は利を認ま、し刑を施し社會の道徳は日に漸く崩壊せんとす社會は即ち國家の基礎なり國體は政治の本源に關わり古書にも「忠

信篤敬ならば善治の邪と悪行はるべし」と極外政策を持たざれば此處に國體の戰爭を敢て入東に門戸開放の機會均等主義を以て世界の民族と共に共存共榮を圖らんこれ本會第二の使命なり

内を安んじ睦まじくするは政治の本なり既にして根本の鞏固を謀る宜しく時勢の繁榮を講ずべし職事を歡迎し農商を發達せしめ利を生ずる者をして日に多からしめ業を失ふ者をして日に少からしめは社會の利益均霑され同胞の關愛は自ら及びん斯くの如く人は教化は行はれず民族は期して辱らるべしこれ本會の第三使命なり

以上等の三大使命を完成する爲此の會をつくり西東北各省政府の人民の爲めに奉獻を求めん此の會に東西各省政府の人民の爲めに奉獻を求めんものなり天日の上にあつてこの宣言を爾輩よ邦人君子轉起して吾等を助けよ

2月19日、東北行政委員會は午後1時より法學研究會に開會午後4時散會したが、元首問題を中心とし國號、國體、國體等に關して討議したが、國體問題に就ては依然として異論百出して纏る處がなかつた。

國體問題が斯くの如く紛糾する所以のものは、最初委員の投票によつて大總統を選挙し、共和國體を組織し、暫定的に新國家の政體を運行せしめ、將來一般の潮流に合せざる時に至り帝政を取め一般民衆及中外人の批難を免がれんとしたのであるが、照洽は前清時代宣統帝と君臣の關係ある爲極力帝政を主張し、馬占山其他之れに反對する爲、張景惠は意見衝突の不利を虞れ臧式毅と協議の上稱號は執政とするも實質は皇帝たるに變化なし且帝政、王政、共和とするも結局は元首の下に内閣を組織し、周圍の人材が國家の爲めに盡力して始めて完全なる國家を形成するに外ならずと許り、漸く解決の曙光を得、建國の大綱此處に於て於まり政體は立憲共和とし執政の名に於て宣統帝を擁立し臨時憲法を制定し、大體中央集權の方針の下に從來の地方權力を縮小すること立憲制を根本位とすること等を根幹とすることになつたのである。

2月25日、國號を滿洲國とし、元首を執政と稱し、年號を「大同」と號し、新五色旗を用ひ首都を長春に定める旨を發表した。

一方自治指導部では建國が確定したので積極的に運動を開始することとし、要領を示して實現に努めると共に映畫宣傳、標榜傳單等の手段をも採つたのである。

2月27日全滿建國促進運動聯合大會を奉天自治指導部に於て主催、各省代表、奉天省各縣代表、蒙古代表並各國體代表、滿蒙青年同盟會員、吉林省朝鮮人代表、哈爾濱特別區朝鮮人代表等約700餘名参加し、各代表演説後宣言文及決議文を可決、新國の萬歳を三唱し、終つて自動車で大示威遊行を行ひ、其夜は植市長の慰勞宴が張られた。

建國 運 電

遼するに東北各省は事變以來人民は失業し地位は奪取す爲程掠奪をなし十室九空の狀なり人民が東漸寇族の害に遭ふは誠に空前未聞の事とす、其の原因は弊政改らざれば治りに至らざる故なり

現在地方の秩序漸く恢復すニ趨きし中東の人などは仍ち治運するに發かる可し近頃各方の情勢と大局の趨勢より見るに速かに國家を建設して以前の恩恵を掃蕩し新法を創始して善政を施行すべきなり東北は滿蒙が開墾されるれば其の基礎は確立する可し是以より三千萬民衆は空前の幸福を受く可し故に一致奮起して建國を主張し願望を吐きて進電す

決 議

- (1) 現下の大事に適合したる新憲を建設しに民衆の意趣に即したる元首を推挙すること
- (2) 徹底的に軍閥の勢力及其の一切の苛政を掃蕩すること
- (3) 主権主義を以て新憲法體の標準とすること
- (4) 憲法民衆の權利を對り國家の基礎を確立すること
- (5) 商業開發に意を盡き以て新國家の富源を開拓すること
- (6) 職業教育を實施し人民の生計を裕福にすること

以上は皆我々人民の渴望する所にして亦我々人民の生命なり茲に理んで熱誠の希望を以て之を提出し期日を以て實現せられんことを請願す此の志の裏に一息の存在なりと雖も決して屈かぜにせざることを天神共に誓ふ所なり謹んで宣言をなし以て願望を呈ふ

大同元年2月29日 全滿建國促進運動聯合大會 宣 言

茲に全滿民衆其の束縛を脱し一堂に相會し建國の大計を討議すこれ空前の新局面にして真正なる民意に現はれ數言強辯たる言葉を棄て建國の現れに關しては外國来たる事なしも同にせず故つて茲に謹んで公衆に宣言す

と稱し風俗道義は地勢道に當るため歴代數千年來に改まるものなし清國興亡に幾度か興起してより中原に入りては主となるも滿洲國各地の風俗に従ふ夫れ故は時によるを尊ぶ文化を興にするものに向ては是を附して共に合するものにして陣營必す多し此れ民族歴史の建國に必須なる理由の第一なり

漢は遼東をとり鮮は高麗を亡ゆし遼に關てに至る處野の東地長きこそ觀の如く甲土より遠く隔たり切に一國をなし漢鮮の盛んなるときよきよりしりし守るはざるしは蓋しこれに基き地理關係また建國に必須なる理由の第二なり花語扶餘は長春に建國し遼東は奉天に建國し女真は河城に建國し滿洲は齊寧に建國すその小なるものは一國に保衛して傳ふること數百年その大なるものは東土に基きよく中原に建國し王業を興すもの既に三四これ歴史の事例の建國に必須なる理由の第三なり

近來内地流離朝夕不安當年今に舉目なかりしのみならず寧國糾紛し苛政民生を虐く既に豆を磨るにその能をもつてその能を焼く如きものよき玉石同焚の勢にあり地方状況に基きて建國せざるべからず理由の第四なり

更に進んでこれをいへば其は邦の本なり古に所謂あり民に德を以て親れば天運は予を偏地方既に人民を主體とし全滿の建國自ら民衆を以て從ふべき民衆にして新政體を樹立するにあらば固り國家成る民衆最も好んで應かんとする人あらば固り推挙せらるべきなり民衆の愛護せんとするものあらば固り慰養せられて政治とならざる民意民衆の意志既に決したり故に新憲を奉て民心を收拾するの計をなすべし是亦民意に基き建國せざるべからざる重要理由なり以上凡項の理由は全滿地方の共有する特殊原因にして亦我々全滿民衆各人の謂はんと敢する處なり茲に2月29日奉天省城に於て全滿促進大會を開き上述の理由により建國問題を討議し且議決を経て東北行政委員に提案書を以て新國の元首を推戴し同時に普救王世子を以て人民の幸福を増進せんことを建國一致の誓約を得待に宣す

大同元年2月29日 全滿建國促進運動聯合大會

吉林省 昭和6年9月2日以前東北邊防軍副司令官公署參謀長熙洽は自ら長官に就任し臨時政府組織を行ひ、其3日獨立を宣言し、30日には大要

- 1 民意尊重 2 綱紀肅正 3 言論自由 4 善政施行
- の4に就て宣言を發表した。

然し熙洽の此の舉措に就ては、張作相に對する從來の關係もあつて当初は稍々微蹙的なものであつたが、終に日本の決意とその態度が明瞭となつた爲め、新政府もその

内容を充實し、地方には宣撫使を派して辱ら新政體の服從を説き、12月斌式軍奉天省長に就任する頃より張景惠、馬占山との合作に努め、反吉林軍討伐の爲約1萬の兵を資縣、哈爾濱方面に派し、2月に入り全省の時局を安定することが出来た。

吉林省の新國家建設運動としては11月に吉林在住旗人要人及清朝關係者其他代表者300名省城に集合して衆土の建設を懇話に請ふたのを始めとし、2月15日には吉林省各全省に新國建設促進を通電した。

2月20日には吉林省政府建設委員會成立し、29日一省日促進大會開催され、爾來此種運動各地に起つたが、支那要人の間には一般に此の運動に關心を缺いてみた。

黑龍江省 昭和7年の10月になつてから趙仲仁を中心とする一派によつて省人自治を目的に新政府組織運動が開始した。萬國實も亦治政體を基礎として獨立の計画があつた。張海鵬は又黑龍江省に新政體を樹立する爲めに齊々哈爾濱に向けて進軍を開始する報があつて、黑龍江省軍會議は黑河警備司令官馬占山を總指揮として張軍と妥協交渉を行ひ決裂して、黑龍江軍は江橋の木橋を破壊した。

11月4日日本軍の江橋木橋修理班は兩軍諒解の下に修理に赴いたが、黑軍の不法射撃によつて皇軍と黑龍江軍との間に報復期かれ黒軍は破れて馬占山黑河に走り19日日本軍は齊々哈爾濱に入城することとなつた。繼いで地方自治會生れ、吉祥之れが會長となり全會一致の決議を以て張景惠を主席とし、馬占山を軍總指揮に推薦した。張は大軍をもつて哈爾濱に駐兵し、趙仲仁は日本軍と馬占山の接觸に極力妨害を試み不成功に終つた。

12月11日馬、張は松浦訃で會見し意見の一致を見た。

然し黑龍江軍中には萬福麟系中の領將もあつて、馬占山の下に對自主戰論を持して

皇軍と一戦を交えて一敗地に墜れ、後には便衣隊を放つて秩序を攪亂し、土匪と通じて秩序を亂し、哈爾濱軍事變勃發するに當つては反日通電を發する等黑龍江省統一の橋となつてみた。

1月1日張景惠は「江省民衆の懇望默し難く江省主席に就任して……滿蒙新國家の建設に努力せん」と通電を發した。1月6日馬、張は松浦訃で再會見をし、張は即日齊々哈爾濱に赴き翌日主席就任式を舉行し、吉祥を省長代理として自治會を解散した。然るに馬は吉祥の省長代理を認めず爾後紛争を重ね結局馬が省長となり張參議府に入る事に了解を得て漸く落著した。

2月22日馬占山は齊々哈爾濱に入城し、24日省長に就任、黒省の時局安定した。

新國建設促進運動としては1月25日自治指導委員會が成立し、委員長は速かに時局を收拾して善政を施し、1日も早く無常の民を草莽の苦より救出し、滿蒙の敵を重んじ共存共榮の實を擧げて長久泰平の幸福を受けんとするにあると述べた。

2月11日は日本側の建國祭と滿洲國の新國家建設歡迎促進として日鮮滿蒙聯合大會が開かれ盛大を極め、次いで29日一省日に亘り、各省團體及各縣代表聯合で新國樹立促進運動大會を開いた。

熱河省 熱河省主席は湯玉麟であつて、事變後省内には反湯氣分漸次昂まりつゝあつたが、張學良の監視嚴重である一方之れに加償すれば日本軍に攻撃される虞もあり、新政體に合流せんとせば張學良に後方を襲はるに至るべく、結局進退兩難に陥入りたる爲中立保境安民主義を稱へて、事態を静観する外なかつた。

蒙 古 2月10日鄭家屯に於て東蒙各旗の代表會議が開かれ、日本人も列席し、關東軍司令官及東北行政委員會に對し建國促進、蒙古自治、行政區域の確定、區域外蒙古人の居住の保護、新國家機關に蒙古人參

加等の建白書の提出を可決した。

(2) 滿洲國に對する批判

(1) **知識階級** 表面辭句なる排日言辭を弄する者なきも主として民國側方面の批評を下に綜合する今回日本は兵力を用ひて東三省を完全に征服せり。殊に1月5日以來東北に残留せし錦州府も消滅し、事實上東北に於ける中國の行政権は全く喪失するに至り今後日本が東北を併呑せんとするも、中國には之に抵抗するの實力なし。以て東北四省の奸人を誘ひ自動的に新國家の建設をなさしめ中央より脱離せしめんとす、新國家成立するに於ては更に一步を進め新國家元首より自動的に日本の保護國たらんことを申出し、鑒ては合併を申出す標仕向くるものにして、東北に10年を出ずして第二の朝鮮たる可し。各省市官等は日本の此の手段を知悉するも私惑の爲め甘んじて日本に利用せられ居るものに外ならず。換言すれば彼等は日本を援助して東三省を賣るものと言ふも過言に非ず。

(2) **一般民衆** 東北は20年來軍閥專權を優め人民の苦痛を顧みず、常に苛酷請求に依り壓迫を加へ來れり。のみならず連年の内亂に因り農商民は痛弊して生色なく、紙幣の亂發は官を富まし民を貧に陥れたり然るに今や日本の手に依りて東北の地より完全に軍閥を驅逐せり。のみならず自治を援助す之滿洲をして三千萬民衆の業主たらしめんとするものなり。

(3) **滿洲旗人** 清朝の命數未だ盡きず今や日本は張賊一派の勢力を驅逐し民治派と提携して宣統帝を擁立し新國家を建設せんとす、是天宣統帝を助けて元首の地位に復活せしめたるものなり。

又曰く日本は宣統帝を利用して東三省を征服せるが、將來清朝復興後如何に之を利用するを窺知し得ず。

(4) **下層階級** 國家が如何に變遷する

も吾人は固に安んじ樂を樂しみ得ば足るとして新國家の建設等には何等の關心なく、只東北の治安恢復を切望するのみなり。

(5) **蒙古各王公** 蒙古各王公貝勒親王及喇嘛等の意圖は宣統帝擁立を主張しつつあるも、新國建設に對しては確固たる意見を有せざるもの如し等である。

(6) **國民政府及張學良の阻止運動**
1. 各特使を東北に派して買収脅迫(公權、權、速捕令)等にて建國を阻止せんとした。

2. 張學良は特使を呼倫貝爾に派し國府は前蒙院長ヨソワソノルブ等を内外蒙古に派し新國家加入を阻止せんとした。

3. 米國及び勞農を動かし成立を阻止せんとした。

4. 張學良は在北平滿洲旗人要人に要職を興へ新國不承認の通電を發せしめんとしたか拒否された。

(7) **ソ聯邦の態度**

1. ソ聯邦は蒙古人の新國參加阻止を爲さしむる爲め、1月18日拓殖局長カマールに蒙古人10名を附し内外蒙古に急行せしめた。

2. 駐奉ソ聯邦總領事ズナメンスキー談、過去に於いてソ聯邦は附京政府と舊條約關係あり新滿洲獨立國家間には當然種々なる外交問題を生起すべく、我國としては滿洲新國家の成立を歡迎せざるも、大勢に順應して新滿洲國を承認するに至るであらう。

3. ソ聯邦は中東鐵道問題を政府的關係以上に經濟的權益として考慮すべく、新獨立國を承認する結果中東鐵道は交通委員會の統制下におかれるであらう。

(3) 滿洲國の成立經過

執政の就任 新國元首として溥儀氏を推戴することに決定したので、2月20日各省各界代表張蔭桓、趙仲仁、孫康、馮福清、

凌陔、蘇寶麟の6名は旅順に至り溥儀氏に謁し出讓を懇請したが溥儀氏は「責任重大の爲め輕々には承諾し難し」との意圖を洩したので一旦歸奉し、第二次推戴使として前記6名に更に各界代表の名を加え2月4日旅順を再訪し、三千萬民衆の熱意を披瀝し力強く溥儀氏の出讓を要請する處があつたので、溥儀氏は1箇年試驗的に政務を見、若し施政にして三千萬民衆の期待に副ひ得ざる場合は、辭職すると条件で出讓の内諾を得た。

斯くて張景惠以下10名は迎接委員として5日旅順に至り溥儀氏に謁し正式に出讓を懇請し承諾を得たので、6日共に旅順を出發湯崗子にて二泊、8日執政の待遇で特別列車を仕立て北行、午後2時長春著日滿官民及清朝舊臣等ノ熱烈なる歡迎裡に城内執政政府(舊市政府)に入られた。

執政就任式は2月9日下の次第によつて舉行された。

(1) 奏樂 陪都各入場「イ」儀仗員「ロ」參列者入場「イ」行政委員會委員「ロ」各省民政代表「イ」外來賓 (3) 元首入場 元首の後には各2名の文武官儀仗及1名の拜禮官並びに(4)鞠躬の禮 全體元首に向ひ3鞠躬し 元首は1鞠躬を以て之に應じる (5) 國體御坐 顯威堂は國體を統式敷し執政を元首に向つて3鞠躬して奉りする 元首は1鞠躬を以て應じて之を受ける (6) 國府行政委員會より訓詞を致す元首は答詞を宣讀す (7) 外國來賓挨拶 外賓を挨拶し鞠躬の禮 御下を賜ふ外賓の祝詞及元首の答詞 (8) 元首退場休憩 (9) 奏樂 (10) 元首再び臨場儀仗を加勢す (11) 元首以下參列者全體著新酒を酌め全體起立し乾杯「滿洲國萬歲」「元首萬歲」を三唱す (12) 奏樂 (13) 元首退場 (14) 參列者退場

斯くて午後4時10分式を終了した參列者の主なる者は下の如くである。
鄭孝胥、于沖漢、趙欣伯、郭惠景、郭海麟、歐式敷、熊希齡、馬占山、張蔭桓、謝介石、丁德修、馮福清、貴福、木庄司司令官、板垣參謀、邢月村議長、森司令官、二宮憲兵隊長、小林海軍少將、山西國軍長官、内田江口滿鐵正副總裁
同日發表の執政の宣言は次の如くである

人類は久く道徳を重んずべきに習俗の別あり即ち德を片脚し己を買揚す其の道徳たるや若し薄し。人類は久く仁愛を重んずべきに 國家的の伊あり即ち人を捐し己を請す其の仁愛たるや甚だ薄し。今我國を建設するに當り道徳仁愛を以て主となす舊族の別及國際間の伊を除きは當に王道樂土の實現を見るべし。凡そ我國民たるもの努めて之を勉勵せよ。

2月10日滿洲國政府は下の如く政府要人を任命し即日就任した。

國務院總理	鄭	孝	胥
同 民政部總長	歐	式	敷
同 軍政部總長	馬	占	山
同 財政部總長	照	介	石
同 外交部總長	謝	燕	修
同 實業部總長	張	蔭	桓
同 交通部總長	丁	馮	福
同 司法部總長	馮	福	清
立法院長	趙	欣	伯
監察院長	于	郭	惠
參議府議長	張	景	惠
同 副議長	湯	玉	麟
同 議員	袁	金	鶴
同 同	張	海	福
同 同	貴	福	玉
同 同	羅	振	玉

2月11日滿洲國の基礎となるべき下の諸法令が發布された。

滿洲國政府組織法、政府組織表、參議院官制、國務院官制、監察院法、國務院各部官制、省公署官制、人權保障法、暫く從前の法令を採用する件

上記の外罪人に對する大赦令及御内帑金20萬元を以て極刑者を救恤する執政令が發せられた。

次いで2月19日外交總長謝介石の名を以て日、英、米、佛、蘇、獨、瑞、白、丁、伊、和、波、葡、チエフタ、エストニヤ、ラトビヤ、リヌアニヤの17箇國の外務大臣宛新國成立及對外方針の通電を發した。

且滿洲執政上林義春奉天吉林龍江熱河各省東省特選蒙古各旗盟の結合して一獨立政府を組織し1932年3月1日を以て中華民國より分離し「滿洲國」を創

設したることを通告するの意義を有し秩序正統性を支障したる官職員を官職とする警察官候補が何等の利己的利益を計り人民の福利を顧みざりしことは例示の如く有之官職を兼りながら求むるに人民を被害の害に陥らしめたるのみならず排外を爲して國支を妨けたる次第に有之故に於て予支本部に於ては確固たる統一政府なく群衆を呼び同族互に殺戮し一日の平和の時も無之故に滿洲國人民は舊軍閥の打倒されたる機會に於て協方一心して新たな國家を建設したる次第に有之故

滿洲國政府は法律制度を完備し人民の生活を保護し其福利及安寧を増進することに全力を竭すこと、可欺列國との交際には下記の諸原則に従ふことに決定被後

1. 信譽を旨とし勝敗果ての精神を以て事に處し以て國際平和の維持増進を期すること
2. 國際法及慣例に依り國際正義を尊重すること
3. 中華民族の海外國に對して存する條約上の義務にして國際法及國際慣例に照し相違すべきものは之を繼承し誠實に履行すること
4. 外國人の滿洲通商權に於て有する既得の權利を侵害することなきは勿論其生命財產を完全に保護すること
5. 外國人の滿洲國に來住するを歡迎し各民族には平等公正なる待遇を與ふること
6. 列國との通商貿易を容易ならしめ以て世界經濟の發展に貢獻すること
7. 外國人の滿洲國に於ける經濟活動に關しては開く門戸を開放するの主義を遵守すること

滿洲國政府が以上滿洲國建設の趣旨を充分に瞭解せられ且滿洲國との間に正式に外交關係を設定せられんことを切望被後

建國祝賀 新國の認識を明確ならしめる爲めに滿洲國政府は3月10、11、12日を祝賀日と定めた。

1. 東北滿洲の建設を祝賀す。
2. 一般民衆に東北新國の組織内容を徹底せしむ。
3. 中國本土及南京政府と關係斷絶を明確に認識せしむ。
4. 一般民衆に東北新國は五族聯盟の理想國であり3千萬民衆の利益を計り國家を創造するものたることを明確にする。
5. 世界の平和・滿蒙によつて其の理想を實現することを對外的に高調すること。

以上5項の大綱を定め (1)文書繪畫による宣傳 (2)團體宣傳 (3)新聞宣傳 (4)記念宣傳 (5)娯樂宣傳 (6)特殊宣傳等の方法により宣傳の實行を試みた。

民衆の對新國態度 3月10、11、12日の建國祝賀日には上述の宣傳法により民衆

に建國の趣旨を徹底せしめ各地一齊に祝賀を催したことは勿論であるがここでは各地の祝賀状況を一々記載するを止め、主として民衆が新國に對する關心に就いて茲に反新國運動を記すことにする。

(イ) 奉天省 安東に於ては3月10日朝11時より縣公署で祝賀式を舉行した。参加者は縣公署關係者のみで地方有力者の参加なく又11日の祝賀式は附屬地廳に於て日本側の祝賀聯合會が主催の予定であつたが、一行に加まつた學生其の他の民衆は殆ど大抵分中國街附近で退散した。

奉天縣民は新國建設促進運動に對しては一般に熱意なく、何の運動かを解する者は之を以て日本の爲めなりとして表面に立つを欲せず、各地大會の如きも商務會安民會等の持出しにより幸ひして舉行した状態である。中には「日本が勝手に滿洲を占領し勝手に新國家を造るのには我等何故人類となつて種々必要があるか」と等と洩す者もあつた。又委員の態度も縣長の任命縣組織章程の改定後自治精神を失ひ何事も責任を逃避せんとし、建國促進運動大會の時も委員に任命するを容れず退席の見らるべきものがあつた。故に事毎に失態を齎し全滿大會派代表の如き期日に至るも議決定せず 指導員の強制により委員が代つて出席した有様である。此の間に處して公債黨出身者のみは率先して事に當り又宣傳の第一線に立つた。

新官縣内に於ける朝鮮人民會組織及其の他の用件で3月下旬進仕に對行した詳人員調查實現等の話によれば遼河、遼北、新官に於ける支那官民の對詳人態度は事變後も何等從來に變ることなきのみならず、反つて從來より來住者の客問取調等は最近で極度の苦痛を弄する者が多くなつた。右は支那本土方面からラヂオで常に日本軍報が云々の報道があるの事、北方方面から支那紙の密送があり東邊一帶にも宛々國民黨が大衆擧げするであらうと信ぜられて居ること及匪類排日分子の積極組織加入せる國民黨員の選定等が刺戟されて居るもので、支那地主は詳人に對し小作契約を解除する等の暴威を振つて居る。且つ華滿地方より入り来る中國北軍黨員は不逞詳人等を殺し、帝國主義戰争反對の宣傳工作に従事して居る。

(ロ) 吉林省 吉林に於ける建國祝賀は祝賀宣傳委員會で一切の祝賀法を立案した。滿洲國官商は9日より12日まで休業し、10日慶祝大遊行を行つた。参加者下名であつたが参加者は各官街、商店の下層使用人農民等無知識階級の者多く一般知識者が参加した者は稀であつた。死人は居住者の約半數を占めた。滿洲國側で其に建國を賀して居る者は滿洲國人民及時局後相當の地位を得た者のみである。時局前に於ては (1)日本軍は不日哈市を退却すべし (2)奉天は日本と開戦すべく其の結果日本は建國の

如き境遇に陥るべし (3)新國成立は日本の欺騙手段で遠からず朝鮮と同一の運命に陥るべし等々の宣傳が各官街に覆存する國民黨員並に黨國共黨員及びこれに懷柔された者等により流布されて居た。

因に同年2月25日に舉行された建國促進大會に参加した民衆の中約3分の1は白系西亞人であつた。

(ハ) 黑龍江省 高麗軍は蒙古山の注意により3月2日鴨河を脱出滿洲經由北平に逃れた。其の他官吏は少數の異動あるを除き不滿年々新國に服従することになった。3月10日には鴨河で新國反對の兵變を起したがよもなく鎮定した。

(二) 滿洲國の承認

(1) 滿洲國の對外通告

概況 最近數年間に行る民國の政局は目まぐるしい程實に多事多端であつた。殊に民國側官憲が陰に陽に執り來つた排日行動の累積は、遂に滿洲に於て端なくも滿洲事變を惹起し爰に張學良を中心とする東北政團の大崩壊となつた。顧みるに昭和6年9月18日柳條溝の爆発によつて石を投げられた滿洲事變は、其後1箇年を経過して、昭和7年(大同元年)9月15日、日本の滿洲國結成承認を以て、世界的に新興滿洲國を存続せしめる事によつて、其一年史の幕を閉じ結果となつたのであるが、其の間昭和7年(大同元年)3月12日新興滿洲國は草々乎として下の對外通告を世界に發表した。

致：奉天吉林省熱河東省特別高麗蒙古 諸國の民衆は全體奮起して獨立政府を組織し1912年1月1日を以て中國1912より完全に分離し滿洲國を建設す。祖國より海外移民に對し此旨を通告し得るは至極榮幸する所なり惟ふに滿蒙東北に於ける諸民族人民の休戚を顧みり權利を是れ固り内は苛政課税を擯して人民を被害の害に陥らしめ外は信義を無視し各國を以て仇敵と爲す加之中獨に統一政府なく群衆を導き戰亂連年同胞を殺戮し人民生活を切斷の時なし是に於て滿洲國人民は此の危急存亡之秋に乘じ同心協力して新國家を建設したる次第なり故に滿洲國政府は法律制度の完備に力を竭し以て人民の安寧を保護し其の福利を増進せしめ外天下の諸原則を遵守し以て國家の發展を期し世界和平に貢獻せんこと。

- 1 信義を尊重し事の大小を論じず總て和諒親善の主義に基づき之を處し國際平和の維持増進を期す
- 2 國際間の信義を尊重し國際法及慣例を遵守す
- 3 中華民族の海外國に對して存する條約上の義務中國國際法及國際慣例に照し新國家に於て當然繼承すべきものは直に之を繼承し誠意を以て之を履行す
- 4 外國人の滿洲國領土内に於て存する既得權利を

(2) 承認迄の經過

開戦するに 滿洲事變に端を發し日本は遂に滿洲國の承認を見るに至つたのであるが、今其過去1箇年間に於ける重要事件を摘録するに何れも皆亞細亞民族に負はされた重大な試金石であつた。

軍事行動 日本軍の活動は之を大體2段に分ける。第1段は滿鐵及び我借款鐵道沿線の占據であり、第2段は齊々哈爾濱、龍州、哈爾濱方面に於ける殘存勢力の掃蕩である

(イ) 滿鐵及日本借款鐵道沿線の占據

昭和6年9月18日午後10時40分奉天北大營に駐屯せる王以野旅の1部は柳條溝に於て滿鐵線路を爆撃した。日本軍司令官は直ちに軍の出動を命じ、翌日午前3時には早くも北大營を占領し、6時には城内、9時には兵工廠及飛行場、11時には東大營を占據し、奉天は完全に日本軍の手中に歸した。同時に滿鐵沿線各地の軍事行動が開始され、19日午前5時40分には營口舊市街を占據し、11時には寬城子の支那兵の降服を見た。その外本溪湖、瓦房店、鳳凰城等の公安局は同日中に武裝解除された。

此の被殺は忽ち滿鐵沿線外の各地に擴大した。開島には20日21日に亘り局子街、龍井村の日本側の遺物が襲撃されて、日本軍の出動となり、吉林にも多門師團の出動となり、21日吉林軍の武装解除となり、ハルピンは20日頃から悪化し居留民の避難となり、22日より其輸送を開始となつた。21日沈南敵愾を告げ、鄭家屯の羽山支隊出動して22日之れを占據する處となつた。

(ロ) 舊軍閥勢力の掃蕩

日本軍の出動と占據より舊滿洲政權の解體が行はれ、10月1日迄に奉天の地方維持委員會、吉林の照治、哈爾濱の張景惠、熱河の湯玉麟、沈南の張海鵬等々獨立を宣言したが、その間に張學良は錦州に假政府を設置し日本軍の行動に對して能動的氣勢を示してゐた爲日本軍は第2段的の軍事行動を起し、10月8日に錦州襲撃となつた。

10月12日になつて黒河警備司令馬占山、獨立を宣言し、其反日態度の濃厚を來した爲、多門師團の行動を誘發し5日大興に於ける戰鬪となり、18日その主力の壊滅を來し、彼の海倫遁避により齊々哈爾方面の平定となつた。

齊々哈爾方面の平定に次で安奉線方面の匪賊の活動となり、更に又錦州一帶の敵對行爲濃度を加へた爲、12月20日より多門師團、室節團の進發となり、昭和7年1月3日錦州城の占領、11日錦西の占領となつた。

照治の吉林政府と哈爾濱の丁超等の吉林假政府との對立は1月半頃から尖鋭化し、吉林の剿匪軍は17日から進撃を始め、29日に傅家甸に於て反吉林聯合軍との衝突あり、長春駐屯の長谷部旅團28日より出動し多門師團と呼應して2月5日哈爾濱の占據となつた。

政治的建設 日本の軍事行動の進展に伴つて、學良傘下にあつた地方的の諸勢力相次いで獨立を宣言し、淘汰され、洗練され、一方には滿洲國政府建設運動の氣勢を示す

と共に他方には地方自治組織の構遣が進められて居つた。

各省政權の確立 (イ) 吉林省 いも早く政權が確立されたのは吉林省である。前東北邊防副司令官公署參謀長照治氏9月24日、自ら長官に就任して、同30日には省政府首腦部を任命し、10月9日には軍政部の職制定人事の決定を行つたが、これと對抗して丁超を首腦とする吉林假政府なるものが10月19日に哈爾濱を中心として結成され、2月始め日本軍の攻撃を受けて解體するや吉林の照治の政權が確立した。

(ロ) 奉天省 日本の軍事行動の後、閻朝暉等の武人派を中心とする遼寧紳民時局解決方策討論會と、袁金鎧等の文治派を中心とする奉天維持委員會とが組織されたが、9月28日兩會は合體して新たに獨立政權建設の宣言を發表したが、日本軍の錦州襲撃により張學良勢力の掃蕩の斷乎たる決意が表明するに及び、其獨立運動は急速に具體化し、地方維持委員會の名を以て省政府を代行することとなり、11月10日に其代行式典を舉行した。後に該會の準備整つた爲維持委員會解散して奉天省政府の組織となり、臧式毅省長に就任した。

(ハ) 黒龍江省 政權確立に少しく立後れの觀を呈したものは黒龍江省であるが、10月1日沈遼鎮守使張海鵬獨立を宣言し、齊々哈爾の黒龍江政府に政權の引渡しを要求したが、10月11日に至り黒河警備司令馬占山獨立を宣言して自ら黒龍江省主席に就任して張海鵬の要求を却け、之れと對抗してゐたが、11月18日日本軍のため齊々哈爾を追はれ、哈爾濱の東省特別區長官張景惠氏が日本軍の依頼によつて治安維持に當ることとなり、28日省政府委員を任命し、昭和7年1月1日黒龍江省の獨立を宣言し、3日其省長に就任した。然るに曩に反旗を表明した馬占山氏は、日本の哈爾濱占據と共に歸順し、2月14日前記張氏と會した結

果、黒龍江主席の位置は張氏より馬占山に譲られ、28日馬占山齊々哈爾に歸着と共に省長に就任することとなつた。

(ニ) 熱河省 湯玉麟は9月29日獨立を宣言したが、その地域を守つて形勢を觀望して動かなかつた。

滿洲國の建設 昭和7年1月始めに於ける日本軍の錦州襲撃によつて、學良の舊勢力は滿洲より根本的に倒壊を見たわけであつて、茲に新國家建設の氣運漸く濃厚となり、1月15日には奉天に於て東三省首腦部會議が開かれ、新國家の大綱の決定を見、2月11日を以て建國することに決したが、黒龍江省政權の動搖によつて延引となり、2月16日再度の建國會議開催され、東北政權の主體となる東北行政委員會の組織と新國家建設の根本方針の決定を見、新國家の獨立宣言書の發表を行つて18日閉會となつた。隨いて東北行政委員會は19日から新國家憲法案を決定し、2月25日には滿洲國の建國を宣言するに至つた。そして3月1日には滿洲國政府の名に於て建國宣言を公布し、3月7日には溥儀氏執政就任を正式に受諾し、3月9日には建國式及び執政就任式が舉行された。

地方自治組織の建設 日本軍は滿鐵沿線を占據すると同時に重要都市にはその監督下の市政を施行することとしたが、最も困難な事業は滿洲國の基礎となるべき地方自治機構の組織であつて、此の使命を帯びて11月9日に遼寧省自治指導部を組織することとなり、有爲の指導員を各縣治に參與せしめ、根本的の改選が計られ、1月にはその指導の下に奉天省各縣自治執行委員會が組織されたが、滿洲國建設と共に自治指導部は解散しその事業は滿洲國資政局に移された。

經濟的建設 (イ) 建設計畫の確立 日本の關東軍は昭和6年12月18日に統治部を組織し建設計畫を講究しつつあつたが、翌7

年1月には内地の専門家約40名の委員を任命してその意見を聴取することにし、別に外務省内には事變勃發後、五省聯合委員會を置いて善後所置の大綱を審議することになり、3月12日の開議で之が決定を見、滿鐵は又7年1月末に經濟調査會を組織して調査立案の特殊機關を設定した外、滿洲在留民の意見を代表する公共聯合會、内地商工業者の意見を代表すべき奉天に於ける支那問題常設委員會等々何れも建設計畫確立に力を注ぐ事になつた。

(ロ) 滿洲建國幣制の確立及中央銀行の設立 奉天に於ける東三省官銀號及び邊業銀行は事變勃發と共に日本軍の管理下に置かれたが、10月15日より地方維持委員會の管理の下に開業した。吉林永衡官銀號は吉林の日軍入城が平穩に行はれたため早くも9月24日に開業した。黒龍江省官銀號は11月19日日本軍の齊々哈爾入城と共にその管理保管が行はれる事となつた。

新國家建設準備のために組織された東北行政委員會は、幣制に關しては根本位による統一と東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀號、黒龍江省官銀號を合し、資本3千萬円の中央銀行を設立し各地官銀號を其支店とする根本方針を決定した。

滿洲國政府の成立すると共に、國務總理は3月29日、中央銀行創立委員を任命し、更に、財政總長は同30日に創立準備委員を任命して中央銀行創立の諸般の調査準備を急がせると共に、監理委員及副監理委員を各官銀號並邊業銀行に分遣して各行號の整理、監督に當らしめ、4月30日、教令を以て遼寧4行號聯合發行準備庫整理辦法を公布して聯合準備庫を解散し、その發行したる兌換券の中、中國、交通兩銀行の領用したるものは、各々當該銀行より其の領用金額に準じて、東三省官銀號に現金若くは東三省官銀號、又は邊業銀行の兌換券を以てこれを支拂はしめ、その兌換責任を東三省官

最要に移轉せしめた。

以上の如き諸準備と並行して滿洲國政府は新中央銀行の發行準備金を充實し、その基礎を強固にせんがため、關東軍を通じて日本に借款を申込むたが、5月7日に至り三井、三菱兩財團との間に正式書類交換を終り、朝鮮銀行經由にて分割融資を受けることになった。

6月11日には貨幣法、滿洲中央銀行法、同月28日には舊貨幣整理辦法(以上敕令)及び舊貨幣對新貨幣換算率(財政部令)の公布を見、7月1日を以て滿洲中央銀行の開店を見た。

關稅の獨立 3月1日の建國以來滿洲國は當然關稅自主の實現を企圖してゐたが、3月24日に至り現行中華民國の關稅制度及稅率を當分の間存置し、關稅收入申外國借款の擔保となれる分は、毎月支拂總稅務司に送付し、此分を控除した剩餘金を新國家の收入となす事を決した。

歐次いで同月28日附を以て、版圖内にある海關全部に對し4月1日より滿洲國財政部所定の法規により稅關事務の應行を命令し、次で大連海關を除く滿洲海關の稅收全部の支那への送金を停止せしめた。

大連海關に對しては6月9日付を以て海關長に對し通告を發し、大連海關及其取扱銀行たる正金、中國兩銀行支店に對し財政總長の名に於て12日付、他の海關同様以後其關稅收入の上海への送金中止方を命じた。

茲に於て、關稅擔保の債權を有する米國は出遣大使を通じて非公式に日本に對し注意を喚起し來り、英國亦同様の處置に出たが、滿洲國は更に14日各海關長に對し「海關は以後滿洲國の管理下に歸屬するを以て各海關員は總て滿洲國の命令を遵奉すべく、反するものに対しては斷乎たる處置を取る」旨の警告を發し6月18日關稅獨立宣言を公布したのである。

鐵道の統制 昭和6年9月21日日本軍吉

林省域に於て吉林軍の主力の武裝解除を行つた以來借款及請負の4鐵道即吉長、吉敦、四洮、洮昂の諸鐵道の管理方針を建て、同日長春城内に吉長鐵路局を置き、22日には四平街の四洮鐵路局を占據し、更に24日に獨立守備隊の橋本支隊は敦化に到着し、25日には羽山支隊は洮南に到着して共に同地の治安維持に當つた。一方舊東北交通委員會の幹部は事變發生と同時に逃亡した爲り9月20日各鐵道代表を以て新東北交通委員會を組織し、交通の統制を行ふことになった。

對外關係 事變勃發の時丁度國際聯盟理事會が開かれてゐた爲、滿洲事變問題は理事會に上せらるることとなり、22日には緊急理事會の招集となり、日本は直接交渉を主張し、支那は之を排斥して譲らず、29日の秘密會議では理事會は日本の撤兵はあるものとして、直接交渉に委ねることにして解散となり、30日の會議に於て此の趣旨の決議をなし、10月14日迄休會となつた。

然るに10月8日日本軍錦州擧撃との報に刺激された米國は11日國際聯盟に協力を申入れ、16日の理事會に於て米國代表を招請する案が、日本の反對に拘らず通過するに至り、24日には11月10日迄に日本の撤兵を要請する案の附議されたものの日本の反對により不成立に終り、理事會は11月10日迄休會に決した。

ロシアは事變以來沈黙してゐたが、馬占山援助案により日本が廣田大使を経て10月23日ロシア政府に爲した注意喚起に對し、外務人民委員次長カラハン氏支那援助を否定して不干涉政策を聲明した。

聯盟第3次理事會は11月16日、日本軍大興で馬占山軍と對峙した際にパリに於て開催され、調査委員派遣、中立地帶設立、日本軍の撤兵條件等の諸問題が論議されたが大體に於て日本に有利に展開し、12月10日の會議で9月30日の決議の確認、調査員の派遣等を含む決議の通過を見た。

1月3日、日本軍の錦州入城は再びアメリカを刺激し、國務長官スチムソン氏は英、佛、伊大使と對日共同通牒を協議したが、何れも氣乗薄のため、1月7日附で單獨に9箇國條約及パリ條約に違反せる手段によつて成立せしめらるる状態、條約又は協同承認する意思なき旨の覺書を日支兩國に送つたが、これに對し日本は同16日附を以て反駁回答した。

聯盟調査員 顧振れは12月21日に決定、2月4日歐洲を出發し米國經由2月29日橫濱到着、各方面と交關の後渡支し、上海、南京、漢口、北平を経て4月末に滿洲に入り6月始めまで各地を歴訪して事實の蒐集を行ひ、北平に於て最後に報告書の作成に従ひ、7月始め再び渡日して各方面と接衝して歸り、9月半に報告書を完成して聯盟に提出して呈任した。

(3) 日本滿洲國を承認

其間日本の滿洲國承認氣運進み8月8日には武藤信義大將が關東軍司令官兼駐滿特命全權大使に任ぜられて、9月15日鄭國務總理との間に議定書の調印が行はれ、同時に日本政府は滿洲國承認に關する聲明書を發表するに至つた。

日滿議定書内容 滿洲國政府國務院が同院佈告第5號によつて發表された日滿議定書の内容を示せば次ぎの如くである。

大同元年9月15日午前9時10分執政府に於て國務總理鄭孝胥及日本帝國特命全權大使武藤信義の間に署名調印を了したる議定書は次の如くである。

議定書

日本國は滿洲國が其の住民の意思に基づき自由で成立し獨立の一國家を成すに至りたる事實を確認したるに因り

滿洲國は中華民國の存する國際條約は滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣言せるに因り

日本國政府及滿洲國政府は日滿兩國間の舊關係を永遠に鞏固にし互に其の領土を尊重し東洋の平和を確保せんが爲左の如く協定せり。

- 1 滿洲國は將來日滿兩國間に別段の協定を締結せざる限り滿洲國領域内に於て日本國又は日本國民が從來の日支間に條約協定其の他の取極及公私の契約に依り有する一切の權利利益を尊重すべし。
- 2 日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の治安及存立に對する脅威たるの事實を確認し兩國共同して國家の防衛に當るべきことを約すべし。此の要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす。

本議定書は署名の日より効力を生ずべし本議定は日本文及漢文を以て各2通を作成す。

日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文に據るものとす。

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり。

昭和7年9月15日即ち大同元年9月15日新京に於て立を作成す。

因に滿洲國外交部總長謝介石氏の議定書調印に關する聲明を示せば下の如くである
本日我滿洲國國務總理と日本國滿洲國駐特命全權大使との間に議定書一紙印行はれ之に依り日本國は滿洲國の獨立を正式に承認し爾今兩國は相互に獨立國として相提携して東亞の平和進んで世界の平和の確立に貢獻し得るに至つたことは世界の歴史上に一新紀元を劃する重大なる事實であつて同時に人類の幸福に寄與すること甚大なるものと見て實に慶賀に堪ふべき事である。

本年3月民意に依り滿洲國が清國民政を逐一獨立を以て外に宣言してより茲に半島北の四百萬有司の努力と一般民衆の覺醒に依り國體益々盛き加へ又日本軍の偉大なる援助に依り7月末馬占山の夜逃を第一段階として境域内の兵匪も大體討伐し滿洲國の舊條約と共に財政の基礎も確立して吾人の所期せる安んじ上の實現も決して遠くないのである。滿洲國は3千萬民衆の意思に基づき建設せられ内は民衆の福祉を目標として精進し外は國際の親善を奉獻して行進しつつあるものである。其の國家としての立場は世界列國の何れに依るも何等遜色なきは勿論、其獨立は列國の承認の有無に關せず既に當然なる事實であり此の事實を無視しては國際關係の眞實なる處境は到底不可定であり又之を無視する如きは決して世界の平和と人類の幸福に忠實なるも

匪賊はその多くは良民で、財産を失ひたる爲に轉業したもので、農耕の業を再び営む機會があれど、従前の平和的生活に復歸するであらう。

「上海事件」 第5章

之に關しては日支兩國政府の意見をきき又多數の文獻を得たるも、調査團としては別段の批判を加へず、單に本件は誤解に基き發生したるものならん……との見解に留む。

「滿洲國」 第6章

(1) 新國家建設過程 新國家に主として貢獻せるは自治指導部で、該組織は支那人をその長とするも、主として日本人を以て幹部とし、關東軍司令部内第四課に隸屬する一機關として活動せるものである。之等日本人指導の下に各地に獨立運動を起し、傳單、演說大會、示威運動等により氣勢を馴れ、最後に奉天に於て全滿大會を開き、各地から代表者を集め、宣言、決議をなし、宣統帝を第一回大統領に選任し3月9日溥儀氏之に就任し、翌日は政府大官の任命、12日各國政府に獨立國の通告を發しここに所謂滿洲國の出頭となつた。この間に日本軍の存在と日本文武官の活動を逸してはならぬ。滿洲に於ける現政體は純一にして自發的なる獨立運動の結果と見る事は出来ない。

(2) 滿洲國政府 政府の官吏は首相及各大臣は支那人なるも、その實權を有する各省總務部長はいつでも日本人で、地方廳及陸軍を除き、中央政府だけでも日本人官吏 200 名に及び、その他鐵道、銀行に歸屬するもの多數に上る。尙この政府の掲ぐる政策は自由政策的改革案を含み、滿洲のみならず、支那本部にも望まじきもの乍ら現在の不安状態に於ては各種の改革、秩序の回復、繁榮の招來は覺束なしと思はれる。尙重要政策に關しては、日本官憲の指揮に服するを餘蘊なくせられつつある。また南

滿鐵道は漸次全滿鐵道に對して、重要な職分を委託されつつある。畢竟日本政府は滿洲國に對し不可抗の壓力を加へ得る次第である。

(3) 滿洲住民の意向 調査團は種々困難を排して實業家、教員、醫師、巡警、商人等とひそかに會見した。又一行は1,500通餘の陳情書面を得た。これらの書面は2通を除き日本及滿洲國に敵意を抱き、眞實なる自發的意見表現と思料せられる。委員の會見した各種の住民は、新國家に敵意を有する者が多い。只少數民族たる蒙古、朝鮮、白霧人は悦服せるものの如くである。大體在滿支那人は新國家を日本の傀儡と見なしこれに一般の好意を有するものとは認め得ない。

「支那のボイコット」 第7章

支那のボイコットは、近年日支關係を著るしく悪化せる諸原因の一であつたのは疑ふ餘地がない。ボイコットは支那側では民衆の自發的運動なりと稱するも、委員會の見る所では、支那政府がこの運動に相當直接關係をなしてをることは否み難い。即ちボイコットを統制してゐるのは、國民黨であり、國民黨は政府を作るものである。委員會は近き將來に於て、一切の國の利益の爲に、本問題が國際約定によつて規律せられんことを希望する。

「滿洲の經濟利益」 第8章

(1) 投資—各國の投資状態 (2) 日本と滿洲の經濟的關係—まづ日本の滿洲に於ける經濟生活を述べ、過去の經濟を通じて、滿洲は日本人の多數移民をなすに不適當である。 (3) 農業—日本の食糧問題解決に對して將來滿洲に仰ぐとせば、巨額の費用を投じて灌漑の便を開く必要がある。 (4) 重工業—日本は國防上必要な鐵、石炭、石油に對して關心を有すと雖も、經濟上有利なりや否や疑問である。尤も日

本は犠牲を拂つても金屬工業の獨立を期するものであらう。

(5) 日本品市場としての滿洲—日本のプロツク經濟の思想は、歐米より渡來し來れるものだが、しかし日本としては、米國、カナダ、支那本部、印度等は遙かに滿洲以上重大な價值を有してゐるをもつて、かかる思想は實行の餘地がない。

(6) 支那の滿洲に對する經濟的關係 支那は最初季節労働者又は永住移民を送りしに止まつたが最近は、鐵道、鑛業、林業、製造工業、商業、金融に著しく躍進を示した。然し今日尙支那本部との關係は經濟的と云はんよりも、人種的社會的な關係であつた。而して今後未開の沃野が7,500萬の人口に達すべしとの専門家の意見をきいた。支那人は滿洲にとつて最良の移民にして、人爲的にこれを制限するは、滿洲及支那本部の爲に不利益である。

(7) 論評— (8) 門戶開放—日本は今回の動亂を機として、自由競争に依らずして利益を納めんとするにあらざるやを恐る。

「解決の主義及條件」 第9章

滿洲自體の複雜性は單純に判斷を下し得ず、支那は滿洲を法律的には領土と稱するも、事實は自治の状態である。加之日本の鐵道附屬地守備軍、警察權行政權、裁判權等が織込んでゐる。これに對してわれらは聯盟に解決の示唆を提出しよう。

(1) 本件紛争は去年9月18日に起つたものに鑑み、原狀回復をなさんとするが如きは、現實を無視するもので、却て紛争を招く。

(2) 滿洲に於ける現政體の維持及び承認も満足なるものではない。

以上は國際義務の根本原則又は日支親善と兩立せぬものであるが故に、されば次の10項を協定解決の示唆とすることとする。

- (イ) 日支雙方の利益と兩立する事。
- (ロ) 第三國たるロシアの利益を考慮すること。
- (ハ) 聯盟規約、不戰條約、九國條約に合致する事。
- (ニ) 日本の歴史的關係を考慮する事。
- (ホ) 日支兩國の滿洲に關する條約作製
- (ヘ) 附隨的規定を作ること。
- (ト) 滿洲の自治制—即ち支那の主權を害することなく而も特殊性に適應すべき善政たり得る文治制度を作ること
- (チ) 滿洲内部の秩序は滿洲の憲兵隊によつて確保する事而して憲兵隊以外は一切の軍隊を撤去し、關係國間の不侵略條約をつくること。
- (リ) 日支間の新通商條約を締結する事
- (ヌ) 支那改造に關する國際的協力—即ち孫文の考へたる如く支那の内部改造に、暫時國際的協力を與ふること。

「理事會への提案」 第10章

まづ第一に吾人は理事會が、日支兩國に對して、紛争解決を議せんことを提議し、これが容れられたならば、「東三省特別行政機構」を設定する諮問會議を招集すべきである。これには日支兩國代表及滿洲住民の代表2名(内1名は支那側これを選し内1名は日本側これを選ぶ)を以て構成し、當事國の同意あらば中立國のオブザーヴァを設く。ここで支那の主權を害せざると共に、滿洲の現在の事態に適合する有効且つ實際的措置をとること。

尙この審議及交渉の結果は次の4個の文書を作製すべし。

- (A) 諮問委員會の建議に基き東三省に對して特別行政組織を構成する旨の支那政府の宣言。
- (B) 日支の利益に關する日支條約。
- (C) 調訂、仲裁裁判、不侵略及相互援助の日支條約。
- (D) 日支通商條約。

(5) リ報告書に対する吾意見書

概要 リットン報告書に対する帝國政府の意見書は昭和7年11月18日聯盟に提出されたが右意見書は東京において21日午前零時、ジュネーヴにおいて20日午後4時發表されたが外務當局は同時にこれが要約文を公表した。右意見書は明確に率直に帝國の滿洲に対する立場を述べリットン報告書の誤れる事を明示したもので結論以下5章より成つてゐる即ち結論において報告書では事變突發當時の我軍行動の動機に対する根本の誤解から滿洲の將來に關し現實の事態と一致せざる提案を爲してゐること及び日本は將來永く日支兩國の協力により善隣の實を擧ぐべく常置してゐる事を述べ第1章においては華府會議の決定を裏切り排外運動革命外交に出た支那の非を指摘し第2章では滿洲における張家の權政、日本の文化的功績、これに対する鮮人壓迫、商租借妨害等の日本の特殊地位の擧げた被害をあぐ第3章では事變並びにその後の軍事行動を述べて帝國政府の自衛行動は外觀の論議を許さずとし、第4章においては滿洲新國家成立以來善々進行しつつある建設的状態を詳述してゐるしかし第5章結論において支那今日の現實的事態が繼續する限り國家的崩壊の外なくしかもこれが最大の被害者は日本なることを述べ日本の特殊地位は他に比類なきものにしてこれが自衛のためにとつた行動は當然であり何等國際條約に反しないことを強調してゐる、しかして最後に列國も速かに滿洲國を承認しその發達に協力を與へることが滿洲の事態を安定し極東の平和を齎す唯一方法でありこれに反する態度は滿洲の安定を攪亂する危険ありと結んでゐる。要約は次の如くである。

結論

帝國政府は調査委員が日支問題に關し多大の努力を拂はれたことを感謝す只調査期

間短きため委員の得たる印象は皮相にとゞまる感あり殊に一行にして支那の他地方就中南支を訪問したる人には支那の事態に關し報告書に現はれた如き樂觀をなさざるべしと思料せらる帝國政府としては一々批判するの意志なきも以下只重要事項に關し意見を提出せん、帝國政府は報告書が誠意を以て作成せられたるに對し疑念を挟むにあらざるも委員に提供された證據の評價と取捨に過りあるを感ず、報告書が權威ある公の材料の外新聞記事、個人通信及私的談話に其の斷定基礎を置くは報告書にも明かなるが如く維多利亞證據に價值を認むべきか俄に斷定出来ぬもこの種證據は日本に不利の時のみ使用せらる、殊に918事件、滿洲國成立に關し顯著なり、前者には日本軍行動の動機に對する根本誤解となり後者は滿洲統治の將來に關し報告書の他の部分の感言とも現實の事態とも一致せざる提案となれり最後に報告書は支那國民に對し日本側に於て深き反感を喚ぶるやの暗示を與へ居るところ右は事實に反し日本は永く兩國の親善を希望す。

支 那 第1章

1. 一般的考察 委員會は「支那は組織ある國家に非ず」「支那は完全なる主權を有すべき無政府の状態にあり」と云ふが如き叙述を意外とするもの、如く華府會議の當時に於ても滿洲に於ては支那は善しく善處し居りたるに對し「會議參加國は何れも支那に對し右を全く異りたる態度」を執りたる旨を指摘し居れり、しかれども當時情勢善處し居りたりとすも今日は一層善しきものあり華府會議の當時に於ては支那の統一及平和は必ずしもその望みなきにしもあらざりし其後の事態は右希望を裏切り華府會議の關係は一種の風土與の如く全土に浸潤し事態は今や同會議當時とは全く一變せり報告書も支那に動亂を齎し中央政府は幸じてその存在を維持しつつある次第を忌憚なく強調し有力なる軍閥が悉く合作して南京を襲撃し爾も之を以て叛逆行爲と稱すして一の争亂に墮ちたりと爲すに至つては統一の外観すらも保持すること不可成なりと稱言し居れり之等の叙述は報告書中の他の叙述と異し中央の權力は弱くとも公然とは否認する、事なし云々とは如何にして調和し得べきや而して軍閥間の争は依然熾まらば西川省に於て劉文輝と劉湘との間に機執

あり斯かる實情は放棄に違なく然かも中央政府の努力は到底之等を調和し得ざるなり加ふるに有力なる共黨運動ありて報告書も認めざる如く國民政府に對し一敵國となり、又獨自の法律軍隊政府並に領土的行動權を有し居れり。

2. 支那に於ける排外運動 報告書も支那の愚劣がその毒なる排外運動に依り妨げられたる事を認め右宣傳の二方面即ちボイコット問題及び滿洲に於ける排外教育に於て特に顯著なる言ふべきは報告書中には之等兩方面を分離して論じ居れり然れども問題を正當に考察せんがためには兩者を相連せしめ右は何れも根底に於ては同一排外精神の表示に過ぎざる次第を明かにするを要す、國民政府は強き排外思想に支配せられ勢めて尙、少年の語りに激烈な排外思想を鼓吹す。而して南京政府はこの由々しき形勢を極力促進しつゝあり報告書も「滿洲の教科書を閉鎖するに作者は愛國心を焚き付けるに憎惡の炎を以てし勇健的精神を養成するに鞭撻を以てせるを見る」と述べ同時に報告書は支那の「ボイコットが日本に對する敵意の明確なる表示にして心算的並に物質的に見て兩國間の友好關係に有害なる事を認めたり」、右は帝國政府が終始一貫主張し來れるところを確證するものなるが更に附言したきは支那に於てはボイコットは特殊の性質を帯び來り國策遂行上の手段として用ひられ又他國に對しその條約上の權利を擯棄せしむるがための手段として利用せらるゝに至れることとなり、帝國政府はボイコットに對する責任は國民黨にありと爲す點に於て報告書も意見を同化するものなるが抑々國民黨は歐米の輿論に於ける單なる政黨と異り支那の組織に基く國家機關にして之が行動に對しては國民政府に於て責任を負ふべきものなることを忘るべからず排外教育とボイコットとは國民黨及國民政府の排外政策なる同一根本現象の兩面に過ぎざることを記憶するの要あり國民黨はその基本的外交政策として濠洲を滿洲國の有する特權の排除及不平等條約の一方的廢棄を聲明し人民に對し再三右政策の實行を誓約し之が實施に必要な法律を制定せり、1929年12月29日附法律は1930年1月1日より前外法權を廢棄すべき旨を規定し更に1931年1月に及び國民政府は直ちに示外法權問題の滿意なる解決に到達し得ざるに於ては外交手段以外の方法に依り前外法權を廢棄すべき旨宣言せり之を見れば在支外人の生命及財產が1931年9月18日以前に於て重大なる危險に面したることを明白なるべく而して「日本が斯る無法律状態に依り他の何れの國よりも損害を受けたる」は報告書にも述べ居る通りなり。

3. 懸念的なる在支外人の地位 支那問題の核心たる内政不統一とその結果外人の生命財產が懸念不安にさらされ居る排外的特徴は世界何處にも類例なきことにしてその結果列國を驅つて自力に依る利益保護の途を執るの外なきに至らしめたり。

即ち列國は前外法權を有するのみならず天津、漢口、上海その他の都市に於て全世界の警察及行政に當り又武力によりその權利を直接保護するため必要な軍隊及艦隊が現費に使用せられたる場合計らずも現在の平和組織は支那の如き國家の關する限り到底之を適用する事困難にして支那の懸念なる状態及之がため列國が前記の如き懸念的なる制度の變更を肯んぜざるの事實に就すれば思ひ半に通じらるべし。

滿 洲 第2章

1. 一般的考察 委員會は滿洲が本邦必ずしも支那の一部に非ざる事を認識せざりしも帝國政府に於ては滿洲が支那と結合せるは寧ろ一時的且つ偶發的なりと思考するものにして南京政府顧問たりしエスカラ氏もその著「支那と國際法」に於て兩者間の結合は滿洲人が支那の帝位を占めたるの事實に起因する「人的連繫」にして右連結の基礎は帝政崩壊と共に崩滅し共和國はかゝる連結を強むるの手段を講じたる事なしと論ず、1922年5月の北京駐在外國公使宛宣言に於て張作霖は東三省は「支那共和國の領土と認めず」と明白に述べ居れり。彼の皇朝も實質上同一の態度を執れり報告書も此の「中央政府との關係は一切自衛的協力に基けり、無條件服従を要求するが如き命令又は訓令は容認せられざりしなるべし。滿洲官憲の意に反したる任命の如きは想像し得られざりき」と述べ居れり。斯くの如き報告書は張家の下に於ける滿洲が如何なる支那政府にも全然服従せず且つ亦その下淫を受けざりしことを明示せり。

2. 張家の權政 委員會も張家の權政は不充分ながら之を認め滿洲の住民が官憲及軍閥の壓政に呻吟し苟くも機會だにあらばその權利を復せんことを欲したるの情は想見するに餘りあり。

3. 日本の特殊地位 滿洲に於ける日本の特殊地位は頗る簡明にして日本の條約上有する各條の特權權利の總和に加ふるに地理環境及地理的歴史的關係より生ずる自然の結果を以てしたるものに外ならず、同地方に於ける日本の利益は特殊緊密且つ重大にして「カロライン號事件」の執範原則に基く自衛手段を正當とする態のものなり日本がかゝる「特殊地位」を有すれば必ず軍事攻撃を受けたる場合には直に反撃を加へて自己の危險に努めざるを得ずと云ふのみ、右の如く經濟上、戰略上及び歴史上日本が滿洲に特殊の地位を有する次第は報告書も充分に認むるところなるが右特殊地位を以て「支那の主權に干渉す」となせるは事實に反す、滿洲をして日本に取り斯くも重要ならしむる所以の特權事情も亦該地方の主權に干渉するものに非ずして見これあるがため自衛行動の可成性を増大するに止まる。

4. 日本の地位に對する侵害 報告書は滿洲に於ける日本の企業及施設に關し述ぶることも支那側攻撃の目的となりしは實に之等の企業及施設に外ならず報告書第3章に於ては左を議項目の下に

本問題を論議し置けり。

1. 滿洲國の承認に對する包圍政策。
2. 土地尙租及その他の條約上の權利の行使に對し加へられたる妨害。
3. 日本官民に對し對人に對し加へられたる威迫。
4. 中村大將の發言 然れども報告書は之等の事實を断片的に反映し之を一括して其の依て懸る根源は滿洲に於ける日本の權益を損傷せんとの支那側決意に在る事を示すも然るにこの事たる9月19日事件の起原を示すものとして頗る重大なる點なり、第2章の略述するところに依れば滿洲に於ては國民黨の合體以前より所謂獨裁政策採用され合體後は滿洲は「黨權あり系統的なる國民黨の宣傳に開放せられ」重大なる結果を齎せざるは委員會の仔細に就述する迄なり。然るに第4章「9.18事件」に於ては何等之に言及することなく却つて日本の「獨裁政策」を云々し居れり。事件の背景は全部切離され支那の長期的決意を示すべき意は一切無視せられ之に代へ日本が再び「獨裁政策」を採用せんとしつゝありし自由主義の精神を離れし居れり。その結果は第4章に於て事件の起因として支那側の攻撃的態度に代へるに日本の國內不満を播かると至れり事實尙國政府は當時凡有方法に依り形勢を緩和し武力に訴ふるの必要を除かんを努めたり。支那の攻撃的態度が益々強固に向ひつゝありしことを思へば苟くもこの發火點に達する界線を維持せしむるの慮れある所作は嚴に之を遮くること絕對に必要なりしは何人も言明するところなるべし。

9月18日事件及その後の軍事行動 第3章

尙國政府は尙國家憲法第24條の說明の全然正確なるを主張するものにして報告書の本件摘要中設漏し居る若干個の點については理事會に於て右説明を奉約せられんことを求め、報告書に據る結論は日本側或ひは支那側説明のいづれよりするも出でざるは外にして思ふに外交の情勢に基くものなるべし。右結論は9月18日夜に於ける條約の事は悉くも其損害輕微にして之のみにては軍事行動を正当とするに足らざる附言せり然れども既に述べたる如く報告書は當時異常なる緊迫状態の存在したることを認めながら之を充分考慮に入れることを怠り更に又日本軍が恰も斯くの如き事態に陥るがため豫め計畫を有したるの事實を覆料するものなり。第1の點については既に述べたり。第2の點たる敵對行動起り得べきことを懸望して慎重考慮せられたる計畫については日本軍がかかる計畫を有したるは固よりなり、若し有らば重大なる懸念となり、日本軍は20対1の優勢を示し且つ其の他の重大なる軍需品を有する支那軍隊と對峙せり從つて命令一下投入し自衛的に進行せらるゝ如き計畫を有するに吾人は怒りして敵軍に臨戦せらるべし。右計畫が「過激且つ正確に實施せられたる」は事實にして又極めて當然なり。報告書は日本側にして右の如き計畫を準備する事と支那側には何等の計畫なかりしと傳へらるゝ事を對照して我に

不利なる記述をなし所謂學問の兵は電報を引用するも事實支那側は9月18日夜日本軍に向つて攻撃を加へ且つ引續き武力抵抗を爲せり前とも攻撃ありたる以上日本軍の攻撃計畫は自衛的に開始せる次第なり報告書は「同案に對する日本軍の軍事的行動は正當なる自衛手段と認むるを得ず」と附言せるが斯かる無稽なる意見は斯くて受諾するを得ず。戰役放棄に關する「ブリアン、ケロツグ」條約の商議に關しケロツグ長官自身に依り公衆の上記に依り當時の英國外相に依り又尙國政府に依り爲された聲明は何れも固りに自衛權を保護し居るのみならずケロツグ長官が當時自衛の爲め戰役に参與するを要する情勢に在りや否やを決定するの權を有するは各國民自身なり、上述の對しては曾て無論なく英佛兩國の公文も明かにこの見解を支持し居れり從つて日本の軍事行動が違法なりしや否やを決定するの權利は全然日本側政府に屬す、「ゲニエ、ウエブスター」の結核的提議によれば自衛權行使は「手段選擇の餘地無く熟考を用ふるの時間なき緊急且 劃一的なる必要あり」場合たる事を要するも是處9月18日事件はまさしくこれらの條件に適合せり支那側の抵抗に伴ふ脅威の事件についても日本は何等責任を問はるべき理由なし我自衛權に對する支那側の武力抵抗が過度に進展すべきやばを知るよしもなし。要するに日本軍一切の行動は支那側攻撃の場合に關へるがため慎重考慮せられたる對應の實施に伴ふ當然の結果に過ぎずして何等自衛の範圍を出でたる事なし。尙國政府は右行動が果して必要なりしや否や又は妥當なりしや否やにつきて外敵の論議を許す間はず。

新 國 家 第4章

報告書は9月18日以前に於ける状態四圍の不可測なるも同調「滿洲に於ける現政權の存立及承認も亦齊しく不満足なるべし」と述べて居ることも右は實證的事實を無視したる結論なりと思考せらる、尙國政府の嚴重なる態度に耳を扇さず又尙國政府の提供に於ける詳細なる文書に對し輸入の價值を認めざる一方柔性不明なる人物の意見に傾倒し且つ出所曖昧又は不明なる書籍に信を置きたるは委員會のため甚だ憤しむべきことにして尙國政府は理事會に對し本問題に關する一層充分なる知識を提供するの必要を感じものなり。

1. 滿洲國の成立 1931年以前に在りては滿洲の獨立に對し曾て聞く處なしとの報告書の論議は事實に反す。滿洲は地形的及び歴史的に於て支那本部とは分離せる一特別地域たりし事は前述の通りにして支那共和國は未だ會て滿洲を支那本部に合併するの實力を有したる事なく又復作度は尙くも2回に亙り滿洲の獨立を宣言せり親父子の高價なる野心を冒險は之が後進歩の爲の建設に於て所謂「保護安民運動」なりたるが斯る運動が擧げて名實共に完全なる獨立に導くべきは極めて「然るに該運動は歴史的事實にして其の指導者は王永江及于沖漢なりしが9月18日以後「自衛指導部」の指導者とな

は置に于て沖漢その人なり新國家滿洲國の成立事情に關し報告書は新國家の設立は日本人に依りて著手せられ組織せられ運行せられ9月18日以後に於ける日本軍司令部の行動は政治的色彩顯著となり且つ東京參謀本部は右運動を協助し指導せり且斷言し居る處事實は全く之に反す。9月19日事件の直後中層は部下の者が多く逃亡せるを以て各地方の日本行政作用は地方有力者の手に依りて行はれたるが自衛手段の行使に當り専ら實者を最少限度に止むる事に留意せる日本軍は右多數を歡迎に且全力を賜ふてこれを協助せりこの如何等日本側の使職を想像すべき理由なし我軍を排除せんとする運動は既に存し右は専ら支那との結合を否認する運動に轉化せり加ふるに右運動時に存在せる清國復興運動も融合せり報告書自身も地方名又は國家獨立の運動は何れも支那人、支那人又は蒙古人有力者の事業なりし事を認む更に日附を吟味すれば兩運動は早く既に9月20日以前に於ても著々活動しつゝありたるを知るべく日本官憲が之を指揮使するに之の不可能なるは一目瞭然なるべし奉天治安維持委員會は同日附を以て既に滿洲獨立宣言を發しつゝあり。尙國政府乃至日本參謀本部は之等根本思想に對し何等感化を與へたる事なし。尙國外相及び内務相は共に9月20日附を以て日本人の滿洲に於ける新政權樹立運動に關する事を嚴格する調査を發したり「自衛指導部」は11月10日に至り始めて創設せられたる機關にして支那人の管理下に在りたるものなるに拘らず報告書は之を以て關東軍司令部の一機關と爲す右は單に支那側報告中の誤謬をその儘採録したるものなり日本軍隊の存在は正當なる自衛權の行使に基くものにしてその結果發生したる事柄は獨立運動が利用したりとせざるも之に依り兩運動が自衛的なりし事を初めるものに對し1932年の9國協約が締結國に對し支那主權侵奪を禁じ居る事は事實なるも右は強に關係なし雖則國の一がその違法なる權利を合法的に行使するがため偶々支那領土内に進駐したりとせざるもその結果に對し責任を問はるべきに非ず。滿洲現政權を以て自衛的にして且つ自衛的運動の成果に對し吾人は滿洲國の提出せる證據は「滿洲建國正史」を結構一切之を無視せる事を示せるもので右建國正史は新政府樹立の多數の原成運動に關する詳細明確なる記述を掲げ居り尙國政府は滿洲獨立の運動が純正にして自衛的なるも共に民意に合し且つ自衛的なるものなりし事を此處に確信を以て再言せん。張家口領土は在時の統治者の遺棄を以て元の元首と仰がれて獨立なる滿洲國の樹立が支那本部の無政府状態より建設せし事を期したりこの合法的にして且つ自衛的なる處置を以て何故に日本の策動に歸せんとするは最も論議に苦しむ處なり。

2. 滿洲國住民の態度 報告書のこの部分に就き最も奇異に感ずるは1,550道の犠牲の知れざる支那人言論（之等言論は2通を除きては總て滿洲國及日本に不利なりと稱せらるゝ）に對して多大の信用を

與へたることと尙國對する人民の不満を列挙しその要を列挙せるものに對して均しく重き置き居らざることなり。支那側宣傳の性質なりしに於て滿洲住民の新政權に反對の言論を發したるもの3萬人中1人の割合に過ぎざりしは寧ろ意外にして右事實は報告書の不利なる記載よりも遙かに好望なり滿洲國反對者の勢力にも拘らず住民が新政府に對し引續き歡迎の意を表しつゝある顯著なる事例は全くなく且つ舉ぐる處もなかるべし蓋し新政府は清國覆滅以來滿洲地方住民が初めて享受せる文治政府にして現在の支那を支配し居る軍閥獨裁政治に比し極めて顯著なる對照を爲すものなり。

3. 滿洲國の組織及び將來 報告書は凡「行政的」を加ふるも尙國政府が其の企圖せる改革を多く進行し得べき事を示す何等の根據も有せず」と思考し特に豫算制度及び常關制度につき望みを抱き居れり然も實際に於て滿洲國はその獨立計畫を著々實施せられたるなり新國家の設立は治安の紊亂を伴ふを常とするに滿洲國の場合に於ては新政權時代の巨多の正規軍が解散せられて削減し化せり滿洲國政府は先づ以て之等の散兵の大集團を分散せしむるに全力を注ぎついで警察手段により殘存集團を鎮定せんとしつゝあり交通機關が急遽に改良せられたる事及び正規の警察隊が創設せられたるは公知の事實にして既に有力なる軍隊は掃蕩せられたり、而して之れら兵隊は總べて支那本部より物質的と持を受け居るの事實並に小規模の活動が尙かに滿洲國の信用を損害せんとするの目的を以て外國人に向けられんとしつゝあるは注目すべき。滿洲國の財政状態に關しては、尙國當初の4月間の滿洲國財政状態は收入910萬圓支出910百萬圓にして収入超過20萬圓を算ず明年豫算に於ては收入1億100萬圓支出1億1,300萬圓を算ず同豫算は1,200萬圓の歳入不足を示し居るも1方1,500萬圓の赤字秩序を計上し居るが故に尙國の財政は頗る満足すべき状態にあり中央銀行は充分な資本を有し其の紙幣は本位價值を維持し通貨は安定し其の流通は極めて順暢なり右は國家時代の實況に對し顯著なる對照をなすものと云ふべし滿洲國は尙國に對して多數の票の流入あるを以て其の貨幣價值を維持する事は容易なり日本政府は滿洲國將來を好望なりと思考す委員。創設後6月に充たざる國家に對し多少の懸念を示すを公正の態度とすべし報告書は滿洲國一切の政治的行政的權力は日本人官吏及顧問の手中にありしこの理由なき推測をなせるが尙國は之れに對し敢て反駁を加ふるを固よりしめて一切に獨立國家にして多數外人官吏を僱用し又 其の領土内に外國軍隊を駐屯せしむるもの多數あり懸念は尙くも一國內に外國軍駐屯するも其の國の體面加入と云ふべしと認めたり報告書は日本滿洲國の正當な價值を保護する田單を述べよ。尙國は尙國に對して保護せる1932年9月15日議定書の何れも決定し又尙國政府に對する如何なる協力行爲も何等日本の國際義務に違反することなしと

ントンの條約により日本は支那の主権及びその領土の行政的完全を尊重するの約束に參加せり。然れども右約束は支那國民より自決の權利を創設することを目的とするものにあらず従つて其の當然の歸結として右約束は各種結盟をして國際條約上の必要に基き既成事實の承認を妨ぐるものにあらずることを勿論なり。又國際聯盟規約第10條は「外部よりの侵略に對し」聯盟國の領土の保全を尊重し且つ擁護するを目的とするものなること國內の發展に依りて聯盟國の領土の保全が害せらる。場合に於ては規約中には之等承認せんとする他の聯盟國の權利義務を妨ぐる何等の規定なし之に反する解釋を圖することは歐洲に於ける多數國及米大陸に於ける大多數の國家存立の基礎を否定する結果なるべし。

結論 第5章

如上帝國政府の述べ來りたる處は之を要約すれば下諸の點に歸着す。

第1 支那が1911年の革命以來今日に至る迄無政府に近き混亂状態に在るは而して同國は斯かる事態が持續する限り國家的崩潰の状態に在りとの外なき事勢共現下の事態に於ては支那が鞏固にして永續性ある中央政府を有する時期の到來は假に窮極に於て可能なりとするもその何時たるかは到底豫斷するの不可能なる事。

第2 右状態の結果として支那は外國人の生命財産に對し充分なる保護を與へ得ざる事勢に近年に於て内争深刻化及び國民黨が外國に對して所謂「革命」外交政策を實行せる結果その情況は益々著しくなれる事。

第3 従つて諸外國は支那に於て治外法權租界、駐屯軍の維持内水に於ける軍艦の常駐と云ふが如き今日世界の他の部分に於てはその類を見ざる例外的權力及び特權行使を繼續せる事。

第4 支那に利益を有する諸外國は支那無政府状態及排外政策に依り均しく被害を受けるも最大の被害者は日本なりしこと

第5 日本は滿洲と歴史的及地理的に最も緊密の關係にあること同地方に於て莫大なる經濟的利益に加ふるに重要なる條約上の權利を有し且つ多數の居留民を有す

ること而も國家安全の見地より民治上及戰略上滿洲に對し重大なる關心を有すること之を要するに日本の滿洲に於ける地位は世界の他の部分に比類なき例外的且特殊のものなること。

第6 近來滿洲官憲が右特殊地位を覆滅せんとする意圖を以て各種の策動を爲し殊に張學良の國民政府との接近後に於ては日本の權益に對する右侵犯は益々頻繁且つ熾烈となり來りこの形勢を緩和せんとする日本側百方の勢力にも拘らず由々數緊張状態を招來せしこと。

第7 9.18事件は右の如き緊迫せる空氣の内に起れること該事件の當時又は其後に於て日軍本の執りたる措置は何れも自衛權の範圍を逸脱せるものに非らざりしこと公平に見て日本と同一状況に置かるゝに於ては他の如何なる國家と同一の行動に出でたるべきこと。

第8 滿洲が支那本部に對し常に地理的及歴史的に別個の地位にありたることその住民が張家の暴政を憎惡し同地方を支那本部の政争の渦中に投ずるの政策に反對せること、右地理的歴史的事情及張家に對する反對は相俟つて所謂保衛安民運動となりたること滿洲國の創設は右運動及清復運動を主動力としたる滿洲住民の自發的行爲に基くものなること滿洲國の穩健なる政策の下に著實なる進歩を爲しその將來は極めて有望なること最後に滿洲國の建設に對し日本の執りたる態度及之を正式承認するに至れるは何等國際約定に反せざること、而して特に強調を要するは支那問題殊に滿洲問題の複雑性及變則的特色は他にその比類を見ざるの一事なり従つて之が處理に當りては普通國際問題に對する一般的方式をその儘應用すること困難なると共に斯る變則的問題に關する手續又は如何なる解決も通常の國際紛争に對する先例とはならざるも

のなりこの點に關しては報告書にも下の如く述べ居れり。

「本紛争は一國が國際聯盟規約の提供する調停の機會を豫め利用し盡すことなくして他の一國に宣戦せる事件にあらず又一國の國境が隣接國の軍隊に依り侵害せられたるが如き簡單なる事件にも非らず何人となれば滿洲に於ては世界の他の部分に於て正確なる類例を見ざる幾多の特殊事態存するを以てなり(116頁)

以上は支那問題に關する帝國政府の基本的見解なるが之に基きて報告書第9章及第10章に述べられたる諸點に關し茲に少しく述ぶるところあらんとす、報告書は事前状態の回復を以て單に紛争を繰返す結果を招來するに止まるべしとして之を排すると同時に而も現政權の維持及び承認も亦均しく不満足なる「解決」と爲し居れり之に反し帝國政府は斯る解決が國際義務の根本原則に何等違反することなきのみならず滿洲住民の希望にも合致し且つ究極に於て支那自身も斯る解決こそ日支の關係を安定せしむべき唯一の満足なる基礎たる事を諒解するに至るべきを確信するものなり著實なる發達を遂げつゝある新國家を解體するは勿論國際的孤立の地位に置くことすら斷じて報告書の所謂「現實の事態」に適應する方法にあらず日本は滿洲國との關係を永く不安定の状態に放置する能はず故に帝國政府としては列國が速かに滿洲國を承認しその發達に協力を與ふるを以て滿洲の事態を安定し極東の平和を賣らすべき唯一の方法と思考するものにして假に他國が日本の位置に置かれたりとなれば必ずや同一の結論に到達し且つ同一の方途を辿りたるべき事を信するものなり是即ち帝國政府が前記の根本的條件に立脚し9月15日の議定書に署名したる所以にして日本の在滿權益を擁護し滿洲國の領土を保全し及び内外の脅威に對しその安全を確保するの

基礎は斯くして確立せられたり。報告書の一節に「事態は靜止せず」の言ある所右は滿洲問題の特色を示すものとして意味深長なり進化の過程と云ひ事態は今尙日々に進展しつゝありと云へるは何れも聯盟理事會としては事態其後の進展に考慮を拂ふことがその職能に合致するものなることを支持するものなり委員會の意見を參酌しつゝ報告書を檢討するに當り理事會は悉く其後に於ける事態刻々の推移に關し充分なる理解と満足なる情報を希望すべきところ右事態の推移は支那本部に於ては依然として混亂を繼續するに反し滿洲國に於る事實を示すものなり而して帝國政府は常に斯る情報を供給するの用意あり

第10章の解決案に關し「紛争解決の爲支那日本兩國政府に直接に勸告を提出することは本委員會の職能にあらず」と報告書に述べあるは委員會の所定任務に鑑み當然のことに屬す之等提案が單に第9章掲記の一般原則を實現すべき方法の一例として爲されたるものなる事は明かなりしかのみならず報告書が日本に於て滿洲國を急速承認することあるべきを述べ居る口吻に鑑み委員會は右承認の場合その提案の重要性が多分に被殺せらるべしと思考せることも看取せらる蓋し委員會が日本に於て新國家を承認するも之に依り其の報告が無價値となるべしとは思考せずと云ひ右の場合に於ても報告は何等か役立つべしと漠然たる言辭を用ひ居るはこれが爲めなり。以上の見解に基き意見を示せば

- (イ) 後に述べる如く第9章中の原則第10より本部を國家管理に移るの便れあり、同様に第10章中の滿洲に關する諸提議も亦之を實現するに於ては滿洲の暫時的國際地位を來し右は滿洲國及日本の均しく受諾し得ざるに非ざるなり。
- (ロ) 然るのみならず之等の提議は餘りに精緻複雑に過ぐるの類あり極東に於ける現實の事態には適合せざるべし委員會の提出せる如き案は即ち當事務が共に鞏固且つ安定せる中央政府を有することを

最少限度の前提条件として滿洲の如き前例なき特殊性を有する問題にして固も當事國の一方が其間且つ信賴し得べき中央政府を有せざる場合所が案を適用せんとするは從らに事態の動向を待たずして止まるべし。

(ハ) 滿洲の軍備を整理し前例の國際憲兵隊のみにより同地方の守衛と秩序を維持せんとするが如き案は現實の事態に全然適合せざるものと認めざるを得ず滿洲に於ては右の如き制度に依り斯る廣大なる地域に亘り平和と秩序とを充分に維持し得べきは疑義なし斯の如きは決して滿洲住民の希望に副ふ所員にあらずと共に吾は日本の後方防衛せんとする該地方の不安と混亂とを却つて醸成するの恐れあり 帝國政府としては重大なる危機の念を抱かざるを得ざるに有は委員自前より其の現狀同様に比し事態を悪化すること更に大なるものあり第10條中の具體的提案に對する世論は以上止め更に提議の基礎たる

第9章中の抽象的な諸原則に就て論ずればその或ものに對しては日本は何等根本的反對を有するものに非ずして右は既に日滿議定書に於て之が具體的適用を見たり然れ共如何なる見地に立ちて見るも原則第10の示す如く之等原則殊に第4乃至第9は「支那に於て鞏固なる中央政府無くしては」適用する事能はざるものなること明かなり。故に現在の無政府状態の存続する限り之等原則の適用問題を生ずることなし而して國際的協力なくして所

(三) 滿蒙關係主要條約及聲明書

(1) 滿洲事變の聲明書

滿洲事變に關する日支交渉基本原則に關する日本政府の聲明は昭和6年10月20日付を以て發表された。其全文は下記の通りである。

- 1 10月22日聯盟理事會に提出せられたる帝國軍隊の滿鐵附屬地内歸還問題に日華直接交渉開始問題に關する決議案に對し日本理事は數項にわたる修正案を提出し10月21日採決の結果右修正案並に決議案はいつれも全會一致の同意を得ずして不成立に終り。
- 2 今次の滿洲事變は全く中國軍憲の挑發的行動に起因せること帝國政府の累次宣明せる所にして帝國軍の少數部隊が日下尙滿鐵附屬地外數箇の地點に駐まるは帝國臣民の生命財産の保護のため萬やむを

くの如き鞏固なる中央政府を實現する事は殆ど不可能なる處右國際協力は「技術的援助は別とし」何等か國際管理の形式に隨するに非ざる限り殆んど之を想像する事を得ず何れにするも斯る支那の再建は長時日を経ずば成就し得べからざる處日本は拱手して之を得ず事を得ず如上の如くなるを以て苟くも現下回復の途に在る平和と秩序とを破壞するの恐れあるものは如何なる案と雖も新たなる紛争と困難とを招來すべきや必せり果して然らば極めて滿洲の事態の安全に努むる事こそ眞の經驗に非ずや又過去20年の長きに亘り支那の再興に關し多大の忍耐と同情とを表示せる世界は宜しく滿洲新國家に對して理解と希望とを以て之を現すべきに非ざるか滿洲問題にして一度解決を見んか更に重大なる支那問題自體の解決は著しく單純化せらるべし滿洲に於る平和及び善政の現實が支那に對し好個の指針を示し同國の態度に好影響を與へその内政策を堅實化しその結果支那國民に幸福を齎すは素より列國も亦之が慶福を領すべき事疑ひを入れざる處なり。

得ざるに出でたるものなり固よりこれがために帝國が紛争解決條件を中國に強制するの手段となり得べきものに非ず兵力的威壓を以て中國との交渉に望まむとするが如きは毫も帝國政府の豫想せざる所なり。

- 3 帝國政府はつとに日華關係の大局を考察しその密接複雑なる政治的並に經濟的關係を構成する各種の分子中帝國の國民的生存に關する權益は絶対にこれが變改を許さざるの決意を示し既に各般の機會においてこの趣旨を言明せり不幸にして近時中國における所謂國權回復の運動漸次極端に奔り且排日の思想は諸學校の教科書中公然鼓吹せられて根柢に深く今や條約又は歴史を無視して帝國の國民的生存に關する權益さへ著々破壞せむとするの傾向歴然たるものありこの際帝國政府

において單に中國政府の保護に依頼し軍隊の全部滿鐵附屬地内歸還を行ふが如きは事態を更に悪化せしめ帝國臣民の安全を危險に暴露するものにして多年の歴史並に中國現下の國情は明かにその危險の實在を證す。

- 4 從つて帝國政府は在滿帝國臣民の安全を確保せんがためには先づ兩國の國民的反感及疑惑を除くの方法を講ずるの外なきを認めこれに必要なる基礎的大綱を中國政府と會商するの用意ある旨10月9日外務大臣の在東京中國公使あて公文中に言明し聯盟理事會にもこれを通報せり帝國政府は時局收拾の途が一に以上の見地に基くべきことを確信し理事會の討議に當りて終始一貫これを主張せりその會商せむとする大綱として帝國政府の考慮する所は

- (1) 相互的侵略政策及び行動の否認
- (2) 中國領土保全の尊重
- (3) 相互に通商の自由を妨害し國際的憎惡の念を煽動する組織的運動の徹底的取締
- (4) 滿洲の各地における帝國臣民の一切の平和的業務に對する有效なる保護
- (5) 滿洲に於ける帝國の條約上の權益尊重

に關するものなり帝國政府は右各項が全然國際聯盟の目的及精神に合致し極東平和の根柢をなすべき當然の原則なるを以て固より世界公論の支持を得べきことを疑はず聯盟理事會において帝國代表者がこれを議題とせざりしはその性質上日華直接交渉の問題たるべきものと認めたるが爲なり

- 5 熟々日華兩國の前途を考ふるに今日の急務は雙方協力して速に時局の收拾を謀り以て共存共榮の大道に歩を進むるにあり帝國政府は前題兩國間における平常關係確立の基礎的大綱協定問題並に軍隊の

滿鐵附屬地内歸還問題に關し中國政府と商議を開始するの用意を有するにおいて今尚變る所なし。

(2) 講話條約

明治28年8月日露兩國の全權委員米國ホーワマスに會して講和條約を議定同月5日調印す。

- 1 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て、旅順港、大連並其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は又前記租借權が其效力を及ぼす地域に於ける一切の公共遺物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞帝國臣民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。(第5條)
- 2 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順港間の鐵道及其の一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産及同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲に經營せらるる一切の炭坑の補償を受くることなく且清國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を受くべきことを互に約す。(第6條)
- 3 日露兩國共に滿洲より全然且つ同時に撤兵すること但し關東州租借地を除く(第3條第1項第1號及追加約款)
- 4 日露兩國共に全滿洲の行政權を清國に還附すること。但し關東州租借地を除く(第3條第1項第1號)
- 5 日露兩國共に鐵道守備兵を置くの權利を保留すと雖も1キロメートルに付き15名以内に制限すること(追加約款)

- 6 日露兩國共に清國が滿洲の商工業發達のため列國に共通する一切の措置を執るに方り之を阻撓せざること。(第4條)
- 7 滿洲に於ける鐵道の經營を全く商工業の目的に限り軍略の目的を有せしめざること。(第7條)
- 8 露國は滿洲に於て清國の主權若くは機會均等主義と相容れざる領土上の利益又は優先的若くは專屬的權利を有せざること(第3條第2項)
- 9 滿洲に於ける兩國鐵道の接續業務を規定するため別約を締結すべきこと。(第8條)
- 10 日本國政府に於て租借地内露國國民の財產權尊重を約すること。(第9條第3項)

**(3) 滿洲善後條約及
附屬協約**

日露講和條約は鐵道及租借權の讓渡に關し清國政府の承諾を條件とし且帝國政府に司條約より生ずる日清關係の各般事項に就ても帝國政府と適宜商定するの必要を認め明治38年11月此等案件を一掃して北京に於ける彼我全權の交渉に附し同12月22日滿洲善後條約及附屬條約の締結を了したが次の如くである。

- 1 清國政府は露國が日露講和條約第5條及第6條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承認す(第1條)
- 2 日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並鐵道敷設に關する現條約に照し努めて遵行すべきことを承諾す將來何等か案件の生じたる場合には隨時清國政府と協議の上之を定むべし。
- 3 東三省の主要市10箇所を外國人の居住及貿易の爲に開放すること。(附屬協約第1條)
- 4 鐵道守備兵に關して將來露國が清國に讓歩する程度に於て日本も亦讓歩すべく清國自から完全の保護を爲し得るに至れ

- ば露國の同一態度を條件として日本の守備兵を撤すべきこと(第2條)
- 5 日本軍の撤退を了したる地方には清國政府は其必要の軍隊を派遣するを得べく、未撤退地方に於ても土匪剽擄の爲、或條件の下に派兵し得べきこと(第3條)
- 6 軍用に徵發せる清國公私財産還附の件(第4條)
- 7 安東鐵道經營及改築の件(第6條)
- 8 南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務のため別約を設くべきこと(第7條)
- 9 南滿洲鐵道用材料免稅の件(第8條)
- 10 營口、奉天、安東縣に日本人居留地を劃定するため別に協議を遂ぐべきこと(第9條)
- 11 鴨綠江採木公司設立及經營の件(第10條)
- 12 滿蒙國境貿易に關し相互に最惠待遇を與ふべきこと(第11條)

**(4) 滿洲五案件に
關する協約**

滿洲に於ける兩國の關係は前記條約に依り決定し爾後帝國の各般施設は漸を以て進捗したが往々にして清國官民の誤解を招き我當然の施設を阻撓せられむとしたこと尠くない。依つて從來の諸懸案を解決し將來に於ける誤解の原因を一掃せむため明治42年9月新に滿洲協約及間島協約を訂立した。

- 1 清國政府は新民屯法門間の鐵道を敷設せむとする場合には豫め日本政府と商議すること(第1條)
- 2 大石溝營口線を滿鐵の支線となすことの承認(第2條)
- 3 撫順及煙臺兩炭礦探採權の承認(第3條)
- 4 滿鐵沿線に於ける鑛務は撫順及煙臺を除き日清兩國人の合辦となすこと(第4條)
- 5 京奉鐵道を奉天城根に延長することに

對し日本に於て異議なきこと(第5條)
**(5) 南滿及東蒙に
關する條約**

大正4年5月25日北京に於て調印せられた南滿洲及東部內蒙古に關する條約は旅順大連の租借期限並びに南滿洲鐵道に關する期限を延長し、滿洲一般に於ける帝國臣民の土地商租並に居住往來及び營業の自由を認めたることなど其の主なるものである。本條約の主なる條項は下の如くである。

- 1 兩締約國は旅順大連の租借期限並南滿鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも10箇年に延長すべきことを約す(第1條)
- 2 日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租することを得(第2條)
- 3 日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種商業工業其の他の業務に従事することを得(第3條)
- 4 日本國臣民は東部內蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附屬事業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すべし(第4條)
- 5 支那國政府は成るべく速に外國人の居住貿易の爲自から進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す(第6條)
- 6 吉長鐵道に關する諸協約並に契約改訂の件(第7條)
- 7 南滿洲に於ける鐵山の試掘又は探照允可に關する件(附屬公文)
- 8 滿蒙に於ける鐵道に關する件(附屬公文)
- 9 南滿洲に於ける政治財政軍事等顧問職務の件(附屬公文)

(6) 華府會議と滿蒙關係

大正10年(1921年)11月より翌11年2月

迄米國華盛頓に於て開催せられた列國會議(日米白英支佛伊和葡)は國際史上極めて重要な意義を有し、支那に於ける列國關係に至大なる變革を來たしたものと謂ふべく同會議に於て採擇せられた諸條約、決議及宣言は支那の領土及行政の保全、支那に於ける門戶開放及機會均等主義の原則を樹立し、之に違背する條約取極等を爲さざる事、勢力範圍を創設せざる事、支那は全鐵道を通じ各國に對し不公平の取扱を爲さざる事、關稅改訂、治外法權撤廢、租借地還附、所謂21箇條問題在支外國郵便局並無線電局撤廢、在支外國軍隊の撤退、極東問題審議院設置、各國對支條約の公表等關東州租借地、滿洲及蒙古に直接又は間接に影響するものは尠くないが滿蒙に關し既定の關係を變更したのは下の諸項に過ぎない。

所謂21箇條問題に對し支那全權委員の要求に對し我全權より日本は(1)南滿洲及東部內蒙古に於ける鐵道敷設の爲の借款、該地域に於ける課稅を擔保とする借款に關し特に日本資本家に與へられた優先權を、最近の組織に依る國際借款團の共同事業に提供すべし(但書略)(2)日本は南滿洲に於ける政治、軍事若くは警察に付日本人顧問若くは教官の傭聘を爲さしむべき日支取極に依る日本の有する優先權を主張するの意はない。而して(3)日本は1915年日支條約及び交換公文の署名に際し日本政府最初の提案中の第5項は他日の交渉に譲るべしとの趣旨を以て議事録中に留めた日本の保留は之を撤回する事となつた。

(7) 租借地及對外關係

關東州租借地に關する日本の權利關係は由來明治38年9月日露講和條約並に同年12月滿洲に關する日清條約によるものであつて、該兩條約の規定に依り日本は露國が清國との條約に依り獲得せる權利をそのまゝに露國より繼承し清國の承諾を得たもので

ある。即ち1898年3月露國政府と清國政府との間に締結せられた遼東半島租借條約に依れば露國は清國より遼東半島一帯の地域を租借し租借期間之を自由に處分するを得べく即ち租借地域の全範圍及接續領海に對し權利を享有する。但し該租借は該地域に對する清國の主權を何等侵奪せざる旨を規定してある。(第1條及第2條參照)

要之吾が政府は露國が關東州に關し清國より獲得せる一切の權利、特權、讓與を其儘繼承し清國政府に於て之を承諾せる以上、吾が國の關東州租借地に對する關係は單に條約の明文のみならず露國が其領有以來實際に履行し又清國を初め列國政府の容認したる成例を考察し之を決定しなければならぬのである。

露清條約(第2條1898年3月27日北京に於て調印)に依れば關東州租借期間は條約

調印の日より25年とし且該期限變更に兩國政府の互認に依り之を延長することを得る旨を規定し、而して大正4年5月帝國政府及支那共和國政府は南滿洲及東部内蒙古に關する條約(第1條)に依り該租借期限を99箇年に延長した。

次に關東州租借地及中立地帯の區域及範圍に就ては遼東半島租借條約第2條遼東半島租借及中立地帯境界確定に關する追加協定第1條及第2條に規定され、右規定により1898年8月露清兩國政府の間に境界劃定聯合委員會が組織され、同委員會に於て實地調査の結果1899年9月25日旅順に於て遼東半島租借地境界確定書を作成した。

尙ほ遼東半島租借及中立地帯確定に關する追加協定(第3條)によれば中立地帯に於ける行政は清國官憲の專管に屬するが清國陸軍は露國官憲の同意を得て該地帯に入り得ることを規定した。

(四) 在滿洲國外交機關

(1) 日本側外交機關

概説 日本側外交機關は關東廳及在滿洲帝國領事館であるが此の中關東廳の涉外事務は官制第4條に依り外務大臣の監督を受け廳内に外事部を置き部長1名外職員を置き各地駐在日本領事との連絡を保ち奉天總領事を以て部長に充て、南滿洲に駐在する領事は外事部事務官を兼ねし、大正12年專任外事部を設け今日に及んでみたが滿洲國の成立を見るや駐滿全權府に統一された。其後帝國政府は愈々武蔵全權を在滿洲國駐劄初代大使として正式に任命すべく準備中であつたが愈々11月25日の關東に於て滿洲國駐劄仰附けられる事に決定した。これによつて國際總會を前にして承認せる滿洲國に對する我國の決意の愈々固きこと及び滿洲國の秩序がいよいよ立つて來た事を世界に示さんとするものである。但し正式

大使に就任後も武蔵新大使は現在の全權府を駐滿大使館として使用する筈である。

(昭和7年11月末現在)

在滿日本帝國領事館 (昭和7年11月末現在)	
館名及館長格	館長(代領事)氏名
奉天總領事館總領事代理	森島 守人
哈爾濱總領事館總領事代理	長岡 半六
長春總領事館總領事代理	田中 正一
吉林總領事館總領事代理	森岡 正平
間島總領事館總領事	永井 清
琿春分館主任	毛利 此吉
百草溝分館主任	堀内 孝
局子街領事館副領事	田中 作
頭道溝領事館分館主任	松原 久義
海龍分館主任	松浦 興
通化分館	(一時引揚)
新民府分館主任	土屋 波平
滿洲里領事館領事	山崎 誠一郎
チナハル領事館領事	内田 五郎

農安分館	(一時引揚)
鐵嶺領事館領事代理	石塚 邦器
拘鹿分館事務取扱	齋藤 孫治
鄭家屯領事館領事	大和久義郎
遼陽領事館領事代理	山崎恒四郎
安東領事館領事	岡本 一策
牛莊領事館領事	荒川 充雄
錦州領事館領事事務代理	中根 直介
赤峯領事館	(一時引揚)

因に我が外務省は在滿機關擴充を企圖し領事館増設の候補地として敦化、洮南、錦州、一面坡、海林、分館増設地としては寧古塔、扶餘、三姓、臨江、海倫を擧げてゐる。(昭和7年10月末現在)

(2) 滿洲國側外交機關

概況 滿洲國政府の涉外關係は専ら外交部が司り同部内に總務司、通商司、政務司、宣化司の4司が置かれてゐる。而して外交部總長は在外使節及領事を指揮監督し國際交渉、通商及在外人民の保護等を掌理してゐる。上述4司の中總務司は機密、官邸の警守及文書、人事、會計及庶務等の諸項を管掌する。通商司は通商、外國の經濟事情の調査、在外人民の保護、領事等の諸項を管掌する。政務司は條約、國際會議、情報、在外使節等の諸項を管掌し宣化司は民衆の指導に任じて居る。次に外交部の職員は秘書官、理事官、翻譯官、事務官、屬官より成つて居る。

外交部 總長	謝 介 石
次長	大橋 忠一

- (1) 總務司 司長 朱之正
秘書科 科長 葉 堯 公
文書科 同 呂 宜 文
庶務科 同 前山 増雄
計畫科 同 下村 信貞
- (2) 通商司
商政科 科長 藤 先
- (3) 政務司 司長 神吉 正一

亞細亞科 科長	松本 益雄
(4) 宣化司 司長	川崎 寅雄
宣傳科 科長	鹿 任
文化科 同 際	陸

領事官職務 滿洲國の領事官は外交部總長の指揮監督及其の駐在國に在る滿洲國の常設外交代表の監督を受けて居る。但し外交部總長が特定の事項に關して領事官を指揮すべきことを駐在國に在る滿洲國の常設外交代表に命ぜるときは領事官は該事項に關して滿洲國の常設外交代表の指揮を受ける。領事官は駐在國に於て滿洲國人民を保護し滿洲國の通商航海に關する利益を維持増進する。領事官は駐在國が條約又は國際法に依つて滿洲國に對し負ふ所の義務の遵守を監察し滿洲國人民の利益又は滿洲國の通商航海に關する利益を害せられたる場合に於ては駐在國の官廳に對して必要なる措置を爲す。其他領事官は駐在國にある滿洲國軍艦に對して必要なる補助を爲す外、其の管轄區域内にある滿洲國人民の救助又は取締のために必要なる措置をなす。

領事官官制 領事官は總領事、領事及副領事とし、領事官を置かざる地に於ては名譽總領事、名譽領事又は名譽副領事を置くことを得る。領事館に領事館事務官を置き、又領事館通譯官を置くことを得る。領事官であつて一時外國在動を免じたる者を待命とする。待命の領事官は領事官の職務に従事せず、教令其他特別の規定を除く外總て在職官吏と異なるところはない。待命の領事官は臨時外交部の事務に従事せしめることが出来る。この場合に於ては在職官吏に關する規定を適用する。待命は滿洲國年を以て期とし、期滿れば官を免するものである。

滿洲國領事館成立 滿洲 に於ては大正元年9月17日外交部總長謝介石氏の名を以て、蘇聯政府と再三交渉し領事を派遣し、在外居住民の保障をなすことを商議したが、已に交渉妥協しブラゴエチンスクに領

事館、補遺新滿、ハバロウスタ、チタ等各處の領事館も次第に成立した。

因に滿洲國政府教令35號(大同元年6月15日)に發表された在蘇聯領事館の總領事官、正副領事、其他の事務官及配置を示せば下の如くである。

所在地	館名	館長		副領事	領事館事務官及領事館通譯官共	計
		總領事	領事			
ハバロフスタ	總領事館	1	—	2	4	7
ウラジホストツク	總領事館	1	—	2	4	7
プスコフ	領事館	—	1	1	3	5
チタ	領事館	—	1	1	3	5
計		2	2	6	14	24

因に滿洲國は蘇國民入境許可條件を下の如く通告した。即ち蘇國內の現中華民國領事を否認し並に蘇國民の入滿に就ては滿洲國の蘇國內領事任命以前に於ては暫行辦法として先づ在哈蘇總領事の證明を経て滿洲國駐哈代表に通告し民政部の認可を待つて入境許可を與へる其條件は(1)入境後赤化運動に従事する虞なきもの、(2)滿洲國內に適當の保証人ある者、(3)入境後一定の職業ある者、(4)入境後の生活に對し保障ある者。

この他滿洲國は奉天線錦州に領事館開設の旨公布した。(昭和7年7月)

外交辦事處撤廢 黒龍江省に於ては大同元年7月末日限り外交辦事處を撤退し、爾後外交事件は省公署に於て直接處理することとなつた。(黒龍江省公署訓令第1022號)

條約訂立準備委員會 滿洲國政府は列國との通商航海條約締結及治外法權撤廢問題に關する準備研究機關として關係各部専門家を委員とする委員會を新設し積極的に研究せしめることとなつた。(昭和7年11月5日)

通商航海條約は日滿兩國間は最初に締結すべきもので簡單にして其解釋に自由性を持たせる、將來各國が滿洲國を承認すれば可成名譽領事を置き遼瀋諸國では日本領事に代理委員を経費節約を圖る方針である。

次に治外法權撤廢問題は日本政府の自發的撤廢意志表示を希望し、附屬地の課税權は撤出商品に附屬地内で徴税する條協定し、警察權は日滿警務官協力し附屬地内外の出入を自由にし犯人逮捕を圓滑ならしめ

るべく協定し、裁判制度は最高法院及各高等法院に日本の司法官を備聘すべく、外國人の入國は「外國人入國取締令」を設けんとして大連、營口、安東、其他滿鐵附屬地よりの入國者には日本側と協力し瓦房店、安東附屬地に相當機關を設置して取締るべく協定する方針である。

尙日滿間既存條約問題は關東州の領土權が滿洲國に屬することを承認せんと要求し且兩國間に大連海關の繼承及改訂を希望し、間島協定は國境線に屬する以外無効とし且21箇條中の土地開放、產權、關東州北部の所謂中立地帯に關する規定其他舊日支通商航海條約等一切しく失效せしめるにあるが、是等はどれも皆滿洲國の大綱方針であると云はれてゐる。

(3) 在滿外國領事館 (昭和7年11月現在)

英國領事館	領事	M. D. Dening
米國領事館	領事	John Carter Vincent
瑞典名譽領事館	名譽領事	W. H. Winning
和蘭名譽領事館	名譽領事	W. H. Winning
ソヴェット領事館	領事	A. Menny
大連 車館領事館	領事	Witko Dyka
フィンランド名譽領事館	名譽領事	R. Panning
佛國名譽領事館	名譽領事	H. Blücher
カナダ貿易事務官		Paul Sicks
ソヴェット聯邦通商代表部	代表	Аомур Пул Хо Писанкин

安東	米國領事館	昭和2年7月以降閉鎖	蘇聯總領事館	總領事	Slavutsky
牛莊	英國領事館	領事	チェコスロバキア領事館	領事	R. Helng
	那威領事館	名譽領事	和蘭領事館	名譽領事代理	L. Van der Hoeben
奉天	尙當地領事館としては米國總領事 M. S. Myers 佛國領事 P. Crapin 獨逸領事 Al. Tigges が加入して居る(何れも奉天駐在)		獨逸總領事館	領事	A. Balser
	英國總領事館	總領事	伊國領事館	領事	Arturo Maffei
	米國總領事館	總領事	リツワニア領事館	事領代理	Jean Kail-Katilius
	米國商務官	C. E. Christopherson	葡國領事館	名譽領事	S. L. Skidelsky
	他に商務官	assistant L. Vanator	白國領事館	名譽副領事	M. Witoki da Gay
	ソヴェット總領事館	總領事代理	丁抹領事館	名譽領事代理	Aage Jorgens
	獨逸領事館	領事	エストニア領事館	領事代理	J. D. Suette
佛國領事館	領事	ラトビア領事館	領事	P. M. schak	
伊國領事館(現在領事は不在ハルビンに居ると云ふ)		海拉爾	ソヴェット領事館	領事	Arloff
埃太利領事館	名譽領事	齊々	同	領事	Ruroff
米國總領事館	總領事	哈爾	同	領事	Hgorof
英國總領事館	總領事	ソクラニ	同	領事	
佛國領事館	領事	チナキ	同	領事	

(五) 軍事

(1) 滿洲國の軍政

東北陸軍の崩壊 滿洲に正規軍隊を常備したのは清朝の末葉時、前中左右後の五路より成る巡防營を配置せるに始まる。辛亥革命成功し民國政府成立するや中央政府は

第27、28の兩師を編成し滿洲の警備に任せしめたが、民國5年時の第27師長張作霖起ちて自から奉天督軍に任じ、吉林黒龍江兩省を勢力下に収め名實共に東三省の實權を掌握するに至つた。而して梟雄作霖の飽くなき汎奉天主教は現れて、第1第2の奉直

戰、奉國戰、張郭戰、安國戰となり奉天軍の威令は遠く中、北支那に行はるるに至り得意の作業は昭和4年北京に於て手盛りの大元帥に就任した。此の頃が奉天軍の最も華やかなりし時代であつた。次で國民革命軍の北伐戦は全國的興隆を背景として奉天軍に迫り、強大なましもの奉天軍も關外に撤退の止むなきに至り張作霖亦不意に變れ全支統一の朝業半ばにして止むに至つた。其の後張作霖死するや、其の長子張學良は東北軍民の推戴に依り新に東三省保安總司令に就任し、又に代つて東北の實權を掌握する事となつた。學良は若冠克く時局を觀察するの明を有し、自から國民政府に妥協を求め、爾後東北政體は統て國民政府に屬することとなり、學良又東北邊防軍司令長官に任じ東北諸般の軍事政治は國民政府の定むる所に據ることとなつた。昭和5年閏閏山、福玉祥等の反蔣同盟軍北支那に起りて國民政府軍と戦ふや、其の勝敗の決は懸つて東北軍の向背に依るの勢を示したが、昭和4年露支抗争時に慘敗の苦を嘗めた東北軍の經驗は張學良を自重せしめ、蔣介石軍、反蔣軍の間を巧みに處理し同年9月東北軍の精銳7萬を關内に出勤せしめ一兵を損せず平和裡に平津地方を收受し、次で學良自から南京に赴き蔣介石と完全に交結し中央政府の名を以て中華民國陸海空軍副司令に任ぜられ黃河以北の軍政權を確實に掌握するに至つた。超えて昭和9年4月中央の要望に依り、學良は所謂新派の腹心を従へ17日奉天出發北平に至り、直ちに陸海空軍副司令部を開設し奉天には殘留要人を以て邊防軍司令長官公署を舊の如く存置せしめた。然るに北支那の風雲平かならず所謂反蔣派として廣東國民政府（6月27日成立）に呼應する反蔣政客平津地方に輿動し之が急先鋒として平漢線順德附近にあつた石友三軍6萬が俄然反蔣反張の旗幟を掲げて起ち先づ平津一帶の東北軍を關外に驅

逐すべく7月13日軍行動を開始し同月20日望都を占領し次で保定の東北軍陣地に迫つた。之に對し東北軍は關内の風雲を察知し、6月中旬奉天軍の2箇旅其他を關内に増兵し更に7月24日黑龍江軍の中堅2箇旅を關内に送り中央及山西商震軍と呼應して石友三軍を東方山東省方面に驅逐し平穩に歸せしめた。當時關内に於ける東北軍は15萬と稱された。然るに昭和9年9月18日奉天北郊外北大營の王以哲部下正規兵の柳條湖の滿鐵線爆破を導火線として激發した滿洲軍變は遂に東北軍閥の勢力を根柢から破壊し滿洲國の新興を見るにいたつた。而して滿洲國は昭和7年2月1日世界眼視の下に生誕し、大同元年4月15日軍司令第1號を以て滿洲國陸海軍條例の發表を見た。

滿洲國の陸軍 滿洲國陸軍は執政直屬とし今後は徵兵制を原則とし各省に1箇師を分駐、禁衛軍は1箇旅（既設）とし各軍より優秀者を選抜し専ら區域討伐に當り司令官は帷幄上奏權を附與することとなつた。因に滿洲國軍政部は大同元年4月20日陸軍條例を發布した。

陸海軍條例 滿洲國の陸海軍は國內の治安並に邊境及江海の警備に任ずる。執政は陸海軍を統率する。即ち執政は警備司令官擔任區域を定めこれに所要の軍隊を指揮せしめ當該區域の治安に任せしめる。其他艦隊司令官の擔任水域を定め、これに所要の艦隊を指揮せしめ當該水域の治安に任せしめてゐる。警備司令官は陸軍上中將を以て充て執政に直隸する。艦隊司令官は海軍將官を以て充て執政に直隸する。警備司令官の責任は擔任區域に於て隨時情況を詳察し、不測を掃除し以て域内の安全を保つに在つて、隣接警備司令官の請求あるときは所要の兵力を派遣すると同時に軍政部總長の報告し、隣接警備司令官に通報することを要するが、若し緊急にしてその請求を待つことの出来ない場合は自ら責に任じて所

要の兵力を派遣することが出来る。又、警備司令官は治安維持の爲兵力を使用するときは、其期間内に限つて當該主管地方の縣警察隊を指揮することが出来る。艦隊司令官の責任は絶えず其擔任水域を巡邏し、其の其水域を警備し漁業船を保護し及密漁密賣を監察するの任務を有する。警備司令官及艦隊司令官は軍政及用兵に關して軍政部總長の指揮を受けることを必要とする。

(大同元年4月15日軍令第1號)

滿洲國軍の警備司令區域 滿洲國政府は大同元年4月15日各軍の分擔區域及其所得軍隊を次の如く決定した。即ち洮遼警備司令官及各省警備司令官の擔任區域並に其の指揮に屬すべき軍隊、洮遼警備司令官は通遼、泰平、昌圖、梨樹、懷德、雙山、遼寧、開通、農安、安廣、鐵嶺、洮安、洮南、泰東の各縣、突泉縣の東半部及景星縣の西南半部を擔任區域とし其の指揮に屬する軍隊は滿張海警軍である。奉天省警備司令官は洮遼警備司令官の擔任區域以外の奉天省を擔任區域とし、其の指揮に屬する軍隊は現に奉天省に駐在する軍隊中前に洮遼警備司令官の指揮に屬せしめられたる軍隊を除く以外の全部である。吉林省警備司令官は吉林省を擔任區域とし、其の指揮に屬する軍隊は現に吉林省に駐在する軍隊である。黑龍江警備司令官は黑龍江省（泰東縣及景星縣の西南半部を除く）を擔任區域とし、其の指揮に屬する軍隊は現に黑龍江省に駐在する軍隊張海警軍を除くのである。

(大同元年4月15日軍令第2號に據る)

然るに大同元年8月18日軍令第2號を以て、各警備司令官の擔任區域は、黑龍江省（泰東縣、景星縣の西南部を除く）は改めて黑龍江省（泰東縣、大賚縣を除く）とし、洮遼警備司令官の擔任區域は、通遼縣及び景星縣西南半部を除去し、大賚縣を増入することとなつた。(大同元年8月18日訓)

軍政部 軍政部長は軍政を管理し國防及用兵に關する事項を掌理し、同部參謀司、軍需司を置く。參謀司は總務、用兵、軍の訓練、軍の編制及徵募、醫務、法務を管掌し、軍需司は兵器、軍需品等の事項を管掌してゐる。

軍 政 部

總長	上將	張景惠
次長	中將	王靜修
(1) 參謀司 司長	少將	郭恩霖
總務課 課長	上校	趙秋航
秘書股 股長	上校	盧元善
副官股 股長	中校	張學鏗
庶務股 股長	少校	日野武雄
醫務股 股長	少校	魏中田
電務股 股長	少校	郭福泰
豫算股 股長	少校	石井正
軍事課 課長	上校	郭福瀚
偏成股長	中校	于微
軍術課 課長	上校	郭若霖
補充股長	中校	滿豐昌
恩賞股長	少校	劉鴻慈
軍法課 課長	上校	張元官
裁判股長	中校	佟長青
司法股長	同	蘇潤濤
監獄股長	少校	姜碩波
(2) 軍需司 司長	少將	張益三
總務課 課長	上校	范照申
兵器課 課長	同	王齊榮
經理課 課長	同	馬金波

因に大同元年度に於ける軍政部の歳出豫算は軍政本部1,320,000圓、陸軍費600,000圓、計3,000,000圓を計上し、臨時部に於て部隊改裝及討伐費1,800,000圓、計3,000,000圓を計上し、軍政部所管總計は33,000,000圓である。

陸軍の等級制 滿洲國軍政部が軍令第8號を以て發せる、陸軍官佐士兵の等級を示せば、次表の如くである。

陸軍官佐士兵等級表

Table showing military ranks and grades for various branches and levels (上等(將官), 中等(校官), 初等(尉官), etc.) with specific rank names like 少將, 中將, 大佐, etc.

軍官は3等9級制を採り上等を將官中等を校官初等を尉官と謂ふて居る。各等を上中少の3級に分ち軍佐には上等第1級を置いてない。即ち將官同等官は3級となし校官及尉官同等官には各2級を置いてある。軍士及兵は勤務の標準に依り各3級に分つてゐるが軍士は上士中士下士兵は上等兵1等兵2等兵3等兵である。而して軍用文官は少將級を以て最高級として居る。 滿洲國偵察隊 奉天に本部を有する滿洲國偵察隊は蘇聯に於けるゲ、ペ、ウの如く組織されたものであるが今回の日滿議定書の趣意に盡み一層日滿兩國の反日反滿分子の策動取締のため近く日本側と協力滿洲國

内に於ては各邊境方面及主要都市に又日本の主要都市に隊員を配置取締に任ずることとなつた。(昭和7年9月現在)

滿洲國國境監視遊動警察隊 滿洲國國境監視遊動警察隊は人員500名を1團とし三部隊を先づ設置し大同元年4月25日より入所式を行つた。同隊の任務は(1)地方巡視、中央命令の徹底の點檢、(2)地方警察の巡視、(3)小部隊匪賊の討伐、大匪賊の根據地偵察等である。

間島軍事特務員 滿洲國特務員辦公室は暫時延吉警備司令部内に設立し、大同元年4月16日の執政教令を承順して建國の精神を振興し施設の暢達を獲るを本旨とする。若し事に遇ひて人員配置に足らざる時は警備司令部或は市政總備處に請ふて員を派して補充し得ることとなつた。他面特別事件の發生に際しては直にこれを傳達し或に臨時協議或は實行の地點を指定する。其他地方行政範圍に關するものは地方に於て直に處理し、此以外は政府及省府に呈報して訓示を仰いで後施行する。

滿洲國治安維持會成立 滿洲國政府は一切不急事業を中止し土匪招撫に主力を集中することに決定し、大同元年10月1日中央政府に治安維持會を設け、招撫善後事務管理のため別に清懲總局を設け各省各縣に其下級機關を作ることとなつた。

奉天省に於ては9月23日奉天警務廳内に趙民政廳長を委員長として治安維持會を成立した。

之に因つて日本軍指導下の滿洲國軍を加へ反滿勢力掃討が開始されるに至つた。

滿洲國軍官學校 滿洲國軍政部では中央訓練所以外に中等學校卒業生に對し日本の士官學校と同様な軍官學校を設立し大同2年より生徒募集を開始する計畫である。

滿洲國陸軍中央訓練所 滿洲國軍政部では奉天城東方に陸軍中央訓練所を新設し優秀將校を集め12月上旬より教練を行ふ事に

決定した。尙同訓練所は別に實地學校の如く歩、騎、砲より成る部隊及通信班若干の教練隊を附し嚴肅なる教練を施す方針である。(昭和7年9月現在)

被服廠 被服廠は軍政部に隸屬し軍用被服品の調製、製造、貯蔵及補給並に試驗研究を掌る。被服廠は業務に支障なき限り各官署其他の一般需要に應ずる。被服廠は被服支廠及被服本廠より成り、被服本廠は新京に、被服支廠は奉天及び齊々哈爾に置き、又軍政部總長は必要に應じて各廠に派出所を設けることが出来る。被服廠には本廠長、廠員、技正、軍士、屬官を置き、また支廠に支廠長、廠員、技正、軍士、屬官を置く。

軍隊服裝統一 滿洲國軍政部では被服廠令を以て軍隊の被服統一を圖つたが吉林省(在新京)黑龍江省(在齊齊哈爾)奉天省(在遼陽)等の各被服廠を廢し奉天に被服總廠を設置し新京、齊齊哈爾支廠を設け滿洲國軍政の服裝統一補給せしむることとなつた。(昭和7年8月現在)

寬城子飛行場 滿洲國政府は寬城子飛行場を中心とする1千餘及新京守備隊を中心とする8萬5千坪の民間土地買収交渉が大同元年8月10日成立し新に寬城子に飛行場を設け新京守備隊附近に滿洲國官吏の宿舎建築計畫を樹ててゐる、尙軍部では守備隊附近を借受け飛行場の廠舎の新築をなす筈である。(昭和7年8月現在)

(2) 日本側軍備

滿洲に於ける日本陸軍の最高機關は、關東軍司令部であつて、以前は關東都督府内に陸軍部があつて、都督は陸軍大(中)將を以て親補し、滿洲に於ける我が民政及び軍政の長官であつたが、大正8年4月都督制が廢せられ關東廳及び關東軍司令部が新に設置せられるに及んで軍政と民政とはこゝに全く別箇に獨立するに至つた。

關東軍司令官は陸軍大(中)將を以て親補し天皇に直屬し關東州及南滿洲に在る帝國陸軍諸部隊を統率し、且關東州の防備及南滿洲に在る鐵道線路の保護に任じてゐる。軍司令部内には參謀部、副官部、兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部、法務部がある。

關東軍司令部新京移轉 關東軍司令部は滿洲事變のため久しく旅順より奉天に進出してみたが、陸軍當局では事變の結果關東軍の配備を變更する必要を生じ現在奉天に駐在してゐる軍司令部を滿洲國の首府新京に移すと共に滿洲の重要地に常備軍を駐屯せしむる事に決定した。

(昭和7年7月5日現在)

關東軍司令官親補 8月1日附を以て前關東軍司令官陸軍中將本庄繁氏は軍事參議官に補せられ、陸軍大將武勝信義氏關東軍司令官兼任特命全權大使、關東長官に親補せられ優渾なる勳爵を賜つた。之に依り陸軍では滿洲四省政治統一機關が軍司令部新京移轉と共に實施されることになつた。同時に陸軍定期異動發令せられ前陸軍次官陸軍中將小磯國昭氏は關東軍參謀長、陸軍少將岡村寧次氏は同參謀副長となつた。

駐劄師團 師團司令部は遼陽に位置し新京、公主嶺、鐵嶺、奉天、遼陽、海城、旅順等に其兵力を分置して居る。

此等部隊は其作戰上の任務と教育の便益とを顧慮し概ね聯隊毎に集結せられて居る。尙ほ駐劄師團は2年毎に内地師團と交代する。

獨立守備隊 獨立守備隊は明治39年7月南滿洲鐵道守備の爲め豫備役を以て6箇大隊編成せられ曹蘭店—長春間及び奉天—安東間鐵道沿線各地に分屯し専ら鐵道の整備並に電線の保護の任に當り、後42年4月獨立守備隊司令部編成され司令部を公主嶺に置き全守備隊(6箇大隊)を統轄せしめた。

大正5年3月豫備役制を廢して現役制に改め12年3月軍備縮小の結果2箇大隊を撤退したので守備隊は4箇大隊となつたが、昭和4年4月15日陸軍平時編制の改正に伴ひ再び2箇大隊を増設し現在では6箇大隊となつた。其配置は司令部を公主嶺に置き軍部は南滿鐵道沿線(關東州外)各主要地に分割配置せられ直接鐵道警備に任じて居る。

旅順要塞司令部 司令官は關東軍司令官に隸し要塞の防禦計畫を擔任し要塞備付の兵器々具材料及防禦廢遺物を管理し軍需品の整備に任ずる。

關東憲兵隊 本部を旅順に置き其の各分隊は鐵道沿線各地(分隊は旅順、大連、遼陽、奉天、四平街、新京、安東、分遣隊は大石橋、營口、海城、撫順、開原、鐵嶺、鞍山、公主嶺、連山關)に分駐して居る。

關東陸軍倉庫 從來旅順に置き之が支庫を大連及鐵嶺に設けたが大正10年12月大連に本庫を、鐵嶺に支庫を、旅順に出張所を置く。

衛戍病院 滿洲に於ては本院を旅順、遼陽、鐵嶺に置き分院を大連、柳樹屯、大石橋、鐵嶺に置き分院を大連、柳樹屯、大石橋、海城、鞍山、奉天、公主嶺、新京及び安東、連山關の各地に設けて居る。

衛戍刑務所 軍法會議所在地に設く、滿洲では旅順に設けられてゐる。

海軍防備 日露戰役旅順閉城と共に鎮守府が設定せられたが、大正3年4月1日鎮守府を廢して要港部に改め、更に大正11年12月1日要港部を撤退し防備隊のみ存置せらるる事となり、大正14年4月1日限り防備隊も撤退した。

現今は單に駐在武官及び無線電信所を常置するのみであるが、第二遣外艦隊の警備區域内にあるため、絶えず該艦隊所屬の艦艇が碇泊して居る。

(六) 行政

(一) 滿洲國の行政

(1) 概説

沿革 近代史に現れた滿洲の治政は清朝に始まる。而して其當時に於ける其行政組織は大體明代の制を踏襲した。即ち中央の統一機關として上に内閣があり、政務分廳の機關として6部が置かれ、之等各部長官によつて運用され殊に地方行政に就ては概ね明朝の遺制に依つた。行政區劃の如きも省を分つて府とし、府を分つて州、縣、廳となし、特に重要なる地方には省に直屬する州或は廳を置いた。而して滿洲は當時盛京、吉林、黑龍江の三省に分れ、盛京省に於ては軍政民政相半ばし其行政機關として盛京五部、將軍及奉天府尹が置かれ夫々其所管事務を辦理し、吉林省は専ら吉林將軍、副都統以下の八旗武官をして管轄せしめ、黑龍江省は黑龍江軍以下の旗官をして軍政を布いてゐた。

斯く東三省は清朝に對する特殊關係上他の諸省と異なる行政組織の下に統治し來つたのであるが日露戰役後政府は東三省督撫辦事要綱を制定し新官制を布き、之によつて新に東三省總督及奉天、吉林、黑龍江各巡撫の設置を見た。然し清末に起れる革命は清朝306年の社稷も支ふるに由なく宣統4年2月皇帝の退位を見共和制となるに及んで總督巡撫の制を廢し民國2年都督をして専ら省内の軍事を總攬せしめ、新に民政長を置いて省内の民政を整理せしむることとなり、民國3年5月省官制が公布された。即ち省に省長を置き全省の民政官を管轄することとなつた。

尤も行政上よりせば(地理的にも)蒙地を含み、從つて蒙族に關する特別な關係を除けば殆んど省行政の一統轄内にあつた。然るに昭和3年6月張作霖氏の爆死により東北政局に甚大なる變化を齎した。即ち昭和

3年12月29日に於ける局職以來南京國民政府の治下諸省と同様、各省政府を置き東北四省各々に中央政府の任命せる省政府委員を置き此内より更に主席を指定し省政府委員會の決議を執行せしめる事となり、省政府には秘書、民政、財政、教育、建設、農礦、工商の各廳を置くこととなつた。他面市の現制は省政府に直屬し獨立せる市長が置かるることとなり共任命の如きも省政府より國民政府に申請の形式をとる事となつた。而して従来の縣は局職以前の固有の地域を管轄する事となり、縣政府は省政府の指揮監督の下に全縣の行政を處理し地方の自治事務を辦理し、縣の下に區、村、果の自治團體が布かれ從來の道は廢され從つて道尹の職務は専ら交渉員によつて行はれ、交渉員は外務院の外交部に直屬する事となつた。

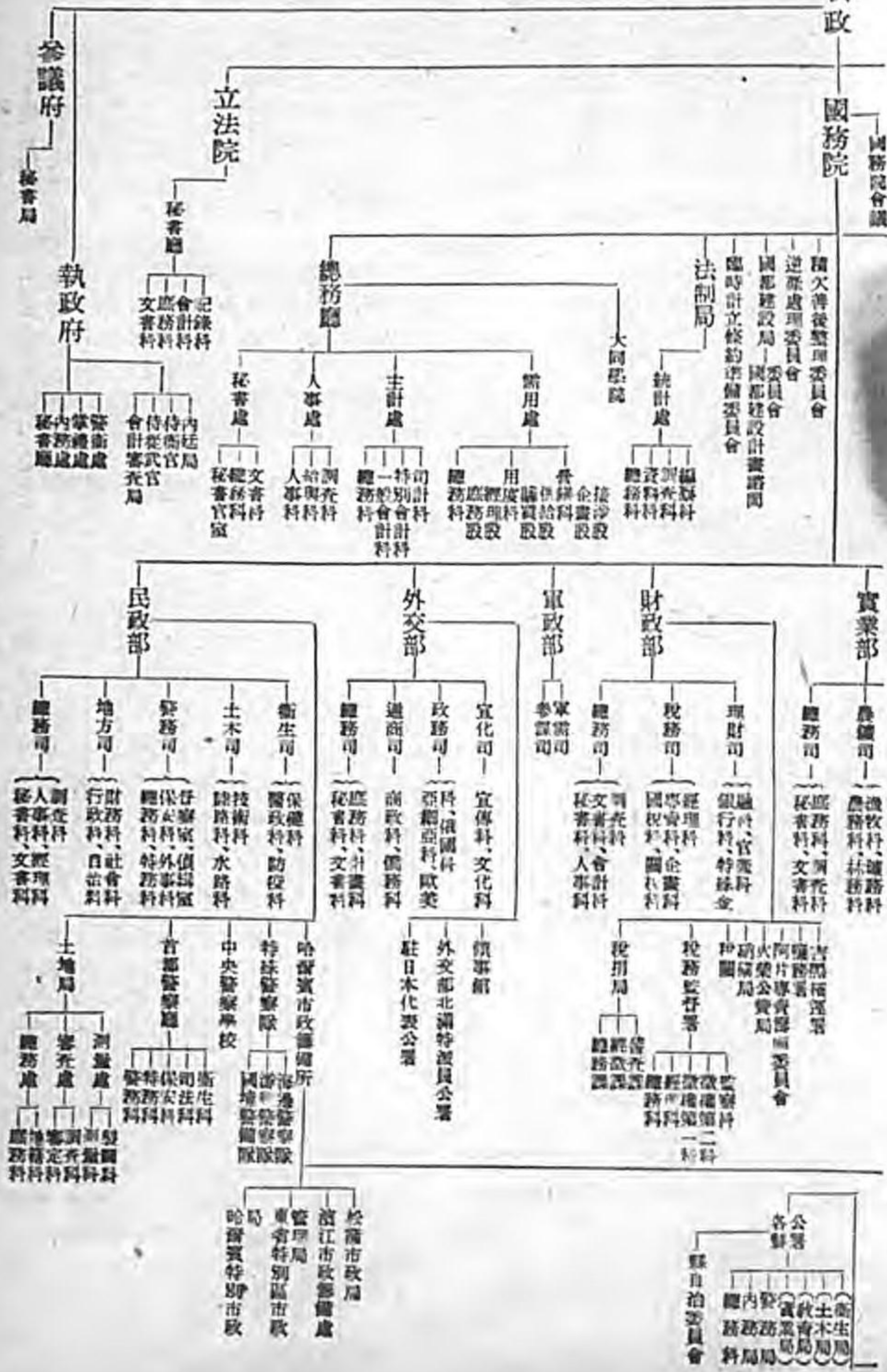
尙ほ蒙古側の行政に就ては東北四省内に哲里木盟(十八旗)卓索圖盟(六旗)昭烏達盟(十二旗)を置き省政府の指揮監督の下に形式上自治が許されることに決定し、その制度が滿洲國の諸法令制定を繼續した。滿洲國成立するや、行政の根本である政府組織法、各府、院の官制其他を制定して堂々治政の第一歩を踏み出した。

(2) 政府組織

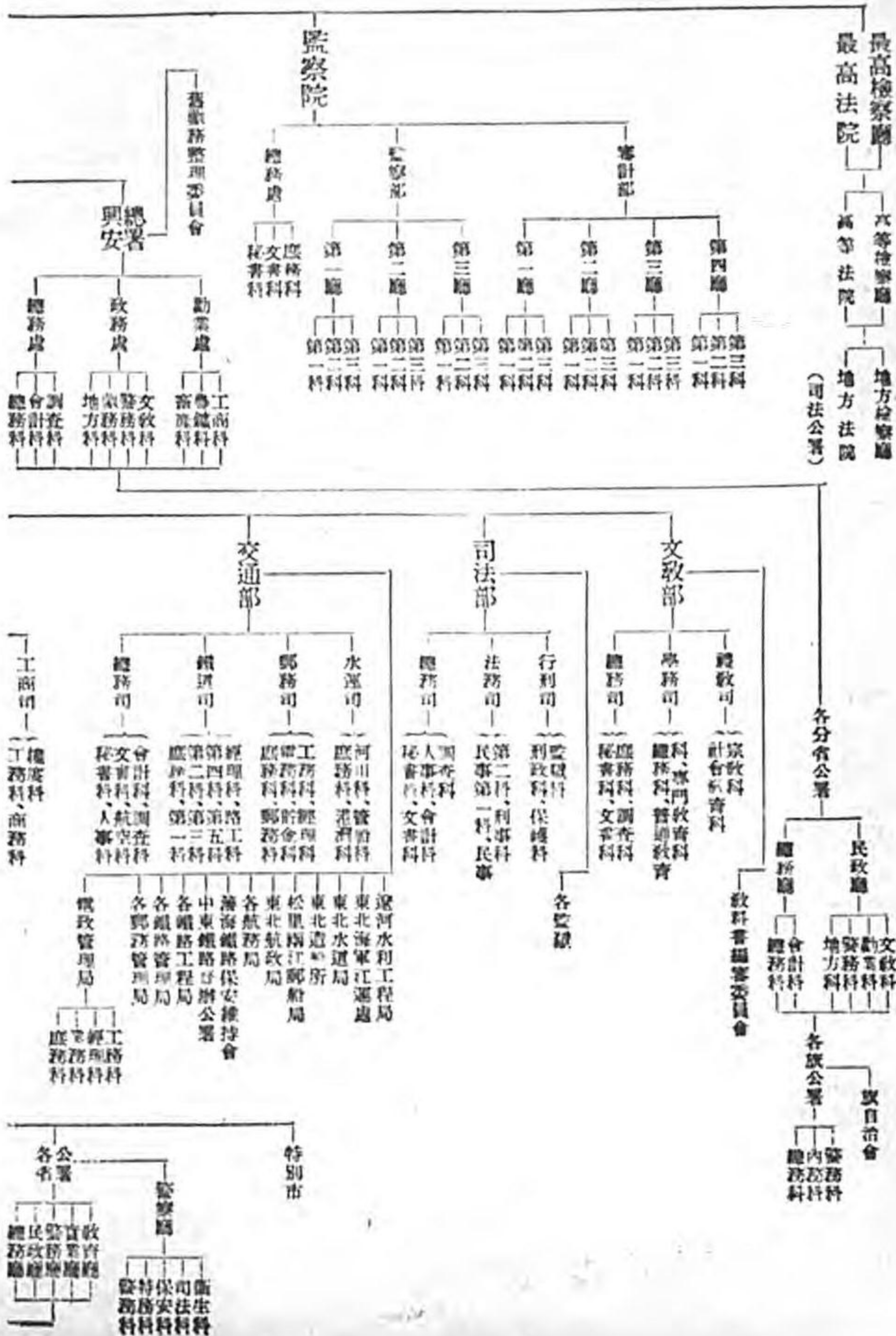
滿洲國政府組織の特徴は國務院、監察院、立法院の三院制を採り、立法院及監察院に國務院に對する獨立の地位を付與したことである。立法院は現在議員選舉を見るの運びに到つてゐないので、法令の制定は當分の閣議院に於て立案し、參議府の諮詢を経たる後執政の裁可を以て之を制定公布せられてゐる。併し急速全部に及ぼすことは不可能なるを以て、舊來行はれてゐた法令で、建國精神、國情及び法令に抵觸しないものは、暫行的に之を援用することに定められてゐる。

滿洲國政治

執政



機關一覽表 (大同三年12月現在)



(1) 執 政

執政は滿洲國を代表し滿洲國を統治する執政は全人民之を推舉し然して全人民に對し責任を負ふ。執政は立法院の翼賛に依り立法權を行ふ。執政は國務院を統轄して行政權を行ふ。執政は法律に依り法院をして司法權を行はしめる。執政は公共の安寧福利を維持増進し又は法律を執行する爲命令を發し又發せしめるが命令を以て法律を變更することは出来ない。執政は公安を維持し又は非常の災害を防護するため立法院を召集することの出来る場合には參議府の同意を得て法律と同一の效力ある緊急政令を發布することを得る。但し此の政令は次の會期に於て立法院に報告する。執政は官制を定め官吏を任免し及其俸給を定めるが、政府組織法其他の法律に依り特に定めたるものは此の限でない。執政は陸海空軍を統率し宣戰講和及條約締結の權を有する。執政は大赦特赦減刑及復權を命ずる。

(2) 參 議 府

參議府 參議府は參議若干人を以て組織し、執政の命令に依つて議長及副議長各一人を置く。議長は參議府の事務を總理し、參議府より發する公文書に署名する。參議府の意見は參議府會議の決議に依つて決する。議長は會議に關して必要ある場合、國務總理、各部總長及監察院長又は其の代理者を會議に出席させ意見を述べしむること又は必要に應じて參議中より審査委員を任命し特別の事項を考慮せしめることが出来る。參議府には秘書局を設け局長、秘書官、屬官を置く。(大同元年3月9日敕令第1號)

參議府會議 參議府議長諸滿案件の送付を受けた時は審査局長に命じて之を審査せしめる。議長に於て必要と認めるときは秘書局長に命じて審査報告書を作成せしめ諮詢案件に關し、參議府會議に附議するに必要

な一切の審査及準備を整へる。この審査及準備の爲必要あるときは、秘書局長は國務總理其他關係各院及部局に對し資料又は説明書の提出を要求することが出来る。參議府會議は議長より會議期を會日3日前迄に參議に之を通知して召集することを要する。但し緊急の場合には此の限りでない。議長は原則として議案を召集通知書と共に之を送達することを要する。但し、議長が其必要を認めない場合及緊急の場合には此の限りでない參議府會議には參議府官制を以て定められたる者の外は入場を許さない。議長必要と認めるときは參議府會議に執政の出席を呈請する。秘書局長は議事録作成及其他の事務を助けしめる爲、秘書官をして會議に列せしめることを得る。會議は議長に於て開會を宣し、議長若し議長の命に依つて秘書局長議案を説明し、且つ審議上参考となるべき事項を報告する。而して各參議につき意見の陳述を求め、議長は期間を限定して審査委員を任命することが出来る。參議府の意見は表決の結果に基づき秘書局長之を起草し議長の檢閲を経たる上、執政に提出し且その副しを國務總理に送付する。參議府會議の議事は議長の命に依り秘書局長に於て發表するものの外一切發表することは出来ない。(參議府會議規則)

(3) 立 法 院

立法院 立法院は執政任年之を招集し、常會の會期は1箇月である。但し、必要のある場合には執政之を延長することを得るのである。凡ての法律案及豫算案は立法院の翼賛を経ることを要し、立法院は國務院に關して國務院に建議すること、人民の請願を受理することを得る。立法院の會議は公開するが、國務院の要求又は立法院の決議によつて秘密會とすることが出来る。立法院の議決せる法律案及豫算案は執政之を裁可し公布施行せしめる。立法院が法律案又

は豫算案を否決した時は執政は理由を示して之を再議に付して、仍ほ改めざる時には參議府に諮つて其の可否を裁決する。立法院議員は院内に於ける言論及び表決に關して院外に於て責任を問はれることはないのである。(大同元年3月9日敕令第1號)

立法院秘書處 立法院秘書處には秘書長秘書官、事務官、屬官、守衛長、副守衛長、守衛の職員及文書、庶務、會計の科を置いて諸般の事務を管掌する。(暫行立法院秘書處官制)

(4) 國 務 院

國務院 制定されたる國務院の官制に據れば、國務總理は執政の命を承けて各部總長を指揮監督し國家行政の機務を掌理し其の責に任ずる。國務總理は、部内の機密人事主計及需用を直掌し、總務廳を置き總務長官、秘書官、理事官、技正、事務官、屬官、次長等ヲ職制を設ける。總務廳には秘書處、人事處、主計處、需用處の4處を置き、處に處長を置く。秘書處は機密法律政令軍令教書及院令の公布、官印の管守公文書の收發刊行物の發行、會計及庶務を管掌する。人事處は官吏の任免進退及身分、官吏の紀律及賞罰、官吏の給與及待遇、議員の選任を管掌する。主計處は總括豫算及總括決算特別會計の豫算及決算、國庫の計畫及運用、國庫金收支の管理、收支科目等の諸項を管掌する。需用處は發給用度等の諸項を管掌する。

國務院會議 國務院には行政事務の連絡統一を圖り全局の平衡を維持する爲國務院會議を設ける。國務院會議は國務總理主宰し各部總長、總務長官、法制局長、興安總署長、資政局長、若くは其の代理者を以て之を組織し、法律政令軍令及豫算、外國條約及重要涉外案件、各部門の主管權限の爭議、豫算外の支出、其他重要な國務を審議する。(大同元年3月5日敕令第5號)

總務廳分科 制定されたる國務院總務廳

分科規程に依れば、秘書處に秘書官室及總務、文書の科を置き、秘書官室は機密、涉外其他交際、特に命ぜられたる事項を掌り、總務科は廳内人事、廳會及發給、廳内會計、廳内用度、廳内宿直當直、其他各處科に屬せざる事項を掌り、文書科は官印の管守、法律政令軍令、及政令の公布、訓令及指令の發布、國務院會議、成案文書の審査及進達、公文の收發及保存、政府公報の編輯及發行、圖書及刊行物の諸項を掌る。人事處に人事、給與、調査の科を置き、人事科は官吏の任免進退及身分、官吏の規律及賞罰官吏の考科休暇の統制及執務時間、議員の選任、官吏の留學出張及請假、履歷カードの作製管理及職員録の編輯の諸項を掌り、給與科は官吏の俸給、官吏の恩給、旅費及手當、官吏の昇給及賞與、職務傷病給與及其他給與、官舎の諸項を掌り、調査科は人事制度待遇及給與の調査研究、人事諸規定の審議、定員の設定及改廢、官吏統計表の作成の諸項を掌る。主計處には總務、一般會計、特別會計、司計の科を置き、總務科は收入支出の科目、金錢會計の統一、會計の法規、監察院の審計報告、其他他科の主管に屬せざる事項を掌り、一般會計科は總豫算、支拂豫算、總決算、豫備金支出、政令指定費途費用、主計簿の登記の諸項を掌り、特別會計科は特別會計の豫算、決算、資金の諸項を司り、司計科は國家資金の運用及計畫、國庫金の出納管理、國債の諸項を掌り、需用處は總務、用度、發給の科を置き、總務科は商人の信用調査、市況調査契約締結並に追約説議、工事監督事務、出納記帳並に決算、振替及支拂手續、需用資金、他科の主管に屬せざる事項を掌り、用度科は物品の購買、物品の保管分配及處置物品會計の諸項を掌り、發給科は遺産及修繕を掌る。(國務院總務廳分科規程)

總務處分股 制定されたる國務院總務廳需

理の股を置き、庶務股は文書の收發並に整理、部長印及び處印の典守、處内職員の勤務、處内職員の待遇、處内人事及給與、商人の信用調査、政務並に市況調査、處内及倉庫一切の整備、契約締結並に違約訴訟、諸證明書發行、處内日用品の保管並に分配、規定の收廢並に事務改善、他股の主管に屬せざる事項を掌り、經理股は處内經費の豫算決算、貯蓄品の出納及記帳、振替並に支拂手續、現金の收支、用品準備の費用、排下物品の審議、減價償却、配給物品の單價制定、勘定科目の諸項を掌る。用度科には購買、供給の股を置き、購買股は物品購買並に修理、物品の標準鑑定、物品目錄作成の諸項を掌り、供給股は物品の領收配給及保管、物品の處分、貯藏並に配給計畫、物品請求書の受付廻付及整理、備品の管理、貯藏品の分類、貯藏品の貸付並に排下の諸項を掌る。繕寫科には企畫、接渉の股を置き、企畫股は測量、設計、製圖、原圖保管、盤繪計畫、殘廢材料の流用計畫の諸項を掌り、接渉股は建築工事、修繕工事、煙房及衛生等の工事、電燈並に電力工事、各種運工、電話架設手續、工事現場監督、竣工物件の受渡、勞工賃等の支拂の諸項を掌る。

大同學院 大同學院は國務院總務處の管理に屬し、院長、教授、事務官、屬官の職員を置いて官公吏若は官公吏たるべきものを養成訓練する所である。(大同學院官制教令第60號)

法制局官制 法制局は國務院に隸屬し法律案教令及院令案の起草及審査、條約批准案の審査、法律教令教書及院令の原本の保管、各國法律制度の調査及研究の諸項を掌り、局長、參事官、事務官屬官の諸員を置く。(法制局官制)

統計處 法制局に統計處を附置し、各官署の統計報告及統計材料の蒐集及審査、國務院の基本に關する統計、内外統計の研究、統計の編纂を掌り、處長、統計官、事務官、

屬官の職員を置く。統計處に總務、資料、調査編纂の科を置き、總務科は各官署統計の統制、統計職員の養成並に各官署統計主務者の招集及會議、統計圖書の刊行、他科の主管に關せざる事項を管掌し、資料科は資料の蒐集整理保管を掌り、調査科は各官署統計の審査、國勢基本に關する統計調査であつて各官署に專屬せざる事項、内外統計の政究の諸項を管掌し、編纂科は統計調査の原表調製、統計調査結果の整理編纂の諸項を掌る。(統計處官制)

國都建設局 國都建設局は國務總理の管理に屬し、國都に於ける都市計畫及其の執行に關する事項を掌り、局長、理事官、技正、事務官、屬官、技士の職員を置く。局に總務處、技術處を置き、總務處に官印の管守及文書、人事、會計及庶務、都市計畫整理、國都建設計畫諮問委員會、他處の主管に關せざる事項を管掌し、技術處は都市計畫上の技術、都市計畫上の施工の諸項を管掌する。(大開元年9月10日教令第59號)

國都建設計畫諮問委員會 國都建設計畫諮問委員會は國都建設局高等官、國務院高等官、新京特別市高等官、新京滿鐵附屬地理事務者、新京特別市及新京滿鐵附屬地内住民に就いて國務總理の選任若は委嘱したる19人の委員を以て組織し、國都建設計畫に關し國都建設局長の諮問に應じ並に建議をなす。(國都建設計畫諮問委員會官制教令第59號)

逆産處理委員會 制定されたる逆産處理法に依つて舊政權に依據し、又は之を背景として其勢力を利用し不當の利益を圖つた者、若は國家の安寧秩序を紊し人民に對し多大の損害を蒙らしめたる者、其他他國に違害ある行爲があつて其罪顯著なるものも財産は逆産として處分されることに決したので、逆産の調査査定及處分をなさしめる爲、國務院内に逆産委員會を設置し、委員長、委員、幹事、屬官を以て組織することとなつた。同會には總務處及調査、判定處

理の部及各部に委員長が委員申より任命した部長を置く。

積欠善後委員會 積欠善後委員會は國務總理の監督に屬し、舊軍閥よりの政權の引繼ぎに依りて發見せる、舊軍閥に關する諸事項について、缺陷ある場合、善後措置を講ずるものである。積欠善後委員會は委員長、委員、幹事、屬官の職員を以て組織する。(大同元年10月5日教令第74號)

同委員會の評議は總て之を公開せず、評議の顛末並に各委員の意見及多少の數に就ては秘密を嚴守することを要する。(國務院委員會官制)

國務院各部 國務院各部總長は國務總理の指揮監督を受け其の主管事務を掌理する。主管の明瞭ならざる事務若は二部以上に管渉する事項は國務院會議に提出し其主管を定める。國務院各部總長は其の主管事務につき法律教令及院令の制度廢止及改正を要するものありと認むるときは案を具し國務總理に提出する。

國務院各部總長は主管の事務に付國務院會議を求むることを得又職權又は特別の委任によつて部令を發することをを得る。國務院各部總長は其の主管の事務につき各省長(興安省長を除く)首都警察廳長に指令又は訓令を發することをを得る。國務院各部總長は其の主管の事務につき各省長(興安省長を除く)首都警察廳長を指揮監督する。重要なる事項に對しては國務總理の指揮を受けることになつてゐる。國務院各部に司を置く司に司長を置く。(國務院各部官制)

民政部 民政部總長は地方行政警察、土木、衛生に關する事項を掌理し、省長(興安省分省長を除く)首都警察廳長を監督する。民政部に總務司、地方司、警務司、土木司、衛生司を置く。總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務等の諸項を管掌する。地方司は地方行政、自治行政、公共組合等の諸項を管掌する。警務司は治

安警察、行政警察等の諸項を管掌する。土木司は部直轄の土木工事の施行、地方及公共土木工事監督及補助、土地收用等の諸項を管掌する。衛生司は防疫種痘及公衆衛生、保健及醫政等の諸項を管掌する。民政部に秘書官、理事官、督學官、技正、事務官、屬官を置く。

尙同部は下記分科、土地局の外に首都警察廳、中央警察學校、特殊警察隊、哈爾濱市政需備所を直屬としてゐる。(警務司官制)

民政部分科 總務司には秘書、文書、人事、經理、調査の科を設け秘書科の職掌は機密、渉外其他交際、印信の典守、其他特に命ぜられたる事項であり、人事科の職掌は公文の起草審査及裁司、部令指令及訓令の發布、政府公報其他公示、會議、公文書の收發及保管、當宿直の諸項である。

人事科の職掌は部内職員の任免進退及身分、部内職員の紀律及賞罰、部内職員の俸給及待遇、自治團體職員の選任の諸項であり、經理科の職掌は部内一般會計及特別會計の豫算及決算、收支、用度及釐繕、他科の所管に關せざる事項の諸項である。

調査科の職掌は統計及情報の蒐集並に通報、部内所管事項の調査並研究、圖書及刊行物の諸項である。地方司には行政、自治、財務、社會の科を設け、行政科の職掌は地方制度及公共組合の制度、地方行政、司内各科の連絡、他科に關せざる事項の諸項であり、自治科の職掌は自治制度の確立、自治行政の監督、議員の選舉である。

財務科の職掌は地方團體及公共組合の歲出入豫算決算の監督、地方稅及公共組合費、地方團體及公共組合の債務、地方貸付及災害救助基金、其他他地方財政經濟の諸項であり、社會科の職掌は勞働、失業の防止及救濟、賑恤救濟、其他他社會事業の諸項である。警務司は總務、特務、保安、外事の4科、督學官の2室を置き、總務科の職掌は警備及警衛、警察規畫、警察職員の人

事、警察職員の教育、警察官署の豫算及経理、匪賊の討伐及清郷、警察統計、他科の所管に屬せざる事項の諸項であり、特務科の職掌は集結結社の取締、圖書出版著作、新聞雑誌の検閲、思想労働及社會等の運動の取締、警察情報、其の他高等警察の諸項であり、保安科の職掌は營業警察、風俗警察、交通警察、危險物の取締、水火消防、其の他保安取締の諸項である。

外事の科職掌は外國人の保護及取締、移民及入國の取締其他外事警察の諸項であり、警察官の職掌は警察事項の査査指導其他特に命ぜられた事項の諸項である、偵緝室に於ては警察上の偵緝に關する事項を掌る。

土木司には陸路、水路、技術の科を置き、陸路科の職掌は道路、軌道、飲用水使用水及汚水の各水道、都市計畫、地方團體及公共組合の土木工事の監督及補助、土地收用、他科の所管であり、水路科の職掌は河川運河及港灣、防砂防水及災害の復舊、海面及水面の埋築の諸項である。

技術科の職掌は道路河川運河港灣其の他の工事の技術、技術上の調査、工事機械及工事材料の規格、土木統計及工事年報の諸項である。

衛生司には醫政、防疫、保健の科を置き、醫政科の職掌は公衆衛生機關及團體、醫藥業師産藥及販賣、藥品及賣藥、市物藥物其の他有害物、阿片其の他麻酔劑の取締、救護及施設、醫事統計、其の他醫政、他科の所管である。

防疫科の職掌は傳染病、地方病、畜疫、檢疫、其の他防疫であり、保健科の職掌は多數集會場所の衛生、食料及飲料、飲用水及使用水、汚水の排除及清潔、屠畜及屠場、墓地及埋火葬、衛生思想の普及、其の他保健である。

學務科の職掌は學校教育、補習教育、學校衛生及體育であり、社會教育科の職掌は成人教育、圖書館及博物館、修養團體及教

化團體、禮俗及民衆娛樂、思想言論の善導統制、一般體育及競技、其の他社會教育及教育的社會事業であり、宗教科の職掌は宗教、宗教團體、僧侶及牧師、廟宇廟産である。(大正元年5月4日政府令)

土地局 土地局は民政部に隸屬して土地の調査及測量、地籍及地籍圖の調製、土地の整理及權利の審定、土地の利用及土地政策の研究の諸項を管掌し、局に局長、理事官、技正、事務官、屬官、技士を置き、總務處、審査處、測量處を設置する。總務處は官印の管守及文書、人事會計及庶務、地籍及地籍圖、土地の丈放及其の他土地の處分、他處の主管に屬せざる事項を管掌し、審査處は土地權利の審定、地目及地籍の整理、土地の利用及土地政策の研究、土地價値の調査、土地の地位等級及課税價格、土地統計其の他の土地の整理及調査の諸項を管掌し、測量處は測量、地形圖及地籍圖の調製、其の他測量技術の諸項を管掌する。(大正元年6月23日政府令第21號)

土地局分科 總務處に庶務、地籍の科を置き、庶務科は官印の管守及文書、土地の丈放及其の他の處分、人事會計及庶務、他處科の主管に屬せざる事項の諸項を掌理し、地籍科は地籍、地籍圖の諸項を掌理する。審査處に審査、調査の科を置き、審査科は土地の權利の審定、土地の地位等級及課税價格、地目及地籍の整理、其の他土地の整理の諸事項を掌理し、調査科は土地の利用及政策の研究、價値の調査、土地の統計、其他土地の調査の事項を掌理する。測量處に測量、製圖の科を設け、測量科は測量を掌理し、製圖科は地形圖の調製、地籍圖の調製を掌理する。(大正元年5月23日政府令)

首都警察廳 首都に首都警察廳を設ける。首都警察廳は民政部に直隸し首都及長春縣内の警務を管掌する。首都警察廳には警務、特務、保安、司法、衛生の科を置き、警務總監、事務官、警正、技正、警佐、屬

官、技士、譯官、巡官の職員を置く。

中央警察學校 中央警察學校は民政部に直屬し警察及消防等高等學校並に其の實地應用の各學科を教授する。中央警察學校内に警察練習所を附置し任にある警士の必要とする學科及術科を專授する。

特殊警察隊 特殊警察隊は民政部に隸屬し國境警察隊、游動警察隊及海邊警察隊に分たれる。國境警察隊は管内の國境を警戒し不正入國並に密輸入の監視及取締に任ずる。游動警察隊は時宜に應じて管内を游動し匪賊の警戒及討伐に任ずる。海邊警察隊は管内の海邊を警戒し不正入國並に密輸入の監視及取締に任ずる。(特殊警察隊官制、政令第37號)

外交部 外交部總長は在外使節及領事を指揮監督し、國際交渉通商及在外人民の保護に關する事務を掌理する。外交部には總務、通商、政務、宣化の司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務の諸項を管掌し、通商司は通商航海、外國經濟事情の調査、在外人民の保護、領事の諸項を管掌し、政務司は一般外交、條約、國際會議、在外使節の項を管掌し、宣化司は宣傳、情報、文化聯絡の諸項を管掌する。外交部には秘書官、理事官、翻譯官、事務官、屬官、職員を置く。(外交部の官制)

駐日本代表公署 制定されたる駐日本代表公署官制に依れば代表公署を日本東京に置き、外交部の管理に屬し外交交渉其他日本に於ける諸般の事を掌理する事になつた。

北滿特派員辦公處 北滿特派員辦公處は哈爾濱に設置し、外交部に直屬して外交事務を掌る。(北滿特派員辦公處)

領事館 制定されたる領事官官制に依れば、領事官は總領事、領事及副領事とし、領事官を置かざる地に名譽總領事、名譽領事若しくは名譽副領事を置くことを得る。(滿洲國の外交官制)

軍政部 滿洲國に於ける軍整備要項は暫

時的整備の大方針であつて、下の如き3期に分つて計畫してゐる。即ち第1期に於ては當初兵匪掃蕩に重點を置き、將士に叛兵不安の念を興へざる趣旨の下に専ら將來の準備研究を行ふこととし、第2期に至り土匪討伐に適する如く逐次に編成訓練し、第3期に及び前2期の過渡時期に引續き備定せる諸制度に據り眞に統一ある國軍と爲すに在る。而して軍政部の内容を示せば大略下の如くである。

軍政部總長は軍政を管理し國防及び用兵に關する事項を掌理する。軍政部に參謀、軍需の司を置き、參謀司は總務、用兵、軍の訓練、軍の編制及び徵募、醫務、法務の諸項を管掌し、軍需司は兵器、軍需品の諸項を管掌する。(軍部の官制)

財政部 財政部總長は稅務專賣貨幣金融統計及び國有財産に關する事項を掌理する。財政部に總務、稅務、理財の司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及び庶務の諸項を管掌し、稅務司は國稅の賦課徵稅、稅務行政、關稅の賦課徵稅、關稅行政の諸項を管掌し、理財司は貨幣、金融統計、金融機關の監督、國有財産の管理の諸項を管掌する。同部には秘書官、理事官、技正、事務官、屬官の職員を置く。(財政の官制)

稅捐局 制定されたる稅捐局官制に依つて財政部の管理に屬し内國稅に關する事務を執行するため、省省に稅捐局設置され、名稱、位置及管轄區域も同時に制定された。

稅務監督署 制定されたる稅務監督署官制に依つて、財政部の管理に屬し内國稅に關する事務を監督するため全省に稅務監督署が設置され、名稱、位置及管轄區域も制定された。

直屬機關 財政部に直屬するところの諸機關としては尙稅關、釐金局、火柴公賣局、阿片專賣籌備委員會、鹽務署、吉黑糧運署等が附けられる。(財政の官制)

實業部 實業部總長は農林業畜産鑛業其他一般實業に關する事項を掌理する。實業部には總務、農鑛、工商の司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務の諸項を管掌し、農鑛司は農業及副業、林業及造林、畜産、水産、鑛山及び地質の諸項を管掌し、工商司は商事及貿易、工業、度量衡の諸項を管掌する。同部には秘書官、理事官、技正、事務官、屬官の職員を置く。(經濟部參照)

交通部 交通部總長は鐵道郵便電信電話航空水運其他一般交通に關する事項を掌理する。交通部には總務、鐵道、郵務、水運の司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、航空の取締、會計及庶務を管掌し、鐵道司は鐵道及其附帶業務の管理、陸運監督の諸項を管掌し、郵務司は郵便、電信及電話の諸項を管掌し、水運司は水運、航路標識、船舶及船員の諸項を管掌する。同部には秘書官、理事官、技正、事務官、屬官の職員を置く。(交通の項參照)

直屬諸機關 交通部に直屬する諸機關としては電政管理局(庶務科、業務科、經理科、工務科)各郵務管理局、各鐵路管理局、各鐵路工程局、中東鐵路首辦公署、海海鐵路保安維持會、各航務局、東北航政局、松黑兩江郵船局、東北造船所、東北水道局、東北海軍江運處、遼河水利工程局が挙げられる。(交通の項參照)

司法部 司法部總長は法院及檢察廳を監督し民事刑事非訟事件及其他司法行政に關する事項を掌理する。司法部は總務、法務、行刑の司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務の諸項を管掌し、法務司は法院の設置廢止及管轄區域、民事刑事非訟事件及裁判事務、檢察事務、戶籍登記供託調停及公證の諸項を管掌し、行刑司は刑の執行、監獄、少年の矯正及び受囚の保護、恩赦等の諸項を管掌する。同部には秘書官、理事官、事務官、屬官の職

員を置く。(法務及警察の項參照)

文教部 文教部總長は教育宗教及國民思想に關する事項を掌理する。文教部には總務、學務、禮教の司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務、調査及統計の諸項を掌り、學務司は學校教育、學校衛生、學藝、教科書の編纂及審査の諸項を管掌する。文教部に秘書官、理事官、編審官、督學官、技正、事務官、屬官を置く。(教育の項參照)

教科書編審委員會 教科書編審委員會は文教部の管理に屬し委員長、副委員長各1人、委員15人を以て組織し教科用圖書の編輯及審査を掌る。(教科書編審委員會官制及令第57號)

興安總署 興安總署は最初興安局と稱せられてゐたが、大同元年3月3日附を以て國務院よりの發表に依つて興安總署と改稱された。その内容を示せば下の如くである。

興安總署は國務院に隸屬して興安省に關する一般行政を管掌し、別に定められてゐる地域内の蒙古旗務に關して國務總理を輔佐してゐる。興安局には總長、次長、參事官、秘書官、理事官、技正、事務官、屬官の職員を置き、總長は興安省内の行政事項に關し、職權又は特別の委任に依り局令を發すること、興安各分省長の命令又は處分であつて成規に違ひ公益を害し、或は權限を越ゆるものがあると認めるときは之を取消し又は停止すること、主管事務に付法律敕令院令の制定廢止及改正の必要があると認めるときは、案を具して國務總理に提出すること等の權能を有してゐる。興安總署には總務處、政務處、勸業處を置き、總務處は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務を管掌し、政務處は地方行政、自治行政、警察及地方自衛、宗教、教育の諸項を管掌し、勸業處は牧畜、農林、鑛業、商工業の諸項を管掌する。各處には司長を置いて理事官又は技正を以て之に充當し、各

處の事務分掌は總長の制定になつてゐる。

興安總署分科 總務處に總務、會計、調査の科を置き、總務科は機密、總長印次長印及局印の管守、法令案及議文案の審査及送達、局令指令及訓令の發令、政府公報及其他公示、公文書の收發及保存、局所管職員の人事、他處科の主管に關せざる事項を管掌し、會計科は局所管會計の豫算及決算、收支用度及債務の諸項を管掌し、調査科は統計及情報、局所管事項の調査及び研究、圖書及發刊物の諸項を管掌する。

政務處に地方、蒙務、警務、文教の科を置き、地方科は地方行政、自治行政、他科の主管に關せざる事項を管掌し、蒙務科は興安省以外の地域の蒙古旗務、興安省以外の地域の蒙古人公共組合の諸項を管掌し、警務科は警察及地方自衛、保健及衛生の諸項を管掌し、文教科は教育、宗教の諸項を管掌する。

勸業處は畜産、農鑛、工商の科を置き、畜産科は牧畜、牧野、獸疫、他科の主管に關せざる事項を管掌し、農鑛科は農林、鑛業の諸項を管掌し、工商科は商事及貿易、工業の諸項を管掌する。(大同元年5月10日政府公報)

(5) 監察院

監察院 監察院は執政に直隸し國務院に對して獨立の地位を有してゐる。監察院は院長、監察官、審計官、秘書官、事務官、屬官等を置き、院に總務處及監察部、審計部を置き、總務處は機密、官印の管守、人事、文書及統計、會計及庶務の諸項を管掌し、處に處長を置き秘書官を以て之を充當する。監察部は各官署の違法若は不當の處分に對する監察、官吏の非違に對する監察の諸項を管掌し、部に部長を置き監察官を以て充當する。審計部は各官署の豫算執行の監督、各官署の收支及決算の検査、各官署の金錢有價證券及物品の検査、各官署の爲め銀行の取扱ふ現金及有價證券の出納に

關する検査、法令に依り特に定められたる公私團體の會計の検査、官吏の會計上の非違に對する監察の諸項を管掌する。部に部長を置き審計官を以て充當する。監察報告書及審計報告書は都會議に於て確定し監察部長より執政に提出する。監察若は審計の結果に基き行政官署の違法若は不當の處分であつて改正を要するものありと認められる場合には、監察院長は各部の會議の決議に依り國務總理に對し意見書を送付し及其の處置に付國務總理の報告を求むることを得る。審計の結果に基き當該官署に於て賠償の責ありと認めるときは、監察院長は審計部會議の決議に依つて其責任を判定し、國務總理に移譯して之を執行せしむる。監察若は審計の結果に基き官吏の懲戒を要するものありと認めるときは、監察院長は各部會議の決議に依り、官吏懲戒委員會に對し懲戒を要求することを得る。監察院長は臨時審計及監察の成績に基き執政に意見を上申し、法律上又は行政上の改正を要するものがあると認めるときは、併せて上申することを得る。(大同元年3月9日敕令第7號)(財政の項參照)

(6) 法院

法院は法律に依り民事及刑事の訟訴を審判する。行政訟訴其他の特別訟訴に關しては別に法律を以て之を定める。法官は獨立して其職務を行ふ。法官は刑事又は懲戒の裁判に依るの外其の職を免ぜられることがない。又其の意に反して停職轉官轉所及減俸せられることはない。法院の對審判決は之を公開する。但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することを得る。**法院の構成** 法院は最高法院、最高檢察廳、高等法院、高等檢察廳、地方法院、地方檢察廳及び司法公署等の諸機關によつて成立する。(法務の項參照)

(3) 地方行政組織

滿洲國は奉天、吉林、黒龍江、熱河、興安(蒙古各旗)の5省、哈市、開闢の2特別區に分つてゐる。滿洲國の地方行政の根本方針は従来の弊に鑑みて中央集權制度を採り各省の對立を認めず、各省長の權限は可及的縮少せられてゐる。

(1) 縣

自治縣 縣は法人として國の監督を受け法令の範圍内に於て、公共事務及法令に依つて縣に屬する事務を處理する。縣は國の行政區域たる縣を以て區域とするが、特別市は含まない。縣内に住所を有する者は縣住民とする。縣住民は本法に従つて權利を享有し義務を負ふ。縣は縣住民の權利義務及自治事務に關して縣條例及縣規則を制定することが出来る。但し、本令其の他の法令と抵觸することが出来ない。縣條例及縣規則の制定及改廢は民政部總長の認可を経ることを要し、且一定の公式を以てこれを告示する。縣には縣長、參事官、事務官、技正、警正、視學、屬官、技士、警佐の職員を置く。縣公署に總務科及内務、警務、實業の局を置き、總務科は官印の管守及文書、官吏の進退賞罰及身分、會計、其他主管に屬せざる事項を掌り、内務局は區村及共の他の公共團體の監督、財務、土木、文教、賑恤の諸項を掌り、警務局は警察及消防、衛生の諸項を掌り、實業局は農林、工商、鑛業、共の他の實業の諸項を掌る。縣長必要と認むるときは民政部總長の認可を受け、教育、衛生、土木の局を設置することが出来る。(大同元年7月5日敕令第55號)

縣自治委員會 縣に縣自治會を置き、住民戸數3萬未満の縣より7名、住民戸數3萬以上7萬未満の縣より10名、住民戸數7萬以上の縣より15名の標準に依つて選任した委員を以て組織する。縣の豫算及決算、縣

稅及使用料手数料夫役並に現品の賦課、縣債の募集又は其の條件の変更、豫算外の支出及豫算外支出となるべき義務の負擔、縣基本財産の設置並に其の管理及處分、不動産の購入及其の處分、倉庫の設置並に其の管理及處分の諸項は縣自治委員會の議決を経ることを要する。縣自治委員會は縣行政に關して縣長又は其の他官吏に意見を提出することが出来る。縣自治委員會は毎年1回以上縣長が召集する。

縣財政 縣は縣住民に對して縣稅夫役現品を賦課徴収することが出来る。縣稅夫役及現品の賦課徴収に關しては國の法令の外に縣條例を以て定める。縣は廢遺物若しは公共財産の使用に對して使用料を徴收し並に特定人の爲にする事務について手数料を徴収することが出来る。縣内に3箇月以上滞在する者は其の滞在の初に遡つて縣稅を納付する義務を有する。縣内に住所を有せず若し滞在3箇月以上に及ぼざる者と雖も縣内に於て土地家屋及物件を所有し使用し若しは占有し又は營業所を定めて營業其の他の特定の行爲を爲すものは其の土地家屋物件營業若しは其の收入又は行爲に對して賦課する縣稅を納付する義務を有する。縣の歳出入豫算は民政部總長の認可を受ける。縣は民政部總長の認可を受け縣債の募集、條件変更をなすことを得る。

縣自治委員會 制定されたる自治縣制に依れば縣に縣自治委員會を置き、縣自治委員會員は縣内に1年以上居住し年齢25歳の男子たる事を條件とし省長の認可を得て縣長の選任によるが現に官吏たるものは選任されない。而して縣の豫算及決算、縣條例の制定及改廢、縣稅及諸種の賦課、縣債の募集、縣基本財産の設置並に其の管理及處分倉庫の設置並に其の管理及處分等に就ては何れもみな縣自治委員會の議決を経ることを要する。(大同元年7月敕令第55號)

縣自治縣制を未だ施行せざる縣に縣長

參事官、事務官、技正、警正、視學、屬官、技士、警佐の職員を置く。縣長は省長の指揮監督を受け法令を執行し、縣内の行政事務を管理する。縣長は縣内行政事務に關し職權若しは特別の委任に依り縣令を發することを得る。縣長は非常急變に際し兵力を要するときは地方駐劄の軍隊司令官に對して出兵を要求することを得る。(縣官制)

縣公署 縣に縣公署を置き縣公署に總務科及内務、警務、實業の局を置き、總務科は官印の管守及文書、官吏の進退賞罰及身分、會計、其他他局の主管に屬せざる事項を管掌し、内務局は區村及共の他の公共團體の監督、財務、土木、文教、賑恤の諸項を管掌し、警務局は警察及消防、衛生の諸項を管掌し、實業局は農林、工商、鑛業、其他實業に關する諸項を管掌する。(縣官制)

奉天全省各縣

等級	縣名
1等	遼寧、遼陽、海城、蓋州、鎮江、營口、新民、錦、安東、海龍、復、昌圖、德惠(13縣)
2等	開原、東豐、西豐、西安、鳳山、北鎮、義、興城、鎮中、新賓、鳳城、寬甸、長白、撫順、本溪、莊河、遼源、法庫、梨樹、懷德(20縣)
3等	遼中、鐵安、彰武、雙山、錦西、遼化、桓仁、瀋陽、輯安、安圖、撫松、柳河、清原、金川、磐石、康平、安東、洮安、開通、通遼、雙山、鐵嶺、突泉、鎮賚(25縣)
計	58縣

吉林全省各縣

等級	縣名
1等	永吉、寧安、長春、扶餘、雙陽、延吉(6縣)
2等	柞木、延吉、磐石、德惠、賓、蕪江、依蘭、輝春(3縣)
3等	撫遠、敦化、雙河、伊通、舒蘭、同江、柳河、農安、五常、德山、輝南、輝北、東寧、磐石、雙陽、富錦、和龍、方正、寶清、綏河、虎林、阿榮、長嶺、汪清、濛江、勃利、穆稜(27縣)

設治局 62(1縣)
計 42縣

備考 大同元年10月九日縣の新設を見た。

黒龍江省各縣

等級	縣名
1等	龍江、拜泉、克山、新化、呼蘭、泰倫、巴彥、愛輝、綏化、洮南、呼蘭、呼倫、綏化、寧安、奇勒(15縣)
2等	大寶、肇州、肇慶、訥河、齊齊哈爾、安東、泰寧、慶安、蘭西、木蘭、安東(11縣)
3等	林口、景星、武賚、新發、湯原、通河、通北、明水、依安、拜泉、烏蘭、綏化、扶山、奇克、阿榮、綏化(10縣)
設治局	布西、肇慶、甘南、肇慶、肇慶、肇慶、通河、克山、鳳山、德都、富錦(11縣)
計	63縣

(2) 特別市

滿洲國特別市政 滿洲國特別市政は開闢に於て決定當分新京奉天の二市に適用し直接民政部總長の指揮監督を受け自治委員會(市會)を設け委員は當分官選とし定員15名、2箇年以上の居住者中より選抜し種族の別を問はない。但し哈爾濱のみ市政籌備所を置くが1箇年後特別市に編入する旨でハルビン市政局(中東附屬地)濱江局籌備所(傅家甸)松浦市政局等を統一する。

特別市 特別市は法人とし直接國の監督を受け、省の行政範圍には入らない。特別市の區域は別にこれを定める。特別市は法令の範圍内に於て行政事務を處理する。特別市の境界を変更せんとするときは民政部總長關係ある縣長の意見を徴して定める。特別市内に居住するものは特別市住民とする。特別市住民は特別市制に従ひ特別市の財産及廢遺物を共用する權利を有し特別市の負擔を分任する義務を負ふ。特別市は其の住民の權利義務及市の事務に關して特別市條例及特別市規則を設けることが出来る。(大同元年8月17日敕令第77號)

特別市公署 特別市に特別市公署を置き、市長、理事官、技正、事務官、視學

屬官、技士の職員を置く。市長は特別市の行政事務を統括し特別市を代表する。特別市公署には總務處、行政處、工務處を設け、各般の事項を管掌せしめる。(大同元年8月17日敕令第77號)

哈爾濱市政籌備所 哈爾濱市政籌備所は民政部に直隸し、東省特別區市政管理局(分局の管轄區域を除く)、哈爾濱特別市政局、濱江市政籌備處及松浦市政局の管轄する各市の合併統一に關する事務を管掌する。東省特別區市政管理局(分局を除く)、哈爾濱特別市政局、濱江市政籌備處及松浦市政局は暫く従来の管轄區域に依つて哈爾濱市政籌備所長の監督を承け其の市政を管理する本處に所長、理事官、事務官、屬官の職員を置く。(大同元年7月11日敕令第63號)

哈爾濱市政籌備委員會 哈爾濱市政籌備委員會は哈爾濱市政籌備所の管理に屬し、哈爾濱市政籌備所長の諮問に應じ、哈爾濱市政の重要興業事項を審議する。哈爾濱市政籌備委員會は市政に關し、哈爾濱市政籌備所長に建議することが出来る。本委員會は委員長、副委員長各1人、委員15人を以て構成する。(大同元年7月11日敕令第63號)

(3) 省

省公署 興安省を除く以外の省には省公署を置き、省長、理事官、秘書官、技正、事務官、視學、屬官の職員を置く。省長は國務總理及各部總長の指揮監督を承けて法令を執行し、省内の行政事務を管理する。省長は省内の行政事務に關して職權又は特別の委任に依つて省令を發すること、職權又は特別の委任に依り縣長を指揮監督すること、縣長の命令又は處分であつて規定に違ひ公益を害し又は權限を犯すものがあると認めるときは其命令又は處分を取消し或は停止すること、安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは國務總理に上申すること但し非常急變の場合には地方駐在の軍司令

官に出兵を要求すること等の權能を有してゐる。省公署には總務處、民政處、警務處、實業處、教育處を置き、總務處は機密、人事、文書及統計、官印の管掌、會計、他の廳に屬せざる事項の諸項を管掌し、民政處は自治行政の監督、土木、賑災及救恤、官有財産の管理、土地、其の他他廳の所管に屬せざる一般行政事項の諸項を管掌し、警務處は警察、衛生、禁煙、爭議の調停の諸項を管掌し、實業處は農工商森林鑛山及水産、官營事業の管理、荒地開墾及移民、農田及水利の整理、度量衡の諸項を管掌し、教育處は教育及學藝、禮俗及宗教の諸項を管掌する。警務廳長は警察事務の執行に關し省長の命を承け省内の警察官吏を指揮監督する。(大同元年9月9日敕令第13號)

警察廳 制定されたる警察廳官制に依つて奉天、吉林、齊々哈爾、營口、安東、瀋陽、海拉爾、延吉、黑河、撫順に警察廳が設置された。警察廳は省長に直隸し該區域内の警務を管掌する。

興安省三分省 大同元年9月9日敕令第13號に依つて興安省の北部を興安北分省とし、南部を興安南分省とし、東部を興安東分省とし、興安局に於て境界を劃定するの件が劃定された。

興安分省公署 興安省を興安南分省、興安北分省及興安東分省の三分省に分ち各分省に分省公署を置き、各分省公署に分省長、秘書官、理事官、技正、事務官、視學、屬官を置く。各省長は興安局總長の指揮監督を承けて法令を執行し分省内の行政事務を管理し、行政事務に關し職權又は特別の委任に依つて分省令を發すること、職權又は特別の委任に依り旗長を指揮監督すること、旗長の命令又は處分であつて規定に違ひ公益を害し又は職權を越ゆるものありと認めるときは、其の命令又は處分を取消し若し停止すること、安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは興安局總長を經て國務總理

に上申すること、但し非常急變の場合に際しては地方駐在の司令官に出兵を要求することの權能を有してゐる。分省公署には總務處、民政處を置き、總務處は機密、人事、文書、官印の管掌、會計、調査、官有財産の管理、他廳に屬せざる事項の諸項を管掌し、民政處は自治行政の監督、土木、交通官營事業の管理、警察及地方自衛、保健及衛生、勸業、文教の諸項を管掌する。廳には廳長を置き理事官を以て充當してゐる。

(大同元年9月5日敕令第15號)

興安分省公署分科 總務處は總務、會計の科を置き、總務科は機密、公文書官印の管掌、人事、他廳科の主管に屬せざる事項を管掌し、會計科は豫算及決算、收支、用度及登錄、官有財産の管理の諸項を管掌し、民政處に地方、警務、勸業、文教の科を置き、地方科は地方行政、自治行政の監督、土木、官營事業の管理、他科の主管に屬せざる事項を管掌し、警務科は警察及自衛、衛生の諸項を管掌し、勸業科は牧畜、農林、鑛業、商工業等の諸項を管掌し、文教科は教育、宗教等の諸項を管掌する。(大同元年5月16日敕令第16號)

各分省公署所在地 興安省北分省は海拉爾、興安東分省は布西、興安南分省は達爾漢王府に所在する。(國務院佈告第5號)

(4) 各旗

興安分省各旗各地 興安各分省各旗各地は原有蒙古旗民が自ら墾種し、又放牧其の他の爲めに此の旗地を利用する以外は、其の使用を禁止してゐるが、合法的權利所有者が興安總署總長の許可を受けた者は、原有蒙古旗民と同様旗地の利用を爲す事が出来るのである。(興安各分省各旗各地の保全に關する敕令第103號)

旗制 旗は法人として國の監督を承けて法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依つて旗に屬する事務を處理する。旗は國

の行政區劃である旗を以て區域とする。旗内に住所を有するものは旗住民とし旗住民は均しく本令に依つて權利を享有し義務を負担する。旗は住民の權利義務及自治事務に關して旗條例及旗規則を制定することが出来る。但し、敕令及其他の法令に抵觸することは出来ない。旗條例及旗規則の改廢は興安局總長の認可を受け且つ一定の公告式を以て告示する。

旗には旗長、事務官、技正、警正、警佐、屬官の職員を置く。

旗には局令を以て指定されたる旗自治會を置くことが出来る。旗自治會局令の指定に基づき5名乃至21名の委員を以て組織する。旗の歳出入豫算及決算、旗稅及使用料手数料夫役並に現品の賦課徵收、豫算外の支出、旗條例の制定及改廢、基本財産及備荒施設管理及處分の諸項は旗自治會の議決を経ることを要する。旗の公益に關する事項に付旗長其の他の官署に對し意見を提出することを得る。旗自治會は毎年少くとも1回旗長これを召集する。

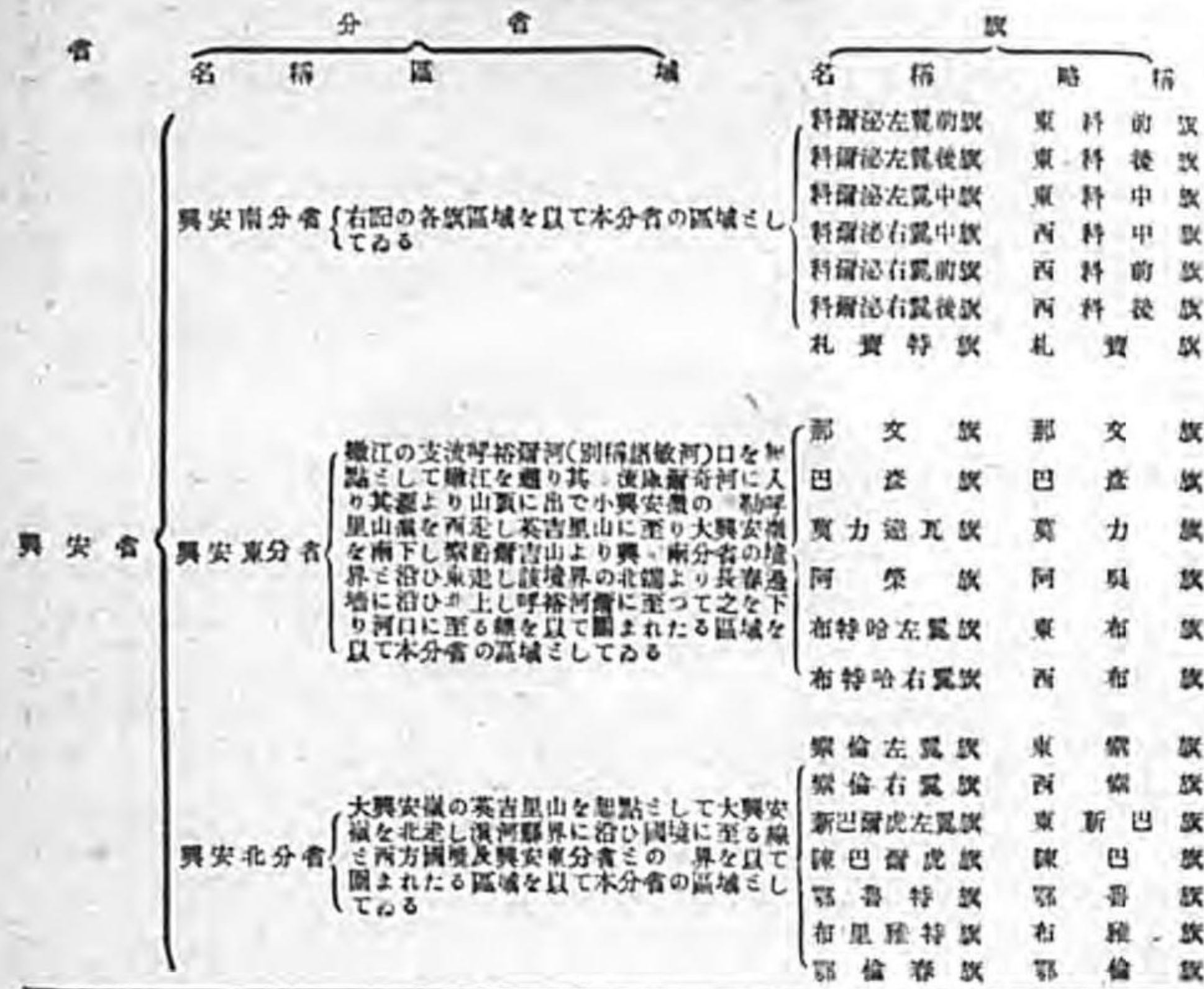
旗は旗住民に對して旗稅夫役及現品を賦課徵收することを得る。旗稅夫役及現品の賦課徵收に關しては法律を以て定めるもの、外旗令を以て之を定める。

旗は營造物若しは公共の用に供したる財産の使用について使用料を徵收し特定人のためにする事務について手数料を徵收することが出来る。旗の歳出入豫算は興安局總長の認可を受けることを要する。(大同元年7月5日敕令第55號)

東南分省公署臨時辦事處 大同元年5月27日國務院佈告第4に依つて興安南分省公署臨時辦事處は暫く遼源に、興安東分省公署臨時辦事處は暫く龍江に設けられることとなり、同年6月1日より事務を開始してゐる。

各分省及各旗の區劃 興安省の各分省及び各旗の區劃を表示せば、次に示す如くである。(大同元年11月現在)

興安省の各分省及び各旗の區劃



興安省各分省旗長氏名

(一) 興安南分省

旗名	年齢	旗長	氏名
科爾沁左翼前旗	45	納青額	納青額
科爾沁左翼後旗	55	額爾德尼畢勒格	額爾德尼畢勒格
科爾沁左翼中旗	57	陽倉札布	陽倉札布
科爾沁右翼中旗	53	根丕勒札木蘇雅理	根丕勒札木蘇雅理
科爾沁右翼前旗	22	拉哈穆札布	拉哈穆札布
科爾沁右翼後旗	31	巴彥那木爾	巴彥那木爾
札賚特旗	34	巴特瑪拉布坦	巴特瑪拉布坦

(二) 興安東分省

旗名	年齢	旗長	氏名
那文旗	30	巴仁托	巴仁托
巴彥旗	34	卓金保	卓金保
莫力達瓦旗	42	巴恒巴圖	巴恒巴圖
阿榮旗	46	額爾	額爾
布特哈左翼旗	40	額爾登	額爾登
布特哈右翼旗	38	布彥和什克圖	布彥和什克圖
察倫左翼旗	38	布彥和什克圖	布彥和什克圖

(三) 興安北分省

旗名	年齢	旗長	氏名
察倫右翼旗	49	呼倫貝爾察倫正黃旗	呼倫貝爾察倫正黃旗
察倫左翼旗	63	呼倫貝爾察倫前黃旗	呼倫貝爾察倫前黃旗
新巴爾虎右翼旗	51	新巴爾虎左翼正白旗	新巴爾虎左翼正白旗
新巴爾虎右翼旗	59	新巴爾虎正黃旗	新巴爾虎正黃旗
陳巴爾虎旗	49	陳巴爾虎前白旗	陳巴爾虎前白旗
鄂魯特旗	42	呼倫貝爾察倫正黃旗	呼倫貝爾察倫正黃旗
布里雅特旗	44	布里雅特部左翼	布里雅特部左翼
鄂倫春旗	61	呼倫貝爾察倫正黃旗	呼倫貝爾察倫正黃旗

(二) 日本側の行政

(1) 概況

沿董 滿洲に於ける日本側行政は明治38年5月8日勅令第150號を以て占領地民政部に關する規定を公布し滿洲軍總司令官隷下に民政を施行するに至つたのを最初とする其後39年9月關東都督府が設けらるるに及んで爰に始めて軍政に代る民政の端を開いたのである。

爾來數回の改正を經大正8年4月勅令第94號を以て關東廳官制公布され同時に關東都督官制を廢止し尙ほ駐滿軍總統率の爲に別に關東軍司令部を新設した。尤も陸軍武官が關東長官に任せられたときは關東軍司令官を兼ねることを得せしめ、又南滿洲鐵道株式會社に關しては都督が同會社を總裁する制を改め長官をして同會社を監督せしむることとなつた。

そこで従來の日本側行政の大系は三つに分れる。即ち(1)關東廳は州内全般の行政を統へ滿鐵會社を監督すると共に鐵道附屬地の司法警察事務を司り、(2)滿鐵會社は鐵道附屬地及附帶事業用地内に於ける政

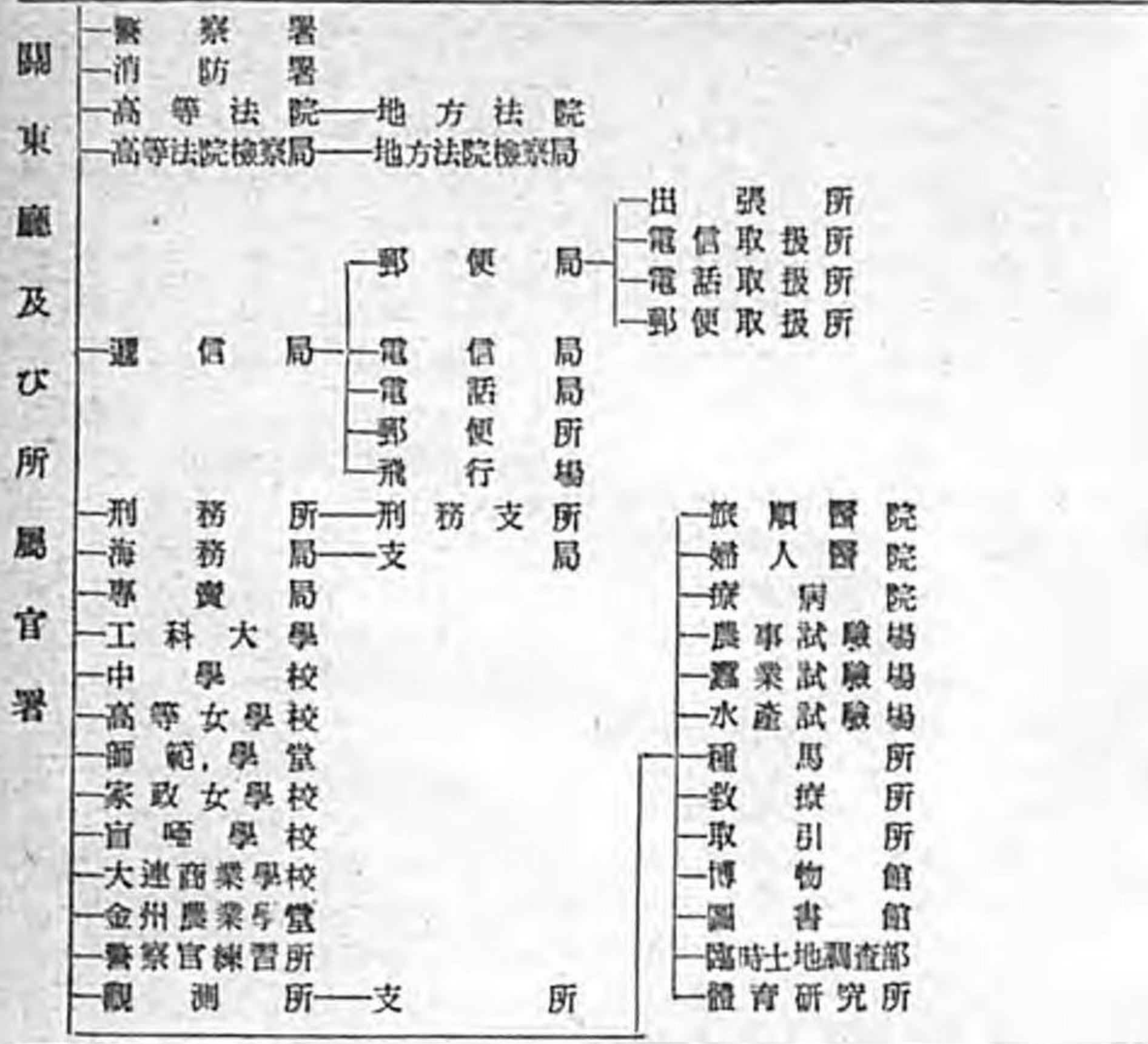
育、衛生等の行政の任に當つて居り、(3)領事は解放地及鐵道附屬地に對し領事裁判權を行ひ且前者に於ける警察權を有し便宜上關東廳の事務官をも兼ね以て警察行政の統轄を計つてゐる状態であつた。

滿洲國は昭和7年(大同元年)3月1日世界環視の下に生誕した。そこで従前から種々論議的であつた滿洲の三頭政治に依る行政は一轉機を來し、同年8月8日武藤信義大將に關東軍司令官、特派全權大使、關東長官の三役を一つに背負つた三位一體の任命があつた。陸軍部内に重望を負ふ同大將の起用は一身に關東長官を兼ね、更に特派全權として外交機能をもかね有することになつたので、日本側の在滿諸機構は一段の強みを有するに至つた。

關東廳の組織 關東廳に於ける内部の組織は長官官房、内務局、財務局及警務局(昭和7年11月1日編定河本會議に於て財務部を財務局と改正す一件可決された)に分れ、而して關東廳に所屬する諸官署は民政署、其他警察署、消防署の外、法院、檢察局、選擧局、刑務所、海務局、專賣局、學校、觀劇所、醫院のほか、農事、蠶業、水産各試験所其他である。

(2) 關東廳行政機關一覽 (昭和7年11月現在)

長官官房	—秘書、文書、調査、外事課、審議室
内務局	—地方、學務、農林(苗圃)、商工(糧度)、土木課
警務局	—警務、高等警察、保安、刑事、衛生課、監察官室
財務局	—理財、稅務課
民政署	—小學校(州内) —公學校(州内) —青年訓練所



歷代關東都督及長官一覽 (昭和7年10月現在)

都長	官	姓名	任官年月日	在官年
同 同 同 同 同 同 同 同	督 官	陸軍大將 大島 義昌	(明治38年10月10日任官)	在官6年6月
		陸軍中將 福島 安正	(明治45年4月25日任官)	同 2年5月
		陸軍大將 中村 覺	(大正3年9月15日任官)	同 2年10月
		陸軍中將 中村 雄次郎	(大正6年7月31日任官)	同 1年9月
		林 權助	(大正8年4月12日任官)	同 1年1月
		山縣 伊三郎	(大正9年5月24日任官)	同 2年4月
		伊集院 彦吉	(大正11年9月8日任官)	同 1年
		兒玉 秀雄	(大正12年9月25日任官)	同 4年3月
		木下 謙次郎	(昭和2年12月17日任官)	同 1年8月
		太田 政弘	(昭和4年8月17日任官)	同 1年5月
		塚本 清治	(昭和6年1月16日任官)	同 1年5月
		陸軍大將 武藤 信義	(昭和7年8月8日任官)	現 職

(3) 地方行政

概況 關東州に於ける地方自治制度は市制及會制の二種であつて州内行政区劃を2市、69會に分つてゐる。即ち大連及旅順の

市街地に市制を、其他の村落には會制を施行してゐる。市及び會とは日本内地に於ける市町村に該當する行政区劃であつて、會の下に街があり、又は屯がある。

市制 大正4年都府府は大連及旅順市規則を制定し新に市を置き同年11月1日より之を實施した。尙ほ大正10年8月1日より略ほ内地の市制に則つた新市制を旅大兩市に施行し今日に及んでゐる。

市の執行機關は市長であつて市長は市會の選舉せる候補者3人中より關東長官之を選任し、市の議決機關たる市會は民選及官選に依る市會議員を以て組織し、其定数は民選によるもの旅順屯4名、(外に3名官選)大連市33名(外に7名官選)である。市參事會は市長助役及名譽職參事會員を以て組織してゐる。而して名譽職參事會員の定員は6名であつて市會に於て市會議員中より之を選舉する。

市の事業 大連及旅順兩市に於て現に施行してゐる事業を擧ぐれば(1)衛生(2)教育(3)社會事業(4)市場(5)公園(6)公會堂(7)屠場(8)火葬場(9)墓地(10)街燈施設等である。

市の財政 市には収益を生ずる財産少く使用料及手数料等其他の收入亦僅小なるため市經費の大部分は之を賦課に仰ぎ市税として賦課し得るものは戸別割、關東州地方稅附加稅及特別稅の3種で此内戸別割、市歲入中共主位を占めてゐる。

(4) 會制度

制度 會制度は下級行政機關として從來から存置されてゐたが、何等法規の據るべきものなく、自治以後に於ても専ら地方の慣習を參照し警察官吏の監督の下に自治的に之を訓練して來たものに過ぎない。何等積極的施設の見るべきものがなかつた。大正8年2月大要内地其他植民地に於ける行政に準據し會行政準則及其附屬諸規則を制定施行し、會行政の刷新を計り他面地方の實情と慣習とを考慮し、大正11年6月勅令を以て關東州會制度を公布し、同年9月1日から之を施行し今日に及んでゐる。

會の執行機關は會長であつて關東長官之を任免し、會長の補助機關として會計、書記等があり民政署長が之を任免してゐる。尙ほ會の行政区劃たる各街屯に街屯長及副街屯長を置いてゐる。

關會の諮問機關として會に協議會を置き其協議會員の定員は其會の現在人口を標準として之を定め人口5千未満の會は8人、5千以上1萬未満の會は12人、1萬以上2萬未満の會は16人、2萬以上の會は20人となつてゐる。

會の事業 會に於て現に施設してゐる主なる事業は初等教育(普通學堂經營)であつて其他勸業、醫備、土木、衛生、地方改良、救護、屠獸、市場等である。而して會事業中最も多額の經費を支辨するものは教育で次は勸業方面で他面農會又は畜産組合等に補助を與へ農村の振興を圖つてゐる。

會の財政 會には未だ収益を生ずる財産少く使用料及手数料其他の收入も亦僅少である爲、會經費の大部分は之を會稅の賦課によつてゐる。會稅は戸別割、反別割及特別稅の3種である。

會屯數 (昭和7年11月現在)

旅順民政署	屯數
旅順市 (1市)	76町
方家屯會	46屯
山頭會	16屯
三洞堡會	22屯
水師營會 (4街)	24屯
登城子會	17屯
王家店會	27屯
計	6會(1市76町), 4街, 152屯
大連民政署	屯數
大連市 (1市)	199町
老虎灘會	3屯
嶺前會	2屯
西山會	8屯
岔溝會	16屯
小平島會	4屯

樂家屯會	3屯	快馬廠會	6屯
周水子會	8屯	鳳鳴島會	12屯
海貓屯會	7屯	計 18會	7街135屯
革鎮堡會	5屯	魏子窩民政署	
南關嶺會	6屯	魏子窩會	4街 2屯
大連灣會	11屯	夾心子會	3屯
計 11會 (1屯, 1街町)	73屯	東老灘會	3屯
金州民政署		碧碓河會	4屯
金州會	20街 4屯	城子暗會	5屯
南山會	4屯	崔家屯會	4屯
馬家屯會	7屯	費子河會	5屯
小孤山會	9屯	鄭家屯會	4屯
大孤山會	8屯	楊樹底會	6屯
董家溝會	12屯	夾河廟會	5屯
董咀子廟會	7屯	大譚家屯會	5屯
玉皇頂會	9屯	唐家房會	6屯
劉家店會	7屯	楊樹房會	6屯
岔山會	5屯	清水河會	6屯
二十里堡會	6屯	失家屯會	4屯
老虎山會	7屯	大長山島會	6屯
大魏家屯會	11屯	小長山島會	9屯
關家樓會	5屯	廣鹿廣會	7屯
計 14會	20街101屯	獐子島會	6屯
普蘭店民政署		海洋島會	4屯
普蘭店會	7街 7屯	計 20會	4街100屯
石河驛會	7屯	總計 65會	35街557屯
老爺廟會	7屯		
三十里堡會	6屯		
四道河子會	4屯		
土城子會	7屯		
亮甲店會	8屯		
華家屯會	10屯		
姜家堡子會	9屯		
正明寺會	7屯		
長嶺寺會	8屯		
林家屯會	7屯		
臥龍屯會	6屯		
粉皮墻會	10屯		
長山寺會	8屯		
朝陽寺會	6屯		

(5) 滿鐵附屬地行政

沿革 滿鐵會社は其の創立に當り、鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衛生等に關し必要なる設備を爲す責任を有すると同時に附屬地内の居住者に對し手数料を徴收し、其の必要なる費用の分賦を爲すことを得る權能を賦與された。

即ち滿鐵附屬地地域内に於ける裁判事務及外交事務は領事の管掌に屬し、軍事は關東軍司令部に屬し、警察權は關東長官の管轄する所にして其の他一般の行政權は滿鐵社長の保有する處である。

併し滿鐵に對する政府の命令は一般に對

して公布せられたものではなく、附屬地居住民中には滿洲國人其他の外國人も少くないので滿鐵會社は契約主義を執り、明治40年9月附屬地居住者規約なるものを制定して地方經營の根本を明かにして此地に入るものは其法規に服することを承認せるものと見做し、附屬地居住者に對し會社諸規約の嚴守及び公共費用の負擔を強制し得るの途を開いたのである。當時鐵道沿線の主要地には居留民會なる自治機關があつたので明治40年4月1日同社が業務を開始するや便宜上地方經營事務を夫等の居留民會に委託したが明治40年10月之れを全廢して同社が直接其衝に當ることになつた。之と同時に公費制度を開始し、營口、安東も大正12年10月1日から併合して沿線各地と同じ状態に改まつた。而して制度の上に多少の改變はあつたが昭和5年 月6日職制を改正して今日に及んでゐる。(昭和7年11月現在)

地方事務所 地方事務所所在地は瓦房

店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、木柵湖、安東の13箇所、地方事務所派出所所在地は13箇所である。此外撫順に於ては炭礦部、哈爾濱、吉林及鄭家屯に於ける教育及び之に關する事項は、哈爾濱事務所、吉林及鄭家屯各公所に於て取扱つてゐる。

尙同社は明治40年10月以來諮問委員會を設け會社の指名せる委員をして地方事務に關する諮問機關としてみたが、大正10年7月以來組織を改め地方委員と改稱し委員は廣く公費を分擔する居住者中一定の資格を具有せる者より公費を分擔する居住者をして公選せしむる事とし、同年8月より之を實施し今日に及んでゐる。地方經營に要する費用中附屬地公共事業の建設は總て會社の負擔としてゐるが其維持修繕並に地方の衛生教育の設備に要する經常費は居住者の納付する公費を以て之れに充て其不足の部分は同社より之を補給してゐる。

(七) 法務及警察

(一) 滿洲國の法務制度

(1) 司法制度

概説 舊軍閥時代の滿洲の司法界は國內の軍閥絶えず、軍權が專横を極め、司法權の獨立を期することが不可能であつたため、暗黒を以て評せられてゐた。しかも司法官には人材を得ることが出来ないので、法の運用も概ね權力情實賄賂に依つて左右せられてゐる状態であつた。舊軍閥時代の司法機關は、所謂新式法院たる裁判、檢察の各機關の外、所謂舊式法院である縣司法公署及び縣承審處があつて、行政官である縣知事が裁判事務を兼掌する舊式法院が最も多數を占めてゐた。従つて行政權の司法權に對する干涉壓迫は、その制度上からし

て不可避の状況にあつた。

滿洲國成立するや、各方面の改善と共に司法界の陋習を打破して公正なる裁判を行ひ、民衆の生命財産を正しく擁護して其業に安んぜしめることを期し、大要下の如き具體的方針を樹立して著々整備に立ち向つてゐる。(イ)司法官の身分保障制度を確立し、又司法官の俸給を改正して生活の安定を得せしめる。(ロ)舊政權時代に於ては他の機關と等しく司法機關の費用も亦調員制度によつて收支決算してゐた。政府は之を廢して一定の收支豫算を以て全國の司法機關を統一する。(ハ)司法官試験制度を勵行し司法官の素質を向上せしめる。(ニ)司法機關の監督を嚴にし裁判並に檢察事務の完全なる遂行を期す。(ホ)司法官の海外派遣制度を設け見學又は研究をなさしむる。

(一)監獄の改善 特に監獄内の衛生設備を改善する。(ト)各種官憲法及手続法制定の準備を進め又司法制度の改善に關する研究をなす。

司法部 司法部總長は法院及檢察廳を監督し、民事刑事訴訟事件及其他司法行政に關する事項を掌理し、部に總務司、法務司、行刑司を置く。總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務の諸項を管掌し、法務司は法院の設置廢止及管轄區域、民事刑事訴訟事件及裁判事務、檢察事務、戶籍登記供託調停及公證の諸項を管掌し、行刑司は刑の執行、監獄、少年矯正及免囚保護、恩赦の諸項を管掌する。司法部は秘書官、理事官、事務官、屬官の職員を置く。

(大同元年3月5日敕令第5號)

司法部分科 總務司に秘書、文書、人事、會計、調査の科を置き、秘書科は機密、交渉及其他交際、特に命ぜられたる事項を管掌し、文書科は總長官印及部印の管守、法令案及成文案の審査及申請、部令指令及副令の發令、政府公報及其他公布、公文の收發及保存、公署及當道の外、司科主管に屬せざる事項を管掌し、人事科は本部所管職員の銜叙進退及身分及定員の配置、本部所管職員の紀律及賞罰、本部所管職員の給與及待遇、司法官の養成、辯護士及法院に屬する職員の身分、辯護士會の諸項を管掌し、會計科は本部所管會計の豫算及決算、收支、用度及費納の諸項を管掌し、調査科は司法制度の調査及研究、司法統計、圖書及刑行物の諸項を管掌する。法務司に民事第一、民事第二、刑事の科を置き、民事第一科は法院の設立廢止及管轄區域、民事及非訟事件、民事及非訟事件の裁判事務の諸項を管掌し、民事第二科は戶籍、登記及公證、供託、調停、公斷の諸項を管掌し、刑事科は刑事、刑事の裁判事務及檢察事務の諸項を管掌する。行刑司に刑政、保護、監獄の科を置き、刑政科は刑の執行、監獄の設置及

廢止、保護及假出獄、大赦特赦減刑及復讐、監獄職員の養成、犯罪人の異同の職別の諸項を管掌し、保護科は少年矯正、免囚の保護の諸項を管掌し、監獄科は犯罪人の出入疾病及死亡、服役犯罪人の工作、教誨其他感化、監獄の衛生及保健、監獄の視察の諸項を管掌する。(大同元年5月19日敕令第16號)

以下司法部の主關職員を列記すれば下の如くである。

- 司法部總長 特任 馮 函 清
- 總務 司 長 理事官 簡任 2 等 阿比留乾二
- 法 務 司 長 理事官 簡任 2 等 梁山 茂二
- 行 刑 司 長 事務官 簡任 4 等 程 崇

司法部法令審議委員會 司法部に司法部法令審議委員會を設け、暫く採用すべき法令の審査並に將來施行すべき法令に關する調査及編審を管掌する。司法部法令審議委員會は委員長1名、副委員長1名及常任委員7名を以て組織し、必要あるときは臨時委員を置くことを得る。常任委員は司法部中學識経験ある者に就て司法部總長これを命じ、臨時委員は最高法院推事及最高檢察廳檢察官、各省區高等法院長及高等檢察廳長並に地方法院長及地方檢察廳長、司法部員中學識経験ある者の中に就て司法部總長これを命ずる。(大同元年5月29日司法部令第16號)

各省監獄の改善 司法部に於ては首都及奉天省城、吉林省城、吉林、濱江各所の監所を第一期とし、黑龍江省城、特別區、奉天、營口、安東各所の監所を第二期として、夫々改善、竣工を加へて改良すべく、大同元年8月17日、司法部訓令第183號を以て關係各所に各監獄の調査方を令した。

疏導監獄辦法廢止 疏導監獄現行有效法律、例へば刑法上の執行猶豫假釋放及刑事訴訟上の保證責任の如きは極めて詳細に規定し遵奉に便ならしむるを要する。然れ共

各級司法機關及各監獄は往々切實に實行することが出来ない結果、遂に各省區に於ても自ら監獄辦法を制定し法院懲役刑判決を受けた犯人は罰金の納付に依つて刑の執行を免れることを得せしめてみた。これは徒らに有力犯人の爲に執行免除の脱除を開いたものであつて、實に省令を以て法律を變更した嫌があるのみでなく、實に刑罰を以て犯罪を制限するの主旨及建國法治の精神にも違背するので存在の理由を認めず大同元年6月13日附司法部令(字第01號)を以て廢止された。

司法部豫算 大同元年度に於ける司法部豫算は經常部に於て司法本部87,002圓、法務費1,228,860圓、檢察費839,107圓、刑務費641,058圓、各項支出12,000圓、計3,108,126圓を計上して、臨時部計上なく、合計3,108,126圓である。

2) 法 院

法院は法律に依つて民事及刑事の訴訟を審判する。但し、行政訴訟其他の特別訴訟に關しては、別に法律を以て定めてある。法官は獨立して職務を行ひ、刑事又は懲戒の裁判に依る以外に職を免ぜられることはなく、又其意に反して停職轉官轉所及減俸せられることはない。法院の對審判決は公開するが、安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依るか又は法院の決議を以て公開を停止することが出来る。

(大同元年3月9日敕令第1號)

廷及推事 最高法院に暫く刑事1廷、民事2廷を設け、毎廷に推事5名を置き1名を廷長とする。(大同元年5月19日司法部訓令第42號)

各級檢察制度の改稱 政府組織法は各級の檢察制度を均しく檢察廳と名づけ各級の法院と平等なる地位に列せしめるには、從前の凡ゆる各級の法院檢察處は本令到著の日より某省區高等法院檢察處を某省區高等檢察廳に某地方法院檢察處を某地方檢察廳

に改め其の分院檢察處も亦同じく改められるものとなつた。

(大同元年3月29日司法部訓令第1號)

新京地方法院 檢察廳 大同元年9月6日司法部に於ては訓令第21號を以て長春地方法院、檢察廳を新京地方法院、檢察廳と改稱して本部直轄となし、上訴案件は尙ほ舊例に従ひ吉林高等法院、檢察廳にて受理せしめるやう關係各所に令した。

司法行政改革 建國以前に於ける法官は北京、南京政府より任命派遣されると否とに拘らず、新國家成立後は事實上の代理は認めるが、資格の應職は認めず、各級院廳判檢事及書記官、典獄長等は資格應職が果して法定の點と符合するや否やを嚴重に考查して夫々補任をなすの目的を以て各該法院廳は各所屬の判檢事及司法行政人員に就て資格、履歷比較的整備し、成績優良なるものを探ふため司法部に法て考查を行ひ、該履歷書及證明書類を關係各處より報告せしめた。(大同元年5月16日司法部訓令第31號)

法官の任用 勅任法官の任用は先づ司法部より人材を選抜し勅任心得を申請する。執務滿1箇年の後成績確實なるものは勅任官を申請することを得る。奏任心得人員は執務滿1年後確實に成績確實なるものは奏任官を申請することが出来る。

(大同元年5月18日司法部呈文)

滿洲國法院編成法 滿洲國司法部に於て最も重要なる先決の法案とし鋭意その完成も急がれて居るのは「法院編成法」即ち日本に於ける裁判所構成法にて滿洲國司法制度の根本をなす重要法規であると共に、之が編成法の如何は直に各方面に重大なる關係を及ぼすに至るものであり、從つて司法當局にては最も慎重なる態度を以て調査研究を進めつつあるが、既に大體の研究調査を終つて居り、大同元年内には完成を見るに至るものの如く之に依つて實質的司法制度の確立を期待されて居る。

法制局 法制局は法律案、教令案、軍令案及院令案の起草及審査、條約批准案の審査、法律教令軍令教書及院令の原本保管、各國法律制度の調査及研究の諸項を管掌し、局に局長、參事官、事務官、屬官の職員を置く。因に法制局の局長未だ確定せず局長代理に參事官前任二等松木侯氏が就任してゐる。(大同元年3月9日教令第8號)

統計處 統計處は法制局に附置せられ各官署の統計報告及統計材料の蒐集及審査、國勢の基本に關する統計、内外統計の研究、統計編纂の諸項を管掌し、處に處長、統計官、事務官、屬官の職員を置く。尙統計處には科を設置することを得る。因に統計處長は長務官前任六等向井俊郎氏である。

(大同元年3月9日教令第9號)

裁判所の印紙制度 滿洲國司法部では裁判所に於ける従来の罰金、訴訟等の現金取扱に就ては弊害を生ずるので今回法界の刷新と共に印紙制度を實行し現金は凡て中央司法部に於て取扱ふ事と決定した。

(3) 警察制度

舊軍閥時代に於ける警察制度は各省區々であつて統一なく、且一般警察の外に各種の特殊警察機關を有してゐた。關係法規は概ね外國の翻譯であつて形式上は一應整備してゐたが、警察處分の如きは自由裁量の範圍廣くその運用を屢々紊亂してゐる状態であつた。警察職員中の上級に屬するものは實官或は情實に依る採用者多く、一般警察官に對する教育も不十分の點が餘なく上下共に收賄が行はれてゐた。尙下級者の給料は極めて少額なので不正を行はなくては其家族を養ふことが出来ないと云ふことも、その有力なる一因であつた。警察の經費は専ら請負制度に依るもの多く、從つて警察は或は民衆に課税し或は民衆より各種費用を徴收したこともあつた。地方に於ては警察で軍隊との區別も明らかでなく軍人は

屢々警察官の職務を冒して自由に人民を逮捕處分するやうな事も公然と行はれてゐた

滿洲國政府は既往の積弊に鑑み、先づ警察制度を統一して人事の刷新を計り、警察官吏の教育訓練を行ひ、國情に鑑みて郡縣を區別して二様の警察制度に設ける方針を採つてゐるが、その實績は見るべきもの多く次第に面目を改めつつある。將來に於ては素質の改善に依つて能率を向上し、都市警察は少くとも人員の3分の1を減じ得る見込である。滿洲國政府の警察制度改革について計畫してゐる具體的條件は大要下の如くである。

(イ) 新京に警察官吏養成機關を設け、又各省に巡警養成機關を設け、以て警察官吏の地位の向上と素質の改善とを計る。

(ロ) 新京、奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、安東、營口、錦州の各都市に警察廳を置いて警官の訓練に努め、以て公僕的警察の實を擧げしめてゐる。新京警察廳は民政部總長に屬せしめ其他各都市警察廳は縣市より獨立して各省長に直轄せしめる。

(ハ) 各縣に於ては舊來の公安局制度を踏襲するが、中間監督機關を設けず、公安局を縣長に直屬せしめる。但し匪賊討伐に當つては一時警備司令官の指揮下に屬せしめることもある。地方警察制度に對しては以上の外急激なる改革を加へず、舊來の自衛制度を尊重して地方治安維持の實を擧げしめる方針である。

(ニ) 遼河、鴨綠江、松花江の水上警察を整備し、匪賊の危害を防護し、船舶の航行を保護する。

(ホ) 舊來鹽務局に屬してゐる特殊警察を民政部直轄の警察に改め鹽稅の徵收を監視せしめる。

(ヘ) 各鐵道に屬した鐵路警察を路警總管理處の管下に統一し、過去の弊を除き其の實績を擧げしめるに努める。

(ト) 新京に游動警察隊若干を新設し、

其の成績良好なる場合に於ては之を各省にも分置する計畫である。

(チ) 國境各地に監視警察隊、沿岸各地に沿岸警察隊を新設し、外部よりする治安の擾亂に備へ又禁制品の密輸に備へる。

警察管轄權限の區劃 大同元年3月29日院令第3號に依つて次の如く管轄權限を規定された。

(イ) 滿洲國の警察權は爾後中央の管轄とする。

(ロ) 東省特別區警察管理處は東省特別區長官これを指揮監督する。

(ハ) 首都警察は民政部總長直轄する。

(ニ) 奉天、營口、錦州、齊々哈爾、安東、吉林等各地の警察であつて従前市の管轄に屬したものは、均しく省長に於て直接指揮監督する。

(ホ) 各縣の警察は縣長の指揮監督を承け警察長務に従事する。但し、匪賊を討伐する場合に於ては警備司令官の命令を承くることを要す。

(ヘ) 各鐵道局の路警處は暫く従來の章程に依つて辦理する。

首都警察廳 首都警察廳は民政部に直轄し首都及長春縣内の警察を掌り、處に警察總監、事務官、警正、技正、警佐、屬官、技士、譯官、巡官を置く。

首都警察廳に警務、特務、保安、司法、衛生の科を置き、警務科は警務を掌り、特務科は高等警察、外事警察を掌り、保安科は保安警察、水火消防を掌り、司法科は司法警察を掌り、衛生科は衛生警察を掌る。警察總官は須要に依り民政部總長の認可を得て外事科を置くことが出来る。外事科は外事警察を掌る。(大同元年6月11日院令第29號) 警察總監は現在尙長侯氏で市及縣に警察署5箇所を設け之に要する人員は約3千人に上つてゐる。

新京の警備司令部 新京の治安を完全に維持し日滿議定書に確定された共同警備の

實を擧げるため兩國政府、士かて滿洲國軍および日滿兩警務機關を打つて一九とした警備統帥機關を新京に設置する計畫でこれが具體案を作成中であつたが、今回その成案を得るに至り大同元年11月12日附で橋本憲兵司令官を司令官とし、柳藤大佐を參謀長、三浦憲兵少佐、佐久間滿洲國軍政部顧問、久下沼憲兵、木村事務官を高級部員とする新京警備司令部が新設され近くこれが構成を發表することとなつた。これに依つて新京の警察制度は一及の強みを加へた譯である。

中央警察學校 中央警察學校は民政部の管理に屬して、警察及消防に關する高等なる學術並に其の運用を教授する。中央警察學校には校長、主事、教官、譯官、助教、書記の職員を置く。中央警察學校内に警察練習所を附設する。警察練習所は郡ら警士たるに必要な學科及術科を授ける所である。(大同元年6月11日院令第30號)

特殊警察隊 特殊警察隊は民政部に隸屬して特殊の警察事務を掌る。特殊警察隊は國境警察隊、游動警察隊及び海邊警察隊とし、國境警察隊は國境を警戒し、不正入國竝に密輸入の監視及び取締に任じ、游戒及助警察隊は時宜に應じ游動して、匪賊の警び討伐に任じ、海邊警察隊は海邊を警戒し不正入國竝に密輸入の監視及び取締に任ずる。特殊警察隊には警正16人、警佐64人、巡官若干人、技士若干人の職員を置く。(大同元年6月15日院令第32號)

特殊警察隊名稱及位置 特殊警察隊の名稱及びその位置を示せば次の如くである。

滿洲國國境警察隊	滿洲里
新奉河國境警察隊	愛河(寧安縣)
山海關國境警察隊	明所(新中縣)
安東縣國境警察隊	安東縣
瓦房店國境警察隊	瓦房店(復縣)
海邊警察隊	營口(營口縣)
游動警察隊	新京(長春縣)

警官の留學 滿洲國では四省より選抜された巡警の名は東京警官講習所に1年間入所すべく警務司勤務中田信人氏引率の下に東京へ留學した。

保甲制度 滿洲國政府は關東州、遼陽等の保甲制度を參照して十家連座法を實施することとなり既に草案の作成を終つて目下各省に諮詢中であるがその方法は次の如くである。

各縣警署管内を數區に分ち區に保道を置き區を甲に分つて甲長を置き更に甲を牌に分つて牌長を置く、區、甲、牌の居住民には連座の責任を負はしめる、牌内の各戸には家長を定めて戸前に門標を掲げしめ家長は戸口の異動、犯罪人又は舉動不審の者、地方の安寧秩序、風俗を紊亂する者ある時は直ちに牌長に申告する、また互ひに相賊めて浮浪者、犯罪者を出さぬやうに努める。

また區、甲、牌は縣長の認可を経て壯丁團を組織することを得るが、その組織は牌壯丁團は各戸より20歳以上45歳以下の男子1名づつを選出して編成し甲の壯丁團は各牌の壯丁團を以て組織し區の壯丁團は區内の各甲の壯丁團を以て合成し各々團長の指揮によつて匪賊討伐、水火災の警戒等に從事する、また家長に対しては嚴重なる賞罰規定を設けてゐる、本案は各省の同意を得次第實施することになつてゐる。

(大同元年11月15日現在)

(4) 重要法令

滿洲國政府に於ては司法制度に對しても他の場合と均しく改革せんとし、鋭意考究中のものの如くであるが、最近までに發令公布された諸法令を示せば大略下の如くである。

大赦令 滿洲國に在つては大同元年3月11日以前に於ける刑法第191條第1項の罪、刑法第210條第6項の罪、刑法第292條第1項の罪、刑法第293條第1項第2項の罪、

刑法第294條第1項の罪、刑法第295條第1項の罪、刑法第298條第1項第2項及第299條の罪、刑法第345條の罪、刑法第346條第1項第2項第3項の罪、刑法第348條第1項の罪、刑法第349條の罪、刑法第350條の罪、刑法第352條の罪、刑法第353條の罪、刑法第372條の罪、懲治盜匪暫行條例第1條の罪、懲治綁匪條例第2條の罪を除く外、輕罪、重罪、既發覺、未發覺、既判決、未判決、既執行、未執行を問はず、政府組織法第13條に依つて悉く免除することとなつたが、凡て共產及び建國に危害を與へる犯罪並びに以上の各罪と同種の犯罪は、如何なる法令に依つて處断されたものであつてもこれを免除しない。(大同元年3月11日敕令第15號)

滿洲國行刑制度改革 滿洲國政府では舊軍閥時代の行刑制度改革に付極力調査を進め司法部内の分は大體完了從來の絞首銃殺を廢止し電氣刑を實施と決定各地法院に對し通牒を發した。

暫行懲治強盜法 國憲を紊亂し國家存立の基礎を危殆甚く憂慮せしめる目的を以て結社を組織したるものは、首魁は死刑、役員其他の指導者を死刑又は無期徒刑、謀議に參與し又は結社に加入したる者は無期徒刑又は10年以上の有期徒刑の區別を以て處断する。前記の目的を以て騒擾、殺人、襲撃、放火、脅迫其他の不法の行爲をなしたるものは死刑又は無期徒刑又は10年以上の有期徒刑に處す。又該目的を以て出版通信其他の方法を以て宣傳したる者、或は外國又は外國人と勾結したる者、軍需を煽動したる者、又は該行爲を幫助するが如き行爲があつた場合は、それぞれ法文に依る罰則に依つて處断する。(大同元年3月10日敕令第9號)

暫行懲治盜匪法 強暴又は脅迫の手段に依つて他人の財物を強取する目的を以て聚衆又は結黨したるものを盜匪とする。盜匪の中首魁又は謀議に參與し若は多衆を指揮

した者は死刑又は無期徒刑、其他の者は無期徒刑又は10年以上の有期徒刑を以て處断する。盜匪を幫助したるものは正犯を以て之を論じ、盜匪の爲軍に役を執り又は附和隨行した者は7年以下の有期徒刑に處する。匪盜が公共危險罪、殺人罪、強盜及海盜罪、強姦罪、恐嚇罪、脫逃罪を犯した時は死刑に處する。軍隊部隊をなす盜匪の剿討肅清するに當つては臨時格殺し得るの外該軍隊の司令官其部隊に依つて之を措置することが出来る。(大同元年3月17日敕令第21號)

滿洲國治安警察法 大同元年9月12日制定公布せられたる治安警察法の内容を示せば大略下の如くである。

政治に關する結社を組織せんとする時は主幹者の名義を以て、名稱、目的、規則、事務所の所在地、主幹者の住所氏名年齢及經歷、社員住所氏名及年齢を具して、事務所所在地を管轄する警察官署を経て民政部總長の許可を要する。公事に關する結社を組織せんとする時は主幹者其の名義を以て結社組織の日より2週間以内に名稱、目的、規則、事務所所在地、主幹者の住所、氏名、年齢、職業及經歷、社員住所氏名及年齢の事項を具し事務所所在地を管轄する警察官署を経て民政部總長に届出づることを要する。民政部總長の認定に依つて安寧秩序を保持する爲め必要と認めるときは社員を除名を命じ解散を命ずる事が出来る。秘密結社は禁止する。屋外に於て公事に關して公衆を會同する集會を開かんとする時は發起人の名義を以て開會12時間前に目的、場所、日時を具して管轄警察官署に届出づることを要する。民政部總長は所定の認定に依つてこれを禁止することを得る。屋外に於て公衆を會同し又は多衆運動せんとする時は發起人の名義を以て12時間以前に目的、場所又は経路、日時を所轄警察官署に届出でる。警察官は所定の認定に依つて群集を制限禁止又は解散せしめる

ことを得る。警察官は集會に於ける講談、論議を所定の認定に依つて中止せしめることを得る。集會又は多衆運動の場合に於て武器、爆製物其他の兇器並に武器、爆製物又は兇器を裝備したる物件を携帶することは出来ない。街道大道其他公衆の集合往來する場所に文書、圖書を貼付し若は散布朗讀し、又は言語形容並に一切の行爲をなして安寧秩序を破り、又は風俗を害するの虞ありと認むる時は警察官はこれを禁止し其の印刷物品を押留することが出来る。以上の反則者はそれぞれ所定の處罰を受ける。(大同元年9月12日敕令第86號)

(5) 治外法權撤廢問題

豫てより問題となつて居た滿洲國治外法權問題に關し滿洲國司法部當局では著々これが準備を整へて優良司法官の養成所設備の完成と共にその實績見るべきものがあるが、現在においては既に全權部も大體においてこれが趣旨を諒解し日本政府當局において諒解の模様で、赴日中の大橋外交次長もこれに關し相當運動し居るものの如くであるが、治外法權撤廢は只時日の問題となつてゐる現狀に鑑み、懸案となつてゐた内地における司法制度の調査研究に關して司法部總長馮調清氏以下6名は愈々11月23日新京出發赴日の途に就くことになり途中京城、大阪に一泊2日東京著、該種研究調査打合せをなした後歸路につき、名古屋、京都、廣島に立寄り調査の後長崎へ赴き會て日本が諸外國に對して行つた治外法權撤廢に關する由緒ある史實の調査研究をなした後、大連經由12月2日新京歸著の豫定である、なほ馮總長と共に赴日活動を期待されてゐた阿比留司法部總務司長は新京における事務多忙のため總長と同伴することは不可能となつた。即ち滿洲國內における司法制度改革に關しては未だなほ充分といへる状態に達してをらず、これ等の制度改善、

地方状態調査に關し到底席を離れるの遅なく馮總長の歸省後明春早々赴日細目に亘る協議をなすはずである。これを以て見れば日本の治外法權撤廢の事實承認は昭和8年切夏に至つて實現されるものと見られてゐる。(大正元年11月27日現在)

(二) 日本側法務制度

(1) 司法制度

概況 關東州に於ける我司法制度は軍政時代以來幾多の變遷を経て明治41年勅令219號關東州裁判令の制定によつて二院三審制の司法制度が確立し今日に及んでゐる。尤も關東州裁判事務取扱令は裁判令發布後11回の改正があつた。其の精神は關東州が特殊の地國にあつて内地の法令が直に當地に施行せられない理由も存在してゐるが當局は事情の許す範圍内に於て内地法令の内容を簡り來たつて當地の民刑事及び非訟事件の準備法則を制定してゐる。

沿革 軍政時代に於ける司法事務は軍事法廷の管轄に屬し本國法令を適用し、占領地内の支那人に対しては別に軍律を制定した。然るに明治38年6月關東州民政署の編成なるや州内の司法事務は臨時軍法會議及軍事法廷の管轄に屬するものを除き民政長官の命ずる司法委員に於て之を執行する一審裁判に據つた。

明治38年10月關東總督府官制布かれ、翌39年6月同總督府令を以て關東州審理所條例、同刑事審理規則、同民事審理規則及び同刑罰令を制定し爰に始めて二審制度を採用するに至つたのである。

明治39年7月總督府を廢して新に都督府官制公布と同時に關東都督府法院令公布され州内の司法事務は始めて專掌の機關に屬する事となつた。即ち法院は高等法院と地方法院に分れ地方法院は之を單獨制とし第一審として刑民事及非訟事件を裁判し高等法院は之を合議制とし3人の判官を以て

組織し、一部に於て地方法院の判決に對する上訴を審判するのである。併し法制未だ完備せざる爲其準備法として地方の法規慣習の外本國民法商法等を參照するに過ぎなかつたが明治41年9月勅令第112號を以て關東州裁判令が發布され而して明治41年勅令219號現行制度の基礎をなし關東州裁判令の制定を見た。尤も同令は施行後今日迄11回の改正があつた。即ち法令、民刑、商、破産法、民刑訴訟法、人事、非訟事件手続法、不動産登記法等主要なる法令は殆んど之を繼承するに至つた。唯だ風習を異にせる滿洲國人に關し2.7の例外を認め此のほか當地に於ける事情に依り單行法の施行せられてゐるものも少くない。

現行司法機關 (1) 高等法院上告部 上告部に於ては地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並高等法院覆審部及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗法事件並裁判所構成法に定めた大審院の特別權限に屬する職務を行ふ。

(2) 高等法院覆審部 覆審部に於ては地方法院及滿洲駐在領事官の爲したる裁判に對する控訴並上告部の權限に屬するものを除くの外、地方法院及滿洲駐在領事官の爲したる裁判に對する抗告に付き裁判權を有する。

(3) 地方法院 地方法院は第一審として内地に於ける區裁判所及地方裁判所の事務管轄に屬する事件並滿洲駐在領事官の爲したる豫審事件及國交上必要ありとして外務大臣の指定したる刑事事件に付き裁判權を有し、特定事件に付き判官3人の合議を以て審理裁判を爲す外、單獨判官に之を屬する。

(4) 檢察局 高等法院及地方法院に各檢察局を附置し之に檢察官長を置き檢察事務を統轄掌せしむ。

(5) 民政署 民政署は其の管轄區域内に於ける民事訴訟調停登記公證の事件を取扱ふ。

(6) 警察署 警察署に於ては專ら司法警察事務の外、即決事件及び執達事務を掌理する。

(2) 關東廳法院

關東廳法院は關東長官に直屬し關東州に於ける民刑事の裁判及非訟事件に關する事務を取扱ひ而して法院、地方法院及高等法院の3種に分れ高等法院には更に覆審部と上告部とがある。

地方法院 民刑事に付き第1審の裁判をなし且非訟事件に關する事務を取扱ふ但し登記事務に就ては民政署長が取扱つて居る。其構成は原則として單獨判官の獨任制であるが特定の事件に就ては判官3人の合議を以て審理裁判する。

高等法院覆審部 高等法院覆審部は地方法院の裁判に對する控訴及高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外地方法院の裁判に對する抗告に就いて裁判し、高等法院の上告部は地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並高等法院覆審部の裁判及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告に就ての裁判及裁判所構成法に定めた大審院の特別權限に對する職務を行ふ。然して各部とも判官3人の合議を以て審理裁判する。

尙各法院に檢察局を設置して檢察官長を置き檢察事務を統轄せしめて居る。

現在に於ける關東廳高等法院は旅順に、同地方法院は大連に設置して居る。

(3) 訴訟及檢察

關東州に於ける裁判所は既述の如く法院と稱し高等、地方の2院に分れ、民刑事訴訟及非訟事件を取扱ひ、高等法院は之を旅順に置き、覆審部に於ては第2審、上告部に於ては第3審の事件を審理してゐる。

(4) 司 獄

概況 旅順に刑務所、大連に刑務支所がある。該所は高等法院及地方法院の判決に係る受刑者の刑を執行し繫屬中の刑事被告人を拘禁し、滿洲に於ける帝國領事裁判

に於て判決した8箇月以上の懲役又は禁錮囚の刑の執行囑託を受けてゐる。

沿革 關東廳の司獄事務は明治39年6月關東都督府民政部内に監獄署を置き、旅順に本監を、大連に支監を、金州に出張所を設置し、越えて41年10月に關東都督府監獄署官制を發布し茲に名實共に並立せる監獄署として存在するに至り、爾後次に示すが如き數次の變革を経て今日に及んでゐる。

即ち大正9年關東廳官制改正に依り監獄署の名稱を關東廳監獄と改め同時に監吏を看守長と改稱し、大正12年地方法院の移轉に伴ひ大連に分監を置く事となり同時に分監以下職員の増加あり大正13年監獄官制に基き保健技師技手及救護師等の官吏待遇者を定め又大正15年10月1日本監を關東廳刑務所分監を關東廳刑務支所と改稱した。

獄舎は本分署及出張所共舊時代の獄舎を應急補修して之に充當したが明治40年11月旅順元寶町所在の鐵圍半成獄舎を増築完成して之に本署を移し、逐年入獄者増加に伴ひ漸次獄舎の増改築を行つた。

現在本所敷地面積は69,084餘坪にして監房、作業場及其の附屬建物總坪數2,400餘坪に達し外に煉瓦工場として6,000餘坪を使用してゐる。又支所敷地は30,136餘坪にして其の建物坪數は676餘坪である。

新受刑人員 (昭和6年中)

種 別	日本人			滿洲國人		
	男	女	計	男	女	計
無期懲役	1	—	1	2	—	2
有期懲役	171	5	176	273	13	286
有期禁錮	—	—	—	—	—	—
許容換刑期間	—	—	—	—	—	—
昭和5年中	172	5	177	1,051	13	1,064
昭和4年中	207	4	211	1,134	8	1,142
昭和3年中	239	5	244	1,250	7	1,257
初 犯	89	2	91	859	13	872
再 犯	41	2	50	121	—	121
三 犯	20	—	20	37	—	37
四 犯	5	—	5	23	—	23
五 犯	4	—	4	7	—	7
六 犯 以上	6	1	7	7	—	7
計	172	6	177	1,051	13	1,064

入監出監人員 (昭和6年中)

Table showing prison admissions and discharges for Japanese, Korean, and foreign nationals in 1931. Columns include gender, category (admitted, discharged, current), and counts.

在監人及在監患者延人員 (昭和6年中)

Table showing the number of inmates and medical staff in prisons for Japanese, Korean, and foreign nationals in 1931. Includes average daily inmate counts and staff-to-inmate ratios.

在監人員 (昭和6年中)

Table showing the composition of prison staff by nationality (Japanese, Korean, foreign) and gender, categorized by institution type.

在監人作業及工賃 (昭和6年中)

Table showing work and wages for inmates, broken down by gender and institution type, including average daily wages.

(5) 領事裁判

概況 日本が支那に裁判権を有するに至つたのは明治20年10月19日締結の日清通商航海條約に基く。而して該條約に於ては所謂被告主義により民事刑事の裁判権を認めたとのである。而して南滿洲及東部内蒙古に關する日支新條約第5條に於ては民事訴訟は日本國臣民、被告たる場合には日本國領事館に於て又支那國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審理し互に員を派し臨席傍聽せしむる事を得。但し土地に關する日本國臣民及支那國民間の民事訴訟は支那國の法律及地方慣習により兩國より員を派し共同審判すべし。將來同地方の司法制

度完全に改良せらるるときは日本國臣民に關する一切の民事訴訟は完全に支那國法廷審判に歸すべしとある。依つて外務省は大正4年7月省令を以て支那に於ける在日本帝國領事館管轄區域を定めた。尙其中には南滿鐵道沿線各領事館の管轄區域を包含せしめてある。而して領事館の管轄區域に關しては職務區域の内に裁判事務をも含んで居るので又自ら裁判管轄區域であるとも云ひ得られる。

領事裁判適用法規 領事館の遵守すべき法則は明治32年3月法律第70號領事館の職務に關する規程中に規定されてある。即ち領事裁判權を行ふことを得る領事官は本法律の規定に従つて訴訟事件並非訟事件に關

する事務及登記事務を行ひ之に關し領事館は法令條約及慣例に依りて之を執行するに於て地方裁判所及區裁判所の職務を行ふ。

尙領事官は重罪に關して豫審のみ爲し公判をなす権限を有しない。重罪の公判は1914年4月法律第52號公布以後關東廳法院の管轄に移され、領事館のなせる裁判に對する終審は關東廳高等法院の管轄に屬せしめられた。

領事館では領事館員又は警察官を以て檢察官又は裁判所書記及執達吏の職務を行はしめ裁判所書記又は執達吏の職務を行はしむべき館員又は警察官のなきときは、其管轄區域に在留する帝國臣民中より選任し臨時其の職務を行はしめる。因に領事官に對しては通常裁判所に於ける忌避又は回避の規定は適用せらるる事がない。

附屬地と領事裁判 元來領事裁判は内地の法規に従ひ、被告主義により民事事件を審理裁判すべきを原則とする。領事裁判の管轄區域である附屬地の民事又は刑事に於ける刑法犯に付き本國法律を適用すべきは勿論なるが、民事刑事法規中屬地的法規に就ては直に外國たる附屬地又は其の他の管轄區域に發生せる事件に之を適用する事は出来ない。ただ問題は附屬地内に於ける關東廳の警察法規或は附屬地外に適用せらるる領事館令違反事件に付き審理裁判するを得るや否やである。因に日清通商航海條約には日本國の法律に依り日本國官吏之を審理裁判する旨を規定してある。

(6) 警察

概説 關東州及州外鐵道附屬地に於ける警察制度の沿革を概説するに (1)民衆統合制 (2)領事館警察の統合制 (3)警憲統合

制 (4)警憲分離制 (5)民衆分離制 (6)民衆統合制復活の時期に分けることが出来る。即ち明治39年9月關東都督府設置の際には州内に於ける警察事務を他の一般行政事務と共にし、明治41年1月南滿洲に駐在する領事館をして關東都督府事務官を兼ねしめ州外に於ける鐵路線路の警察事務を掌理せしめ大正6年7月都督府に警務部を設け警務總長を置き警務總長は南滿洲駐劄憲兵の長たる陸軍將校を以て之を充つることとなり警憲統合の實を示した。次で大正8年4月都督府を廢止し關東廳官制施行せらるるや關東廳に警務官を置き再び文官憲察制に復したのであつた。

大正10年6月關東廳に警務局を設け局長を置き民政署長及民政支署長の權限より警察支衛生の事務を割り警察署長又は警務支署長をして之を執行せしむることとなり民衆分離の制を採用した。大正13年12月民政署長に警察署長の監督權を附與し、民政支署長に警察事務の執行を爲さしむることに改め民衆統合制に復歸した。是れが即ち現行制である。同時に亦從來の名稱であつた警務署、警務支署の稱を警察署、警察支署に改正し昭和5年12月3日民政支署を民政署に昇格し其區域に對し新たに警察署を設置した。

現制 關東州並州外鐵道附屬地の警察事務は關東廳の管掌する處であつて關東廳に警務局長を置き關東長官の命を受け管内に於ける警察及衛生事務の執行に關し民政署長(民政支署は民政署に昇格)兼視警部、警部補及巡査を指揮監督せしめてある。

警察官廳は州内にあつては民政署長、及び警察署長であつて、民政署長は管内の警察署長(署長の指揮權を有し、警察署長は部内の

警察及び衛生の事務を掌理し、また州外にあつては南滿に駐在する領事館をして關東廳事務官を兼ねしめ、州外警察署長を監督せしめ署長の職務は州内に於けると同一で部内の警察及衛生事務を掌らしめてある。

滿洲の治安根本方針 駐滿全權府設置され武藤全權の就任を見ると同時に、滿洲警備に於ける四領政治統一の問題が具體的な形を探り關東軍、關東廳、憲兵隊、並に全權部を打つて一丸とする一大警備會議は昭和7年11月各首領者參集の上、開催せられたが、滿洲の治安維持に關し憲兵隊警察を統一し滿洲警備制の完成を期する點に協議は行はれ、その主要事項たる統一案の内容

1. 憲兵司令官をして關東廳警務局長を兼任せしむる

點に論議の中心は置かれたものの如くであるが、右は現行官制の改正を行ふ必要あり即時斷行は種々法規上の困難な點あるを發見し、勅令をもつてこれが改正を見る迄、今直ちに憲兵司令官の警務局長兼任を見合せることとなり。

1. 憲兵は治安上の警察事務を區署することとなつた。従つて形式上の權限多管を排し實質的軍憲統一を計り協同動作の徹底を期するに決定したもので、その根本方針には何等變更を見ぬ譯である。

Table with columns: 警察官署 (昭和6年末現在), 名, 稱, 位, 置, 員數, 及, 派出所數. Lists various police stations and their personnel counts across different regions like 關東州内 and 鐵道附屬地.

以上は昭和6年度關東廳第2次報告書に據る。尙ほ警察官練習所に於ける職員數は20名にして卒業練習生の數は昭和6年度末に於て70名を示してある。

警察職員 (昭和6年末)

Table with columns: 地方別, 警視, 屬, 警部, 警部補, 巡查, 巡捕, 及, 職員, 合計. Shows the distribution of police personnel by region and rank for the year 1931.

以上は昭和6年度關東廳第2次報告書に據る。尙ほ警察官練習所に於ける職員數は20名にして卒業練習生の數は昭和6年度末に於て70名を示してある。

(八) 財 政

(一) 滿洲國の財政

(1) 概 況

滿洲國建國以來今日までの同國の財政を

通観すると 第1期(自3月6日至6月末日)建國當初の

準備時代 第2期(自7月1日至9月末日)月豫算時代

第3期(10月1日以降)年度豫算確立時代に

分けることが出来る。しかして滿洲國政府

が建國以來とつて来た財政方針は何よりも

まづ人心の安定と収入の確保をはかるに

あつた。

建國當初の準備時代 建國以來6月末ま

での収入状況は舊財政廳關係各稅收入及

債務關係收入、合計1,900萬元でそのうち

中央の歳入は970萬元に對し支出910萬元

であつた。従つて5月に成立した日本からの

2千萬圓の借款はそのまゝ朝鮮銀行新京支

店に預金しておくことが出来た。

月豫算時代 舊政を踏襲し會計年度を7

月1日から翌年6月末日までと定めたが、

未だ年度豫算を確立するを得なかつた。し

萬圓が豫備費として計上され、また歳入に

ついては舊東北政權時代に年收2,700萬圓

Table with 4 columns: 稅目 (Tax Item), 張學良時代の實收 (Actual Revenue in Zhang Xue-liang's Era), 元年度豫算 (Fiscal Year Budget), and 備註 (Remarks). Rows include 關稅, 鹽稅, 田賦, etc.

かくて大同元年度の見積りが極めて堅實

で治安が回復したら内國稅は著しく増加

し、滿洲國の財政はますます安固となる

であらう。官辦事業および官產收入の大部

は吉黒兩省の鹽專賣利益金(吉黒樺運署利益

金)400餘萬圓及び近く實施の豫定の阿片專

賣の利益金500萬圓である。尙最近に至つ

て滿洲國建國公債を一般から公募する事に

決し、引受者は國際シンジケート銀行團と

する事に決定したが、上記の如き滿洲國の

財政内容からして悲觀さるべき性質のもの

ではなく、前途は極めて洋々としてゐる。

(單位千圓)

Table with 3 columns: 所管別 (Administrative Division), 經常部 (Regular Department), 臨時部 (Temporary Department). Rows include 財政部, 稅務廳, 警察廳, etc.

Table with 2 columns: 項目 (Item), 金額 (Amount). Rows include 其他内國稅, 阿片專賣益金, 其他の諸收入, 計 (Total).

しかしてこの状態に到達するのに最惡の

場合を考へ最大限5年を要すると見ても明

年度以降毎年2,000萬圓づゝ増加し、大同

5年に1億8千萬圓の歳入をあげることは

確實であり、また歳出では本年度の1億1千

300萬圓を毎年1,000萬圓づゝ増進する程度

に止めるならば2年度は收支の均衡を得、3

年度以降は歳計剰餘となり5年度は約3,000

萬圓の歳入超過となるといふ好況を豫測す

ることが出来る。

(2) 財政組織

滿洲國成立以前に於ける財政制度は中央

に財政部を設置し、其の直轄機關として地

方に財政廳、稅捐局及其他の機關を有し表

面上の系統を具してゐたが、其の辦理の不

善に因つて竟に軍閥の把持恩用するところ

となり、かゝる財政機關も殆んど私利自由

の機關となり爲めに財政制度は有名無實に

陥つてゐた。

滿洲國政府は之に應るところあり、従前

の各省財政廳を一律に撤廢し、新に奉天、

關稅 5,000萬圓 鹽稅(吉黒兩省の專賣益金とも) 3,000萬圓

財政部 財政部總長は稅務、專賣、貨幣、金銀統制及國有財産に關する事項を掌理し、總務司、稅務司、理財司を置く。總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務を管掌し、稅務司は國稅の賦課徵收、稅務行政、關稅の賦課徵收、關稅行政を管掌し、理財司は貨幣、金銀統制、金融機關の監督、國有財産の管理を管掌する。

財政部分科 總務司に秘書、人事、文書、會計、調査の科を置き、秘書科は機密、總長次長の官印及部印の保管、他司科に屬せざる事項の諸項を掌り、人事科は職員の進退賞罰及身分を掌り、文書科は法令案及成案文書の審査及進達、文書の接受發送編纂保管、政府公報及弘報、圖書印刷物、翻譯及通譯、情報の蒐集、宿直の諸項を掌り、會計科は本部所管一般會計及特別會計の豫算及決算、支拂、物品の出納保管、建築物の維持及保管、雇傭、廳内管理の諸項を掌り、調査科は部所管事項の統計及報告、内外經濟事情の調査の諸項を掌る。

稅務司には國稅、關稅、專賣、企業、經理の科を置き、國稅科は內國稅の賦課徵收及減免、租稅外諸收入、一切の貸借金品、內國稅事務の管理監督、內國稅の訴訟、內國稅犯罪者處分事務の管理監督、印紙類の刷製出納保管、地方稅の設定改廢の認可、稅務官吏の養成、交付金及拂戻金、稅務の統計を掌り、關稅科は關稅關稅の賦課徵收及減免、關稅關稅外諸收入の管理監督、關稅關稅事務の管理監督、外國貿易の船舶及輸出入品の監督、輸出入品の調査試験分析及鑑定、保稅倉庫設置場及保稅地域の管理、保稅貨物運送積卸、關稅通路、輸出交付金及拂戻金、關稅關稅の訴訟、稅關官吏の養成、關稅及貿易統計を掌り、專賣科は專賣物品の生産收納及購買、專賣物品の移輸入保管賣下及販

賣、專賣物品及專賣物品營業者の管理監督、專賣物品の調査試験分析及鑑定、專賣物品の管理專賣犯罪者處分事務の管理監督、專賣物品の交付金補助金拂戻金、專賣官吏の養成、專賣統計を掌り、企業科は內國稅制度の調査、關稅關稅制度の調査、專賣制度の調査、徵稅機關專賣機關の新設改廢を掌り、經理科は租稅及租稅外一切諸收入の豫算決算、內國稅徵收費の配付、專賣資金の運用、租稅及專賣犯罪者處分費配付、稅務官吏稅關官吏及專賣官吏の賃罰審査、他科に屬せざる事項を掌る。理財司に銀行、特種金融、官產の科を置き、銀行科は銀行、銀行の兼營する附屬營業、銀行債券、銀行に對する補助金及補給金、銀行の檢查、貨幣、紙幣新製造券、國債及地方債、他科に屬せざる事項を掌り、特種金融科は庶民金融、錢舖及儲蓄會及銀行類似の營業、保險及信託、錢鈔取引所、彩票を掌り、官產科は國有財産の調査、國有財産の管理處分の諸項を掌る。

財政部職員

總長 照 浩
次長 孫 其 昌
總務司長 星野 直樹
稅務司長 源田 松三
理財司長 田中 恭

(大正元年5月9日政府公報)

新捐局 稅捐局は財政部の管理に屬して國稅に關する事務を執行する。各稅捐局を通じて局長、事務官、技士の職員を置く。

(稅捐局官制)

稅捐局分課 稅捐局に總務、經徵、稽查の課を置き、總務課は人事及機密、官印の管守、文書の接受發送編纂及保存、統計及報告、會計、金錢及物品の出納保管、圖書及印刷物、印花類の出納保管及賣捌、票照類の出納及保管、有價証券の保管、公報、

交付金及拂戻金、廳内取締、備人、宿直、他課の主管に屬せざる事項を掌り、經徵課は內國稅の賦課徵收及減免、租稅外諸收入、課稅物件の試験分析及鑑定、稽查課は課稅物件の密査及取締、犯罪事件の調査及處分の諸項を掌る。(大正元年7月2日稅捐局分課規程)

稅捐局名稱位置及管轄區域表

稅捐局名稱	稅捐局名	位置		管轄區域	
		省名	地名		
奉天稅務監督署	奉天	奉天	奉天市	奉天市	
	安東	奉天	安東縣城	安東縣、寬甸縣	
	營口	奉天	營口縣城	營口縣	
	遼陽	奉天	遼陽縣城	遼陽縣、柳河縣	
	海城	奉天	海城縣山城鎮	海城縣	
	鐵嶺	奉天	鐵嶺縣城	鐵嶺縣、法庫縣	
	遼寧	奉天	遼寧縣城	遼寧縣、撫順縣	
	開通	奉天	開通縣城	開通縣、西寧縣	
	懷德	奉天	懷德縣城	懷德縣、清原縣	
	昌圖	奉天	昌圖縣城	昌圖縣	
	通遼	奉天	通遼縣城	通遼縣	
	西寧	奉天	西寧縣城	西寧縣	
	北鎮	奉天	北鎮縣城	北鎮縣	
	復遼	奉天	復遼縣城	復遼縣	
	遼南	奉天	遼南縣城	遼南縣、突泉縣	
	新民	奉天	新民縣城	新民縣、遼中縣	
	海城	奉天	海城縣城	海城縣、遼中縣	
	梨樹	奉天	梨樹縣城	梨樹縣、遼中縣	
	遼東	奉天	遼東縣城	遼東縣、雙山縣	
	吉林稅務監督署	西豐	吉林	西豐縣城	西豐縣
通化		吉林	通化縣城	通化縣、桓仁縣	
東豐		吉林	東豐縣城	東豐縣	
輯安		吉林	輯安縣城	輯安縣、輝南縣	
荷河		吉林	荷河縣城	荷河縣、桓仁縣	
新賓		吉林	新賓縣城	新賓縣	
鳳城		吉林	鳳城縣城	鳳城縣、興城縣	
輯安		吉林	輯安縣城	輯安縣、興城縣	
木遼		吉林	木遼縣城	木遼縣	
鳳山		吉林	鳳山縣城	鳳山縣	
輝南		吉林	輝南縣城	輝南縣、金川縣	
遼安		吉林	遼安縣城	遼安縣、安廣縣、鎮賚縣	
遼寧稅務監督署	開通	遼寧	開通縣城	開通縣、遼寧縣	
	彰武	遼寧	彰武縣城	彰武縣、遼寧縣	
	盤山	遼寧	盤山縣城	盤山縣、遼寧縣	
	撫松	遼寧	撫松縣城	撫松縣	
	長白	遼寧	長白縣城	長白縣	
	安圖	遼寧	安圖縣城	安圖縣	
	吉林稅務監督署	吉林	吉林	吉林省城	吉林省城
		長春	吉林	長春縣城	長春縣
		永吉	吉林	永吉縣城	永吉縣の一部
		扶餘	吉林	扶餘縣城	扶餘縣の一部
扶餘		吉林	扶餘縣城	扶餘縣の一部	
德惠		吉林	德惠縣城	德惠縣	
農安		吉林	農安縣城	農安縣	
寧安		吉林	寧安縣城	寧安縣	
遼寧稅務監督署	賓州	遼寧	賓州縣城	賓州縣	
	珠河	遼寧	珠河縣城	珠河縣、寧河縣	
	寧河	遼寧	寧河縣城	寧河縣	
	錦州	遼寧	錦州縣城	錦州縣	

稅務監督署名	稅捐局名	位 置		管 轄 區 域
		省 名	地 名	
吉林稅務監督署	稅捐局	吉林省	德惠縣城	德惠縣
	稅捐局	吉林省	雙陽縣城	雙陽縣
	稅捐局	吉林省	磐石縣城	磐石縣
	稅捐局	吉林省	五常縣城	五常縣
	稅捐局	吉林省	伊通縣城	伊通縣
	稅捐局	吉林省	舒蘭縣城	舒蘭縣
	稅捐局	吉林省	德惠縣城	德惠縣
	稅捐局	吉林省	懷德縣城	懷德縣
	稅捐局	吉林省	伊通縣城	伊通縣
	稅捐局	吉林省	伊通縣城	伊通縣
浙江稅務監督署	稅捐局	浙江省	杭州特別市	杭州特別市
	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
	稅捐局	浙江省	湖州縣城	湖州縣
	稅捐局	浙江省	紹興縣城	紹興縣
	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
	稅捐局	浙江省	湖州縣城	湖州縣
	稅捐局	浙江省	紹興縣城	紹興縣
	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
	稅捐局	浙江省	湖州縣城	湖州縣
	稅捐局	浙江省	紹興縣城	紹興縣

稅務監督署名	稅捐局名	位 置		管 轄 區 域
		省 名	地 名	
浙江稅務監督署	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
	稅捐局	浙江省	湖州縣城	湖州縣
	稅捐局	浙江省	紹興縣城	紹興縣
	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
	稅捐局	浙江省	湖州縣城	湖州縣
	稅捐局	浙江省	紹興縣城	紹興縣
	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
	稅捐局	浙江省	湖州縣城	湖州縣
	稅捐局	浙江省	紹興縣城	紹興縣
	稅捐局	浙江省	嘉興縣城	嘉興縣
熱河稅務監督署	稅捐局	熱河省	承德縣城	承德縣
	稅捐局	熱河省	張家口縣城	張家口縣
	稅捐局	熱河省	歸綏縣城	歸綏縣
	稅捐局	熱河省	張家口縣城	張家口縣
	稅捐局	熱河省	歸綏縣城	歸綏縣
	稅捐局	熱河省	張家口縣城	張家口縣
	稅捐局	熱河省	歸綏縣城	歸綏縣
	稅捐局	熱河省	張家口縣城	張家口縣
	稅捐局	熱河省	歸綏縣城	歸綏縣
	稅捐局	熱河省	張家口縣城	張家口縣

稅務監督署 稅務監督署は財政部の管理に屬し内國稅に關する事務を監督する。各稅務監督署を通じて署長、副署長、事務官、技正、廳官、技工の職員を置く。

稅務監督署分科 稅務監督署に總務、經

理、徵權第1、徵權第2、監察の科を置き、總務科は機密、職員の進退賞罰及身分、署長印刷署長印署印其の他官印の管守、稅捐局の一般監督、文書の接受發送編纂及保存、統計及報告、公報掲載、翻譯及通譯、宿直、

税目	課税物件	税 率	納税者	納付次数	徴 收 期	民國19年 度 實 收	備 考
漁業秤用 魚 類	魚 類	従價100分の8	賣主及 買主各半	随 時	同	215,629	
魚 稅	魚 類	従價100分の1.5	賣 主	同	稅捐局	12,316	
鹽 稅	鹽	100斤に付5元 3角	鹽 商	同	郵遞支 署	23,233,814	稅率は正稅3元附 加稅3元特別附加 稅3角合せて6元3 角19年度稅收は東 北政務委員會財政 處より振當ての額
出賣貨稅	皮張,棉花, 羊毛等一切 土產品	従價100分の1.5	賣 主	同	稅捐局	2,295,127	稅制改正により稅 率半減さる
出 賣 稅	大豆,小豆, 麥豆,小麥 等一切雜糧	従價100分の1	同	同	同		
出 賣 稅	包米,紅粉, 谷子,小麥 等一切雜糧	従價100分の0.5	同	同	同		
豆 稅	大豆,青豆, 綠豆,黑豆 等豆類	従價100分の2.5	同	同	同	4,030,874	同
油 稅	芝麻,蘇子, 麻子等雜糧	同	同	同	同	139,955	同
繭 絲 稅	繭 絲	従價100分の2.25	同	同	同	500,911	同
五成肉捐	肉 類	各縣稅率不同	同	同	縣政府	123,770	各縣徵收肉捐の5 割を省收入として
關稅津式 貨物稅	毛織物品	従價100分の5	同	同	稅捐局	3,034	
煙膏稅稅	香 煙 草		製造者或 輸入者	同	同	4,031,125	英米亞亞兩華商會 社と毎月末納稅の 特約を結んでゐる
綿紗稅稅	綿 紗 及 品	同(4)同	同	同	同	111,057	本稅收金は民國20 年度5月6日分のみ
麥粉稅稅	麥 粉	每40斤袋につき 1角	同	同	同	113,894	同
水泥稅稅	セメント	每375磅桶につ き5角	同	同	同	16,090	同
契 稅	田地房產 等契稅	賣契稅従價100 分の6契稅従價 100分の4	買 主	同	縣政府	1,391,637	
印花稅稅	契 稅		契 約 者	同	財政廳	1,701,475	
報 效 稅	田 賦	每1畝現洋1元 2角	地 主	同	縣政府	110,033	
報 效 稅	田 賦		同	同	同	13,709	

奉天省稅制を現代財政學者が多く採用して
ある體系に従つて分析すれば下の如くで
ある。



奉天省城(奉天市政公署管轄)に於て現在 である。
施行されてゐる營業稅を示せば下記の如く (大同元年11月現在)

税目	課税物件	税 率	納付次数	備 考
營業稅	第1類營業 第2類營業 第3類營業 第4類營業 第5類營業	營業收入1,000分の8 同 1,000分の4.5 同 1,000分の3 資本金及獨立金1,000分の6 營業收入の1,000分の1.5	每月1回	
牙 稅	仲買營業	1人につき毎年 12元	毎年2季 に分納	
當 稅	買屋營業	大 當 120元 小 當 60元	毎年4季 に分納	大當とは資本金8,000元以上のもの 小當とは資本金8,000元以下のもの
酒稅	酒稅	甲種 毎年 100元 乙種 毎年 40元 丙種 毎年 20元	毎年2季 に分納	
斗用捐	雜穀販賣業	賣上額毎斗に付 4.5厘	毎月1回	
經紀捐	仲買營業	毎月1人に付 1元2角	同	
攤床營業捐	露天營業	甲種 毎月 4角 乙種 毎月 3角 丙種 毎月 2角	毎月1回	甲種とは資本金40元以上のもの、 乙種とは20元以上のもの、丙種は 10元以上のもの
戲 捐	演藝興行物	入場券賣上額の6%	毎日1回	戲票附加捐として更に賣上額の 100分の5を徴し自治附加捐として 1座につき1日奉小洋1分を徴す
雜 捐	同	毎 日 1元	同	サーカス團の如きもの
影 戲 捐	商埠地の各種 演藝興行物	入場券賣上額の6%	同	他に戲票附加捐及自治附加捐徵收 される
班 捐	貨座營業	1 等 4元 2 等 2.5元 3 等 1.5元 4 等 1.0元	毎月1回	

奉天市政公署徵收稅目表

稅種	稅 目	課 税 物 件	稅 率	納 期	備 考
收益稅	營業稅	各種營業	前表參照	每月末	大當とは資本金 8,000元以上 小當とは 8,000元未満
	牙稅	仲買營業	1人につき毎年12元	1月及7月	
	當稅	買屋營業	大當 毎年 120元 小當 毎年 60元	1, 4, 7, 10 月	
	酒稅	酒稅	甲種 毎年 100元 乙種 毎年 40元 丙種 毎年 20元	1月及7月	
消費稅	斗用捐	雜穀販賣業	賣上額毎斗に付4厘5毫	每月末	
	經紀捐	仲買營業	毎月1人 1元2角	同	
	攤床營業捐	露天營業	甲種 毎月 4角 乙種 毎月 3角 丙種 毎月 2角	同	
	牛馬稅	家 畜	牛馬 100分の6 猪 100分の3	同 時	
	屠稅	屠 殺	牛 2元 猪 5角 羊 3角 牛 1元 猪 5角 羊 2角	同	
	毛稅	毛 織	1匹に付 2角	同	
	牛 稅	牛 糞	同 3角	同	
	牛 稅	牛 糞	同 2角	同	
	戲 捐	演藝興行物	入場券賣上額の100分の6	毎 日	
	影 戲 捐	商埠地の各種 演藝興行物	入場券賣上額の100分の6	同	
班 捐	貨座營業	1 等 4元 2 等 2.5元 3 等 1.5元 4 等 1.0元	毎月 1回		
優 待 捐	男女遊藝人	女伶 毎月1人に付4元 男伶 毎月1人に付2元	毎月末		

税種	税目	課税物件	税率	納期	備考
交通税	車捐	車	毎月末	隨時	
	市内接交公費	官有借地權の移轉	價格の1,000分の10	同	
登録税	工業區接交公費	官有借地權の移轉	同	同	
	買田房公費	土地家屋の所有權の移轉	同	同	
	藥品計册費	1件に付	2元	同	
	註車捐				
	自家用人力車		毎月 5角		
	自家用人力車		2角		
	皮馬車		5角		
	玻璃馬車		5角		
	荷馬車		3套 9角 2套 6角 1套 3角		
	自家用自動車		4元		
營業用自動車		3元			
貨物自動車		毎噸に付 3元			
自轉車		2角(但し學生用は1元)			

瀋陽縣公署徵收稅目表

税種	税目	課税物件	税率	納期	備考	
收益税	田賦	田	上則地每畝1畝5分4厘 中則地同 1角1分 下則地同 6分6厘 城則地同 3分3厘	11月1日		
	畝捐	同	上則地每畝1角4分6厘 中則地同 1角4分 下則地同 1角3分4厘 城則地同 6分7厘	11月1日		
	關稅	捐稅	菜各種營業	每畝 1元2角	1月及7月	
	營業捐	捐	同	來下市政公署同 毎月資本金の1,000分を4	毎月末	
	營業捐	捐	煉瓦 100枚に付 2角 瓦 1,000枚に付 1角 盆 100箇に付 5角	1月及7月		
	牙稅	稅	牙稅	來天市政公署同	1月及7月	
	酒稅	稅	酒稅	同	1,4,7,10月	
	酒稅	稅	酒稅	同	1月及7月	
	消費税	牲畜稅	家畜類	{牛, 馬, 騾 100分の6 猪, 羊, 雞 100分の3}	隨時	
		屠宰捐	屠殺家畜	{牛 2元 豚 5角 羊 3角}	同	
印子稅		同姓家	每匹に付 1角 每月1人に付 5角 每月 2元	同 月末		
交通税	車牌捐	荷馬車	{4套 毎年 8元 3套 同 5元 2套 同 3元 1套 同 1元}	隨時	納期は11月1日より 當年10月末日迄隨時	
	登録税	婚書捐	婚書	2枚 2元 2枚 8角	同	
公證費		土地家屋所有權の移轉	{契 契 100分の3 契 契 100分の1.5}	同		

縣市に委讓せる稅目表

税目	課税物件	委讓直前の税率	納税義務者	納税次数	改正前の徵收機關	民國19年度實收額	備考
田賦	田	{上則地每畝1角5分4厘 中則地每畝1角1分 下則地每畝6分6厘 沙地每畝3分3厘}	所有者	毎年1回	縣政府	元	稅率は正稅附加費を合せたもの稅收は丁收入租課收入を合算せるもの
牲畜稅	牛, 馬, 騾, 猪, 羊	{牛, 馬, 騾從價100分の6, 猪, 羊從價100分3 屠宰印子稅每頭1角}	買主	隨時	稅捐局	1,546,673	
營業稅			營業者	同	同	{10,425 1,194,939}	
當稅	買賣業	{大當年納 240元 小當年納 140元}	同	毎年4回 2分納	同	25,349	他に大當帖費20元當帖費10元を5年毎に收納する19年度額を合算せるも營業稅附設と共に本稅に該稅中に包含されたり
牙稅	仲買營業	{牙稅帖稅 24元 上則每張 中則每張 40元}	同	毎年2回 2分納	同	12,429	他に各帖費として帖稅の1割を毎年1回收納する19年度額は合計を
		{牙稅帖稅 80元 上則每張 中則每張 40元}	同	同	同	82,431	同上營業稅附設と共に本稅に該稅中に包含された
牙稅	仲買營業	{牙稅帖稅 24元 牙稅帖稅每張 24元 秤稅每張 24元}	同	同	同	12,965	
酒稅	酒稅	元乙種小當年 20元 丙種小當年 5元	同	毎年2回 2分納	同	216,970	
船捐	船舶及船棧の租稅	{河防船捐4角乃至1元5角不同 糧食船捐每100斤3分 分貨每100斤2分}	船所有者	隨時	同	—	
山場稅	山場	{上等每50畝に付15元 中等每50畝に付10元 下等每100畝に付5元}	山場取得者	同	縣政府	10,399	
山場稅	山場	每把 8角	山場所有者	毎年1回	同	80,275	
車牌捐	車	4套8元, 3套5元, 2套3元, 1套1元	所有者	同	同	887,560	山場取得の時刻千地を以ての時價收入1把は6,000圓

廢止せる稅目表

税目	課税物件	廢止直前の税率	納税義務者	納税次数	廢止前の徵收機關	民國19年度收入	備考
種稅	人參	從價100分の5.5	買主	隨時	稅捐局	77,560	
木植稅	木材	從價100分の7.25	同	同	同	573,040	
中江稅	一切の運送貨物	從價100分の6	同	同	同	9,793	正稅從價5分附加稅從價1分合計從價6分
粟稅	粟	每100斤に付5元	同	同	同	10,053	
酒稅	酒及酒稅	酒及酒稅 100元に付2元	買主及營業主	隨時及年 2回分納	同	352,238	
票照費				隨時	稅捐局及縣政府	—	

國地稅劃分案綱要 大同元年9月13日財政部訓令第70號によつて國地稅劃分案綱要を制定し令した。現行稅捐はその徵收機關の如何を問はず、從前中央統治省政府の收入に屬したものは、總てこれを國稅とし、其他は地方稅として市縣及設治局の收入に歸す。

せしめることとなつた。奉天省地方税中國税に移管せしめる税目は(イ)田賦、(ロ)營業税、(ハ)牙當税、(ニ)菸酒牌照税、(ホ)牲畜税、(ヘ)前各項の租税に附随する捐費であつて、現行の國税中地方に委譲すべき税目は(イ)車捐、(ロ)船捐、(ハ)廟捐、好捐、戲捐、(ニ)前各項の税捐に附随する捐費である。而して上記の移管、移譲は大同元年10月1日を期して行はれたが、因みに現行國税は下の如くである。國税、噸税、鹽稅、田賦、契稅、礦稅、煤稅、營業稅、牙當稅、銷場稅、牲畜稅、漁稅、出產稅、酒稅、菸稅、絨稅、印花稅、前各項の租税に附随する捐費の18項である。

國地兩稅劃分辦理方法 田賦其他これに附帯して徵收する捐費を除く外國税となるべき税捐を徵收する市縣其他の地方團體は徵收に關する諸帳簿其他既未決案件を所轄稅捐局に、稅捐局は地方稅となるべき稅捐を地方團體に大同元年9月30日を以て引繼を了し、大同元年10月1日以後收納すべきものは、其の所屬年度の如何を問はず新所管團體の收入とした。國稅地方稅の徵收方法及稅率は當分の間從前の例に依つてゐる。(大同元年9月13日財政部訓令76號)

滿洲國阿片制度 滿洲國では國內阿片制度の改訂統一前提として暫行阿片收買法を10月1日から11月19日迄39日間實施と決定した。尙來年度からは阿片收買期前より實施し完全に統一を圖ることになつてゐる。

暫行阿片收買法 大同元年9月16日國務總理の名を以て暫行阿片收買法は制定公布された。その内容を抄記すれば下の如くである。現に阿片を所有し又は所持する者は、本法施行の日より60日以内に縣長、旗長又は市長の指定する場所、若は阿片收買人をして相當價格を以て收買せしめる。この場合提出した阿片は該阿片に關する限り刑法及禁煙法の規定は適用しない。阿片收買人は必要の人員を限つて縣長、旗長又は

市長之を特許する。縣長、旗長又は市長は阿片收買人に對し、其の收買阿片1兩に付五分の特許料を徵收することが出来る。阿片收買人に縣長、旗長又は市長の認定する阿片收買見込量1兩に付一角の割合を以て保證金を縣長、旗長又は市長に寄託する。阿片收買人及其の從業員には收買人の證、從業人の證を交付する。從業中はその證票を携帯することを要す。阿片收買人は收買せる阿片を政府に納付する。納付した阿片に對しては補償金を交付する。阿片收買人又は從業人は收買せる阿片を藏匿し私賣し、其他法に違反した時には3年以下の有期徒刑又は5千圓以下の罰金に處する。阿片收買人が本法又は本法に基いて發する命令に違反した時は縣長、旗長又は市長は特許を取消し又は保證金の一部若は全部を沒收することが出来る。

暫行阿片收買法施行規則 財政部に於ては大同元年9月17日財政部令第9號を以て暫行阿片收買法施行規則を制定公布した。その内容を抄記すれば下の如くである。縣長、旗長又は市長暫行阿片收買法第1條の規定によつて阿片の提出場所を指定した時は適當の方法を以て告示する。阿片收買人を特許した時は其の住所氏名及保證金額並に其の保管方法を具し財政部總長に報告することを要する。阿片收買人は毎旬收買阿片の數量を價額其他收買狀況を翌旬5日以内に縣長、旗長に申告することを要する。阿片收買人其の收買阿片を納付せんとするときは相當數量を取懸め、住所氏名及阿片の數量を記したる納付書を豫め縣長、旗長又は市長を經て財政部總長に提出し、現品は其の經由公署長の指示する場所にこれを納付することを要する。縣長、旗長又は市長は阿片の蒐集、提出、保管及運送に關して便宜及保護を與へる。特許料は阿片收買人に於て其の收買阿片を納付したる後これを徵收する。

暫行阿片收買手續 大同元年9月17日財政部訓令第9號に依つて暫行阿片收買法施行規則取扱手續を制定訓令した。その内容を抄記すれば下の如くである。阿片收買人を特許せんとするときは其の職業、經歷、資産、信用を調査し、身元確實であつて收買能力充分であると認めるものを選定する。收買阿片は財政部總長の指定する場所に送付せしめる。阿片收買人より收買阿片運送のため執照の請求があつたときは、縣長旗長又は市長は其の阿片の數量發送人並に荷受人の住所姓名及政府の公認阿片であることを記載した煙土運送執照を發給する。保證金は特許の際提出せしめ保管證を交付する。

滿洲國印花稅票法 滿洲國政府では曩に新郵票の制定を行つたが、印紙はこれまで從來の舊政權時代のものを使用しつゝあつた。舊印花稅票は舊各省政府に於いて發行せるものでその種類も多く偽造のものもあつた。財政部に於いては豫て之が改訂方研究中であつたが、既往の缺陷を補ひ官民相互の利益を圖り又同時に國庫收入の確保を期するために新に印紙を制定することになり、10月20日新印花稅票を公布した。新票は1分、2分、1角、5角、1元の5種で、外に雙喜印紙4角1種、計6種になつてゐる。

印花稅票引換 印花稅票の引換は稅捐局、稅捐局分局、長綏印花稅處及濱江印花稅處、印花稅を取扱ふ縣公署に於て行ふ。但し毎1件の引換額而100圓を超ゆるものは稅務監督署に於て行ふ。因に印花稅の引換をなさんとする者は大同元年12月31日迄に舊印花稅票を提出して新印花稅票の交付を請求することを要する。

雙喜其他已往を得ざる車故に因つて期限内に引換を受けることの出来なかつた證明のあるものは期間經過後も引換を行ふ。

(大同元年10月29日財政部令第12號)

煙草專賣法 滿洲國政府は煙草專賣法を制定して一大財源となさんとする計畫ありその方法は(イ)煙草の專賣は滿洲國の現狀に照し販賣及管理のみに限る(ロ)民間の各煙草製造工場は專賣法施行と同時に政府の委託工場となす(ハ)政府は各煙草製造工場を全部買收して原價に2割を加へたる價格を以て賣捌人に販賣せしむといふ案で大同2年4月頃實施する計畫である。

(4) 鹽稅の獨立

舊政權下に於ける鹽稅は關稅と趣を等しくして外債の擔保に供せられ、徵稅官吏には外國人官吏が多く任用されてゐた。現在、支那が償還を實行中の鹽稅關係の外債並にその1932年度支拂額は(イ)英佛借款、元金250,000磅、利子78,750磅、(ロ)湖廣鐵道借款元金150,810磅、利子239,531磅、(ハ)タリスブ借款、元金116,749磅、利子203,508磅であり、其中滿洲國負擔部分は月額約22萬元である。

滿洲國にては、鹽稅獨立の中心となつた奉天財政廳が、支那が鹽稅を擔保として負へる外債は、國際法上から見て分割國は之を承繼すべき義務はないが、滿洲國に於ては唯友好的、且政策的の立場から上記の滿洲國負擔額は之を承認して何等國際關係に支障を與へず、鹽稅は滿洲國自ら徵收し、外債負擔額だけは南京檢核所に送附すべきことを主張した。これに南京檢核所からは外人ビアーソンを派遣して種々事情を調査するところがあつたが、滿洲國側の所論は理論的に見て極めて妥當であり、且滿洲國側に於ては一步も讓歩するの氣色を見せなかつたので、比較的何等の紛擾をも見ず滿洲國側の主張の儘に解決した。

其後滿洲國に於ては普々と國內諸機關の整備と相俟つて、鹽務署官制、吉黑權運署官制及それに伴ふ諸法令を公布して鹽稅及鹽務行政の整備を計つた。

鹽務署 鹽務署は財政部の管理に屬し鹽稅及鹽務行政に關する事務を掌る。鹽務署は營口に置き、署長、副署長、事務官、屬官、技正の職員を置く。鹽務署の下に榷稅局及製鹽私局を置き、榷稅局は鹽稅の徵收及運送の監督に關する事務を掌り、製鹽私局は製鹽及私私に關する事務を掌る。

(大同元年9月12日敕令第84號(鹽務署)の名稱及位置は經濟通商省の項參照)

吉黑樞運署 吉黑樞運署は財政部の管理に屬し吉林省及黑龍江省に於ける鹽の專賣並に私私に關する事務を掌る。吉黑樞運署は之を新京に置き、署長、副署長、事務官、屬官の職員を置く。吉黑樞運署の下に採運局、鹽倉、私私局及私私隊を置き、採運局は鹽の購買及運送に關する事務を掌り、鹽倉は鹽の販賣及貯蔵に關する事務を掌り、私私局及私私隊は私私に關する事務を掌る。

(大同元年9月12日敕令第85號(經濟通商省)の項參照)

(5) 海關の接收

滿洲國政府は建國後直に滿洲を完全に接收し、關稅自主權を確立すべきところ、應儘に本問題處理せんとし大同元年3月、所期の目的を達するため3月11日非公式に大連を含む全滿海關及其分局は一切之を滿洲國の統制に歸せしめ、輸入稅率及其徵稅法は當分從前のみとし、他而關稅を擔保とする外債の償還に關しては、合理的方法により之を分擔する用意ある事を南京政府に提議した。

然るに南京政府は何等之に應ずることなく、其の各海關を暫動し、關稅收入全部の吸收につとめた。爰に於て滿洲國政府は反省の最後の機會を與ふるため9月9日附を以て、海關制度の維持に對しては最善の努力と極度の忍耐を以て之に臨んで居る事を聲明した。然るに南京政府は滿洲國を認めざる方針の下に滿洲國が如何なる形式の提議をなしても回答の要を認めぬ態度を持し

た。尤も9月18日の滿洲國の關稅自主聲明に關して、南京政府は20日付を以て、日本は滿洲國を傀儡とし東北の海關、鹽稅に干與し、既に哈爾濱、安東、營口各海關の上海送金を停止し更に9月7日より大連海關收入の送金をも停止した。斯くの如きは中國海關制度を根本的に破壞するものであり内外債擔保關係に重大なる打撃を與ふるものであると、猛烈なる反對の態度を持した。次で9月22日總務司メーズ氏は突如大連海關長の罷免を發表するにいたり俄然爆發を見るにいたつた。而して滿洲國は最後の手段たる全滿洲國反滿内各海關の實行接收に着手し、全部滿洲國政府の手に歸せしめて新五色旗を掲揚し、今まで抑留し來つた海關收入はことごとく滿洲國政府に送附せしむる事となつた。其實力接收日は下の通りである。

營口海關	6月26日	滿洲里分關	6月29日
安東海關	6月27日	綏化分關	6月29日
三道河子分關	7月9日	延吉分關	6月29日
大東港海關	7月9日	羅子溝分關	6月29日
浙江海關	7月13日	雙陽海關	6月29日

大連には9月27日滿洲國關稅徵集所の開設となり支那大連海關の機能喪失となつたが、海關接收と異り兩者對立の姿となつたが、元來大連海關設置に關する日支協定は同海關の法律上の地位を定めたもので政治上の實力を保障したものにあらざり、從つて滿洲國が其徵稅事務を開始するは政治的地位には重大な影響なれども、法律上には影響なく且日支協定にも違反するものでないと云ふ建前から、關東廳側では默許した。

9月15日午後3時日本が滿洲國を承認すると同時に滿洲國の對中華民國輸出品並に船舶に對する關稅制度の改正に關する聲明書をドヲモンド國際聯盟事務局長以下諸外國政府及び外交機關に對して對外交總長の名を以て在滿外國使臣には照財政部總長孫財政部次長の名を以て通電を發した。滿洲國はその建國當初に於て諸外國との關稅

並に通商航海關係に就ては當分の中從來の如く制度其の儘を踏襲すべき事を中外に聲明し今日までこれを實行して來た然るに滿洲國はその後裔々新興國家の名實を整備しつつあるのみならず日本國に於ても以上の事實を認めてこれを承認するに至つた今日、關稅並に通商航海關係に於て中華民國を内國と同一に取扱ふことは其の儘これを放置する事能はず、茲に於て滿洲國は今回關稅並に通商航海關係に關し中華民國を嚴然たる外國として取扱ひ從來の雙則的關係を改むる事に決定し大同元年9月25日より次の如く實施する事とした(1)滿洲國より海路又は陸路に依り中華民國に仕向くる物品に對しては現行稅率に依り輸出稅を課す(2)中華民國より海路又は陸路に依り滿洲國に輸入する物品に對しては現行稅率により輸入稅を課す(3)噸稅の附加に就ては中華民國に於て發給せられたる噸稅納稅證書は滿洲國に於てはその効力を有せない。(4)滿洲國諸港と中華民國諸港間の内水航行權はこれを認めず中華民國に於て發給せられた内水航行免狀は滿洲國に於てはその効力を有しない(5)上記實施の爲め山海關その他必要の地點に稅關を設置し徵稅を開始する。滿洲國はこの變革に依り内外商民に不測の損害を蒙らしむる事を避くるが爲め本聲明の日より相當の猶豫期間を置いてこれを實施することにしたが尙上記實施以前に尙主に於て善意に中華民國港以外の港から積出し中華民國の諸港に於て滿洲國諸港に到着する貨物に就ては本聲明の適用上不當の損害を與へない様相當の考慮をなす用意あり尙滿洲國より從來踏襲し來つた水災附加稅はこの機會に撤廢する豫定であつたが、偶々ハルピンを中心とする北滿の水害極めて甚大なるものありこれが救恤復興に多額の基金を要する新事態の發生に遭遇した爲め本附加稅を暫くこれを賑災の目的に對して存置する事とした。

滿洲國は本聲明の日より相當の猶豫期間を置き9月25日より實施した。尙從前より踏襲の水災賦課稅はこの機會から撤廢の豫定であつたが、本年度北滿地方の水害救恤復興の爲めの資金に充當する事となつた。

山海關分關は新計畫のもので、營口海關の分關として9月25日より開設し、熱河方面は設置準備中である。

以上9月15日の本聲明により、從來國內產品として扱はれた支那產品は、外國產として輸出入稅を課せられる事となり、9月25日より何れも徵稅實施を受けるに至つた。

一方南京政府も亦、從來技術上實行困難の爲躊躇しつつあつた滿洲國の海關封鎖を執行することとなり9月23日行政院會議に於て之れが決議を行ひ、在滿支那海關吏に對し現在の海關を撤去し執務を履行し得る場所に移動すべき旨を訓令し、24日財政部長宋子文は滿洲海關封鎖に關する正式聲明を行ひ、關稅は支那本土海關で徵集する旨を告げ關係各國及國際聯盟に通告したのである。

外債擔保負擔額 滿洲國政府が滿洲國內に於ける支那海關を接收するに就ては、外債擔保の負擔に付列國の權益を犯すものでない事を強調した。此の數次の聲明による滿洲國側の外債擔保負擔額は、海關問題の解決上重大事項の一であるが、其算定には確固たる基礎がないのである。元來支那の外債償還に就ては支那全海關收入額中より各年度外債償還割當額を支拂つており、各海關別若くは地域別によつて其負擔額が割當てられてゐるのでない。具體的に示せば昭和8年度に割當てられて支拂つた外債並關稅賠償は、露佛借款8,200,700元、英獨借款9,450,000元、俄英獨借款8,243,000元、關稅賠償18,370,000元、善後借款15,000,000元、合計59,303,000元であるが、この中で滿洲海關が何程の負擔をしたかといふ事は分らない。然し日本政府が海關接收に就て南

京政府と間に親善に當つた際提示したと傳へられる妥協案には、滿洲國の外債擔保負擔額を1千萬海關兩と推定してあるが、之れに對し滿洲國政府は此の割當額を不當としてゐるが、全滿海關總收入を2,500萬海關兩とすれば1,000萬海關兩は其1割に相當したもので、相關約のものとして見られてゐる。因に7月5日メーヌ總稅務司の發表した聲明書には1927—1931年に至る5年間の海關收入平均額は143,048,511海關兩内滿洲國平均額1,991,017海關兩とし、滿洲國の負擔分は17,418,103海關兩に當るとしてゐる。

海關の編制 從來支那に於ける海關組織及隸屬關係は下の通りである。



關員を國籍別とすれば、日、英、米、佛其他23箇國に亘り總數計947名(1931年6月1日現在)に及び、この中日本人109名、英國人442名である。

英國人は總稅務司を始め多數重要な地位を占め、實に英國の一大勢力範圍の觀があるが、英國が支那海關を経営すること80餘年の長日月に及び、此の勢力も當然の事とされてゐる。

日本は北清事變前後僅に兩3人の事務官を採用せしめたに始まり英國に比して立ち後れの觀があつたが、現時は200名に近く比較的優勢であるばかりか、チーフセクレタリーとして總稅務司に次ぐ席をも占めて、あなどるべからざる勢力を有つてゐる。海關の貿易に對する重要性は決して其の適用する稅率のみに止まらず、稅率の運用方法、執務の際に於ける海關吏の心理狀態(所謂手加減)が頗る大なる結果を齎すものなることは一般商人のよく知委せる所である。從來排日運動が各地に熾烈なりしに拘

らず海關に關する限り嚴重に中立態度を保持しつゝありしは、多數邦人官吏の在任に理由する處頗る多いのであつた。

稅關と稅率 1930年度に於ける支那海關統計表によれば稅目は下の如くである。

- 海關稅
- 輸入稅
- 輸出稅
- 沿岸輸入稅
- 内地子口稅
- 噸稅
- 常關稅

この稅目中、沿岸輸入稅及内地子口稅は1931年1月1日より常關稅は6月1日より共に廢止され、噸稅は専ら燈臺及航路標識等の費用に充當されてゐるので内外債の擔保としての稅關中には包含されてゐない。即ち擔保の債務としては

- 輸入稅
- 輸出稅

のみとなつてゐる。而して1902年までは、輸出、輸入稅共に1858年天津條約の結果協定されたゼネラルタリフ(5%標準とす)を適用したが1902年改正輸入稅率(5%を標準とす)の協定されし以來舊ゼネラルタリフは輸出稅にのみ適用されるに至つた。

稅率(1) 輸入稅率 輸入稅は1902年協定された以來5%標準のまま1912年、1915年及び1922年の3回に於て改正され、更に1929年2月1日より5分稅にあらざる所謂差等稅率(最低7分5厘より最高2割5分5厘に至る)を制定した。之等は總て銀建(海關兩)であつたが、1930年2月16日より金建(金單位約邦貨金0.7錢)となし、1931年1月1日より更に稅率を増加し最高5割に達するに至つた(この稅率中には1930年5月16日支關稅協定中の互惠稅目を含んでゐる。かかる互惠稅目中には或者3年間、或者1年間有效である)而して輸入稅は海關の帳簿に於ては之を舊5分稅の部分と其他

の部分とに分けてゐる。又各輸入申告書及び納稅告知書にも關を別にしてあるから、納稅者に於ても5分稅及び附加稅の部分を知る事が出来る。海關に於て斯の如き區別をする必要は舊5分稅率は

- 1895年露佛借款(1931年にて終る)
- 1896年英獨借款(1902年3月にて終る)
- 1898年續英獨借款(1913年にて終る)
- 1901年義和團賠償金(1911年にて終る)
- 以上外債

關稅を擔保とする各種の内債の擔保となり居り5分稅以外の部分は更に各種の内債の擔保となつてゐるからである。

(2) **輸出稅率** 輸出稅は1858年以來1931年5月31日に至るまでは外國向け及び沿岸向け共に適用したが1931年6月1日から海稅率は之を沿岸向けの輸出即ち移出稅に適用し、外國向即ち輸出稅には新に稅率を制定した。この中に舊5分稅に相當する部分は前に輸入稅率下に述べた如く擔保とせる債務の關係上5分稅以外の部分と區別した。但しその方法は輸入稅の場合と異り、各申告書及び納稅告知書には之を區別せず、海關本部に於て之を區別する。而して個々の場合の5分稅と附加額を區別せんとせば全額を7分5厘と看做し2と1との比にて大差はあるまい。尙輸入稅率は銀建である。

(3) **移出稅率** 移出稅及び移出附加稅は共に銀建であつて、1858年以來の稅率を適用してゐる。而して附加稅は移出稅の半額にて1929年2月1日から之を徵收してゐる。擔保の目的には移出稅を5分稅の部分と看做し、附加稅は其他の部分に入れる事になつてゐる。(前附7年8月別)

滿洲國海關收入外債償還率 滿洲國海關收入の外債支拂ひ方法につき滿洲國政府は7月14日外交總長謝介石氏の名で總稅務司および駐支日、英、米、佛、伊公使並に東京の英、米、佛、伊各大使にあて電報で次

の如き聲明書を發した。

滿洲國政府は從來中華民國負擔の海關收入を擔保とする外債は飽くまでこれを尊重し、その償還については合理的方法で分擔する用意あることは累次聲明したる通りなるが、こゝに滿洲國政府はその聲明を具體的事實によつて表明し、かつその償還事務の履行を確實容易ならしむるため本年3月28日以後滿洲國が抑留せる海關收入および今後收入すべき海關收入の中より、本年中華民國が償還すべき外債および賠償金の總額を1931年の滿洲國海關收入額と滿洲を除く支那全土の收入額との比により按分して負擔することとし、この原則に従ひ計算したる滿洲國負擔額と1931年における滿洲海關全體收入との比、即ち千分の215現在抑留せる額および今後の收入に乗じて得た金額に下らない額を確實な外國銀行に積立てることとした。従つて滿洲國は關係債權國または總稅務司の要求ある場合はいつでも負擔部分をきめてこれを積立金よりまた積立金で不足する場合は一般歳入より支拂ひに應ずることを宣言する。

上記聲明の實行として滿洲國政府は3月28日以後6月20日までハルビン、營口、安東、大連の海關に抑留したる2,504,100海關兩中取敢へず51萬海關兩を樺濱正金銀行大連支店へ積立てた。

關稅改正 滿洲國政府の現行輸出入稅率は支那の制度をその基礎とし來つたもので、稅率に就いては不合理極まるものがあり、これが改正に就き各關係營業者をはじめ各種團體より種々陳情があつたが、これが根本的改正は滿洲國建國の際にして國際的に重大なる問題であり、一朝一夕に決し得べきものでなく、且又滿洲國の重要財源たる關稅收入に就ても極めて緊密なる關係にあり、早急なる改正の實現は不可能なる事情にあり、従つて支那の制度をその

まき酒類今日に至つてみるが、この間滿洲國政府でも考究の結果全般的改正はここ當分考慮することとし、逐次最も不合理と認められた數品種につき審議の結果、先づ蜜柑並に林檎の2品に對し従價税率より従價税率に改正、即ち前者従價1割5分、後者従價2割5分に改正し、11月7日滿洲國財政部長より福本税關長宛至急報を以て通函、8日より新税率により實施することとなり、8日朝この旨告示した。即ち

1. 現行税則第302番(林檎)の従價率毎擔金單位2.00が従價2割5分を超ゆることを税關に於て認定したる場合に於ては輸入者の申請により従價2割5分に相當する税額の支拂を以て所定の従價税に替ふることを得。
2. 現行税則第315番(蜜柑)の従價率毎擔金單位2.00が従價1割5分を超ゆることを税關に於て認定したる場合に於ては輸入者の申請により従價の1割5分に相當する税額の支拂を以て所定の従價税に替ふることを得。

即ちこれにより従來支那政府が課更日本産蜜柑を高級品米國産オレンジと同様の取扱ひをなし従價税に換算すれば、8割の高率に當つてゐたもので、林檎も亦税率改正當時高級果實視され高率を課せられたが今日に於ては林檎は日常の常食品として一般化しその價格も1貫匁の錢程度に低下して居り、従價に換算すれば1割以上の禁止的税率となつてゐたもので、當業者方面よりその不合理を指摘し、結局今日の改正となつたものでそれにより内地の蜜柑林檎並に關東州の林檎は非常な好影響をうけ、滿洲國への輸出も過去數年間に於て見ざる盛況を呈するものと豫想される。

(6) 滿洲國彩票

滿洲國財政部に於ては彩票制を取る事に決定し9月1日より施行する事になり、新

京に彩票局を置き各地に代賣所を設け、毎日發賣1票1圓とし總賣上高の5割を彩金とし抽籤に依り當選者に還附し殘部の1割5分を政府の經費とし3割5分を農村救済金とすることに決定した。

彩票條例 大同元年9月22日滿洲國政府の諮詢を経て彩票條例を制定し、公布せしめられた。その内容を抄記すれば下の如くである。政府は益金を以て災害救済費に充當し、又は災害救済基金を造成するため彩票を發行することを得る。彩票を發行せんとするときは財政部總長は其の目的、毎回の發行高、發行號數、1號の價格、得彩金發行期日及抽籤の期日、並に場所、其他必要なる事項を定めてこれを公告する。毎回の得彩金の總額は彩票發行高の100分の50以上である。彩票1號の價は5圓以下とするが、1號を數條に均等分割することは出来る。彩票の當籤は抽籤を以て定める。抽籤は財政部總長に於て立會人3人以上を指定し、公開して行ひ、當籤番號に公告する。得彩金は當籤彩票と引換に財政部總長の指定した場所を所持人に支拂ふ。但し、1號を數條に分割した場合は其の條數に應じ均分して支拂ふ。得彩金は當籤公告の日より5日を経たる後支拂を開始する。得彩金の請求權は支拂開始の日より起算して6月を経過するに依つて消滅する。彩票の汚染若し毀損に依つて其の眞實又は回數地號を鑑別し難いものはこれを無効とする。彩票は財政部總長の指定した代賣人をして引受けしめ販賣せしめる。代賣人には引受金額に應じて手数料を交付するが、その手数料は引受金額の100分の7を超ゆることは出来ない。代賣人は自己の販賣した彩票で當籤したものがあるときは、當籤彩票の所持人から得彩金の100分の3以内を報酬として受けることが出来る。行使の目的を以て彩票を偽造又は變造した者は6月以下の有期徒刑若し拘役又は3千圓以下の罰金に處せら

れる。偽造若し變造と彩票を行使し、又は行使の目的で他人に交付した者も同様である。(大同元年9月22日)

彩票條例施行規則 大同元年9月22日、財政部令第10號を以て彩票條例施行規則は制定公布された。其内容を抄記すれば下の如くである。彩票には回數番號、發行の目的、發行高、每號の價格、抽籤の期日並場所及得彩金の額並に支拂場所を記載し、天災事變其他已むを得ざる事由に因つて抽籤の期日又は場所を變更する必要を生じたる時は其旨を公告する。彩票代賣人は資産信用確實と認むる者に就て財政部總長これを指定する。指定した代賣人の住所氏名及販賣場所を公告する。代賣人を置く地及代賣人の数は財政部總長これを定めて公告する。變更した場合は同様である。代賣人の指定を受けやうとする者は彩票代賣人指定申請書に(イ)身元に関する官公署の證明書(ロ)經歷書、(ニ)資産調書、(ホ)毎回の彩票引受見込高を記載したる書面、(ヘ)販賣場所の位置を示したる略圖を添附して財政部總長に提出する。代賣人の引受けるべき彩票の数は1人には毎回500號を下ることは出来ない。財政部總長は代賣人の毎回に於ける彩票引受責任高を決定して之を通知する。引受責任高を變更した時も亦同様である。代賣人が彩票の販賣を廢止しようとする時、又は彩票引受責任高を變更せんとする時は遅くとも1月前に財政部總長に願出づることを必要とする。代賣人は毎回遅くとも彩票發行期日の3日前に彩票引受高より代賣手数料及得彩金支拂高を控除した金額を滿洲中央銀行に拂込むことを要する。財政部總長は代賣人に就て(イ)彩票の引受高が責任額に達せざるとき、(ロ)所定の期日までに拂込をなさざるとき、(ハ)其他法令に違反し又は財政部總長の命令に違反したるとき、(ニ)不都合の所爲ありたるときは財政部總長は何時にても代賣人の指

定を取消すことを得る。財政部總長は代賣人に對して必要なる命令をなすことを得る。得彩金は1號に付3百圓以上の場合は滿洲中央銀行に於て3百圓未満の場合は當該彩票を販賣した代賣人に於て彩票引換にこれを支拂ふものである。滿洲中央銀行得彩金支拂の請求を受けたる時は當該彩票を販賣した代賣人をして彩票の眞實を鑑定せしめ其の證明を徴することが出来る。

(7) 建國公債

滿洲國に於ては治安維持機關の改善充實、新道路の建設及び北滿水害の復舊等の緊急必要資金調達のため大同元年10月22日星野財政部總務司長、山成滿洲國中央銀行副總裁を日本に出張せしめ日本政府當局及び銀行團と借款に關する折衝をなさしめたが、同氏等が東京に於て關係各方面と再三會見懇談を遂げた結果、11月7日、日本銀行に於て第1回滿金發達聯絡會議開催の結果、(イ)借款名稱は建國公債と稱して今回限りとする。(ロ)目的は治安維持のためとする。(ハ)發行總額は3千萬圓とする。(ニ)引受者は國際シンジケート銀行團とする。(ホ)幹事銀行は日本興業銀行、副幹事銀行は橫濱正金銀行とする。(ヘ)公債は一般に公認する等の條件を以て3千萬圓の借款が成立した。滿洲國政府はこれに關して下の如き聲明書を發表した。

今般滿洲國政府に於ては治安維持の改善、一部の新道路建設及び北滿水災の復舊等の資金に充當するため3千萬圓の借款を起すことに決定したが右借款は比較的少額のみならず急を要する事情に鑑みこれを日本市場に於て公認することとなり11月7日東京において該借款契約の交渉を開始せり、滿洲國政府は將來資金借入れの要ある場合にはいよいよ有利なる條件にて提供せられる限り日本市場のみならず世界各國の市場において右募集

を行ふ意圖なり、特又滿洲國政府は今回借款に對し應募資本家の募集につき日本銀行團との間に調停に談合せる場合には右應募を歓迎する次第なり。

此聲明は外交總長の名をもつて日、英、米、伊、佛の外相に當て聲明書の通牒を發した。

尙滿洲國借款協議會は11月10日午後3時より日本高橋蔵相官邸で開催された。高橋蔵相および内田外相出席、高橋蔵相より滿洲國公債は國家的重要さを持つことであるから是非滿洲國の希望に應じてやつて貰ひたい、なほ同國債はわが公債に準じて取扱ふものであると挨拶あり、ついで内田外相から滿洲國が提供される擔保擔保について外務當局で十分援助するから安心してやつて貰ひたい旨の挨拶があつてシンヂケート團側は別室において協議の結果下の條件により融資することを承諾する旨を言明し12日に至つて調印を了した。

- (イ) 名 稱 滿洲國建國公債
- (ロ) 發行總額 3千萬圓
- (ハ) 利 率 年5分
- (ニ) 期 限 2箇年据置後5箇年間に分割抽籤償還
- (ホ) 發行價格 96圓50錢(最終利廻り5分7厘弱)
- (ヘ) 擔 保 專賣益金をもつて優先的に償還す
- (ト) 元利支拂場所 日本興業銀行本店
- (チ) 賣出時期 12月初旬
- (リ) 第1回證據金 5圓
- (ヌ) 拂込時期 昭和8年1月
- (ル) 手数料 1圓

同公債はその擔保となつてゐる阿片および鴉片の專賣益金によつて2箇年の据置期間経過後の第1年度において200萬圓、第2年度において400萬圓、第3年度において600萬圓、第4年度において800萬圓、第5年度において1千萬圓と分割償還することと

なつてゐること及びわが公債に準ずるものとしては、短期限のものであるにかゝはらず利廻りがよいことなどの諸點から見て投資物件として好個のものであるとともに神國早々ながら洋々たる前途を擁する滿洲國の建國基礎を固める新公債に對する日本國民の熱誠な好意をそまがれるものであるからその發行はすこぶる良好であらうと期待されてゐる。

因に同公債の拂込み期日を明年1月に延期したのは滿洲國の財政上年内に公債拂込み金の全額を必要としないこと、および特に同拂込み金の移動によつて歳末金繰を壓迫しないやう考慮したためである。この結果滿洲國が年内において必要とする治安維持費1千萬圓については、シンヂケート團によつて別に約300萬圓の前貸金を行ひこれと建國公債の申込み證據金150萬圓とをもつてこれを償ふこととなつた。

明年1月建國公債の拂込み後シンヂケートから受取るべき3千萬圓の圓資金とこれを全部シンヂケートに分割預金し滿洲國最初の在外正貨制度を設け右預金を見返りにして銀券發行所要資金とするに内定した。現在滿洲國中央銀行は約6割迄が金準備で之に今度の3千萬圓預金を加算するときは準備預金の約8割迄が金準備となり金爲替本位制に到達すべき段階と觀られる。

發行規定 滿洲國に於ては建國公債の發行規程を大同元年11月19日附國務院令第17號を以て公布したが、その内容は大略下の如くである。

政府は建國公債條例によつて日貨公債 3千萬圓を發行する。本公債の元金は大同4年1月10日迄据置き其後5箇年間に、自大同4年4月11日至大同5年1月10日2百萬圓以上、自大同5年1月11日至大同6年1月10日6百萬圓以上、自大同6年1月11日至大同7年1月10日6百萬圓以上、自大同7年1月11日至大同8年1月10日8百萬圓以上

自大同8年1月11日至大同9年1月10日殘額を償還する。本公債の一部償還は抽籤の方法による。又政府は何時にても本公債の買入消却をなすことが出来る。本公債の元金を償還せんとする金額期日其他必要事項を東京市及大阪市に於て發行する新聞紙各2種以上に廣告する。本公債の發行價格は額面金額百圓について96圓50錢とする。本公債の利率は1箇年100分の5である。本公債の利子は毎年6月1日及12月1日に於て各前6箇月分を支拂ふ。發行及償還の場合に於て6箇月に満たざる時は日割を以て計算する。但し、大同2年6月1日に支拂ふべき利子は額面金額100圓に付1圓95錢9厘5毛とする。本公債の證券は無記名利札付とし百圓、5百圓、1千圓、5千圓及1萬圓の5種とする。本公債の元利金の支拂事務は株式會社日本興業銀行本店に於て之を取扱ふ。本公債の申込期間は大同元年12月1日より3日迄とする。但し、同3日以前と雖もその申込を締切ることある。本公債の應募者は應募額及住所氏名を記載した應募申込書に應募額100圓に付5圓の證據金を添へ之を取扱銀行に提出する。本公債の應募總額發行額を超過するときは各募集申込に對して適宜募入額を定める。本公債の應募者であつて募入せられたるものは第1回募入決定の際募入額百圓につき5圓、第2回大同元年12月2日募入額百圓につき91圓50錢の區別によつて募入額に對する拂込をなす。但し、第1回拂込は證據金を以て之に充當する。募入外となつた應募者の證據金は其の請求に依つて之を還付する。本公債は古黒糖運署益金及阿片專賣公署益金を以て擔保とし元利金は右益金中より優先に之を支拂ふ。本公債は大同元年11月19日より之を施行する。

(8) 大同元年度豫算編成

滿洲國明年度政府豫算は既に閣議の協賛

を経て參議府の諮議を受くるのみとなり、大體は明年度豫算確定せるものと認めて可であらう。財政當局が之に就き發表せる處を摘録すれば大要下の如くである。

今回滿洲國政府の豫算中、歳入總額113,308,055元であり、其の經常部は7,386,000元、臨時部は15,022,055元である。歳出總額は經常部104,452,088元、臨時部は8,825,967元である。

今回の豫算編成に就き政府の根本方針は國家が現在當面せる最緊急事にのみ充當せしむべく目下焦眉の急に在る全國の治安維持の爲めと、財政編成の圓融を圖る爲めと、自體に要する豫算のみを主とせるもので其他の豫算申請額に就いては大約4千萬圓の大削減を敢行し新規要求は殆ど之を認めず大英斷を實行したものである。

何れにせよ今回の豫算は短期日の間に査定編成を了したるを以て相當無理があるのみならず、且つ極度の財政緊縮を圖れる結果之れ又無理を生ずる虞あるを以て之が補充の爲め巨額の準備金を用意せる處に一特長がある。次に軍閥時代に於ける豫算は軍事費として總豫算の8割二分を充當せるにも拘らず、滿洲の軍事豫算は僅かに2割二分たるに過ぎない、従つて行政方面の施設、政策に巨額の費用が振り當てられたこととなる。

仍て滿洲國の國是を實踐するの第一歩を財政政策に於て啓示したものである。

滿洲國の豫算を編成するに當つて、其の當路者をして希望を拘かしめ、従つて滿洲國の將來に對する明るき運命を興ふるものは、國內治安の暫定により、將來滿洲國の財源たる者甚だ夥しく、滿洲國の財政は前途洋々たるもので、必ずしも悲觀すべきものではない。之れを日本の財源、税源の統籌された現状と比較するときは雲泥の差ありと云ふべきである。

滿洲國大同元年度歲入預算書

(經常部及臨時部)

款項	金額
租稅	85,489,000
鹽稅	40,460,000
煙稅	430,000
田賦	16,814,000
出產稅	2,955,000
營業稅	6,213,000
屠宰稅	3,694,000
酒稅	960,000
印花稅	50,000
契稅	1,445,000
酒稅	2,059,000
印花稅	7,172,000
煙稅	1,954,000
煙稅	116,000
煙稅	349,000
煙稅	697,000
官業及官產收入	9,631,000
吉黑兩省運署利益	4,362,000
鴉片專賣利益金	5,000,000
硝磺局利益金	50,000
官有物租金	219,000
雜收入	2,577,000
司法收入	811,000
認可費及手續費	39,000
利息收入	1,000,000
報關金	50,000
雜人	478,000
合計	97,396,000
(臨時部)	
官有物賣出價款	155,000
地基賣出價款	150,000
物品賣出價款	5,000
雜收入	1,372,000
水忠兩濟彩票收入	900,000
醫藥費分擔金	298,000
雜人	174,000
中東鐵道利益金分攤款	2,104,000
中東鐵道利益金分攤款	2,104,000
公債金	12,291,058
補足歲入債款	12,001,058
改修道路債款	290,000
合計	16,922,058
歲入總計	115,308,058

大同元年度歲出預算書

(經常部及臨時部)

款項	金額
執政府費	1,160,000
執政府費	1,150,000
執政府總計	1,160,000
(經常費)	
總務廳	980,117
俸給	331,730
事務費	640,987
購置費	7,500
參議府	197,669
俸給	162,395
事務費	35,284
立法院	256,322
俸給	115,823
事務費	140,499
監察院	352,806
俸給	220,286
事務費	142,220
法制局	189,193
俸給	113,935
事務費	75,113
國庫建設局	259,976
俸給	141,495
事務費	119,430
大同學院	213,446
俸給	17,950
事務費	195,496
省公署費	12,000,000
省公署費	12,000,000
國庫補助及捐助	8,199,100
補助費	4,439,600
捐助費	757,500
各項支出	3,009,494
各項支出	70,454
支付	1,036,000
借入款項利息	1,613,000
國庫準備金	15,000,000
第1準備金	5,000,000
第2準備金	10,000,000
合計(經常部)	57,664,897
(臨時部)	
費	2,500,000
各官衙建築費	760,000
官舍建築費	840,000

款項	金額
道路改修費	290,000
道路改修費	290,000
救恤費	1,787,500
水災救恤費	887,600
窮民救恤費	900,000
慰問費	45,506
北滿出征慰問費	30,000
戰死者慰問費	15,506
委員會費	48,231
精進會費	19,125
救濟委員會費	29,106
臨時國外費	103,630
訪日各費	73,530
訪歐各費	30,000
備品資金費	100,000
國庫負擔費	100,000
特別會計沒入金	
慶祝承迎費	87,000
國家各費	87,000
大同學院支出金	20,000
大同學院支出金	20,000
資政局整理費	51,650
資政局整理費	51,650
合計(臨時部)	5,033,517
總務廳所管總計	42,698,214
(外交部所管)	
款項	金額
(經常部)	
外交本部	441,029
俸給	168,838
事務費	161,886
儲外國人語給	79,655
購置費	30,600
在外公館	142,120
俸給	70,459
事務費	71,661
北滿特派員辦公處費	80,843
俸給	31,951
事務費	48,892
各項支出款	2,900
各項支出款	2,900
合計	668,832
外交部所管總計	668,832

(民政部所管)

款項	金額
(經常部)	
民政本部	1,042,150
俸給	536,745
事務費	480,159
購置費	5,190
警務費	2,200,932
俸給	1,309,454
事務費	362,809
治安費	153,699
購置費	375,000
首都警察費	800,000
首都警察費	800,000
土地局費	101,085
俸給	62,183
事務費	38,900
各項支出款	24,000
各項支出款	24,000
合計	4,168,175
(臨時部)	
傳染病豫防費	116,200
傳染病豫防費	116,200
合計	116,200
民政部所管總計	4,284,375
(興安總署所管)	
款項	金額
(經常部)	
興安總署費	514,183
俸給	191,192
事務費	121,491
購置費	1,500
分省公署費	693,247
俸給	283,610
事務費	233,912
自衛費	176,695
各項支出款	4,600
各項支出款	4,600
合計	1,012,030
興安總署所管總計	1,012,030
(軍政部所管)	
款項	金額
(經常部)	
軍政本部	1,520,000
俸給	432,000

陸軍費	事務費	889,030	合計	24,458,243
軍備費	薪俸給	21,240,000	(臨時部)	
軍需費	辦公費	840,000	水災救済彩票費	562,400
海軍費	軍需費	8,000,000	關東州警察協會捐助金	100,000
薪俸給		600,000	關東州警察協會捐助金	100,000
薪俸給		393,600	合計	662,400
薪俸給		206,400	財政部所管總計	25,120,643
合計		30,000,000	(實業部及交通部所管)	
(臨時部)			次	金額
部限改編及討伐費		1,800,000	(經常部)	
部限改編費		1,800,000	實業本部	430,289
部限光備費		800,000	事務費	231,033
部限光備費		800,000	機密費	750
糧秣廠整理費		400,000	各項支出款	4,300
糧秣廠整理費		400,000	各項支出款	4,300
合計		3,000,000	合計	434,589
軍政部所管總計		33,000,000	實業部所管總計	434,589
(財政部所管)			交通部所管(經常部)	
次	項	金額	交通本部	482,925
(經常部)			事務費	303,441
財政本部		556,395	機密費	178,734
事務費		324,682	機密費	750
機密費		227,933	郵務國家負擔金	660,000
機密費		3,750	郵務特別會計沒入金	650,033
內國稅徵收費		6,955,685	補助費	400,000
稅務監督費		5,386,987	航空輸送補助費	400,000
鹽務署費		1,206,300	各項支出款	4,920
印花及稅票類各費		139,484	各項支出款	4,900
徵稅獎勵金		209,415	合計	1,547,825
機密費		13,500	(臨時部)	
稅關		3,540,000	郵務接收費	10,848
事務費		1,613,996	郵務接收費	10,848
薪俸給		987,114	法規編纂費	3,002
薪俸給		101,695	海軍港灣法規編纂費	3,002
稅關監督費		—	合計	13,850
徵稅獎勵金		118,324	交通部所管總計	1,561,675
各項支出款及貼補費		698,871	(司法部及文敎部所管)	
機密費		20,000	次	金額
渡入債還金		15,386,192	(經常部)	
外債基金		11,000,419	司法本部	387,092
渡入關稅擔保債還外債基金		2,335,773	事務費	190,051
渡入關稅擔保債還外債基金		20,000	機密費	194,641
各項支出款		20,000	機密費	1,500
各項支出款		20,000		

法務費	1,229,859	給	891,613
傳		事務費	337,257
檢察費	839,107	給	555,571
傳		事務費	283,535
刑務費	641,058	給	125,256
傳		事務費	199,849
收		存	316,953
各項支出款	12,000	各項支出款	12,000
合計	3,108,126	合計	3,108,126
司法部所管總計	3,108,126	文敎部所管(經常部)	
文敎本部	627,811	傳	174,135
傳		事務費	92,926
機密費	750	機密費	750
各項支出款	3,700	各項支出款	3,700
合計	271,511	合計	271,511
文敎部所管總計	271,511		

(二) 日本側の財政

概況

沿革 關東廳の財政は大藏省の所管に屬する。いま其沿革を徴するに明治39年關東都督府創立當時の會計は之を臨時事件費より支辨し翌40年3月よりは特別會計となり其歳入及一般會計の補充金を以て歳出に充てる事となり同時に外務省の所管となつた。翌41年5月關東州地方令公布され關東州居民より徴する地方稅其他の收入を以て教育、衛生、勸業等地方住民の福利に關係ある費用を支辨せしむる事となつた。後明治49年6月拓殖局が設置せらるるに及んで外務省所管より大藏省に移り大正2年6月拓殖局廢止の結果再び外務省に復し、大正6年7月拓殖局復活のため又更に大藏省所管となり今日に及んでゐる。

現制 關東廳の歳計は明治40年法律第

17條を以て關東都督府特別會計法が創設され爾來其歳計は歳入及一般會計の補充金によつて維持され今日尙ほ獨立の域に達してない。かく關東廳の歳計は依然として(1)特別會計と(2)地方費會計とより成つてゐるのである。

(1) 特別會計は關東都督府特別會計法によつて制定され之に屬する主なるものは地租、所得稅、酒稅、煙草稅、鹽稅、取引所營業稅、取引等である。

(2) 地方費會計は地方費令に依り其運用方法が定められ關東長官の管理に屬する。専ら地方稅及特許料其他の收入を以て歳入とし、地方費及び地方行政費の支辨に充當せしめてゐる。

租稅 關東廳の租稅は國費に屬するものと地方費に屬するものとある。前者は地租、鹽稅、所得稅、取引所營業稅、取引稅、酒稅及煙草稅、後者は營業稅及雜種稅にして何れも民政署長に於て之を賦課徴收してゐる。

いま最近3年間に於ける賦課の成績狀態を徴するに下表の示す如くである。

(單位円)

種目	昭和5年度	昭和4年度	昭和3年度	
國費	地租	216,539	216,441	216,632
	鹽稅	446,631	393,635	395,156
	所得稅	1,661,259	2,001,750	2,507,607
	取引所營業稅	80,803	5,444	7,077
	酒稅	407,824	323,265	440,885
	煙草稅	650,216	714,950	903,930
計	3,476,386	4,448,366	6,585,168	
地方費	營業稅	1,310,091	525,888	1,399,993
	雜種稅	659,551	—	653,260
計	1,969,642	1,974,254	2,045,258	

(備考) 本稅額は、該年度の測定調査と前年度繰越額にして其年度の收入し又は繰越額を算せる金額とを併せたものである。

特別會計 關東都督府特別會計法に據る租稅其他の收入を徴するに該稅は毎年經常的に之を收納し得る便はあるが然し其反面には管下の發展に伴ふ衛生設備の改善

警察力の充實、教育機関の増設、通信事業の擴張改善、産業の助成開發、其他の施政上緊急にむくを得ざる施設費を要し、其經費

を悉く歳入に俟つこと能はず、年々一般會計より經費の補充を受けてゐる。因に最近3年間の歳入歳出は次の如くである。

特別會計歳入歳出決算三年比較表 (其1) (單位円)

Table with 6 columns: Year, Income, Supplement, Borrowing, etc. Rows for 昭和6, 5, 4 years.

特別會計歳入歳出決算三年比較表 (其2) (單位円)

Table with 7 columns: Year, Regular Income, Temporary Income, etc. Rows for 昭和6, 5, 4 years.

地方費會計 地方費に關する制度は明治40年3月勅令關東州地方費令に則り現在の主要收入種目は地方税、地方費に於て管理する事業及財産の收入並に雑收入等にして始政當時は特別會計より補助を受けて來たが大正5年度以降は收入増加の爲補助を中止するに至つた。次に支出は會村事務費、教育費、衛生費、勸業費、養繕土木費、養繕

物費及び地方費、取扱費等に充てられるものである。

地方會計の目的は、地方收入を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辨せむとするものである。

いま最近3年間に於ける地方費會計收入及び支出状態を一括して示せば次表の如くである。

地方費會計收入支出決算三年比較表 (單位円)

Table with 7 columns: Year, Regular Income, Temporary Income, etc. Rows for 昭和6, 5, 4 years.

昭和7年度關東廳特別會計預算

Table showing budget details for 昭和7年度, including income and expenditure categories.

Table listing various financial items and their amounts, including 專賣局, 海防局, etc.

昭和7年度地方費收入預算

Table showing estimated local expenditure income for 昭和7年度, including 經常部, 地方收入, etc.

昭和7年度地方費支出預算

Table showing estimated local expenditure for 昭和7年度, including 經常部, 會社事務費, etc.

官有財産 明治28年9月日露講和條約締結せらるるや我が邦は同條約第6條に依り清國在來の官有地を始め、露國が關東州租借以來親意之が經營の爲買收せる土地及其建設建物等一切を繼承し、之に戰役當時没收に依り官有に歸屬せるものを加へ都府府創設當時既に膨大なる官有土地建物を組成した。其後廳務の擴張充實に伴ひ累年土地建物の買收並に建物の築造行はれ更に土地調査の結果、官有土地の區分も明瞭となり廣大なる土地が官有に編入された。

最近に於ける所有財産は土地 23,770 萬餘坪、家屋 23,977 坪、船舶 30 隻にして之が價格は土地 12,742 萬圓、家屋 (工作物を含む) 238 萬圓、船舶 15 萬圓である。

尚ほ此の外に官有土地建物の貸付申の土地(その中には山林を含む)及び家屋ありその6年度貸下料 123 萬圓、又土地建物拂下代 7 萬圓餘を示してゐる。(6年度末現在)

(三) 自治體の財政

(1) 市の財政

概況 市には収益を生ずる財産少く使用料及手数料等其他の收入も僅少なる爲、市經費の大部分は大連、旅順兩市共之を課税に俟たなければならぬ。市税として賦課し得るものは戸別割、關東州地方税附加税及特別税の3種にて戸別割は市歳入中の主位を占めてゐる。

現制 戸別割は市内に於て一戸を構ふる者一戸を構へざるも獨立の生計を營む者又は營業所を有する法人に對し其資産所得及生計又は營業状態を斟酌し等差を設けて之を賦課してゐる。

附加税は關東州地方税、雜種税中動産に關する權利取得税に對し其百分の50を附加して臨時之を徵收し、市税特別税は大連市に於ては貸家税、諸車使用税、遊興税、旅順市に於ては出張費税を徵收してゐる。

市税の内容 大連市に於ける市税の内容を徴するに下の6種に分れ(1)戸別割60,996圓(2)不動産取得税附加税 20,000圓(3)特別税貸家税 13,376圓(4)特別税諸車使用税 25,344圓(5)特別税遊興税 65,000圓(6)不動産に対する権利取得附加税 500圓

以上合計725,216圓を計上してゐる。次に旅順市の市税は戸別割73,381圓、特別税出張費税 400圓、合計73,781圓を計上してゐる。(昭和7年度豫算に據る)かく市税の主なるものが戸別税であり従つて之が賦課率は直接市民と密接なる關係を有する。

大連市歳入歳出

項	目	昭和5年度決算	昭和6年度決算	昭和7年度豫算		
		円	円	円		
歳入	經常部	使用料及手数料	178,614	192,199	191,241	
		使東應補助	40,740	35,900	35,900	
		國庫補助	56,750	76,598	21,100	
		雜收	405	1,770	1,000	
		特別税貸家税	101,703	124,034	102,166	
		特別税諸車使用税	765,169	646,192	725,216	
		特別税遊興税	7,690	7,011	7,011	
		計	1,151,071	1,093,674	1,082,634	
		臨時部	入金	—	2,058	—
			雑收	—	700	700
計	—	8,578	—			
合	計	1,151,071	1,105,012	1,083,334		
歳出	經常部	社費	140	160	160	
		市會費	164,580	169,268	179,462	
		高等女學校	17,237	17,194	18,553	
		實業學校	103,747	101,505	112,115	
		小學校	34,905	31,073	37,320	
		小學校	102,915	100,075	127,814	
		小學校	28,936	26,829	33,628	
		小學校	4,503	4,450	3,850	
		社會事業	239,026	218,726	234,470	
		社會事業	17,251	19,280	19,133	
臨時部	經常部	給教市公屋	27,642	26,354	25,903	
		水地場園	7,666	11,439	12,674	
		火葬場	18,245	17,318	17,495	
		火葬場	13,006	13,545	13,317	
		火葬場	21,443	20,141	21,072	
		火葬場	8,801	8,644	9,337	
		火葬場	19,295	23,054	26,920	
		火葬場	3,957	3,116	4,644	
		火葬場	31,944	23,180	21,800	
		火葬場	—	—	10,000	
臨時部	經常部	火葬場	—	20,000	20,000	
		火葬場	865,248	868,571	999,667	
		火葬場	15,793	22,813	16,214	
		火葬場	70,853	46,183	10,093	
		火葬場	32,535	32,330	34,350	
		火葬場	—	5,774	9,984	
		火葬場	2,420	5,160	—	
		火葬場	6,999	—	6,650	
		火葬場	—	—	5,167	
		火葬場	450	—	—	
臨時部	計	—	2,583	1,219		
合	計	128,890	114,645	83,687		
合	計	894,259	973,217	1,083,334		

大連市特別會計歳入出決算 (昭和6年度)

種別	歳入		歳出	
	項目	金額	項目	金額
基本財産	附入金	5,714	基本財産造成費	5,391
	計	5,714	計	5,391
恩賜基本財産	附入金	569	基本財産造成費	599
	計	599	計	599
市營住宅經營	貸收	130,045	修繕費	18,948
	計	151,128	債費	16,455
賃	賃收	4,554	債費	192,447
	計	285,727	計	7,011
賃	賃收	162,307	賃費	234,862
	計	162,307	計	127,491

天連市特別會計歳入出決算 (昭和7年度)

種別	歳入		歳出	
	項目	金額	項目	金額
基本財産	附入金	6,908	基本財産造成費	12,274
	計	200	計	12,274
恩賜基本財産	附入金	5,165	修繕費	45
	計	708	基本財産造成費	363
市營住宅	貸收	200	修繕費	16,776
	計	908	債費	16,461
賃	賃收	145,851	債費	93,548
	計	60,000	計	7,011
賃	賃收	4,750	賃費	6,805
	計	210,601	計	140,601
賃	賃收	195,126	賃費	195,126
	計	195,126	計	195,126
吏員退職死亡給與金	給與金	20,000	退職給與金	21,195
	計	1,000	計	21,195

(備考) 本表は円以下を切捨てた。

旅順市歳入歳出

項	目	昭和5年度決算	昭和6年度決算	昭和7年度豫算
		円	円	円
經常部	市使用料及手数料	63,095	57,947	73,381
	特別税貸家税	15,038	11,770	12,383
	特別税諸車使用税	23,201	22,029	21,393
	特別税遊興税	43	22	70
	特別税	8,497	7,712	500
	計	109,847	99,479	108,041